令和７年第２回定例会会議録

令和７年第２回菊池市議会定例会会期日程表（会期22日間）

月　　日	曜日	区　分	日　　程
６月13日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙・議案上程・提案理由説明
６月14日	土	休　会	（市の休日）
６日15日	日	休　会	（市の休日）
６月16日	月	休　会	議案調査
６月17日	火	休　会	議案調査
６月18日	水	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
６月19日	木	本会議	一般質問
６月20日	金	本会議	一般質問
６月21日	土	休　会	（市の休日）
６月22日	日	休　会	（市の休日）
６月23日	月	本会議	一般質問
６月24日	火	休　会	議案調査
６月25日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
６月26日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
６月27日	金	休　会	議事整理
６月28日	土	休　会	（市の休日）
６月29日	日	休　会	（市の休日）
６月30日	月	休　会	議事整理
７月１日	火	委員会	予算決算常任委員会
７月２日	水	休　会	議事整理
７月３日	木	休　会	議事整理
７月４日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和７年　第２回菊池市議会定例会会議録（目次）

６月13日（金曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第１号…… 21
２．本日の会議に付した事件…… 22
３．出席議員氏名…… 24
４．欠席議員氏名…… 25
５．説明のため出席した者の職氏名…… 25
６．事務局職員出席者…… 26
７．開　会…… 27
８．開　議…… 29
９．日程第１　議席の一部変更…… 29
10．日程第２　議席の指定…… 29
11．日程第３　会議録署名議員の指名…… 30
12．日程第４　会期の決定…… 30
13．日程第５　議事第３号　選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙…… 30
14．日程第６　議事第35号から議案第38号まで一括上程・説明・質疑…… 31
討論（議案第36号）…… 36
東奈津子議員討論…… 36
採決（議案第35号、議案第37号、議案第38号）…… 37
採決（議案第36号）…… 37
15．日程第７　議事第39号から議案第47号まで一括上程・提案理由説明…… 37
休　憩…… 50
開　議…… 50
議案説明…… 50
16．日程第８　議案第48号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 55
17．日程第９　議案第49号から議案第51号まで一括上程・説明…… 56
質疑（議案第51号）…… 57
荒木崇之議員質疑…… 57
○開田智浩総務部長答弁…… 58
討論・採決…… 58
18．日程第10　議案第52号　上程・説明・質疑…… 59
討論…… 60
荒木崇之議員討論…… 60

採決…… 60
19. 日程第11　議案第53号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 60
20. 日程第12　議案第54号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 62
21. 日程第13　議案第55号から議案第57号まで一括上程・説明・質疑
・討論・採決…… 63
22. 日程第14　議案第58号から議案第61号まで一括上程・説明…… 65
23. 日程第15　報告第３号から報告第７号まで一括上程・報告・質疑…… 66
24. 日程第16　陳情第１号上程…… 68
25. 日程通告　散会…… 69

６月14日（土曜日）　休　会

６月15日（日曜日）　休　会

６月16日（月曜日）　休　会

６月17日（火曜日）　休　会

６月18日（水曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第２号…… 73
２．本日の会議に付した事件…… 73
３．出席議員氏名…… 73
４．欠席議員氏名…… 74
５．説明のため出席した者の職氏名…… 74
６．事務局職員出席者…… 74
７．開　議…… 75
８．日程第１　質疑（議案第39号、議案第43号）…… 75
東奈津子議員質疑…… 75
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 76
○松永哲也経済部長答弁…… 76
東奈津子議員質疑…… 76
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 77
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 77
９．日程第２　委員会付託…… 77
10. 日程通告　散会…… 78

６月18日（水曜日）　予算決算常任委員会

６月19日（木曜日）　本会議　　**頁**

１．議事日程第３号…… 81
２．本日の会議に付した事件…… 81
３．出席議員氏名…… 81
４．欠席議員氏名…… 81
５．説明のため出席した者の職氏名…… 82
６．事務局職員出席者…… 82
７．開　議…… 83
８．日程第１　一般質問…… 83
（１）泉田栄一朗議員質問…… 83
「菊池氏遺跡について」…… 83
○前川幸輝教育部長答弁…… 84
泉田栄一朗議員質問…… 84
○前川幸輝教育部長答弁…… 84
泉田栄一朗議員質問…… 85
○前川幸輝教育部長答弁…… 85
（２）泉田栄一朗議員質問…… 85
「木下韡村跡地について」…… 85
○前川幸輝教育部長答弁…… 86
泉田栄一朗議員質問…… 86
○前川幸輝教育部長答弁…… 87
泉田栄一朗議員質問…… 87
○音光寺以章教育長答弁…… 87
（３）泉田栄一朗議員質問…… 87
「花房さくら坂公園及び周辺の整備について」…… 88
○久川知己建設部長答弁…… 88
泉田栄一朗議員質問…… 89
○久川知己建設部長答弁…… 90
（４）泉田栄一朗議員質問…… 90
「菊池米の生産力アップについて」…… 90
○松永哲也経済部長答弁…… 90
泉田栄一朗議員質問…… 91
○松永哲也経済部長答弁…… 92

（５）泉田栄一朗議員質問…… 92
「詐欺被害対策について」…… 92
○開田智浩総務部長答弁…… 93
泉田栄一朗議員質問…… 93
○開田智浩総務部長答弁…… 93
休　憩…… 95
開　議…… 95
（１）緒方哲郎議員質問…… 95
「本市農業について」…… 95
○松永哲也経済部長答弁…… 97
緒方哲郎議員質問…… 98
○松永哲也経済部長答弁・訂正…… 98
緒方哲郎議員質問…… 99
○松永哲也経済部長答弁…… 100
緒方哲郎議員質問…… 100
○松永哲也経済部長答弁…… 101
緒方哲郎議員質問…… 102
○松永哲也経済部長答弁・訂正…… 103
緒方哲郎議員質問…… 104
○江頭実市長答弁…… 105
（２）緒方哲郎議員質問…… 106
「小学校の通学路について」…… 106
○前川幸輝教育部長答弁・訂正…… 107
緒方哲郎議員質問…… 107
○前川幸輝教育部長答弁…… 108
緒方哲郎議員質問…… 108
○前川幸輝教育部長答弁…… 109
昼食休憩…… 109
開　議…… 109
（１）島春代議員質問…… 110
「大規模災害への備えについて」…… 110
○開田智浩総務部長答弁…… 110
島春代議員質問…… 111
○開田智浩総務部長答弁…… 112

島春代議員質問…… 113
○開田智浩総務部長答弁…… 114
島春代議員質問…… 115
○開田智浩総務部長答弁…… 116
（２）島春代議員質問…… 116
「小１の壁について」…… 117
○前川幸輝教育部長答弁…… 118
島春代議員質問…… 119
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 119
○前川幸輝教育部長答弁…… 120
休　憩…… 121
開　議…… 121
（１）後藤英夫議員質問…… 121
「本市におけるカーボン・オフセットについて」…… 122
○髙島英輔市民環境部長答弁・訂正…… 123
後藤英夫議員質問…… 124
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 125
（２）後藤英夫議員質問…… 125
「北宮館跡について」…… 125
○前川幸輝教育部長答弁…… 126
後藤英夫議員質問…… 126
○音光寺以章教育長答弁…… 127
（３）後藤英夫議員質問…… 127
「大琳寺・北宮・深川の道路整備について」…… 128
○久川知己建設部長答弁…… 129
後藤英夫議員質問…… 129
○久川知己建設部長答弁…… 129
（４）後藤英夫議員質問…… 130
「電線類地中化について」…… 130
○久川知己建設部長答弁…… 131
後藤英夫議員質問…… 131
○久川知己建設部長答弁…… 132
○松永哲也経済部長答弁…… 132
９．日程通告　散会…… 133

６月20日（金曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第４号…… 137
２．本日の会議に付した事件…… 137
３．出席議員氏名…… 137
４．欠席議員氏名…… 137
５．説明のため出席した者の職氏名…… 138
６．事務局職員出席者…… 138
７．開　議…… 139
８．日程第１　一般質問…… 139
（１）田中教之議員質問…… 139
「子育て支援について」…… 139
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 140
田中教之議員質問…… 140
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 141
田中教之議員質問…… 142
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 143
田中教之議員質問…… 144
○江頭実市長答弁…… 145
（２）田中教之議員質問…… 146
「消防団について」…… 146
○開田智浩総務部長答弁…… 147
田中教之議員質問…… 148
○開田智浩総務部長答弁…… 149
田中教之議員質問…… 149
○江頭実市長答弁…… 150
休　憩…… 150
開　議…… 150
（１）本藤潔議員質問…… 151
「学校給食について」…… 151
○前川幸輝教育部長答弁・訂正…… 152
本藤潔議員質問…… 152
○前川幸輝教育部長答弁…… 153
本藤潔議員質問…… 153

○前川幸輝教育部長答弁…… 154
本藤潔議員質問…… 154
○前川幸輝教育部長答弁…… 155
本藤潔議員質問…… 155
○前川幸輝教育部長答弁…… 155
本藤潔議員質問…… 156
○前川幸輝教育部長答弁…… 156
（２）本藤潔議員質問…… 156
「包括連携協定による民間活用について」…… 157
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 157
○開田智浩総務部長答弁…… 158
○松永哲也経済部長答弁…… 158
本藤潔議員質問…… 158
○開田智浩総務部長答弁…… 159
本藤潔議員質問…… 160
○前川幸輝教育部長答弁…… 160
本藤潔議員質問…… 161
○江頭実市長答弁…… 162
昼食休憩…… 162
開　議…… 162
（１）安武睦夫議員質問…… 163
「地域新電力（自治体新電力）の活用について」…… 163
○開田智浩総務部長答弁…… 165
安武睦夫議員質問…… 166
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 166
○前川幸輝教育部長答弁…… 167
安武睦夫議員質問…… 167
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 169
安武睦夫議員質問…… 169
○江頭実市長答弁…… 170
（２）安武睦夫議員質問…… 171
「菊池市における医療体制の課題について」…… 171
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 172
安武睦夫議員質問…… 173

○古吉京子健康福祉部長答弁…… 174
安武睦夫議員質問…… 175
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 176
○前川幸輝教育部長答弁…… 176
安武睦夫議員質問…… 177
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 177
安武睦夫議員質問…… 178
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 178
安武睦夫議員質問…… 179
○江頭実市長答弁…… 179
休　憩…… 181
開　議…… 181
（１）東奈津子議員質問…… 181
「ＰＦＡＳ対策について」…… 181
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 182
東奈津子議員質問…… 182
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 183
東奈津子議員質問…… 184
○松永哲也経済部長答弁・訂正…… 185
東奈津子議員質問…… 185
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 186
東奈津子議員質問…… 186
○江頭実市長答弁…… 187
（２）東奈津子議員質問…… 188
「学校給食費について」…… 188
○前川幸輝教育部長答弁…… 189
東奈津子議員質問…… 189
○音光寺以章教育長答弁…… 190
東奈津子議員質問…… 191
○前川幸輝教育部長答弁…… 191
東奈津子議員質問…… 192
○音光寺以章教育長答弁…… 192
９．日程通告　散会…… 194

６月21日（土曜日）　休　会

６月22日（日曜日）　休　会

６月23日（月曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第５号…… 197
２．本日の会議に付した事件…… 197
３．出席議員氏名…… 198
４．欠席議員氏名…… 198
５．説明のため出席した者の職氏名…… 199
６．事務局職員出席者…… 199
７．開　議…… 200
８．日程第１　一般質問…… 200
（１）二ノ文伸元議員質問…… 200
「市政について」…… 200
○久川知己建設部長答弁…… 201
○松永哲也経済部長答弁…… 201
○前川幸輝教育部長答弁…… 202
○開田智浩総務部長答弁…… 203
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 204
○江頭実市長答弁…… 205
二ノ文伸元議員質問…… 205
○久川知己建設部長答弁…… 205
○松永哲也経済部長答弁…… 206
○前川幸輝教育部長答弁…… 207
○開田智浩総務部長答弁…… 207
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 207
二ノ文伸元議員質問…… 208
○江頭実市長答弁…… 209
休　憩…… 210
開　議…… 210
（１）福島英徳議員質問…… 210
「有害鳥獣対策について」…… 211
○松永哲也経済部長答弁…… 211
福島英徳議員質問…… 212

○松永哲也経済部長答弁…… 213
福島英徳議員質問…… 214
○松永哲也経済部長答弁…… 214
福島英徳議員質問…… 214
休　憩…… 214
開　議…… 214
○松永哲也経済部長答弁…… 215
福島英徳議員質問…… 215
休　憩…… 215
開　議…… 215
○江頭実市長答弁…… 215
福島英徳議員質問…… 216
○松永哲也経済部長答弁…… 216
福島英徳議員質問…… 217
○松永哲也経済部長答弁…… 217
福島英徳議員質問…… 218
○松永哲也経済部長答弁…… 218
（２）福島英徳議員質問…… 218
「竜門ダムの利活用について」…… 218
○松永哲也経済部長答弁…… 219
福島英徳議員質問…… 219
○松永哲也経済部長答弁…… 220
福島英徳議員質問…… 220
○松永哲也経済部長答弁…… 220
福島英徳議員質問…… 221
休　憩…… 221
開　議…… 221
○前川幸輝教育部長答弁…… 222
福島英徳議員質問…… 222
○松永哲也経済部長答弁…… 222
福島英徳議員質問…… 223
休　憩…… 224
開　議…… 224
○江頭実市長答弁…… 224

昼食休憩…… 225
開　議…… 225
（1）荒木崇之議員質問…… 225
「水道局が発注する工事について」…… 226
○江頭実市長答弁…… 227
荒木崇之議員質問…… 228
○開田智浩総務部長答弁…… 230
○江頭実市長答弁…… 230
荒木崇之議員質問…… 231
○田代誠也水道局長答弁…… 232
○開田智浩総務部長答弁…… 232
荒木崇之議員質問…… 232
○田代誠也水道局長答弁…… 234
○開田智浩総務部長答弁…… 235
○江頭実市長答弁…… 235
荒木崇之議員質問…… 235
○開田智浩総務部長答弁…… 236
○江頭実市長答弁…… 236
（2）荒木崇之議員質問…… 236
「図書館の会計年度任用職員の採用について」…… 237
○前川幸輝教育部長答弁…… 237
荒木崇之議員質問…… 238
○前川幸輝教育部長訂正・答弁…… 239
荒木崇之議員質問…… 239
○前川幸輝教育部長答弁…… 240
休　憩…… 241
開　議…… 241
（1）木下雄二議員質問…… 241
「道路整備について」…… 241
○久川知己建設部長答弁…… 243
（2）木下雄二議員質問…… 244
「行政区合併について」…… 244
○開田智浩総務部長答弁…… 244
（3）木下雄二議員質問…… 245

「ふるさと納税について」…… 246
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 246
木下雄二議員質問…… 247
○江頭実市長答弁…… 247
（４）木下雄二議員質問…… 248
「菊池市公共施設等総合管理計画について」…… 248
○前川幸輝教育部長答弁…… 249
（５）木下雄二議員質問…… 249
「九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区への対応について」…… 250
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 250
休　憩…… 251
開　議…… 251
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 251
木下雄二議員質問…… 251
○江頭実市長答弁…… 252
（６）木下雄二議員質問…… 252
「国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業について」…… 252
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 254
木下雄二議員質問…… 254
○江頭実市長答弁…… 255
休　憩…… 256
開　議…… 256
９．日程第２　議案第62号から議案第64号まで一括上程・説明…… 256
質疑…… 258
荒木崇之議員質疑（議案第63号、議案第64号）…… 258
○前川幸輝教育部長答弁…… 259
○久川知己建設部長答弁…… 259
荒木崇之議員質疑（議案第63号、議案第64号）…… 260
○前川幸輝教育部長答弁…… 260
東奈津子議員質疑（議案第62号）…… 261
○前川幸輝教育部長答弁…… 261
東奈津子議員質疑（議案第62号）…… 262
○前川幸輝教育部長答弁…… 262
委員会付託…… 262

10. 日程第３　報告第８号から報告第15号まで一括上程・報告…… 262
11. 日程第４　報告第16号及び報告第17号一括上程・報告…… 266
質疑…… 267
安武睦夫議員質疑…… 267
○久川知己建設部長答弁…… 268
安武睦夫議員質疑…… 268
○久川知己建設部長答弁…… 268
安武睦夫議員質疑…… 268
○久川知己建設部長答弁…… 268
12. 日程通告　散会…… 269

６月24日（火曜日）　休　会
６月25日（水曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
６月26日（木曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
６月27日（金曜日）　休　会
６月28日（土曜日）　休　会
６月29日（日曜日）　休　会
６月30日（月曜日）　休　会
７月１日（火曜日）　予算決算常任委員会
７月２日（水曜日）　休　会
７月３日（木曜日）　休　会

７月４日（金曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第６号…… 273
２．本日の会議に付した事件…… 273
３．出席議員氏名…… 274
４．欠席議員氏名…… 274
５．説明のため出席した者の職氏名…… 274
６．事務局職員出席者…… 275
７．開　議…… 276

８．日程第１　各常任委員長報告…… 276
・総務文教常任委員長報告…… 276
・福祉厚生常任委員長報告…… 278
・経済建設常任委員長報告…… 280
・予算決算常任委員長報告…… 282
質疑…… 286
討論（議案第39号、議案第41号～議案第43号、議案第45号）…… 286
（１）東奈津子議員討論…… 286
（２）荒木崇之議員討論…… 288
採決（議案第40号、議案第44号、議案第46号、議案第47号、
議案第58号～議案第64号）…… 289
採決（議案第39号）…… 289
採決（議案第41号）…… 289
採決（議案第42号）…… 290
採決（議案第43号）…… 290
採決（議案第45号）…… 290
討論（陳情第１号）…… 290
（１）東奈津子議員討論…… 290
（２）古田浩敏議員討論…… 291
採決（陳情第１号）…… 291
９．日程第２　議案第65号　上程・説明…… 291
休　憩…… 293
開　議…… 293
質疑・討論・採決…… 293
10．日程第３　議員提出議案第４号及び議員提出議案第５号一括上程・説明
・質疑・討論・採決…… 293
11．日程第４　議員提出議案第６号　上程・説明…… 295
質疑…… 296
安武睦夫議員質疑…… 296
古田浩敏議員答弁…… 296
安武睦夫議員質疑…… 296
古田浩敏議員答弁…… 296
討論…… 297
（１）安武睦夫議員討論…… 297

（２）福島英徳議員討論…… 298
（３）東奈津子議員討論…… 298
（４）稲継智康議員討論…… 299
（５）木下雄二議員討論…… 299
（６）荒木崇之議員討論…… 300
採決…… 301
12. 日程第５　決議案第１号　上程・説明…… 301
質疑…… 302
田中教之議員質疑…… 303
木下雄二議員答弁…… 303
田中教之議員質疑…… 303
木下雄二議員答弁…… 303
田中教之議員質疑…… 303
木下雄二議員答弁…… 304
討論…… 304
（１）田中教之議員討論…… 304
（２）荒木崇之議員討論…… 304
（３）二ノ文伸元議員討論…… 305
採決…… 306
13. 日程第６　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について…… 306
14. 閉　会…… 307

第　1　号

6 月 13 日

令和７年第２回菊池市議会定例会

議事日程　第１号

令和７年６月13日（金曜日）午前10時開議

第１　議席の一部変更
第２　議席の指定
第３　会議録署名議員の指名
第４　会期の決定
第５　議事第３号　選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
第６　議案第35号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市税条例の一部を改正する条例）
議案第36号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第37号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度菊池市一般会計補正予算 第13号）
議案第38号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第６号）
一括上程・説明・質疑・討論・採決
第７　議案第39号　菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号　菊池市犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第41号　菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号　菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号　菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号　菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第１号）
議案第46号　令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第47号　令和７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
一括上程・説明
第８　議案第48号　副市長の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
第９　議案第49号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第50号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第51号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
一括上程・説明・質疑・討論・採決
第10　議案第52号　監査委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
第11　議案第53号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
第12　議案第54号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
第13　議案第55号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第56号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第57号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
一括上程・説明・質疑・討論・採決
第14　議案第58号　財産の取得について
議案第59号　財産の取得について
議案第60号　市道路線の廃止について
議案第61号　市道路線の認定について
一括上程・説明
第15　報告第３号　継続費繰越計算書について
報告第４号　繰越明許費繰越計算書について
報告第５号　継続費繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）
報告第６号　繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）
報告第７号　専決処分の報告について（公用車車両事故）
一括上程・報告・質疑
第16　陳情第１号　新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書
上程

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　議席の一部変更

日程第２　議席の指定
日程第３　会議録署名議員の指名
日程第４　会期の決定
日程第５　議事第３号　選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
日程第６　議案第35号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市税条例の一部を改正する条例）
議案第36号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第37号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度菊池市一般会計補正予算 第13号）
議案第38号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第６号）
一括上程・説明・質疑・討論・採決
日程第７　議案第39号　菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号　菊池市犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第41号　菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号　菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号　菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号　菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第１号）
議案第46号　令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第47号　令和７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
一括上程・説明
日程第８　議案第48号　副市長の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第９　議案第49号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第50号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第51号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10　議案第52号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第11　議案第53号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第12　議案第54号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第13　議案第55号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第56号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第57号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第14　議案第58号　財産の取得について

議案第59号　財産の取得について

議案第60号　市道路線の廃止について

議案第61号　市道路線の認定について

一括上程・説明

日程第15　報告第３号　継続費繰越計算書について

報告第４号　繰越明許費繰越計算書について

報告第５号　継続費繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）

報告第６号　繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）

報告第７号　専決処分の報告について（公用車車両事故）

一括上程・報告・質疑

日程第16　陳情第１号　新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書

上程

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	城	太志郎
２番	本藤	潔
３番	安武	睦夫
４番	稲継	智康
５番	古田	浩敏
６番	島	春代
７番	大山	宝治
８番	田中	教之

9番	福島英徳
10番	緒方哲郎
11番	後藤英夫
12番	東　奈津子
13番	水上隆光
14番	猿渡美智子
15番	荒木崇之
16番	工藤圭一郎
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲

水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

午前10時00分　開会

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和７年第２回菊池市議会定例会を開会します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

初めに、議員の辞職により１人ずつ欠員となっていた総務文教常任委員会及び予算決算常任委員会の委員の選任については、去る４月13日執行の菊池市議会議員補欠選挙において、当選されました城太志郎議員を指名しておりますので、御報告いたします。

次に、４月10日に、第287回熊本県市議会議長会が八代市で開催されました。会務の報告並びに九州市議会議長会提出議案に「路線バス等の地域公共交通維持のための財政支援について」及び「中九州地域の交通網の整備促進について」の２議案が全会一致で採択されました。

また、４月24日に、大分市で第100回九州市議会議長会定期総会、５月19日には、第54回全国温泉所在都市議会議長会総会及び第288回熊本県市議会議長会、翌５月20日には、第101回全国市議会議長会定期総会がそれぞれ東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類により御承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和７年４月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、御報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、御承諾いただきたいと思っています。

ここで、全国市議会議長会より、工藤圭一郎議員が市議会議員として15年、荒木崇之議員が市議会議員として10年、市政の発展に努められました功績に対し、表彰状が贈呈されております。

ただいまから、表彰状を伝達いたしますので、工藤圭一郎議員、荒木崇之議員は前にお進みください。

（表彰状の伝達　　伝達後、議長席へ）

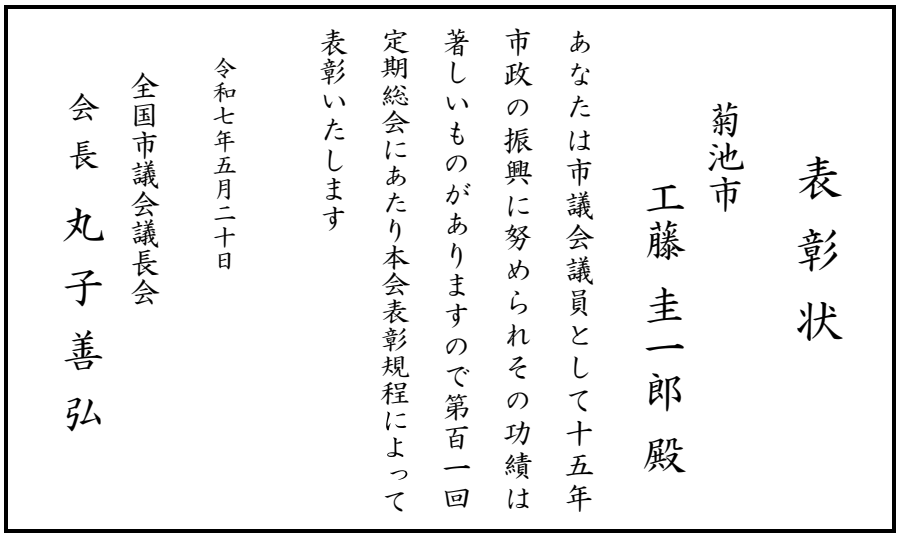

表彰状

菊池市
工藤 圭一郎 殿

あなたは市議会議員として十五年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第百一回
定期総会にあたり本会表彰規程によって
表彰いたします

令和七年五月二十日

全国市議会議長会
会長 丸子善弘

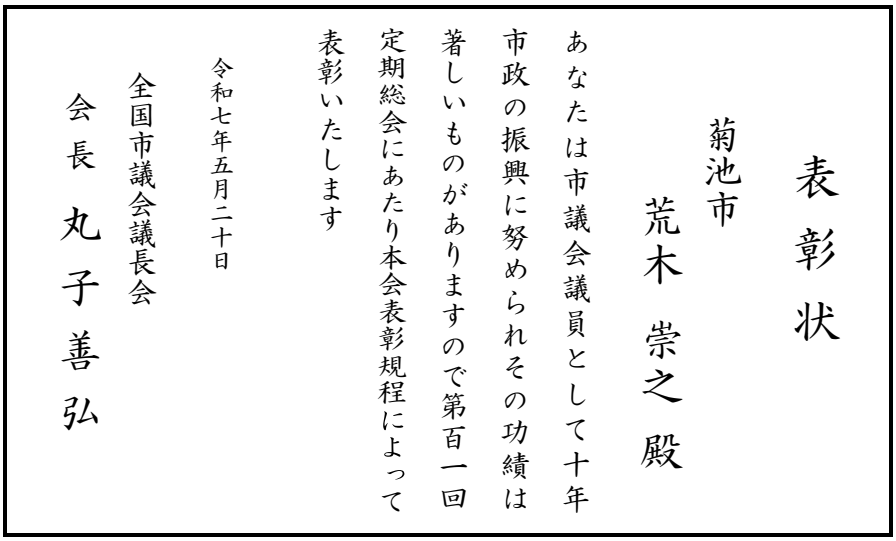

表彰状

菊池市
荒木 崇之 殿

あなたは市議会議員として十年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第百一回
定期総会にあたり本会表彰規程によって
表彰いたします

令和七年五月二十日

全国市議会議長会
会長 丸子善弘

○水上隆光　議長　　受賞されました工藤議員、荒木議員には、本席から重ねてお祝いを申し上げます。

誠におめでとうございました。

最後に、全国市議会議長会より、私、水上隆光が、国会対策委員会委員としての功績に対し、感謝状を受けましたので、御報告いたします。

感謝状

菊池市

水上 隆光 殿

あなたは全国市議会議長会国会対策委員会委員として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので第百一回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します

令和七年五月二十日

全国市議会議長会

会長 丸子 善弘

○水上隆光　議長　　以上で、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前10時05分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第１　議席の一部変更

○水上隆光　議長　　日程第１、議席の一部変更についてを議題とします。

今回当選されました城太志郎議員の議席の指定に関連し、会議規則第４条第３項の規定により、１番 本藤潔議員から10番 後藤英夫議員までの議席を１番ずつ繰り下げて、ただいま着席のとおり、２番から11番までとする議席の一部変更をしたいと思います。

お諮りします。ただいま申し上げましたとおり、議席の一部変更することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げましたとおり、議席を一部変更することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　議席の指定

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、議席の指定を行います。

今回当選されました城太志郎議員の議席については、会議規則第４条第２項の規定により、議席番号１番に指定します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第３　会議録署名議員の指名

○水上隆光　議長　　次に、日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、稲継智康議員及び古田浩敏議員を指名します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第４　会期の決定

○水上隆光　議長　　次に、日程第４、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から７月４日までの22日間とすることに結論を見ておりますが、これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、会期は本日から７月４日までの22日間と決定しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第５　議事第３号　選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○水上隆光　議長　　次に、日程第５、議事第３号、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、宮村恵美さん、坂本道博さん、前田裕治さん、福島正次さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、宮村恵美さん、坂本道博さん、前田裕治さん、福島正次さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、松岡義清さん、西田俊一さん、松岡千利さん、青木和徳さんを指名します。

お諮りします。

指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、松岡義清さん、西田俊一さん、松岡千利さん、青木和徳さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第６　議案第35号から議案第38号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第６、議案第35号から議案第38号までの４案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

私は、このたびの市長選挙におきまして、多くの皆様から御支援をいただき、４期目の市政を担当させていただくこととなりました。

本日、市長として、市議会議員の皆様、市民の皆様に、私の市政運営について、その所信を申し上げることができますことは、誠に光栄であり、改めてその責務の重大さを痛感しているところでございます。

私の４期目の市政運営に関する所信につきましては、後ほど述べさせていただきます。

これからの４年間、どうぞよろしく、御指導、御協力のほどをお願い申し上げます。

さて、本日、令和７年第２回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほど御決定をいただきましたように、本日から７月４日までの22日間の日程で御審議をお願いするものでございます。

よろしくお願いをいたします。

初めに、先ほど、水上隆光議長、工藤圭一郎議員、荒木崇之議員に、全国市議会議長会から表彰状贈呈の報告がございました。

長年の御功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。

今後とも健康に御留意いただき、ますますの御活躍を期待するものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第35号から議案第36号までの専決処分の報告及び承認を求めることについては、それぞれ、菊池市税条例及び菊池市国民健康保険税条例の一部改正を、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第37号から議案第38号までは、令和６年度の一般会計補正予算及び国民健康保険事業特別会計補正予算を地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第35号から議案第38号につきまして、一括して御説明をいたします。

議案書は５ページをお願いします。

タブレットの画面は表示されておりますでしょうか。

議案第35号は、菊池市税条例の一部改正でございまして、地方税法等の一部改正が令和７年３月31日に公布され、一部の規定を除き、同年４月１日から施行されることに伴い、条例改正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

６ページが専決第４号専決処分書で、専決日は令和７年３月31日でございます。

今回の改正の内容につきましては、軽自動車税の二輪車の車両区分の見直し及び特定親族特別控除額の追加などが主なものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明をいたします。

新旧対照表の３ページをお願いいたします。

左が現行、右が改正案でございます。

主な改正内容を説明いたします。

まず、第18条は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した総務省令の改正に伴い改正するものでございます。

４ページをお願いいたします。

中段の第34条の２は、法改正に伴い、所得控除の控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するもの、４ページ下段の第36条の２は、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備、６ページ下段の第36条の３の２は、法改正に伴い、記載事項に特定親族を追加するもの、７ページからの第36条の３の３は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備、８ページ下段から９ページ下段までの第82条は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分を、法改正に合わせ改正するもの、９ページ下段から10ページ下段までの第89条は、法改正に合わせて、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備を行うもの、10ページ下段からあります、第90条につきましては、道路交通法の改正に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備、15ページ中段からの附則第10条の３は、特定マンションに係る固定資産税の特例について、申告書の提出がない場合における特例の適用についての規定の新設、16ページ中段から20ページまでの附則第10条の４及び附則第10条の５は、法改正に合わせて、規定の削除を行うもの、23ページ中段から25ページまでの附則第16条の２の２は、法改正に合わせて、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例の規定を新設するものでございます。

その他引用条項のずれの修正及び字句の修正を行うものでございます。

なお、この条例は、一部の規定を除き、令和７年４月１日施行としており、その他必要な経過措置を設けております。

次に、議案書に戻っていただくようお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

議案第36号は、菊池市国民健康保険税条例の一部改正でございまして、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例改正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

14ページが専決第５号専決処分書で、専決日は、同じく令和７年３月31日でございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を65万円から66万円に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に改め、国民健康保険税の５割軽減判定基準額を29万5,000円から30万5,000円に改め、２割軽減判定基準額を54万5,000円から56万円に改めることにより、保険税負担の公平性及び中低所得者世帯への負担軽減を図るもので、令和７年４月１日施行としております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第37号は、令和６年度一般会計補正予算（第13号）でございまして、令和６年度における地方交付税等の交付額確定に伴う歳入の増や、国・県補助金等の確定に伴う事業費の確定のほか、起債対象事業費の確定に伴う起債額の変更や、一部の交付税措置がない起債の減額などの予算調整を行う必要があり、年度末に当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

18ページが専決第２号専決処分書で、専決日は令和７年３月28日でございます。

21ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から２億4,848万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ306億5,610万8,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細により主なものを御説明いたします。

31ページをお願いします。

１枠目の目１地方消費税交付金１億836万7,000円の増額は、交付額確定によるものでございます。

下から２枠目の目１地方交付税１億4,099万8,000円の増額は、特別交付税の交付額確定によるものでございます。

32ページをお願いします。

３枠目の目２総務費国庫補助金4,396万6,000円の減額は、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額確定によるものでございます。

34ページをお願いします。

目２総務費県補助金3,960万3,000円の減額は、主に物価高騰対応生活者支援交付金の減でございまして、令和７年第１回定例会において議決いただきましたＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業補助金について、補助金交付が令和７年度となるため財源の組替えを行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

１枠目の目２総務費寄附金1,248万5,000円の増額は、がんばるふるさと菊池応援寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の寄附額確定によるものでございます。

２枠目の目１財政調整基金繰入金404万7,000円の増額につきましては、補正予算の財源調整でございます。

37ページをお願いいたします。

３枠目から39ページの款22市債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う起債額の変更や、交付税措置がない起債の一部を借り入れないことによる減額でございまして、合計で２億5,780万円の減となっております。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。

40ページをお願いします。

最下段の目９地域振興費のうち、ふるさと納税促進事業1,013万5,000円の増額は、がんばるふるさと菊池応援寄附金の確定に伴う、基金積立額の増及び事務費の減でございます。

45ページをお願いします。

１枠目の目２予防費1,286万6,000円の増額は、予防接種業務委託におきまして、令和６年度で終了の子宮頸がんワクチン予防接種について、年度末に駆け込み需要があったことによる増でございます。

47ページをお願いいたします。

２枠目の目１林業総務費のうち、上段の鳥獣捕獲事業19万円の増額は、鳥獣捕獲数が見込みより多かったことによる増でございまして、下段の森林環境譲与税基金積立事業674万3,000円の増額は、森林環境譲与税充当事業の事業費が確定したため、残額を積み立てるものでございます。

ページは戻りまして、26ページをお願いします。

第２表、繰越明許費補正でございます。

内容としましては、学校給食配送事業の七城学校給食配送車購入において、車体の製造元にて、車体の製造や装備に不測の日数を要し、年度内の納入が困難となったため、繰越明許費として追加したものでございます。

なお、当該配送車の納品につきましては、４月25日に完了しております。

27ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正でございます。

内容としましては、起債対象事業費の確定に伴う起債額の変更や、交付税措置がない起債の一部を借り入れないことによる減額でございまして、公営住宅建設事業債や、一般事業債など、合計２億5,780万円の減額となっております。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第38号は、令和６年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）を、地方自治法の規定により専決処分したものでございまして、58ページが専決第３号専

決処分書で、専決日は、同じく令和７年３月28日でございます。

60ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から４億4,512万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,558万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、主に事業費の確定及び普通交付金の確定によるものでございます。

以上、議案第35号から議案第38号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑とし、３回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第35号から議案第38号までは、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第36号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国民健康保険税の限度額の改正が行われている点であります。今回の改正によって、基礎課税額の限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税限度額が24万円から26万円に引き上げられています。これに伴い、全体の課税限度額が106万円から109万円へと引き上げられています。課税限度額の引上げは４年連続となります。この７年間で見ますと、16万円の引上げとなっています。

提案理由でも述べられていますが、本議案では軽減措置を受けられる対象が広がる改正も同時に行われており、その点は評価しますが、しかし、その財源を高額所得者とは決して言えない中間層に求めることには賛同できません。

物価高騰で市民の暮らしが厳しいときに行政がやるべきことは、限度額の引上げで保険者間の中で財源を求めるのではなく、国庫負担増による保険料の引下げを地方としても国に強く求め、自治体独自でも法定外繰入れ等の活用で、高過ぎる保険税の引下げを行うことであります。

以上の理由から、本議案には反対とします。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第36号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第35号、議案第37号、議案第38号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議案第35号、議案第37号、議案第38号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、討論がありました議案第36号は、起立により採決します。

お諮りします。議案第36号については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第36号は、原案のとおり承認することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第７　議案第39号から議案第47号まで一括上程・説明

○水上隆光　議長　　次に、日程第７、議案第39号から議案第47号までの９案件を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、

私の市政運営の基礎となる施政方針を述べさせていただきます。

さきの菊池市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御支援をいただき、市長として引き続き４期目の市政を担わせていただくこととなりました。改めてその責任の重さを胸に刻み、市民の皆様の期待と信頼に応えられるよう、ふるさと菊池市の発展に全力で取り組んでまいる所存です。

さて、世界情勢は不安定な状況が続いており、ウクライナをはじめとした地域紛争、気候変動による災害の激甚化、加えて国際政治の多極化の進展や国際的な資源争奪、サプライチェーンの再構築と、そういった課題が複雑に絡み合い、世界経済と安全保障に大きな影響を与えております。

また、我が国では、米をはじめとする食料品やエネルギー等の物価高が続く一方で、実質賃金の回復が遅れ、地域経済と市民生活に深刻な影響を与えています。加えて、少子高齢化、地方の人口減少といった課題が複合的に進行し、地域社会の持続可能性が問われています。

こうした中、地方創生は依然として国家的最重要課題であり、東京一極集中の是正、若者の地方定着、地域資源の活用による経済循環の確立が求められています。デジタル田園都市国家構想や移住支援の強化など、地方に光を当てる施策が続く中、本市におきましても創意工夫と行動力が求められる局面にあると考えております。

これまでを振り返りますと、就任以降、３期12年、庁舎問題や産廃処理場の閉鎖、一般ごみ処理施設問題等、様々な重要課題に直面しながらも、関係機関や議員の皆様とともに力を合わせて一つずつ解決を図ってまいりました。その間、熊本地震やコロナ禍という予想もしない困難が襲いかかりましたが、市民の皆様の団結力で何とかこれらを乗り越えることができました。

そのほか、公共施設のスリム化や効率化による財政健全化、全庁的なデジタル化の推進、菊池米のブランド化や関係人口の創出、企業誘致など、様々な取組を進めてまいりました。

近年においては、ＴＳＭＣをはじめとする半導体関連企業等の進出により、大規模工場の開発や住宅建設の急増など、本市を取り巻く状況も急速に変化しております。

このような変化を踏まえて、無秩序・無計画な開発を抑制するため、令和５年度にゾーニングを行い、優良な農地を確保しつつ、中長期的に農・商・工のバランスの取れた発展と住宅促進を中心とした人口増加を目指しているところでございます。

これからの数年は将来の市の発展を左右しかねない重要な時期であり、これまでコロナ禍の中で多くの制約を受けてきましたが、今後は様々な施策を実行していく時期が到来していると考えております。

今後４年間で取り組む基本的な方針としましては、まず、市政運営の中で最上位計画として位置づけられる第３次菊池市総合計画の前期基本計画が令和７年度で終了しますので、令和８年度から令和11年度まで、４年間の後期基本計画を策定します。

この間、特に３つをテーマとして、１つ目に「住宅・人口増」、２つ目に「にぎわいづくり・経済の活性化」、３つ目に「教育と人づくり」を重点テーマに置き、施策を進めてまいります。

まず、１つ目の「住宅・人口増」については、当面の最重点課題と位置づけ、子育て世帯の移住定住を目指し、特に旭志地域については、商業施設誘致及び宅地開発に力を入れるほか、他地域の小規模校周辺の宅地化を促進してまいります。

２つ目の「にぎわいづくり・経済の活性化」については、これまで菊池渓谷や竜門ダム周辺等の観光地整備に力を入れてまいりましたが、今後は来訪者や地域住民を温泉街やまちなかに呼び込み、菊池らしい自然や歴史を感じ、心も癒やされるようなまちなかを回遊するウォーカブルシティを目指し、地域のにぎわいづくりと経済の活性化を図ってまいります。

３つ目の「教育と人づくり」については、これまで小中学生や高校生、若者、農業経営者、生涯学習マイスターなど、様々な人財育成を進めてまいりましたが、今後はさらに、育成した人財を核として自走型、自立型へ発展させ、若い人たちがまちづくりの主役になれるような活力のある社会を築いてまいりたいと考えております。

第３次菊池市総合計画後期基本計画には、３つの重点テーマを含む８つのマニフェストを盛り込み、子どもたちの世代に大きな果実をもたらすことを究極の目標として着実に実行してまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

今定例会に提案しております補正予算は、当初予算が義務的経費中心のいわゆる骨格予算であったため、新規事業などの政策的経費及び投資的経費などのいわゆる肉づけ予算として計上しております。

予算編成に当たりましては、総合計画の将来像実現に向け、３つの重点テーマを含む８つのマニフェストを盛り込み、さらには中長期的な施策展開を見据えながら編成したところでございます。

あわせて、緊急性や実効性の高い事業を優先して各種事業に取り組んでまいります。この結果、一般会計補正予算の総額は７億6,088万円となり、補正予算後の総額は303億6,488万円となっております。

次に、４期目の初年度となる令和７年度の主要施策について申し上げます。

まず、住宅・人口増の促進については、令和５年度より移住者支援として開始した子育て世帯移住支援事業を継続するとともに、新たな定住施策として、既に本市に居住されている方に対しても子育て世帯定住支援事業を開始し、さらなる子育て世代の移住、定住の促進を図ります。

また、宅地開発を行う事業者に対して補助金を交付し、宅地化を推進することで移住定住人口の増加を図ります。

特に、旭志地域の一部は、先般熊本県が発表したくまもとサイエンスパーク推進ビジョンに位置づけられており、商業施設の誘致及び宅地開発をこれまで以上に推進します。

次に、産業と経済についてであります。

まず、本市の基幹産業である農業については、担い手農家の確保と育成が極めて重要であり、今後も本市独自の補助金等の交付をはじめ、営農指導員による農業技術や経営の助言・指導など農業者に対するサポート体制を充実させ、新規就農者を確保し、優れた農業者を育成します。

農業の省力化、高度化については、ロボット技術やＩＣＴなどの先端技術を活用したスマート農業の実現を目指します。

安心・安全で高品質な農産物づくりについては、令和７年３月に宣言したオーガニックビレッジの取組により、環境にやさしい農業を推進するとともに、本市独自の生産基準である環境王国菊池農業生産基準に関して、ＪＡなどと連携して、さらなる普及推進に取り組みます。

農林畜産物のブランド化の推進については、農業者、ＪＡ、物産館、商工会等と連携し、ふるさと納税の返礼品としてのブランド力を高めるため、加工品の開発支援を行います。

また、日本穀物検定協会の米食味ランキングでの最高評価である特Ａ獲得に向けて、県やＪＡと連携して継続した取組を行うとともに、菊池米食味コンクール・九州のお米食味コンクールにより菊池米のさらなるブランド力強化に努めます。

畜産業については、家畜伝染病を市内で発生させないため、県や農業団体等と連携した防疫意識の啓発や家畜防疫態勢の整備に努めます。

また、畜産農家の経営基盤強化のために、施設整備・機械導入や、優良な家畜導入への補助、農業制度資金の利子補給を引き続き支援します。

農業基盤づくりとして、老朽化した農業水利施設等の安定的な機能を確保するための機能保全対策を推進するとともに、農地の大区画化・汎用化等を推進し、高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化等の政策課題に応じた整備を推進し、豊かで競争力のある農業の実現に向けて取り組みます。

鳥獣捕獲については、インターネットを活用した捕獲通知システムを拡充し、捕獲労力の軽減及び効率化を図り、農林業被害の軽減に努めます。

林業の振興については、本市の森林に関する課題解決に向けて森林環境譲与税を効果的に活用しながら森林整備、林業後継者育成及び木材や椎茸等の普及啓発を推進します。

商工業の振興については、創業を目指す事業者に対して、これまで行ってきたきくち起業塾を本市と商工会の共催にて実施し、創業に至るまでのノウハウの習得や個別課題の解決につなげます。

事業承継の推進については、中小企業や小規模事業者が長年製造してきた商品や培ってきた技術を次世代へ引き継ぐとともに、地域経済の発展のため経営革新等に取り組む事業者に対し、商工会及び連携機関とともに事業承継を促進します。

４期目を迎えるきくち未来創造塾では、熊本大学や金融機関等と連携し、人財育成と地域課題の解決につなげるため、新たなビジネスプランの構築を支援するとともに、副業人材を活用し経営力強化を目指す事業者に対し、産官学金が連携して引き続き支援します。

企業等の進出については、民間の動向に的確に対処しつつ、ゾーニングに沿って誘導します。併せて、既立地企業の要望等に対応するため、フォローアップ機能の充実を図り、県営新規工業団地の分譲開始に向けては、県と連携しながら進めます。

観光の振興については、観光振興ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、自然回帰・健康志向といった癒しを本市観光の柱として、官民連携による中長期的かつ戦略的な視点で観光振興に取り組みます。

その中でも、菊池温泉街は、旅館等が抱える構造的課題等の解決による温泉街の再生及び魅力向上を図るため、菊池温泉街リブランディング基本構想及び実行計画に基づき、旅館等の経営基盤強化や食のメニュー開発及び泊食分離の推進、温泉街の景観ガイドラインの策定に取り組みます。

そのほか、持続可能な地域づくりを推進するために観光地域づくり法人、いわゆるＤＭＯを核とした観光推進体制を確立し、戦略的な観光施策により地域の稼ぐ力を強化します。特に、ＴＳＭＣ進出に伴うインバウンド需要の高まりを受け、台湾をメインターゲットとした観光施設の受入体制の整備を支援します。

また、市を代表する観光地である菊池渓谷や竜門ダムについては、観光地として必要な環境整備を進め、イメージアップと来訪者の利便性向上を図ります。

菊池一族に係る関係自治体との連携については、菊池川流域日本遺産や南北朝・菊池一族歴史街道推進連絡協議会の関係自治体での連携を継続するとともに、新たな自治体との連携の拡大を図り、相互交流・地域活性化に取り組みます。

ふるさと納税については、ＪＡ、商工会などの関係団体とも連携し、本市の特色を生かした魅力ある農産物や体験型サービス提供等の新たな返礼品の創出に取り組みます。併せて、適宜、広告やキャンペーンを行い、本市の魅力を発信することで、寄附額の増加につなげます。

国際交流推進事業については、韓国との交流に加えて、台湾の宜蘭市及び台南市東区と小・中・高校生をはじめとする市民レベルの交流に取り組み、グローバルな人財育成につなげるとともに、観光、経済等、様々な分野で関係団体とも連携しながら交流を進めます。

また、菊池市まちなかウォーカブルシティ構想に基づき、基本計画を策定するとともに、引き続き菊池市ＳＤＧｓ未来都市まちなかデザイン会議を開催し、官民連携、市民協働によるまちなか周遊やにぎわいづくりなど活性化を図ります。

次に、教育と文化についてです。

学校教育の充実については、自ら考える力を育成するため、ＩＣＴ機器等を活用した主体的・対話的で深い学びを目指します。

なお、令和２年度に導入した端末機器の更新時期を迎えており、最新の学習環境への対応のため県との共同調達により新機種に更新します。

また、全ての小中学校で、ＳＤＧｓの目標を達成するための教育、いわゆるＥＳＤに引き続き取り組みます。

市内中・高生の卒業後の進学については、菊池市教育振興小川基金を活用した給付型の奨学金制度や貸付型の奨学資金により支援することで、子どもたちが経済的な理由で高校や大学への進学を断念することがないよう、教育の機会を与え、有能な人財を育成します。

中学生等の人財育成については、引き続きプラチナ構想ネットワークをはじめとする関係機関と連携し、森の学校・きくちやプラチナ未来人財育成塾を実施し、未来のリーダーを育てます。

また、菊池前進塾については、市内高校からの大学進学増を図るため、より多くの生徒が参加しやすくなるよう、集中講義方式やオンラインも活用した講義など、実施方法の見直しを行います。

さらにきくち未来創造塾で取り組む人財育成と地域の課題の解決に関して、熊本大学と連携して市内３高校に高校版として進めます。

学校施設については、令和５年度からの継続事業である菊池南中学校長寿命化改良工事の完成を目指します。また、令和８年度以降の計画を検討するため、築年数が50年を経過している七城小学校、七城中学校、泗水東小学校の耐力度調査を実施します。

不登校対策については、全国的な傾向と同様に、本市でも不登校児童生徒が増加しているため、教育委員会内外の関係機関との連携を行い、社会的自立に向けた指導・支援に取り組むため、令和６年度の泗水中学校に続き、令和７年度は菊池南中学校、七城中学校に校内支援センターを設置します。

郷土愛の育成については、社会科副読本「わたしたちの菊池市」などに掲載された本市の歴史・伝統・文化や地域住民の暮らし、先人たちの知恵、また貴重な自然等を学習資源として、自ら課題を立て探求的に学ぶ校外学習、菊池サステナ学び旅を実施し、郷土を愛する心や、シビックプライドの醸成を図ります。

学校給食については、給食費の徴収・管理業務の効率化に努めます。また、給食食材における地産地消を推進し、引き続き特別栽培米等を使用した安心安全な給食の提供に努めます。

地域と学校の連携協働については、児童の学習習慣の定着を図る放課後子ども教室の対象校を３校から４校に拡大して実施します。また、地域未来塾を引き続き実施し、生徒の基礎学力向上を目指します。さらに市内の児童が科学的で独創的な発想に基づく創作活動を学び、創造性豊かな人間形成を図る菊池市少年少女発明クラブを継続して実施します。

公民館については、社会の変化への対応、市民のライフステージにおける特性や課題を踏まえ、高度な学習機会を多様な方法で提供し、市民の知識及び活用能力の向上に努めるとともに、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します。

また、キクロスカレッジや生涯学習人財認証制度の拡充及び認証・登録した生涯学習マイスターの活動をコーディネートするまちづくり支援ネットの充実を図り、学びと活動の循環の創出に努めます。

歴史文化の次世代継承については、小中学校対象の伝統芸能のクラブ化を目指して、成果の発表の場として、令和６年度に続き子ども伝統芸能まつりを開催し、伝統芸能の継承、市民への周知啓発を図ります。

鞠智城については、熊本県や山鹿市と連携し、その歴史的価値や魅力を広く発信することで認知度向上を図るとともに、国営公園化に向けた機運を高めます。併せて、市内の小学生に鞠智城を訪問させることで、歴史への理解と関心を深める取組を進めます。

また、国指定史跡菊池氏遺跡については、史跡としての保存状態や管理上の課題を整理し、保存と活用を図るための指針となる菊池氏遺跡保存活用計画を策定します。

松囃子能場については、周辺整備の一環として、崇城大学との連携による能場開

閉装置の実現化を目指すとともに、椅子等の設置を図り、保存と活用を促します。

市内各地に分散して保管している文化財・民俗資料については、既存施設を文化財収蔵施設に改修して集約し、保存管理の一元化を目指します。

市民の文化芸術振興の拠点である市民会館の統合については、市民ワークショップなどを開催し、市民や利用者の意見を集約し、市民会館あり方検討委員会などで今後の方向性を決定するよう努めます。

図書館については、様々な課題を抱える人々や地域団体、地場企業、教育機関等に対し、デジタル技術を活用した資料及び情報の提供により、利便性の向上と課題解決の支援を行います。また、図書館から各小中学校に派遣している学校司書と協力して、学校図書室との連携をさらに深め、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の推進に努めます。

デジタルアーカイブ事業では、記憶の記録として本市の歴史・文化を保存するとともに、収集した古写真等をデータ化したコンテンツをＷｅｂや二次元コード等のＩＣＴ技術を活用して、より多くの人に情報発信が行えるよう事業の推進に努めます。

社会体育については、総合体育館の屋根・外壁・施設内照明改修工事を実施し、利用者が安心してスポーツを楽しめる環境を整えます。

また、きくち桜マラソン大会をはじめ、宿泊を伴う大きな大会等への参加者を増やすことにより、菊池ファンの増加につなげます。

中学校部活動については、中学校部活動地域展開検討委員会を設立し、今後の中学校部活動について協議します。また、地域展開を専門に支援していくコーディネーターを活用し、生徒が今後も安心してスポーツや文化活動に取り組める環境を整えます。

人権教育・啓発については、様々な人権問題についての理解と認識を深め、お互いの人権を尊重する差別のない明るいまちづくりを目指し、菊池市人権教育・啓発基本計画に基づき、部落差別をはじめとしたあらゆる差別、インターネット上の人権侵害など、人権課題の解消に向け人権教育・啓発を推進するとともに、各種人権啓発研修会、ふるさと懇談会等を通じて、人権問題についての理解と認識を深めます。

男女共同参画社会の実現については、第４次菊池市男女共同参画計画に基づき、男女がともに輝き支え合う持続可能な社会の実現を目指し、男女共同参画の視点に立った意識啓発や女性活躍推進に取り組みます。また、多様な視点における施策や方針決定が行われるために、女性参画の意識醸成を図り、各種審議会等への女性委員登用率の向上に取り組みます。

また、令和４年度に制定した菊池市パートナーシップ宣誓制度及び菊池市人権未来都市宣言の周知をさらに進め、市民一人ひとりが人権課題の解決に取り組む機運醸成を図ります。

次に、子育てと健康福祉についてです。

子育て支援の充実については、こどもの健やかな育ちと安心して子育てができる環境を整えるため、保育を必要とする全ての児童の受入体制を整えます。また、放課後児童クラブについても、待機児童が発生しないよう体制を整えます。

本市独自の取組については、すくすく子宝祝金や保育所等の副食費の助成等により多子世帯を支援します。

また、子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流や学びの促進を図り、育児不安の解消・育児の孤立化の防止に努めます。

さらに本市の子育て環境の充実を図るため、就労要件を問わず柔軟に保育所等を利用することができる乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」について、令和８年度からの実施に向けて準備を進めるとともに、病児・病後児保育施設の２か所目の開設に向けた準備を進めます。

子育てに関する相談窓口であるこども家庭支援センターきくぴあについては、福祉まるごと相談室をはじめとする関係機関と連携し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するとともに、増加傾向にある児童虐待の早期発見や未然防止及びＤＶ（ドメスティックバイオレンス）等に対して迅速かつ適切に対応します。

産後の母親の体と心の回復や育児不安の解消を図るため、専門家による身体ケアや育児指導に加え、地域の温泉施設を活用したプログラムを提供するなど産後ケア事業の充実を図ります。

健康づくりについては、第３次健康増進計画・食育推進計画に基づき、市民の健康を守るための施策を推進します。妊娠期から子育て期、成人期、高齢期まで、ライフステージに応じた切れ目のない保健指導や支援を通して、健康を守るための環境整備を進めます。

乳幼児期には、育児相談窓口を設置して専門職による個別指導を行い、親子での健康的なライフスタイルの確立を支援します。特に、育児に必要な栄養情報や、乳幼児期の健全な食習慣についての啓発や栄養指導を強化します。

成人期には、運動教室や健康ポイント事業を通じて日常的な運動習慣の定着を支援します。また、健康寿命の延伸に向けて生活習慣病予防・重症化予防の取組や、がん検診の受診率向上に努めます。

栄養や食育の分野では、食生活改善推進員協議会と連携し、全世代に向けた正しい食習慣の定着や食育の推進に取り組みます。

国民健康保険については、健全な財政運営を図るため、令和７年度から税率を改正しました。今後も、早期発見、早期治療での医療費抑制に努め、重症化予防を図ります。また、特定健診及び後期高齢者健診のさらなる受診率向上を目指し、未受診者対策を推進します。

高齢者福祉の充実については、住み慣れた地域で健康に暮らし続けるために、住民主体の通いの場やサロン活動内容の充実を図るため、誰もが参加し楽しむことができるＵＤｅ-スポーツの導入や、心と体の衰えを防ぐ、いわゆるフレイル予防を目的とした健康教育や、個々に応じた保健指導を行うことで、介護予防につなげ、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

認知症対策については、認知機能維持のためのプログラム実施により、早期介入と適切な支援を継続して行うとともに、認知症に対する正しい理解を深め、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

障がい福祉については、一人一人のニーズに即した適切な障がい福祉サービスが有効に利用できるよう、関係機関との連携及び基幹相談支援センターによる相談支援の充実・強化を図りながら、地域での生活を支援します。また、障がい者差別の解消と理解促進を図るため、関係各課と連携し、啓発活動等を推進します。

生活困窮世帯の自立支援に当たっては、くらしサポートセンターにおいて、生活困窮者の状況に応じた居住、就労、家計等の相談支援を行い、自立への支援を進めます。また、生活保護世帯については、就労支援や健康管理支援を通じ、自立への支援を進めます。

地域福祉については、第４期地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会と連携し、協働による地域支え合いの意識づくりを進め、民生委員・児童委員等の活動を支援するなど、市民全てが相互につながり、ともに支え合う地域福祉の推進に努めます。また、市民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対応し、解決を図るため、関係機関と連携し一体的に支援を行う重層的支援体制のより一層の充実に努めます。

次に、自然環境と暮らしの基盤についてです。

脱炭素・循環型社会の実現については、熊本連携中枢都市圏全体の地球温暖化対策実行計画（区域・施策編）が令和７年度に最終年度を迎えることに伴い、計画の改定に取り組みます。

また、本市の第三次地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）についても、対象施設の見直しを行うなど、さらなる温暖化対策の取組につなげます。

ごみの減量化やリサイクルの推進については、引き続き広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、出前講座等により市民への周知・啓発を図ります。具体的には、

生ごみ処理機等の購入に伴う補助事業について、市民のほか、各製造メーカーや市内販売店等へも制度の周知を行い、燃やすごみのさらなる減量化に努めます。

また、資源物を有価物として回収する奨励金交付制度について、金額の見直しや小中学校・ＰＴＡ等へ周知するなど、ごみの排出抑制と再資源化に努め、家庭ごみの持続的な削減に向けた仕組みづくりを進めます。

地下水の保全については、令和６年度に策定した地下水中の硝酸性窒素対策に関する実施計画を柱として、水質保全と水量保全の両面における各種取組を適切に行い、地下水質の基準超過の改善・解消を目指します。

水質保全に関しては、七城地区の地下水対策事業における熊本大学との共同研究による分析結果等を踏まえた硝酸性窒素削減対策の実施など、安全安心な地下水保全に努めます。

有機フッ素化合物、いわゆるＰＦＡＳについては、水質汚濁防止法に基づく県の地下水質調査へ協力するとともに、国・県の動向を注視しながら、近隣自治体や庁内部署間の緊密な連携・情報共有を図ります。

さらに令和７年度からの新規事業として、水道事業給水区域外における家庭用飲用水の水質検査に対する補助事業を推進し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

水量保全対策については、くまもと地下水財団との共同事業により、地下水量の保全及び増大に向けた地下水涵養のための水田冬季湛水事業に取り組みます。

また、雨水の流出抑制や都市型水害の軽減を図るため、住宅への雨水浸透ます設置補助事業を推進することにより、地下水量の保全及び増大を図り、健全な状態で次世代に引き継がれるよう取り組みます。

農地の保全については、集落ごとの共同活動を行う組織に対し支援を行い、中山間地をはじめとする農地の活用・保全に努め、農業や農村の持つ多面的機能の維持と増進を図ります。

さらに畜産環境対策については、法を遵守した畜産堆肥の適正管理を推進するため、広報紙やホームページ等への周知や、定期的な環境パトロールを実施するなど、県と連携した環境指導を行います。

適正に管理されていない森林について、所有者の意向を確認し、現地調査の上、市が代わりに森林を管理する経営管理権の設定を新たに令和７年度から実施します。また、引き続き竹粉砕機を無償で貸し付けることで荒廃竹林の整備促進を図ります。

公園の管理については、引き続き市民団体による花壇の管理に加えて、花と緑のマイスターの活用を図ります。公園施設整備については、迫間川つなぎ石公園の駐車場を整備するとともに、イベント等を通じて活性化に取り組みます。

花と緑のまちづくりについては、まち全体が花や緑であふれるような市民協働による緑化推進の取組を行うためグリーン市民登録制度の拡充に努めます。

防災・消防体制については、地区防災説明会・出前講座・市民参加型の総合防災訓練などにより、自助・共助・公助の連携による地域防災力の強化を図り、災害に強い安全安心なまちづくりを進めます。

また、防災情報が市民へいつでもどこでも確実に届くよう、きくち防災・行政ナビアプリの普及促進を図るとともに、地域の防災訓練や災害時における体制を充実させるため、女性を含めた防災士の育成を進めます。

市民の安全安心な暮らしづくりについては、交通安全教室や通学時の交通指導、交通安全意識の啓発、定期的な防犯パトロール、カーブミラー等の交通安全施設やＬＥＤ防犯灯の整備を計画的に実施します。

また、令和７年度は新たに交通事故・不審者・不法投棄など、地域の様々な事件・事案に対応するため、防犯カメラ設置補助事業を創設し、希望する地区へ費用の一部を助成し、事件等の解決及び発生の抑止効果による、安全環境の強化を図ります。

運転免許証返納者については、運転に不安を持つ方々の事故防止とべんりカーやあいのりタクシーの普及啓発及び利用向上を目指して、現在の共通乗車券の交付について拡充します。

公営住宅については、令和４年度から導入した指定管理者制度によるコスト削減や民間のノウハウを活用した入居者へのさらなるサービス向上を図るとともに、長寿命化計画に基づいた改修を実施し、よりよい居住環境の確保に努めます。

住居等については、空き家等対策事業や戸建住宅耐震事業などの各種補助事業により、安全安心で良好な住環境づくりを支援します。

また、現在改定中の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画については、庁内検討委員会や都市計画審議会での審議を経て令和７年度末までに改定を完了し、社会情勢の変化を踏まえた、機能的でバランスの取れたまちづくりを進めます。

地域公共交通については、令和６年度に策定した菊池市地域公共交通計画に基づき、利便性の向上や新たな交通体系の検討を行うなど、市の実態に合った持続可能な地域公共交通の構築を図ります。

市道の整備については、市民生活における利便性の向上と地域の活性化及び歩行者等の安全確保のため、道路改良、舗装補修、側溝整備、橋りょう修繕などを引き続き実施し、適切な管理に努めます。

国県道の整備については、国・県に対して中九州横断道路の早期完成、国道325号の４車線化及び県道の未改良区間の整備要望を引き続き行うとともに、その進捗

に併せて将来を見据えた市道整備を検討します。

水道事業については、安全な水道水を安定供給するため、経年劣化している配水ポンプの取替え並びに配水管の布設及び布設替を行い、水道施設の整備・維持管理に努めます。

また、旭志伊坂地区などの新規開発の計画に対応するため、水道事業については管口径の拡大を図り、下水道事業についても永住吉地区クリーンセンターと泗水浄化センターの統合及び増設を進め、認可区域の広域化を図ります。

次に、市政運営についてです。

市政の推進に当たっては、市民のニーズや意見を把握し、政策に反映させるため市長と語る会をはじめ、各種計画を策定する中での意見聴取の機会を確保します。また、市内外へ必要な情報を適切に届けるため、広報紙の充実やＳＮＳを用いた情報発信、広報・広聴活動の充実に努めます。

行政のデジタル化の推進については、マイナンバーカードなどを利用し、自宅のパソコンやスマートフォンからも公共施設の予約や各種手続ができるような環境整備を進めるとともに、さらなる市民の利便性向上を図ります。

職員の人財育成については、引き続き、県及び関係機関との積極的な人事交流を行い、専門的かつ総合的な知識や技能の習得・向上を図ります。また、管理監督職研修をはじめとした各種人財育成研修により、職員の能力及び事務品質の向上につなげ、市民サービスの向上に努めます。

財政基盤の強化については、統一的な基準により作成した財務書類の分析を行い、また、行政評価や中期財政試算を活用して事業のスクラップアンドビルドを進めるなど、予算規模の適正化を図ります。

また、公共施設等については、保有総量の適正化に向け、第２期個別施設計画の推進と進捗管理を行うとともに、令和９年度から10年間の公共施設等総合管理計画の策定作業を令和７、８年度の２か年で行います。

以上、４期目となる市政の所信と令和７年度の主要施策について申し上げましたが、そのほか総合計画の施策については、引き続き取り組んでまいります。

先人から受け継いだふるさと菊池の宝を良好に保全し、さらに磨きを重ね、次の世代につなぐため今の私たちがやらねばならないことを誠実に、着実に実行していかなくてはなりません。そのためには、市民の皆様の力をお借りし、市民・地域・行政が一体となれば必ず実現できると確信しております。

これまで準備してきたものが花を開き始めております。これからしばらくの私たちの努力が、今後長い間にわたり、子どもたちの世代に安定的に大きな果実をもたらすこと、それが私の究極の目標でございます。

ふるさと菊池市の重要な局面を迎えた今こそ、力を結集して、子どもたちの未来を創りあげるとともに、誰もが安心して安全に暮らせる癒しの里きくちの実現に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第39号は、本市基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴う、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正、議案第40号は、犯罪被害者等基本法第５条の規定に基づく、菊池市犯罪被害者等支援条例の新規制定、議案第41号は、内閣府令で定める関係基準の改正に伴う、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第42号は、厚生労働省令で定める関係基準の改正に伴う、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第43号は、総務省令の改正に伴う、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部改正、議案第44号は、政令の改正に伴う、菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

次に、議案第45号から議案第47号までは、それぞれ、令和７年度の一般会計及び各特別会計の補正予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　ここで、10分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前11時16分

再開　午前11時24分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、提案をいたします議案第39号から議案第47号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書は69ページをお願いします。

画面表示はできておりますでしょうか。

議案第39号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついては、70ページから76ページまでが改正する条例案で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴い、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、77ページをお願いします。

議案第40号、菊池市犯罪被害者等支援条例の制定については、78ページから80ページまでが制定する条例案で、犯罪被害者等基本法第５条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市及び市民の責務、支援内容等を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、市民が安心安全に暮らすことができる地域社会を実現するため、新たに条例を制定するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、81ページをお願いします。

議案第41号、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、82ページから90ページまでが改正する条例案で、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する規定の改正など、国の基準に合わせて条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、91ページをお願いします。

議案第42号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、92ページから98ページまでが改正する条例案で、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者の連携施設の確保に関する規定の改正など、国の基準に合わせて条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、99ページをお願いします。

議案第43号、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定については、100ページが改正する条例案で、総務省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除に関する適用期限を延長するため、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用することとしております。

次に、101ページをお願いいたします。

議案第44号、菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、102ページが改正する条例案で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例における法の引用部分の条ずれの修正及び文言の整理のため、条例の

一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、103ページをお願いいたします。

議案第45号、令和７年度一般会計補正予算（第１号）でございます。

104ページをお願いします。

今回の補正は、当初予算が義務的経費中心の骨格予算であったため、政策的経費、投資的経費の肉づけ予算として計上しております。予算の総額に７億6,088万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ303億6,488万円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、温泉街景観整備のための菊池温泉街景観ガイドライン策定、観光プロモーション体制を強化するためのＤＭＯ設立による菊池観光協会への負担金、未就学児を帯同する市内在住者への住宅取得に対する定住促進補助、昨年度実施しました定額減税補足給付金の支給額に不足が生じた方への不足額給付などが主な内容でございます。

まず、歳入について、事項別明細により主なものを御説明いたします。

112ページをお願いいたします。

２枠目の目２総務費国庫補助金１億9,702万1,000円の増額は、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増で、定額減税補足給付金の不足額給付の財源でございます。

同じく目６商工費国庫補助金3,600万7,000円の増額は、新しい地方経済・生活環境創生交付金の増で、温泉街リブランディング事業や、ＤＭＯとなる菊池観光協会が実施する観光地域づくり推進のための事業への負担金の財源でございます。

同じく目７土木費国庫補助金7,357万7,000円の減額は、主に社会資本整備総合交付金及び地域住宅交付金の交付額決定に伴う減でございます。

なお、減額分の財源につきましては、地方道路等整備事業債や、公営住宅建設事業債へ振替を行っております。

113ページをお願いします。

１枠目の目５農林水産業費県補助金1,474万3,000円の増額は、農業及び畜産業の経営者、農業者が組織する団体の機械・施設導入に対する補助の財源となります。

畜産業費補助金のうち、畜産競争力強化対策整備事業補助金1,035万4,000円の減額につきましては、事業主体から追加と取下げのそれぞれ１件ずつ要望があり、その差額を減額するものでございます。

114ページをお願いいたします。

１枠目の目１不動産売払収入501万5,000円の増額は、永南グラウンド及び永南納骨堂敷地の上空に高圧送電線が架設されることに伴う地役権設定によるものでござ

います。

４枠目の目１財政調整基金繰入金１億4,477万5,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

同じく目33がんばるふるさと菊池応援基金繰入金6,935万1,000円の増額は、政策的な新規事業や、これまで実施してきました既存事業等の財源として繰り入れるものでございます。

115ページをお願いします。

２枠目から116ページまでの款22市債につきましては、道路や調整池整備のための緊急自然災害防止対策事業債や辺地対策事業債の増、社会資本整備総合交付金の減に伴う地方道路等整備事業債や、公営住宅建設事業債への振替、県営土地改良事業の事業計画変更による公共事業等債の減などでございまして、全体で３億3,660万円の増額となっております。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。

117ページをお願いします。

２枠目の目８企画費のうち、菊池前進塾事業715万6,000円の増額は、菊池前進塾実施に要する費用でございまして、塾生等からのニーズ調査を踏まえ、実施方法の見直しを行ったものでございます。

118ページをお願いします。

同じく、まちなかデザイン会議事業758万5,000円の増額は、まちなかデザイン会議運営等の支援業務委託で、令和８年度までの２か年間の実施を予定しているため、併せて債務負担行為を設定するものでございます。

同じく目９地域振興費の移住定住推進事業のうち、次の119ページ、子育て世帯定住支援事業補助金3,400万円の増額は、未就学児を帯同し、市内在住者が転居等により市内で住宅を取得する方への補助でございます。

同じく目11情報化推進費のうち、デジタル化推進事業223万1,000円の増額は、市ホームページでの市民サービス向上をはじめとしたＡＩチャットボット導入による増でございます。

同じく目15安全対策費140万円の増額は、行政区で実施する防犯カメラ設置への補助や、犯罪被害者等への見舞金給付による増でございます。

120ページをお願いいたします。

１枠目の目１社会福祉総務費のうち、次の121ページ、物価高騰対応重点支援事業１億9,599万3,000円の増額は、昨年度実施しました定額減税補足給付金の支給額に不足が生じた方への不足額給付に要する費用で、財源は全額国費でございます。

同じく目３障がい者福祉費221万6,000円及び次の122ページ、２枠目の目１児童

福祉総務費のうち、１段目、児童福祉総務費88万7,000円の増額は、医療費助成事業において、マイナンバーカードを活用した資格情報のオンライン確認を可能とするためのシステム改修委託料でございます。

123ページをお願いします。

２枠目の目１清掃総務費のうち、一般廃棄物処分場監視経費1,420万8,000円の増額は、主に一般廃棄物最終処分場の廃止に向けた施設内の浸出水処理委託料でございます。

125ページをお願いいたします。

２枠目の目４観光費のうち、１段目の観光費300万円の増額は、空港から本市間や、市内の観光２次交通整備のためのニーズ調査等の委託料でございます。

２段目の観光プロモーション事業9,384万3,000円の増額は、主に菊池温泉街旅館・ホテルの経営基盤強化支援、温泉街景観整備のための菊池温泉街景観ガイドライン策定、食を通じた温泉街の魅力化事業の委託料、観光プロモーション体制を強化するためのＤＭＯ設立による菊池観光協会への事業負担金及び人件費等に対する補助金によるものでございます。

126ページをお願いいたします。

２段目の観光施設整備事業3,980万6,000円の増額は、主にわいふ一番館の整備、竜門ダム周辺整備の基本設計、泗水孔子公園長寿命化の基本設計及び詳細設計の委託料でございます。

127ページをお願いいたします。

２枠目の目２道路橋りょう新設改良費１億414万7,000円の増額及び目３道路橋りょう維持費738万6,000円の増額は、道路整備に係る事業費の増額でございます。

128ページをお願いします。

１枠目の目２河川維持費２億6,000万円の増額は、松尾川整備に伴う調整池整備工事費の増でございます。

それでは、108ページに戻っていただくようお願いをいたします。

第２表、継続費補正でございます。

内容としましては、菊池温泉街景観ガイドラインの策定を来年度までの２か年間で実施するため、継続費を設定するものでございます。

次に、第３表、債務負担行為補正でございます。

内容は、まちなかデザイン会議運営等支援を来年度まで委託するため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、109ページをお願いいたします。

第４表、地方債補正ございます。

内容としましては、県営土地改良事業の事業計画変更による公共事業等債の減、社会資本整備総合交付金の減に伴う、公営住宅建設事業債や、地方道路等整備事業債への振り替え、道路や調整池整備のための緊急自然災害防止対策事業債や、辺地対策事業債の増などでございまして、全体で３億3,660万円の増額となっております。

次に、139ページをお願いいたします。

議案第46号、令和７年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

140ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から７万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,510万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、特定保健指導のための会計年度任用職員の応募がなかったため、同業務を委託業務に切り替え実施するため、歳出予算を組み替えるものでございます。

次に、147ページをお願いいたします。

議案第47号、令和７年度介護保険事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

148ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計において実施する生活支援体制整備事業の財源として介護保険事業特別会計より繰り出しを行うため、介護給付費準備基金積立金を減額し、歳出予算を組み替えるもので、予算の総額に増減はございません。

以上、議案第39号から議案第47号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第８　議案第48号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第８、議案第48号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第48号は、副市長の選任につき同意を求めることについてでございます。

芳野副市長の任期が、本年６月30日をもって満了するため、その後任の副市長につきまして、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

副市長は、市長を補佐し、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、市長に事故あるときは、その職務を代理することとされています。

十分検討いたしました結果、長年、熊本県庁で勤務されておりました、熊本市在住の藤井一惠さんを選任いたしたく、御提案申し上げます。

藤井さんは、熊本県において、交通政策・情報局長、商工観光労働部長などを歴任され、熊本県を退職後、熊本県監査委員を務められ、行政経験豊富であり、主に商工観光分野に精通された御仁であります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第48号は、原案のとおり同意することに決定しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第９　議案第49号から議案第51号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第９、議案第49号から議案第51号までの３案件を一括

議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第49号から議案第51号までは、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員は、５人の委員をもって組織され、運営がなされております。

その中で、３名の方が、本年７月７日をもって、４年の任期が満了いたしますので、その後任の教育委員につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第49号の菊池市七城町の増永幸一郎さんを再度選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

次に、新任として、議案第50号の菊池市泗水町の白木辰也さん、また、保護者代表として、議案第51号の菊池市西寺の三上かおりさんを新たに任命いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

３名の皆さんの経歴につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　それでは、議案第51号の方について、質疑をいたします。

先ほど市長が申されたように、教育委員とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、人格が高潔で、教育、学術的及び文化に関し識見を有する者とあります。

私は、決して高潔ではありませんから、人を判断することはできませんけども、

この経歴だけじゃ、議案第51号の方が学術的及び文化に関しどのような識見を有するのか分かりませんので、もうちょっと詳しく、この方がどのような識見を持ち合わせておられるから教育委員にふさわしいというふうに決められたのか、答弁をお願いします。再質問はいたしません。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

教育委員の任命に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、保護者の代表を含めるものとなされておるため、そういった中で、保護者のＰＴＡ経験を持たれている当該の方を選任をいたしているところでございます。

特別な識見というものではなく、法に基づいて保護者代表の方を入れているというところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第49号から議案第51号までは、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、１議案ずつ起立により行います。

お諮りします。

最初に、議案第49号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第49号は、同意することに決定しました。

次に、議案第50号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願いま

す。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第50号は、同意することに決定しました。

次に、議案第51号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第51号は、同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第10　議案第52号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第10、議案第52号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　議案第52号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

宮川監査委員の任期が、本年７月７日をもって満了するため、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、宮川貞雄氏を再度選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

宮川さんの経歴につきましては、162ページに記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　それでは、議案第52号について、反対討論をいたします。

理由は２つあります。

これまでの監査委員の御功績はお認めするものの、合併以来、20年ずっと一緒というのは長過ぎます。新しい視点で見る必要がありますので、反対いたします。

もう一つ、２つ目は、昨年、水道検針員の各月検針が議会で可決されましたが、この中山間地域を切り捨てる愚策を監査委員報告で進言されているからであります。

以上が反対の理由であります。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第52号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第52号は、原案のとおり同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第11　議案第53号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第11、議案第53号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第53号は、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

公平委員会委員は、３人の委員をもって組織され、運営がなされております。

その中で、１名の方が、本年７月７日をもって、４年の任期が満了いたしますので、その後任の公平委員につきまして、地方公務員法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、熊本市の塚本晃大さんを新たに選任いたしたく、御提案を申し上げるものでございます。

塚本さんの経歴につきましては、164ページに記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第53号は、原案のとおり同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第12　議案第54号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第12、議案第54号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第54号は、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

菊池市農業委員会委員１名が辞任されたことから、その後任の農業委員会委員につきまして、農業委員会等に関する法律の規定により、委員の任命に当たって、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及びその他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者とされております。

十分検討した結果、菊池市泗水町の山本英二さんを新たに任命いたしたく、御提案を申し上げるものでございます。

これまでの経歴を通じて、本市の農業の発展に寄与いただけるものと確信し、提案するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決

定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第54号は、原案のとおり同意することに決定しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第13　議案第55号から議案第57号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第13、議案第55号から議案第57号までの３案件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第55号から議案第57号までは、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員の方々が、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、本年９月30日をもって３年間の任期が満了する委員の後任の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法の規定により、次期委員の推薦に当たって、議会の意見を求めるものでございます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案に記載のとおりでございます。

推薦に当たっては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第55号の菊池市七城町の栗原康敏さんを再度委員として推薦いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

また、議案第56号の菊池市隈府の井上悦子さん及び議案第57号の菊池市亘の立山和信さんを新たに推薦いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

３名の皆さんの経歴につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号から議案第57号までは、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、１議案ずつ起立により行います。

お諮りします。

最初に、議案第55号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第55号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第56号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第56号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第57号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願い

ます。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第57号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第14　議案第58号から議案第61号まで一括上程・説明

○水上隆光　議長　　次に、日程第14、議案第58号から議案第61号までの４案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第58号及び議案第59号は、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による財産の取得でございます。

議案第60号及び議案第61号は、道路法の規定による市道路線の廃止及び認定でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、議案第58号から議案第61号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書は173ページをお願いいたします。

画面表示はよろしいでしょうか。

議案第58号、財産の取得については、小型動力ポンプ積載車５台の購入につきまして、条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する財産は、小型動力ポンプ積載車５台。契約の方法は、指名競争入札。取得金額は、2,726万8,800円。契約の相手方は、熊本いちはら工業株式会社でございます。

本件につきましては、５月12日に指名競争入札を実施し、８事業者から応札があり、落札した相手方と５月22日に仮契約を締結したところでございます。

次に、175ページをお願いいたします。

議案第59号、財産の取得については、菊池市立小中学校１人１台タブレット

4,164台の購入につきまして、条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する財産は、菊池市立小中学校１人１台タブレット ｉＰａｄ Ｗｉ－Ｆｉモデル4,164台。契約の方法は、熊本県共同調達プロポーザル方式による随意契約。取得金額は、２億5,329万6,120円。契約の相手方は、株式会社内田洋行九州支店でございます。

本件につきましては、熊本県共同調達プロポーザル方式により審査が実施され、令和７年５月15日に、受託候補者の決定について県より通知があり、当該候補者と市で協議を行い、５月30日に相手方と仮契約を締結したところでございます。

次に、177ページをお願いいたします。

議案第60号、市道路線の廃止については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、178ページから180ページまでが廃止する路線及び位置図でございます。

次に、181ページをお願いします。

議案第61号、市道路線の認定については、同じく道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、182ページから184ページまでが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第58号から議案第61号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第15　報告第３号から報告第７号まで一括上程・報告・質疑

○水上隆光　議長　　次に、日程第15、報告第３号から報告第７号までの５件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、報告第３号から報告第７号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書は185ページをお願いします。

画面の表示はよろしいでしょうか。

報告第３号、一般会計の継続費繰越計算書についてでございます。

令和６年度までに継続費の設定を行った事業について、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

186ページが、令和６年度菊池市継続費繰越計算書でございます。

繰越件数は、玉祥寺橋架替事業（１期）及び中学校長寿命化改良事業（菊池南中学校）の２件でございまして、右から５列目の翌年度逓次繰越額の合計は１億7,311万8,930円となっております。

令和６年度までの年割額に係る歳出予算額のうち、年度内に執行できなかったものは、規定により、継続年度の終わりまで逓次繰り越して使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、187ページをお願いいたします。

報告第４号、一般会計の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和６年度から令和７年度へ明許繰越を行いましたので、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

188ページが令和６年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越件数は、物価高騰対応重点支援事業をはじめ、記載の19件でございます。右から４列目の翌年度繰越額の合計は８億3,669万9,000円となっております。

繰越しの主な要因につきましては、国の補正予算による事業であり、年度内での事業完了が困難であるもの、工法の調査・選定等に不測の日数を要したもの、関係機関や地元との協議に不測の日数を要したもの、資材調達や人員確保等に不測の日数を要したものなどでございます。

次に、189ページをお願いいたします。

報告第５号、下水道事業会計の継続費繰越計算書についてでございます。

下水道事業会計において、令和６年度までに継続費の設定を行った事業について、地方公営企業法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

190ページが令和６年度下水道事業会計継続費繰越計算書でございます。

繰越件数は、泗水処理区広域化整備事業の１件、右から４列目の翌年度逓次繰越額は823万154円となっております。

令和６年度の支出予定額のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、規定により、その額を継続年度の終わりまで逓次繰り越して使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、191ページをお願いいたします。

報告第６号、下水道事業会計の繰越計算書についてでございます。

下水道事業会計において、地方公営企業法の規定により、令和６年度から令和７年度へ予算繰越を行いましたので、議会に報告するものでございます。

192ページが令和６年度下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

まず、上段の地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額について、繰越件数は、令和６年度菊池市浄水センター改築更新事業及び令和６年度菊

池市中央浄化センター耐水化事業の２件でございます。中ほどの翌年度繰越額の合計は３億9,937万円となっております。

繰越しの要因につきましては、入札不落に伴い、工事の仕様変更及び協議に日数を要したもの及び施工時期の調整に不測の日数を要したものでございます。

次に、下段の地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額について、繰越件数は、令和５年度下水道施設改築更新事業の１件、中ほどの翌年度繰越額は１億5,782万円となっております。

繰越しの要因につきましては、消化タンク内汚泥のしゅんせつ方法の検討及び希釈して搬出したことによる汚泥量の増により、不測の日数を要したものでございます。

次に、193ページをお願いいたします。

報告第７号、専決処分の報告については、次の194ページが専決第６号専決処分書で、車両事故による損害賠償に係る額の決定について、令和７年５月30日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和７年４月７日、相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市職員が、訪問業務を終え、帰庁するために菊池市泗水町吉富の市道を直進していたところ、右折してきた相手方車両と接触し、相手方車両の右前方バンパー等を破損する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、７万1,842円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第３号から報告第７号までの報告とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第16　陳情第１号上程

○水上隆光　議長　　次に、日程第16、陳情第１号を議題とします。

陳情第１号が、今定例会までに提出されました陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る６月18日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に

記載し、６月16日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後０時17分

第　２　号

６月 18 日

令和７年第２回菊池市議会定例会

議事日程　第２号

令和７年６月18日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑
第２　委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　質疑
日程第２　委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	城	太志郎
２番	本　藤	潔
３番	安　武	睦　夫
４番	稲　継	智　康
５番	古　田	浩　敏
６番	島	春　代
７番	大　山	宝　治
８番	田　中	教　之
９番	福　島	英　徳
10番	緒　方	哲　郎
11番	後　藤	英　夫
12番	東	奈津子
13番	水　上	隆　光
14番	猿　渡	美智子
15番	荒　木	崇　之
16番	工　藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸　元
18番	泉　田	栄一朗
19番	木　下	雄　二
20番	山　瀬	義　也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第１　質疑

○水上隆光　議長　　日程第１、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、３回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があっておりますので、質疑を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質疑を行っていきます。

まず最初に、議案第39号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

本条例改正は、昨年成立した国と地方自治体が共同利用するクラウドサービスの共通基盤ガバメントクラウドの利用を促進する改定デジタル手続法によるものでありますが、本市において、標準システムへの移行の期限としてはどうなっているでしょうか、お聞きします。

次に、議案第43号、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について、質疑します。

本条例は、国の改定企業立地促進法により制定された条例で、地域牽引事業に支援を集中させるものと理解をしています。

本条例で定められている優遇措置の内容は何か、お答えください。また、今回の条例改正の内容は何か。

以上、２点お聞きします。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　改めまして、おはようございます。議案第39号についてお答えいたします。

国が定めた自治体システム標準化の移行期限は、原則として令和７年度末となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　改めまして、おはようございます。議案第43号について答弁させていただきます。

まず、優遇措置につきましては、地域経済牽引事業計画を策定し、承認を受けた事業者が設置した、適用施設の用に供する家屋、構築物またはこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、課税免除の措置がされた最初の年度以降３か年度の期間に限り、課税を免除するものです。

次に、今回の改正内容は、課税免除の対象となる期間について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、国の交付税措置期間が３か年延長されたことに伴い、本条例においても、同様に対象となる期限を３か年間延長するものです。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　再質疑をします。

まず、議案第39号について、原則として令和７年度中とのお答えでした。

今、全国では本市同様に、標準システムへの移行が進められていますが、国会の審議では、今年度中の標準化は困難だとする自治体が400団体に上ると明らかになっています。本市においては、本年度中の移行完了の見通しはどうなっているでしょうか。

次に、議案第43号について再質疑をします。

菊池市において、条例制定から幾つの企業が対象となり、課税免除の累計金額は幾らか。

以上、２点お聞きします。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　議案第39号の再質疑にお答えいたします。

本市におきましては、一部のシステムを除き、令和７年度内に移行が完了する予定です。ただし、生活保護システムにつきましては、国が令和８年度以降に移行をすることを認めた特定移行支援システムの対象になっており、令和８年度中に移行する予定となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　改めまして、おはようございます。それでは、２点目の再質疑についてお答えをいたします。

条例制定以降、課税免除対象となった企業は６社でございます。

令和６年度までに課税免除を行った総額は１億4,015万円でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、委員会付託を行います。

議案第39号から議案第47号まで、議案第58号から議案第61号まで、及び陳情第１号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和７年第２回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件　　名
総務文教常任委員会	議案第 39 号	菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 40 号	菊池市犯罪被害者等支援条例の制定について
	議案第 58 号	財産の取得について
	議案第 59 号	財産の取得について

付託委員会	議案番号	件　　名
福祉厚生常任委員会	議案第41号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第42号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	陳情第 1 号	新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書
経済建設常任委員会	議案第43号	菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第44号	菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第60号	市道路線の廃止について
	議案第61号	市道路線の認定について
予算決算常任委員会	議案第45号	令和７年度菊池市一般会計補正予算（第１号）
	議案第46号	令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第47号	令和７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

○水上隆光　議長　　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日６月19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午前10時08分

第　3　号

6 月 19 日

令和７年第２回菊池市議会定例会

議事日程　第３号

令和７年６月19日（木曜日）午前10時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	城　　太志郎
２番	本　藤　　潔
３番	安　武　睦　夫
４番	稲　継　智　康
５番	古　田　浩　敏
６番	島　　春　代
７番	大　山　宝　治
８番	田　中　教　之
９番	福　島　英　徳
10番	緒　方　哲　郎
11番	後　藤　英　夫
12番	東　　奈津子
13番	水　上　隆　光
14番	猿　渡　美智子
15番	荒　木　崇　之
16番	工　藤　圭一郎
17番	二ノ文　伸　元
18番	泉　田　栄一朗
19番	木　下　雄　二
20番	山　瀬　義　也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗でございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

菊池氏遺跡についてでございます。菊池氏というのが、氏というふうに漢字で書きますので、市と間違えないでいただきたいと思います。

それでは、昨年10月20日の文化庁文化審議会で、国史跡への指定の答申がされ、菊池氏遺跡が本年２月21日の官報により正式に国指定史跡に決定いたしました。このことは菊池広報紙にも詳しく掲載されましたが、本市における国指定史跡は、鞠智城跡に次いで２件目となります。大変喜ばしいことであります。これに至るまでには、生涯学習課をはじめ、それに関わった皆様の多大なる御苦労があったことと深く敬意を送りたいと思います。

市教育委員会は、平成23年度から菊池氏に関連した遺跡や、文献の調査を進めていたということであります。この間、調査・研究の経過を市民に紹介する勉強会や、講座を開催されております。私も数回、その会に出席をしております。その結果、菊池氏が居を構えていた北宮館跡から掘立柱建物跡や土器が埋められた土坑、溝跡、また輸入陶磁器や風呂が見つかっております。また、舟だまり、舟がそこを通っていたということで、舟だまり跡が見つかるなど、河川を利用した水運があったと推測されております。悠久のロマンが膨らんでまいります。

まず初めに、６月広報紙に掲載された文章も含め、今回の菊池氏遺跡が国指定に決定した経緯をお尋ねします。よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、おはようございます。それでは、菊池氏遺跡が国指定史跡となった経緯について御説明いたします。

平成24年１月、地元区から市に対して、元は菊之城跡と呼ばれていました北宮館跡の調査・整備の要望があり、市が確認調査を行いました。その結果、多数の土器の出土や溝跡などが見つかっております。

その後、北宮館周辺の確認調査や文献調査などを実施し、北宮館跡、舟着き場跡、北宮阿蘇神社など、菊池氏当主の館の周辺の景観が残っていることが分かりました。

その調査成果を基に、国・県と協議し、国へ意見具申を行い、令和６年２月21日付で国指定となったものでございます。

現在、菊池氏遺跡の今後の保存活用の基本的な計画となる菊池氏遺跡保存活用計画を策定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　今、作成しているということであります。

前回、安武議員が一般質問で、歴史文化基本構想の質問をされておりました。そのことを踏まえて、今後、適切な保存、管理、整備を図り、歴史学習や地域活性化など、幅広く活用していくために、保存活用計画が作成されているということであります。その目的を再度お尋ねします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、保存活用計画策定の目的についてお答えいたします。

保存活用計画は国指定となった菊池氏遺跡の保存活用の基本となる計画であり、史跡に即した適切な保存活用を図るために、策定するものでございます。

この計画を策定することにより、市としての今後の保存活用の方向性を示すものです。

この計画は、まず遺跡を構成する北宮館跡、舟着き場、石組み護岸、北宮阿蘇神社の現状や課題を整理した上で、保存、活用、整備等の基本的な考えを定めるものでございます。

策定に当たっては、担当課のみでなく、文化庁調査官のアドバイスを受けながら、熊本大学山尾名誉教授をはじめとする有識者、地元代表の方々で構成する史跡調査検討委員会で、協力を得ながら進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　これから調査して深めていくということをお聞きしました。

菊池氏が国指定に指定されたことは大変名誉なことであります。菊池市民にも大きく周知してほしいと思っております。周知の方法はいろいろあると思いますけれども、菊池神社から北宮神社につながる道の周辺地域の方々から、説明板や看板等の設置をしてほしいという声が上がっております。確かに今から調査ということであると思いますけれども、できれば地域の人たちから、こういう広報とかなんかも見ておられますので、できれば今後、看板、説明文を設置する計画があるか、再度お願いしたいと思います。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、説明板の設置についてでございますが、議員から御提案いただきました説明板等につきましては、多くの方々に菊池氏遺跡を知っていただくため、設置の必要があると考えております。

設置につきましては、遺跡の見せ方、周辺整備、活用方法等を策定する保存整備計画の中で、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　設置の方向性でいくということでありますので、ぜひその段階ができたらよろしくお願いしたいと思います。もう部長の答弁で結構でございます。

それでは次に、木下韡村跡地についてということで、２番目に移らせていただきたいと思います。

木下韡村についての質問をさせていただきます。このことは平成27年、10年前に質問をさせていただいております。そこで、再度その文章を引用させていただきたいと思います。

韡村は農家に生まれ、幼い頃から向学心が強く、細川藩の侍医、お抱え医師に教えを受け、その後、熊本藩の時習館で学びました。学業が群を抜いて優れていたことから、35歳のとき、細川藩の教育係として嫡男の教育に当たりました。50歳のとき、熊本市京町に木下韡村塾を開き、20年間に900人以上の門弟が集まりました。北里柴三郎も門弟の一人であります。木下韡村は63歳で亡くなりましたが、18歳年

下の弟、梅里が今村に古耕精舎という私塾を開きました。韡村の次男は梅里の養子となり、47歳のときに京都帝国大学の初代総長に就任し、11年間務めたと言われています。このような偉大な人物が菊池市から出ていることを誇りに感じ、市民に後世伝えていくことが大切であると思っております。

以前質問した際に、教育委員会でも木下韡村が熊本屈指の教育者であることは認識していると。市民への周知はしっかりやっていきたいという回答がありました。現在どのような周知をされているのか、質問させていただきます。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、木下韡村の伝承に対しての現状についてお答えいたします。

江戸時代、菊池には多くの教育者が私塾を開き、子弟に学問を授け、文教の地と称されておりました。

木下韡村は、江戸時代末期に熊本市で塾を立ち上げ、明治憲法の起草者井上毅をはじめ、明治維新後に各方面で活躍した人物を多く育てた、菊池の文教を代表する教育者でございます。

本市は、木下韡村をはじめとした江戸時代の教育者たちが築き上げてきた菊池の教育の礎を、市民をはじめ多くの方々に知ってもらうため、わいふ一番館のまちかど資料館の菊池の文教のコーナーで常設展示を行っております。また、市のホームページや広報紙などで周知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　あれから、そういう木下韡村の展示も一番館でされていると。私もスマートフォンで調べてみましたら、確かに木下韡村の内容を詳しく書いてあったのを存じております。

再質問させていただきます。

以前、本市のわいふ一番館で渋江家の展示会が開催されました。私もこの渋江家の展示会には行っております。渋江家も、また文教菊池を支え、江戸中期から明治後期まで、隈府地区に７代にわたり私塾、渋江塾を開き、160年もの間、1,000人を超える門弟に教育を施した教育者であります。木下韡村も渋江家の流れでありました。後に渋江の子孫が、また木下韡村の門弟になっておられます。

２つ目の質問でありますが、木下韡村の展示会を企画する考えはないか、質問させていただきます。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、今後の企画展などの計画はあるかとの御質問でございます。

平成29年８月から11月にかけて、まちかど資料館で個人の歴史資料コレクション展を開催しておりますが、その中に渋江家の資料を展示いたしました。

木下韡村につきましては、現在のところ、資料を紹介する企画展の開催の予定はございませんが、議員の御提案は、郷土の歴史文化を広く市民に知っていただく案の１つとして、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　ぜひこの展示会も進めていただきたいと考えております。

最後に、市民の周知の１つとして、木下韡村の生まれた場所でもあり、弟の梅里が私塾を開いた古耕精舎の跡地に、この周辺でいいと思いますけれども、今区に看板を立ててほしいという希望も出ております。そのような計画があるか、質問をさせていただきます。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　改めまして、おはようございます。

今、議員のほうから御質問がありました古耕精舎塾は、木下韡村の弟、木下梅里が1846年に今村に開いた私塾だというふうに言われております。

本市では、これまで指定文化財のみに説明板設置を行っております。古耕精舎塾跡地は指定文化財ではありませんが、ふるさとかるたで紹介し、子どもたちにも普及を進めていることから、市の歴史文化を語る上で重要なものであります。今後は指定文化財以外でも郷土史の普及啓発に必要なものにつきましては、説明板の設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　この跡地は、ぽつんと石碑があるだけで、なかなか一般の人が分かりにくいんで、ぜひ前向きに検討していただきたいと考えております。ありがとうございます。

次に、質問させていただきます。

次は、花房さくら坂公園及び周辺整備についてでございます。

このさくら坂公園は完成して２年が過ぎております。市民の皆様にも活用していただき、夏の花火大会ではたくさんの人たちが観賞するスポットになっております。

私は以前から、花房台は菊池市に下りていくポイントのところの場所で、非常に景観が大事であるということを訴えました。多くの議員もそのことの質問をされております。

公園ののり面の部分が、雑木、雑草等で景観が悪かった時期があります。そこを県からのり面防草シートを敷いていただき、市民の方も大変喜んでおられています。また、よくなればなるで、また市民から要望も上がってまいります。その要望の１つですけれども、休憩で公園に行ったら、トイレがなかったと。困ったという要望でございます。あると思って行ったのにというようなことで、数人の方から私に御相談がありました。

調べてみると、この公園は都市公園という位置づけになっているということであります。都市公園の定義を見ますと、一般的に市民が野外で休息、観賞、遊戯、運動などのレクリエーションなどを楽しむために公共用地として設けられる場所であり、災害時の避難場所としても活用されるということであります。そういうことで、都市公園の観点から、トイレの設置をすることができないでしょうか、質問させていただきます。

続けて、さくら坂周辺の景観について質問します。

以前、さくら坂公園から見下ろしたときに、クスノキや雑木が邪魔しているという質問をした後に、伐採していただきましたので、今は眺望がとてもよくなっております。ただ、もう一つだけ、後で質問をさせていただきます。

今日の質問は、花房台から菊池市に下りていく坂道ののり面部分の景観についてですが、以前、古木の桜や、雑草、ツタが巻き付き、非常に景観が悪いから、伐採していただきたいという御質問をさせていただきました。その答えには、今後、下の段に植えた桜の生育状況を見ながら、専門家による助言をいただきながら、適切に判断していくという御回答をいただいております。

今の状況を見ると、下の段に植栽した桜も大分背が高くなっております。そろそろ古くなった古木の桜を伐採する時期ではないかと思っております。その計画があるか。

２点質問をさせていただきます。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただ

いまの泉田議員の質問にお答えいたします。

まず、１点目の花房さくら坂公園のトイレを設置する考えはないかとのお尋ねの件ですが、公園内のトイレにつきましては、整備計画時に検討いたしましたが、下水道施設がなく排水先に問題があること、維持管理の面から地元負担が増加することなどから、花房地区の区長さん方と協議を重ねた結果、設置を見合わせることで合意をいただいた経緯がございます。

そのため、現在のところ、公衆トイレを設置する計画はございませんので、御理解いただきたいと思います。

次に、花房坂の桜の老木の伐採についてですが、前回の答弁と重なる形になるかもしれませんけども、花房坂の下の段の桜につきましては、老木化した桜並木を計画的に次世代に引き継ぐために植栽したものであり、老木につきましては、適切な時期に伐採を行う計画のものでございます。

なお、老木の伐採時期につきましては、専門家の意見を踏まえまして、適切に判断してまいります。

今年、樹木医に診断していただくようにしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　これを整備するときに、地域の住民の方とそういうお約束をしているということは分かりました。ただ、ここは非常に皆さんがだんだん活用する場所で、皆さんもトイレがあればという気持ちがあります。それで、そういう意味で、将来、そういう人が多くなって、また市民の人たちの声が多くなってくれば、またここで下水道がないということであれば、合併浄化槽とか、そういう何かいろんな方法を考えていただきながら、将来、大事になれば作っていただきたいと考えております。

２つ目の質問ですけども、私も見ますと、やはり老木化して、非常に見た目に悪いんで、今回、樹木医の方が診ていただくということであれば、ぜひ考えていただきたいと思っております。

最後の質問ですけども、このさくら坂公園の上の眺望、眺めてみますと、菊池の平野はよく見えております。ただ、その横で左側に竹林がありまして、竹林を少し取り除いていくと、七城平野が非常に広く見えてまいります。そこまでやっていただくと、この景観の眺望がさらに広がっていくのではないかと思っております。その点はどうでしょうか、質問します。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、泉田議員の再質問にお答えいたします。

花房さくら坂公園の眺望に関するお尋ねの件ですが、花房さくら坂公園の西側からの眺望につきましては、これまでも景観を阻害する竹林及び雑木の伐採を行い、視野を広げてきましたが、私有地であるため、今後も地権者の同意をいただいた範囲において伐採作業を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　私有地ということで、制約があるということですけども、私有地の方も、恐らく景観がよくなり、また、こちらでやってあげるということであれば、了解をしていただけるんじゃないかというふうに思いますので、先日、私もその展望所に行ってまいりましたけども、やはり今、ちょうど伸び盛りで景観が悪くなってきている状況ですけども、時期を見て、ぜひ考えていただきたいと、検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

菊池米の生産力アップについてということで、今年は特に米の価格が上昇し、政府備蓄米の放出が続くという異例の状況の中、米への関心はかつてないほど高まっております。

国は、米の増産をする方向ではありますが、現実、米農家の実態を見ると、後継者がいない、機械の入替えの時期に来ているが、どうしようかと、模索しているという話をよく聞きます。そういう意味で、米を増産したいけれども、若手がいない、続けていきたいけれども、続けられるかどうか不安であるという悩みの農家の方々に話を聞きます。

そういうことで、菊池市は伝統ある菊池米コンクールがあるほど、おいしいお米の産地です。この菊池米が今後も続けられるように、またさらに増産して、盛り上げていきたいと思います。

米生産者への支援策が、現在、どのようなものがあるか、質問をさせていただきます。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、菊池米の生産者への支援策というところでございますけど、米生産者への支援策としましては、国の担い手確保・経営強化支援事業や県のくまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業などを活用しまして、令和

２年度から令和６年度までの過去５年間で、延べ17件の団体や個人に対して、農業機械の導入や施設整備に対する支援を行っております。

具体的には、コンバインや田植機、乾燥機など計31台の機械導入と乾燥調製施設など３件の施設整備に支援を行っており、作業の効率化や労働力の削減などにつながっているところです。

このほか、菊池米食味コンクールを毎年開催しております。この取組は、菊池市内で生産されるお米を審査・評価することで、米生産者への良質米づくりへの意識高揚と栽培技術の向上、さらに菊池米のブランド化並びに消費者へ向けたＰＲによる消費拡大を目的としております。

平成27年度からは、東京の米卸売事業者に入賞米を買い取っていただいております。また、平成30年度からは、環境王国菊池農業生産基準制度、通称「菊池基準」の取組に横浜市内の業者が関心を示されて、最優秀賞米を１俵７万5,000円での買取りにつながりました。

さらに、平成28年度の第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会の誘致をきっかけとして、平成29年度に九州のお米食味コンクールを新たな取組として開催し、現在、８回を重ねるに至りました。

また、米生産者に対して、食味向上を目的とした技術研修会・個別説明会を著名な講師を招き、毎年開催しております。

そのほか、平成29年度からは、菊池川流域の二千年にわたる米づくりの歴史を国内外に発信するため、山鹿市、玉名市、和水町の３市１町で、日本遺産の認定を受けました。その後も継続して、菊池川流域の歴史、文化、観光と併せて菊池米の情報を発信し、知名度向上に向けた取組を行っているところでございます。

このほか、米生産者への支援に限ったものではございませんが、農業後継者に対する独自の支援や、農業生産基盤促進のため、圃場整備事業をはじめ、農地及び農業用施設に対する支援など、様々な取組を行ってきたところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　今、いろいろな施策を紹介していただきました。国・県も支援をしていただいた内容も分かりました。また、菊池米のコンクールや、菊池基準、こういうものも併せて生産力アップにつなげているということで、お答えがありました。

昨今の物価高、高騰に伴って、肥料や資材価格の高騰も米の生産を続けられるかの不安材料になっております。そういう意味で、肥料や資材価格への支援策がほか

にあるか、質問させていただきます。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、泉田議員の再質問にお答えします。

肥料や資材価格の高騰による米生産者をはじめとする農業者への支援策としましては、まず、令和４年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による燃料価格や生産資材の高騰に対する支援を行うことを目的として、768件の農業者に対し、約１億2,000万円の支援金を交付しております。

また、本年度におきましても、生産資材や肥料、飼料などの物価高騰により生産コストが大きく上昇し、農業経営に深刻な影響が出ているため、物価高騰対応農業者支援金として、前年の農畜産物の販売額に応じた支援金の交付を行うこととしております。

本日も、この支援金の申請受付会を開催しており、一日も早く農業者の皆様に支援金をお支払いできるよう進めているところです。

なお、支援金の申請締切りは11月末となっておりますので、今後もホームページ等による周知などを行いながら、一人でも多くの農業者の方々に御活用いただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　今、答弁いただきまして、支援策をしっかり考えていただいていると。周知のほうをまたしっかりとお願いしたいと思います。

それでは最後に、詐欺被害対策についてでございます。

この質問は平成27年にもしています。再度質問をさせていただきます。

電話を利用しての特殊詐欺は後を絶っておりません。今日も熊日新聞の中にも詐欺の話題が２つ載っておりました。還付金が戻るからと、コンビニのＡＴＭに誘い出す還付金詐欺や、また、息子を名のるオレオレ詐欺、年金が凍結されましたという年金詐欺をよく聞きます。

最近は、なりすましサイトでネットによる詐欺があります。ＪＡグループを名のり、米をカード払いで買ったら、米が届かなかったということもありました。また、航空券をネットで買ったら偽サイトで、当日、空港に行ったら、キャンセルされていたと言われ、当日券を買い直ししたという被害も出てきております。また最近では、偽メールで株取引のＩＤとパスワードを聞き出し、株を売られたというフィッシング詐欺の被害も続出しています。

先日は、マレーシアで特殊詐欺の拠点を捜索し、日本人の男13人を含む19人が逮捕されたとの報道がありました。闇バイトやらで日本の若者がターゲットにされ、それにまた乗っかってしまう者も、まさに心の闇を感じております。

そういう意味で、被害者からは何でこんな世の中になったのかと、何を信じていけばいいのか分からないという嘆きの声が聞こえてきます。

まず初めに、本市における被害件数と金額、そして、種類が分かればお尋ねします。お願いします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。それでは、泉田議員の質問にお答えをいたします。

詐欺被害の件数等につきましては、通告の際に、最新と５年前、10年前というようなふうにお聞きしておりますので、本市管内の平成26年、令和元年、令和６年の特殊詐欺被害件数、被害額、詐欺の種類を菊池警察署に伺っておりますので、その内容をお答えさせていただきたいと思います。

まず、平成26年は、被害件数が５件、被害総額1,150万1,000円でございます。

内訳は、オレオレ詐欺２件、架空請求２件、融資保証金詐欺１件でございます。

次に、令和元年は、被害件数２件、被害総額35万円でございます。

内訳は、オレオレ詐欺１件、融資保証金詐欺１件でございます。

最後に、令和６年は、被害件数８件、被害総額2,842万3,609円でございます。

内訳は、オレオレ詐欺３件、架空請求４件、還付金詐欺１件でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　10年前からすると、今、倍以上の金額になっていると。そして、詐欺の内容も非常に特殊になってきているというのが分かります。令和元年が35万というのが、ちょっと分からないところでございますけれども、とにかく増えていることは事実であるということを認識しました。

一人でも本市で詐欺被害に遭う人がないようにと願っております。本市として、どのような被害防止の広報活動、啓発活動をしているのか、質問します。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、再質問にお答えをいたします。

被害防止対策としまして、菊池警察署管内で詐欺電話が頻繁にかかってきた際や、

県内で警察官をかたる詐欺電話が頻繁に起こった際には、防災無線や防災・行政ナビにより注意喚起を行っているところでございます。

今年４月14日には、短期間に「電話でお金詐欺」が多発いたしましたために、特殊詐欺の被害をなくす県民の会から、県下全域に「電話でお金詐欺」アラートが発令されました。

注意報でありますアラートの発令に合わせまして、防災無線と防災・行政ナビにより周知をするとともに、菊池警察署、菊池市防犯協会、市役所合同で、銀行、大規模商業施設、物産館におきまして、「電話でお金詐欺」キャンペーンを実施し、特殊詐欺に対する注意喚起を行ったところでございます。

先日は、菊池警察署、菊池市防犯協会、市役所合同で、６月９日にかけましてロックの日（鍵かけの日）キャンペーンを大規模商業施設で実施しましたが、この際も、鍵かけと特殊詐欺被害防止を周知するチラシを配布し、注意喚起を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　様々な啓発活動をされているということで分かりました。

あと私の提案でございますけれども、自主的に活動している私どもの田島地域のことを紹介して、終わらせていただきます。

今年３月に泗水町の北田島地区見守りパトロール隊が発足されました。発足のきっかけは、昨年、田島地域の独り暮らしの家に空き巣が入ったということでございます。私もそこの老人の方のところに行って、お話を聞いたところです。何とかしなくちゃいけないということを考えていたところ、有志の方がそのことを聞いて、この見守りパトロール隊ができたということでございます。

最近、国内の凶悪犯罪が続出していることから、まず地域ぐるみで地区の安心・安全を見守ること、２つ目に、犯罪者に危機感を抱かせること、３つ目に、地域住民の防犯意識を高めることを目的に、この見守り隊ができたということで、特に挨拶、声かけをして、犯罪を抑制していこうというものだということです。

構成は20人から25人で、現職の区長さん、民生委員さん、元区長さん、そして、地区福祉委員さんということで、その方々が中心になって、25名ほどでつくられているということであります。小学校の登下校の見守り活動もされながら、一緒にパトロール隊の運動に参加しているということです。年配の方は健康にもよいということで、非常に積極的に頑張っておられます。

この例を紹介しまして、本市主導でこのような活動が各地域に広がっていくこと

を願いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午前10時43分

再開　午前10時50分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　改めまして、おはようございます。議員が変われば議会が変わる、議会が変われば行政も変わる、行政が変われば菊池市も変わる。介して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革をすべきと考える、議席番号が10番になりました緒方哲郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

まず、本市農業について質問をいたします。

連日の新聞、テレビのニュースなどで、米の小売価格が高騰していることや、それに関しての政府の対応など報道がなされております。備蓄米の放出や、足りなければ輸入をするなど、小泉農林大臣の顔を見ない日はないほどであります。

米に関しては話題に事欠かない状況になっておりますが、つい先日も、米に関する農水省の統計調査をめぐり、その年の出来を表す指標となる作況指数の公表を2025年度から廃止すると発表をされました。同省の統計と生産現場の実感にずれがあると指摘を踏まえたものだったとのことでありますが、生産現場が望んでいる対応とは少し違う思いもいたしました。

米の小売価格の高騰を受けて、本市においても、米に対する概算金、仮渡金ともいいますが、これは令和５年度産米が１俵当たり１万1,460円であったものが、令和６年度産米は２万400円となっており、令和７年度産米についてはまだ出ていないとのことでしたが、そんなに変わらないものであるだろうということでありました。実際、ＪＡ大分は、令和７年度産米概算金保証額を１俵当たり２万3,000円前後に決定をされております。

そのようなものを受けてと考えられますが、ＪＡのほうから頂いた資料によりますと、令和７年度産米の主食用米の植付け、これ今、まさに田植等がなされている米の分でありますが、これが前年より151.4ヘクタール増えて、1,639.9ヘクタール、

逆に、飼料用米は、前年より34.2ヘクタール減の60.4ヘクタール、米粉用米は、前年より0.5ヘクタール減の1.6ヘクタール、ＷＣＳ用稲に至っては、前年より115.6ヘクタール減の652.1ヘクタールとなっております。

主食用米が前年比おおむね10％増となっているのに反し、ＷＣＳ用稲においては、前年比マイナスのおおむね15％となっており、作付が減っていることで、畜産農家さんが困られることはないでしょうかとお尋ねをいたしましたところ、ＷＣＳ用稲については、米作付農家さんと畜産農家さんと契約を交わしながらの作付になるので、作付変更は双方の話合いがなされた上での変更と考えているとのことでありました。それだけ、今の農業、とりわけ耕種農家は安定した高収入の生産物を望んでいることになります。

また、気候の影響に左右されるのも農業であります。近年の気候変動により、米においても白く濁った米粒、乳白米と呼ばれている粒ですが、それが玄米の中に含まれると、玄米の買取価格を決める品位検査で等級が低くなるために、買取価格が安くなったり、水稲の開花時期に穂が高温にさらされることにより、受粉が阻害され、不稔、空もみになるもので、不稔により水稲の減収が報告されるようになりました。米が刈取り時期になると、普通はこうべを垂れるのですが、ほうきのように上を向いたままの状態で立っております。

覚えておられる方もいらっしゃると思うんですが、1993年に起こった平成の米騒動は、同年の米の生産量が前年比74.1％まで落ち込み、深刻な米不足になったものですが、これは80年ぶりの冷夏によるものでありました。

今回の乳白米、不稔米は、いずれも地球温暖化の高温障害によるものと言われております。これもまた、農家の現場に沿って、高温に強い品種改良などが対策を待たれるところでもあります。

また、ＴＳＭＣの進出を受けて、農地が転用され、これまで飼料を作付していた耕作地が激減し、畜産農家が耕作地を確保することができない状況にあることも、皆さんは御存じだと思います。

ちょうど熊日新聞のほうに記事が載っておりました。読み上げますと、菊陽町が台湾積体電路製造（ＴＳＭＣ）熊本第一工場南側の農地を半導体関連企業の受皿となる新たな工業団地の適地と判断し、2031年度の分譲を目指して整備に入ることが18日に分かった。土地の管理や地権者の意向、採算性の調査を踏まえて、24.2ヘクタールで整備する方針を決めたと。約50人の地権者さんに向けて説明会を開くなど、土地開発を円滑に進めるために土地開発公社を設立する予定と。町はさらなる成長を形にするために、工業団地の整備は不可欠、今後、地権者にしっかりと説明し、事業を進めたいと話しているということで、第一工場の南側の農地は、そもそもは

守るべき農地ゾーンであったものを、工業・流通ゾーンに転向をされております。

県は、代替地を探して提供するようにしておりますが、なかなか進んでいないのが実情のようでもあります。

施設園芸においては、以前は旬のものをその時期時期に路地に作付し出荷していたものを、価格、収入の安定のために、ビニールハウスを活用して、季節を問わず、出荷するようになりました。当然出荷コストはかかりますが、価格が安定することにより、農業収入も安定をいたしました。

しかしながら、近年の肥料、被覆などの資材や、冬場の暖房に使用する重油の高騰などにより、生産コストが異常に高騰する中で、農業収入の安定も薄れてまいりました。

また、全国有数の出荷額を誇る畜産においても、以前は農家１世帯に１頭から２頭程度の家畜を飼っていたものが、現在は大規模畜産農家が主流を占めており、飼料などを植え付ける農地面積の確保や、規模拡大による大型機械の導入経費、また僅かな飼料価格などの高騰でも直接経営に影響を受けますし、乳価や子牛の価格の低迷など、畜産においても取り巻く環境は厳しいものになっております。

そこで、お尋ねをいたします。

このような国や近隣自治体の状況を踏まえ、本市の農業の現状をどのように捉えておられるのか、考えをお示しください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、本市の農業の現状というところでの御質問でございます。本市の基幹産業である農業は、豊かな水資源と肥沃な大地を生かして多様な農産物が生産されており、県内有数の農業産出額を誇っております。

一方、全国的には、農林畜産物の生産資材や飼料の高騰によるコスト増に加え、大雨や台風などの自然災害が各地で頻発しており、農業経営は厳しさを増していると認識しております。

また、農業従事者の高齢化と後継者不足、有害鳥獣の被害等により、耕作放棄地の増加や食料自給率の低下が懸念されております。

このため、本市では、新規就農者の確保・育成に加え、作業の効率化や規模拡大等による生産体制の強化を通じて、農業経営の安定化を図ることが、本市農業振興を図る上で重要であると認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　答弁いただきました。多種多様な生産物を生産していると。県下有数の農業地帯であるということの御認識もありましたし、資材の高騰、飼料の高騰など、また、天候の不安定さによって、大変厳しい状況にあるということも答弁をいただきました。

後継者についても、耕作放棄地についてもお考えだということで、皆さん考えていることは一緒なんじゃないかなという思いでおりますが、生産体制の強化あたりに力を入れてということで、しっかりやっていただきたいという思いもございます。

農業分野においても、どれだけ機械化が進んだとしても、やはり人がいなければ農業は成り立ちません。国はスマート農業や、農地の集約・集積によって効率をよくし、経費削減をうたっておりますが、人の力はどうしても必要となります。

一般的な人口の増減というのは、社会増減、自然増減ということになってくると思いますが、農業分野においては、高齢により農業を辞められる方や、経営難により離農される方、また一方、新規に就農される方との差になると思いますが、農業人口の増減というのは何となく減っていっているんだろうなということは推測されるところですが、本市の農業人口の推移と、先ほど申し上げましたように、いろんな理由で離農を考えておられる方、そういう方に１年でも長く農業に従事していただくこと、そういうための取組等があればお示しください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、緒方議員の再質問にお答えします。

本市の農業人口の推移につきましては、過去３回の農林業センサスにおける農家販売戸数（後に発言の申出があり、「農家販売戸数」を「販売農家戸数」へ訂正）の数値を基にお答えいたします。

まず、2010年の本市の販売農家戸数は2,464経営体でございました。これが2015年には2,179経営体となり、2020年には1,889経営体となっております。よって、2010年から2020年までの10年間で、575経営体が減少し、減少率は23.3％となっております。

次に、農業を継続するための取組につきましては、農業を長期的に継続するためには、収益性や作業負担の軽減などを含め、安定した農業経営の実現が欠かせません。このため、国や県の各種補助事業を活用し、農業機械の導入や農業生産施設の整備に対する支援を行ってまいりました。

最近では、高齢の農業者であっても農業が継続できるよう、作業の省力化を図るためのスマート農業の導入も着実に進んでおります。

また、農地の区画整理や、農道・用排水路整備などの土地改良事業も進めており、

作業の効率化や規模拡大などによる生産体制の強化にも努めてまいりました。

さらに、連携協定を締結している日本農業経営大学校との共催により、農業経営力養成セミナーを毎年開催しております。

このように、安定した農業経営の実現を図るために、様々な施策を継続して行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

すみません、先ほど申し上げました、「農家販売戸数」と答弁いたしましたけど、正しくは「販売農家戸数」でした。おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　販売農家戸数について、数字を出していただきました。

まず、ちょっと指摘をさせていただきたいのが、この数字なんですが、農林業センサスということからだと思うんですが、2010年、2015年、2020年という数字を出していただいておるんですが、これは農林業センサスの結果を踏まえて出てきた数字ということであると思うんですが、今は2025年ですか、結局、何かいろんな取組をやろうとするときに、５年前の数字をもって、事業の計画を立てていくというのは、ちょっと適切ではないと考えますので、2020年でいくと1,889戸数ということでありますが、下２桁ぐらいは何となくでいいかもしれませんが、1,800程度というような数字というのは、しっかりとした数字をもってやっぱり事業展開をしていかないと、適切な事業とならないと思っておりますので、大変な作業になると思うんですが、ＪＡさんあたりとしっかり連携しながら、なるべく近い年度の数字をもって、お答えになったりしていただきたいということをまずは指摘しておきます。

取組については、いろんな取組をされているのは分かりました。また、国あたりはやっぱり規模拡大をしながらということで、作業効率化ということ、また、スマート農業あたりをしながらということでありますが、規模拡大になってしまったり、スマート農業ということでありますと、どうしても機械導入ということになってまいります。大規模になれば大きい機械の導入になってくると思うんですが、またスマート農業というのは、新しいやっぱりそういう設備を整えた機械を買わなければならないということで、そのために補助事業等を活用されているとは思うんですが、なかなかこの補助事業というものが、申請が、今、非常に通らないというような状況にもなっておりますので、その辺はしっかりやっていただきたいという思いでもおります。

農業人口については、10年間で575戸数の減少で23.3％も減っているということでありました。確実に農業人口というのは減っているということでありましたし、

予想以上に減少幅として感じたところでもありました。

農業人口を維持していくためには、離農される方への取組と、それと同時に、新規に就農される方への取組というものも必要になってまいります。令和６年９月に出された第３次菊池市総合計画の前期基本計画、評価結果によると、施策３．農業の振興では、令和５年度の取組と振り返りでは、担い手の確保と育成の取組において、奨励金や祝金制度により、新規就農者を確保し、優れた農業者を育成します。このような取組の目標を掲げられて、取組の振り返りでは、新規農業就業奨励金が13名、経営開始型３名に対し交付を行い、担い手としての支援を行った。なお、令和５年度は全体として18名の新規就農者が確保され、農業生産基盤の維持につながったと報告をされております。

確かに、菊池地域は、新規就農者においては県下でトップであることは、以前にも一般質問で述べさせていただきました。

そこで、改めて新規就農者への取組をお示しください。よろしければ、その取組自体、国と県、また本市独自の取組に分けてお示しをお願いいたします。さらに、分かれば開始年度も一緒にお願いいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、緒方議員の再々質問にお答えいたします。

新規就農者の確保のための取組としましては、本市独自の新規農業就業奨励金の交付のほか、国の農業次世代人材投資資金、経営開始資金などによる支援を行っております。

最近では、親元就農を含む新規就農者を対象とした農業機械の導入等の補助事業も創設され、本市でも既に取り組んでいるところでございます。

このほか、本市の営農指導員による新規就農者への技術的な指導・助言や、先ほど申し上げました農業経営力養成セミナーなど、新規就農者の確保・育成に向けた取組を継続して行っているところでございます。

次に、本市独自の制度の開始時期でございますけど、新規農業就業奨励金は平成17年度から取り組んでおり、日本農業経営大学校と連携した農業経営力養成セミナーは平成26年度から、営農指導員による技術指導は平成28年度から行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　国、本市独自ということで分けて答弁をいただいたわけですが、国の事業としては、以前は新規就農者育成資金、名称あたりも変わってきた

やつで、次世代と経営開始型というふうに分かれて今はなっているものだと思いますし、それに伴い、親元就農に対しても、そういう資金が出るというような制度に変わってきたものだと思います。

また、本市独自の取組としては、就農奨励金あたりが平成17年から、セミナーあたりが平成26年、営農指導は平成28年から行っているということであったと思います。

このように、新規に就農された方が農業を続けていかれることが大前提となるんですが、そのあたりの状況というものについては、また別の機会に質問をすることとして、令和５年度に18名の新規就農者が確保されているということから、しっかりとこのような形で対応していけば、農業人口の減少幅は少なくなるものだとも考えております。

また一方、農業者の確保と同時に大切になってくるのが農地の確保になると考えます。さきにも述べましたように、耕作をしたいのに農地がないという現象が本市においても起こり得る課題となっているのではないでしょうか。優良農地が宅地や工業用地へ転用されたり、中山間地域においては、鳥獣害の被害により耕作できなくなるなど問題となり、それにより、耕作放棄地が多くの中山間地域で見られる重要な問題となってきております。

そこで、農地確保に向けた農地の保全と耕作放棄地解消に向けた取組をお示しください。これも国と県、本市独自の取組についてお示しください。またさらに、開始年度も一緒にお願いをいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、農地の保全と耕作放棄地防止に対する対策というところでお答えさせていただきます。

農地の保全と耕作放棄地の対策でございますが、特に中山間地域の場合は、平たん地と比較し地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な上、農業者の高齢化が進み、イノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物被害などもあり、深刻な状況となっております。

このため、国の中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地や農道、水路を適切に保全するための取組に加え、中山間地域において特に課題となっております畦畔の除草作業や防除作業において、スマート農業の導入も行われております。

また、有害鳥獣の被害の未然防止を目的とした、捕獲報奨金の交付のほか、狩猟免許取得や電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に対する補助なども行っているところでございます。

さらに、農業委員会では、地域ごとに毎年８月頃に集中的に農地パトロールを実施しており、その中で確認された耕作放棄地については、所有者などに利用意向調査を行い、その農地の利用増進が図られるよう必要なあっせんなど、耕作放棄地の解消に努めておるところでございます。

このような補助事業につきましては、開始時期というのが、現在のところ、ちょっと手元にありませんので、お答えできませんけども、このようなところでお答えさせていただきます。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　国あたりの取組として、中山間地域等直接支払交付金あたりを活用しているということで、スマート農業への導入であったり、様々な報奨金、メッシュ柵などですよね。

耕作放棄地については、農業委員会のほうで年に１回、農地パトロールということをされていると思うんですが、なかなかこの耕作放棄地の解消というものに対しては、解消に至っていないというのが現状じゃないかというふうに思っております。

私も以前、パトロールをしたことがあるんですが、私のほうは、よほど平たん地でありますので、耕作放棄地というのは少なかったんですが、中山間地域の農業委員さんにお尋ねすると、もうどこが農地なのか、そこに行くまでの道すらもないというようなお話も伺っております。そのようなことで、地権者の方に通知等をやりながら、解消に向けているというお話でありましたけども、よりさらに、何か耕作放棄地を解消するための手段あたりもしっかり説明をしながらやっていかないと、これ自体は減っていかないんじゃないかというふうに思いますので、その辺の対応もしっかりやっていただきたいと思っております。

国がそういうことで、ワイヤーメッシュ柵あたりは本市独自の取組として考えてよろしいんですか。これ、県のやつですかね。本市独自の取組としては、特別ないということですか。特別はないということなんですかね。分かりました。

いろんなことをやっておられるというのは分かったわけですが、農業者の確保と農地の確保についての取組あたりを国、県、市独自に分けてお示しをいただいたわけですが、市の取組としては、いろんなことをやられているのかなと、挙げられた分で思ったわけですけれども、１つ、市独自のことをやっておられるところの記事が載っておりましたので、紹介をさせていただきます。

これも熊日さんの記事なんですが、天草市が国の中山間地域支援として、独自策を予算計上されているという記事が載っておりました。中山間地域制度から2025年度の更新期間に合わせて、２割強の40集落が離脱するということになったものです

から、市は農地の荒廃が加速するおそれがあるとして、市独自の中山間地域向けの支援策を予算計上されております。高齢化が進み、この中山間地域の支給を受けるための煩雑な事務作業の担い手がいないことなどが要因ということで、その辺の予算計上だということに思いますが、このようなことも市独自としてはやっていけるんじゃないかというように思いますので、しっかりとした対応をお願いするところでもあります。

農業を継続してなりわいとして、またさらに継続して農業をしていただくためには、安定した農業経営や、稼げる農業を推進しなければならないと考えております。そのためには、農家に直結したやっぱり本市独自の取組をもっと行っていくべきと考えるところでありますが、この辺のお考えをお示しください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、本市独自の取組というところでお答えさせていただきます。

本市独自の取組といたしましては、新規農業就業奨励金や結婚祝い金の交付、現在進めています農業資材や肥料高騰に対応した物価高騰対応農業者支援金、新型コロナウイルス感染症対策として肉用牛肥育経営安定支援金の交付や農林畜産物地産地消等推進事業を実施しました。

また、日本経営大学校（後に発言の申出があり、「日本経営大学校」を「日本農業経営大学」へ訂正）と連携した農業経営力養成セミナーや、営農指導員２名を雇用した農業者に対する指導体制の整備、それと狩猟免許取得への補助と、先ほど議員おっしゃいました、電気柵及びワイヤーメッシュにつきましては、一部市独自の取組もございますので、このような補助、それと小規模農地の基盤整備に対する補助、農道や水路等の農業用施設整備に対する原材料支給なども行っております。

また、農産物の付加価値向上に向けた取組としましては、他の自治体に先駆け環境王国菊池農業生産基準を制定し、地域環境資源との共生・再生に取り組んでいる全国16自治体で組織される環境王国に認定されています。

また、著名な講師による菊池米食味向上のための技術研修会・個別説明会も開催しております。

このような取組が実を結び、本年３月に県内３番目となるオーガニックビレッジ宣言を行いました。

そのほか、菊池米食味コンクールについては、市内で生産されるお米を審査・評価することで、米生産者の良質米づくりへの意識高揚と、菊池米のブランド化並びに消費者へ向けたＰＲによる消費拡大を目的に毎年開催しております。

なお、入賞米は、東京の卸売事業者が買い取り、大手デパートで販売することで販路拡大・知名度向上につながっています。

また、菊池基準の入賞米を高値で買い取っていただく仕組みができており、米生産者のおいしい米づくりへの意欲向上にもつながっております。

今後も、入賞米を高値で買取り、販売していただくことで、菊池米の販路拡大・知名度向上につながるよう、米市場の状況を見ながら取り組んでまいります。

また、農業関係者の所得向上、農林畜産物や加工品のＰＲ、販路拡大を目的として、平成26年度にインターネットショップ「菊池まるごと市場」を開業しました。

令和２年度より、七城町特産品センターへ運営を移行しましたが、当初の目的を引き継ぎ、本市の農林畜産物を販売していただいております。

また、加工品の需要も高まっていることから、令和元年度には七城町特産品センター内に加工施設の整備を行っております。

そのほかにも、株式会社九州野菜育苗センターの誘致も行っております。

ただいま申し上げたものは、全て市独自の取組であり、今後も本市の農業振興に向け、こうした取組を継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

先ほどの答弁で、「日本経営大学校」と答弁させていただきましたけども、正しくは「日本農業経営大学校」の誤りでした。おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　御答弁いただきました。

様々な取組をされているということでありましたが、先ほどちょっと言いましたように、畜産あたりは規模が大きくなっておることで、１日の餌代あたりも何十万円というような状況の方がたくさんおられます。そういう方、ないよりもいいのかなと思うんですが、上限で何がしかの奨励金ということで交付がされたと思うんですが、なかなか伝わってないような気もしますし、いろんな取組をされているんですが、農家の方々がなかなか知り得ないというような支援制度もあるような感じはしますので、私たちもそうですが、しっかりとした周知を徹底していくことが大切になってくると思います。

そこで最後に、改めて市長にお尋ねをいたします。

市長は、所信表明の中で、本市の基幹産業である農業については、担い手農業の確保と育成が極めて重要であり、今後も、本市独自の補助金等の交付をはじめ、営農指導員による農業技術や経営の助言・指導など農業に対するすサポート体制を充実させ、新規就農者を確保し、優れた農業者を育成します。

農林畜産物のブランド化の推進については、加工品の開発支援を行います。

畜産農家の経営基盤強化のために、施設整備・機械導入や優良な家畜導入への補助、農業制度資金の利子補給を引き続き支援をいたします。

農業基盤づくりとして、農地の大区画化・汎用化などを推進し、高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化などの政策課題に応じた整備を推進し、豊かで競争力のある農業の実現に向けて取り組みます。

また、まとめにおいては、これまで準備してきたものが花を開き始めています。これからしばらくの私たちの努力が、今後の長い間にわたり、子どもたち世代に安定的な果実をもたらすことが、私の究極の目標でございますと言われております。

そこで、お尋ねをいたします。

これまで農業分野においても、花を咲かせるための準備をされてこられたものと思いますが、どのような準備、また種をまいてこられて、その花をいつ頃咲かせ、実をつけると思われておられるのか。具体的なものがあれば、それをもってお示しをください。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま緒方議員のほうから、これまで、どのようなことをやってきて、どういうふうなことを目指しているのかという趣旨の御質問がございました。

本市の農業分野に関しましては、国、県の制度の活用はもとより、これまで様々な本市独自の施策を展開してまいったわけでありまして、内容については、先ほど具体的に経済部長が御説明をしたとおりでございますので、私のほうでは、先ほどの説明を３つの切り口で整理してお話ししたいというふうに思います。

まず、農地の区画整理あるいは農道・用排水路の整備などの土地改良事業によりまして、農業生産基盤を強化してきたということ。それから、後継者や農業経営者育成等の人的基盤強化を進めてきたということ。つまり、この最初の分野というのは、様々な基盤強化ということであります。

２つ目に、集落営農を推進しながら、スマート農業をはじめとする農業機械の導入であるとか、施設整備への支援を行いまして、農業の省力化・高度化に取り組んできたというのが２つ目でございます。

３つ目に、農産物の付加価値自体を高めることが必要でありますので、そのための取組として環境王国菊池農業生産基準の制定やオーガニックビレッジの宣言、米の食味コンクールの開催を通じて品質の改善に取り組んでまいりました。また、農産物の販路拡大のために菊池まるごと市場の開設や加工施設の新設を行うなど、さ

らなる農家所得向上のための支援を行ってきたわけであります。

このように、これまで様々な具体的な種をまいてきておりまして、既に花が咲き始めたものもありますし、これからのものもあります。今後は、今申し上げたような具体的なものをさらに充実させて、実りにつなげて、そして若い世代が希望を持てるような、活力のある農業を確立していくと、これが私たちの目指すゴール像であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　御答弁いただきました。３つに分けてやっているんだということでの御説明だったと思います。

私は、今、米、麦、アスパラ等を生産する耕種農家であります。規模は本市において大きいほうだと思いますが、一農家から言わせていただくと、なかなかいろんなことをやられているのが、先ほども申しましたように、周知がちょっとできていないんじゃないかということがございました。

例えば、先ほどもお話しになった菊池基準、環境王国菊池農業生産基準という中での菊池基準という言葉があると思うんですが、それを何人かの方に聞いたことがあるんですが、知らないと、そういうものは分からないという返事が返ってまいります。本当に周知が足りないのか、興味がないのかは分かりませんが、そういうのが実情であるということもお伝えしたいとも思っております。

最初に述べたように、国の作況指数の廃止などというのは、農家にとっては、なかなか響かないものでもありますし、それよりも、米の概算金あたりを最低１俵当たり２万円くらいで保証しますという政策のほうが、農家の方に対しては響く政策だと思います。

市長は所信表明の中で、市政の推進に当たっては、市民のニーズや意見を把握するため、市長と語る会を実施すると言われております。ぜひ積極的にこのようなものを実施されて、農家のニーズ、意見を吸い上げていただいて、市長にこれまで以上にトップセールスをしていただきながら、農家の安定経営、稼げる農業のために頑張っていただきたいということをお伝えして、次の質問に参ります。

次に、小学校の通学路について質問をいたします。

私は、近頃、ニュースなどで、小学校の登下校の列に車が突っ込んだという事件や事故が気になっておりまして、本市の通学路の安全性は大丈夫なのだろうかと思ったことからの質問になります。

梅雨に入りまして、傘を差して通学している小学生の列の横を自動車が走り去る

光景を見ると、冷やりとする瞬間が何度もあります。国県道においては歩道が整備されていて、比較的安全かと考えますが、市道などには歩道など多くありませんし、車道が狭いところも通学路にはあります。

現在の小学校の通学の状況について、校長先生にお話を伺いました。今は登校班というものはあるものの、おうちの方が送迎される子どもたちも一定数いるようです。また、主要道路の抜け道として通学路を利用する車両も増えたと言われておりました。特に雨の日は交通量がいつもより多いように思いますとも言われておりました。

このようなことから、子どもたちは以前より危険な交通量の多い通学路を登下校していると考えますが、小学校の通学路において、安全性の把握はできているのか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、通学路に関する取組についてお答えをいたします。

通学路の安全確保に向けた取組につきましては、菊池市通学路防犯・交通安全プログラムに基づき、道路管理者、警察、教育委員会などの関係機関が連携して、安全確保を図っているところでございます。

菊池市通学路防犯・交通安全プログラムでは、学校や地域などの通学路の危険箇所等に関する要望書の提出により状況を把握し、道路管理者、警察、教育委員会などによる菊池市通学路安全推進協議会（後に発言の申出があり、「菊池市通学路安全推進協議会」を「菊池市通学路安全推進会議」へ訂正）を開催し、危険箇所の改善に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

私のただいまの答弁で、「安全推進会議」と申すところを「協議会」と申しました。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　把握するためには、各行政区から上がってくる要望書によって把握されているということだと思うんですが、その要望書というものを私も一部ちょっと見たことがあるんですが、びっしりと要望が上がっていたと。同じ地区から何項目も上がっているような要望書だったと思っております。

その要望書を基に協議会とか開いて、危険箇所、そういうものを把握しているというものであったと思うんですが、どの要望に対してどのように対応していくのか、また、優先順位なども、これで分かるかなというのが正直な思いであります。

しかしながら、本市市道の通学路に関しては、思っていた以上に整備されているなという思いでもありました。実際に見た中でそういう思いを持ったところであります。路側帯の白線とグリーンベルトと言われる緑のラインがしっかりと引かれておって、特に各小学校周辺はしっかり整備されているとも思いましたが、どうしても子どもの数が少ない、遠方になるんですか、行政区や水路周辺の整備はできていない状況だとも感じました。

そのことから、やっぱり実際の現場を見ることが必要になると思うんですが、行政、いろんな協議会はされていると思うんですが、行政と学校関係などとの合同点検、このような実施はされておられるのかをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、合同点検にお答えいたします。

菊池市通学路防犯・交通安全プログラムは、小中学校長会、ＰＴＡ連絡協議会、県北広域本部維持管理課、菊池警察署、本市土木課、防災交通課及び学校教育課が構成メンバーとなり、合同点検を実施しております。

また、合同点検の際には、必要に応じて区長さんにも参加をお願いしているところでございます。

そのほか、合同点検以外でも、日頃より保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、通学路の点検を実施しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　合同点検の実施を行っているということでございました。

私は要望書のみかということであったので、この質問をさせていただいたんですが、しっかり合同の点検はしているということであったということは、本当によかったと思います。

やっぱり実際の現場を見ることで、危険箇所あたりもより分かると思いますし、また優先順位なんかも、早めにやったところ、やらなければならないところなども発見できると思いますので、今後ともしっかりとした点検をされていかれることを望んでおります。

また、合同点検あたりをすることによって、整備をされていくと思うんですが、この整備をするタイミングとしては、私は新入生が入学するときまでには、そのときにはしっかりとした整備をなされていかなければならないと思いますし、新入生が安心して通学できる環境をつくっていくべきだとも考えております。小学１年生

が入学する前の年度始めまでに点検・整備を行って、しっかりとした環境をつくるというお考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えします。

まず、菊池市通学路防犯・交通安全プログラムの年間スケジュールについてお答えいたします。

年度始めに区長や学校へ通学路における要望の提出を依頼し、それを基に、関係機関と要望箇所の合同点検を実施しております。

合同点検を基に、通学路安全推進会議を開催し、次年度に向けて、当年度内に対策可能な箇所について各所管部署において対策の実施をしております。

また、年度始めの要望調査以降でも、学校や地域住民よりその都度報告が上がっており、関係機関と調整を行い、対応をしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○10番　緒方哲郎　議員　　今回の小学生の通学の安全性に関しては、ちょうど月曜日の熊日新聞だったと思うんですが、「熊本市の危険ブロック塀、６割解体」という記事が掲載されておりました。これは小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の女児が亡くなった2018年の大阪府北部地震を受けて、熊本市が調査し、対応したものであったと思います。

小学生の通学の安全は、通学路の道路の整備のみでなく、周辺の建物の状況、交通量や運転手への安全への啓発活動など必要となってくると思いますので、各課と横断的な話合いや検討が必要となっていると思いますので、その辺をしっかりとした対応をお願いして、質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

休憩　午前11時46分

再開　午後１時00分

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　皆様、改めまして、こんにちは。議席番号６番、公明党の島春代です。本日、傍聴においでいただいた皆様、インターネットで御覧の皆様、ありがとうございます。

本日は、まず大規模災害への備えについてお伺いします。

世界各国でも気候変動とともに大きな自然災害や地震などが発生するようになり、我が国でも大規模な自然災害が相次いで発生してまいりました。これまでも2011年の東日本大震災をはじめ、2016年の熊本地震や2020年７月豪雨による水害や土石流災害、そして昨年、2024年１月に発生しました能登半島地震などの地震災害など、死者、行方不明者の方が多くおられました。また、被災された方々の多くは、その後の生活再建や復旧に大変な思いをされています。災害はいつどこで起こるか分かりません。そして、災害被災者への支援は、災害発生とともに始まります。

政府の中央防災会議は、昨年６月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正いたしました。最大の柱は、昨年１月の能登半島地震で高齢者など要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記したことです。

基本計画の内容では、具体的には、市町村に対して避難所の開設当初から、パーティションや段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた適温の食事、入浴、洗濯など、生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施などに努めるよう要請しています。

また、指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなどの早期設置に加え、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることも明記されました。

災害関連死を防ぐためにも、避難所の生活環境の改善を図ることが求められています。

今回の基本計画におきまして、段ボールベッドなどの設置については、避難所開設当初から設置するように努めることと変更されました。

では、１点目の質問になりますが、避難所の環境整備におけるＴＫＢ、いわゆるトイレ、キッチン、食料、水関係、それからベッドなどについて、本市の備蓄の現状と今後に向けての考え方をお尋ねいたします。特に災害発生時のトイレ関連についての現状をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、島議員の御質問にお答えしたいと思います。

本市におけます災害備蓄品につきましては、大規模災害時に備え、食料について

は、保存パン、お湯などを入れずにそのまま食べられる保存ごはん、またペットボトルの飲料水を備蓄をいたしております。

そのほか、使い捨て携帯トイレ等のトイレ関係用品や毛布、マット、折り畳み簡易ベッド等についても備蓄をしているところでございます。

特に、トイレにつきましては、使い捨てトイレ約２万袋の備蓄を行っておりまして、避難所となる各施設の既存のトイレ及び備蓄のポータブルトイレ30基に取り付けて対応するよう備えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　災害時に備えをしているということでお伺いしました。

今回、私がトイレの問題に重点を置きたいのは、特に災害発生後の関連死でありまして、熊本地震や能登半島地震でも、教訓の１つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化したからです。熊本地震では、亡くなられた方の約８割が災害関連死であり、その原因は肉体的・精神的ストレスであったことは明らかにされています。また、地震のショックや恐怖もあり、避難による心身の疲労、また持病をお持ちの方は、持病を含む病気の悪化などがあります。

このような災害時の関連死の要因の１つにトイレの不足が挙げられます。地震発生直後、断水や停電、配水管の損傷など、様々な事情によりトイレが使えなくなった場合、特に高齢者は飲水を控え、体力が減少し、脱水状態になり、血液中にできた血栓が肺動脈に詰まるエコノミークラス症候群になるおそれがあり、また最悪、死に至るということも増加するなども二次被害となる関連死となったと考えられています。

災害関連死を防ぐためにも、トイレ環境の改善は不可欠であります。そして、被災者の命を守る取組として重要であると考えます。食事、水関係も大事でありますが、トイレ問題というのは重視されているのかどうかがちょっと疑問というところであります。

避難所運営の食料や水、トイレなど、災害時の生活全般について考えるとする国際赤十字がつくったスフィア基準というものがありますが、その中で仮設トイレの設置数については、男性１に対して女性３と言われているそうです。女性や子ども、高齢者、介助が必要な方など、多様な人が安心して使えるようにするための配慮であり、プライバシーの必要性など、現場の事情に対応するための数値です。

能登半島地震では、地形的なことやインフラの被害もありましたが、国によるプッシュ型支援により、工事現場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始め

たのは、発災から４日目以降と伺っています。そのため、発災後３日間は自治体で携帯トイレや簡易トイレなどを確保しなければならないということになります。

さらに、仮設トイレの目標、50人に１基のトイレの達成まで10日間程度かかっているということから、初期対応に携帯トイレ、簡易トイレなどを一定数備蓄、配備しておくことが必要と考えます。

特に重要なのが携帯トイレの備蓄であり、発生直後、様々な事情によりトイレが使えなくなった場合、通常のトイレにごみ袋などのビニール袋を合わせたものなど、携帯トイレを使用することで、日常に近いトイレ環境を保ち、通常のトイレを使用し続けることができます。

災害時のトイレ対応で重要なポイントとなるのは、被災直後に携帯トイレをいち早く設置できるかどうかです。ＮＰＯ法人日本トイレ研究所の加藤篤代表理事は、衛生環境を守るためにも、避難所には一定程度の携帯トイレを備蓄しておくことが大切であると言われています。

今回の能登半島地震でも、避難した先に十分な備えがなく、住民が外で用を足したり、携帯トイレを複数人で使ったりしたケースが相次いだそうです。

では、２点目の質問ですが、先ほど携帯トイレ２万袋備蓄しているということでしたが、想定される最大避難者数などを基にした備蓄の数なのでしょうか。必要数を調達すべきと考えますが、今後の方針についてお聞かせください。

それからまた、本市の備蓄計画の見直しの時期はどのように計画されているでしょうか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、避難者数の想定数等についてでございますけれども、平成28年熊本地震の際に、最大で5,052名の方が、市が開設しておりました避難所25か所へ避難をされたところでございます。この避難者数約5,000人を基準として、まず食料のほうですけれども、保存パンや保存ごはん、また飲食物の中で、5,000人の３食分を目安として備蓄をしているところでございます。

トイレにつきましては、先ほど申し上げましたように、使い捨てトイレ約２万袋の備蓄をしておりまして、避難所となる各施設の既存のトイレ及び備蓄のポータブルトイレ30基に取り付けて対応するところでおるところです。

次に、ベッドにつきましてですけれども、現在、折り畳み簡易ベッド37台を備えておりますけれども、避難所のさらなる環境改善に向けまして、災害時における段ボールベッドの優先供給の協定先とか、折り畳みベッド等の調達先につきまして、

現在調査を進めているところでございます。

これに加えまして、自助である個人の備蓄であったり、協定先の企業及び防災協定を結んでおります自治体との連携によりまして、災害発生の際は、協定に基づいて、必要に応じて各種資材を調達することで、今後の熊本地震レベルの災害にも対応できると考えているところでございます。

備蓄品の更新につきましてですけれども、現在備蓄しております飲食物5,000人分につきましては、５年保存可能なものを調達しております。これを５分の１ずつ５年サイクルで更新をしまして、確保しているところでございます。

また、携帯トイレについても、今後耐用年数等を確認し、随時更新を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　最大避難者数は熊本地震を基にということで、5,000人分を基準にされているということで伺いました。

この5,000人というのが、その災害が発生しないと、なかなかどういう状況かが災害の状況にもよりますが、それから、水、食料関係も、５年保存で５分の１ずつ見直すということで伺いました。

段ボールベッドも、やはり必要かなと思いますので、今後調査してということで、そろえていってほしいと思います。

携帯トイレの備蓄の考え方については、今、お示ししていただきましたけれども、備蓄数につきましては、例えば、トイレというのは１日１人５回から６回は行きますね。それで３日間の備蓄と考えますと、このトイレ、ポータブルトイレとか、いろんなのもありますが、数が２万回分となると、約1,300人少しの使用数ではないかと思います。5,000人に対して1,300人少しの人数分の使用数の確保ということなので、少し足りないかなと思います。最大避難者数が5,000人ということに対して1,300人ということになりますので、この備蓄数については、果たして足りているのかというのがありますので、今後計画策定に当たりましては、また検証をしていただいて、次期計画に反映していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

備蓄トイレや簡易トイレ、ポータブルトイレなど、重要な備蓄ですが、衛生用品や介護用品、また福祉用具などの必要性、これは先ほど協定を結んでいるところと、必要なときは協定を結んでいるところから随時持ってきていただくということになっているようですが、避難所運営に関わる部分では、柔軟な対応、また震災で道路

の寸断とか、いろんな問題がありますので、そういうときにスピードを持って整備できるかということをまた考えていただきたいと思います。

３点目ですが、以前から防災交通課には女性はいないということで、本市では人権啓発・男女共同参画推進課の女性からの意見を反映すると、以前の東議員の質問でもお聞きしていますが、避難所運営や防災備蓄に女性の視点から、いろいろな声を基に、必要と思われる備蓄対策などを取り入れて、現在追加したということがあれば教えてください。

また、初めに申しましたが、政府の防災基本計画で修正され、災害応急対策に明記されました福祉的な支援の必要性というものですが、本市が必要と考える福祉的な支援の必要性とはどのような取組と考えておられるのか、教えてください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、女性の視点を取り入れた取組の部分についてお答えしたいと思います。

本市の地域防災計画等の作成及びその実施を推進するために、災害対策基本法に基づきまして、菊池市防災会議を設置しているところでございます。

この防災会議の委員につきましては、委員の女性登用率は昨年度は20.6％でございました。令和８年度までに35％の目標を掲げまして、各団体へ積極的な女性登用の呼びかけを行いました結果、本年度については37.5％となったところでございます。

また、避難所を開設する際には、２名以上の職員を配置することになりますけれども、様々な相談等に対応できるよう、女性職員を配置した避難所対応も取っているところでございます。

さらには、自助、共助の分野におきましても女性の意見等が重要と考えますので、市内の女性団体へ防災士養成講座の受講を働きかけながら、女性防災士の育成も進めているところでございます。

先ほど備蓄品についての追加した分というのもございましたけれども、以前の一般質問でもありましたように、生理用品であったり、常温ミルクの備蓄品については、その後、追加をいたしているところでございます。

２点目の中央防災会議で追加されました福祉的支援の対応ということでございますが、冒頭、議員のほうからも御案内がございましたように、国の防災基本計画では、パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置や、避難所における生活用水の確保、トイレカー等のより快適なトイレ設置への配慮、高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化が示されております。

このようなことから、避難所の環境の改善・充実のため、段ボールベッドの供給体制確立のための協定ですとか、ベッド類の充実を図るために、現在調査研究を進めているところでございます。

また、避難所運営訓練としまして、毎年職員にパーティションやテント、折り畳み簡易ベッドの設営方法についての研修を実施いたしまして、迅速な対応が可能となるよう、訓練を継続的に行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　様々に対応をしていただいておられるということで、防災会議も女性が少し増えておりますが、なかなか意見があの場では出せないようなちょっと会議と思いますので、そこら辺を意見が言いやすいような、またやり方をしていただくといいかなと思います。

避難所には女性を２名以上配置するということで伺いました。

また、生理用品とか、ミルクとかを配置、備蓄していただいているということと、また、高齢女性の視点からの福祉的な支援ということで考えておられるということで、そういう折り畳みベッドとかも、いざ使うときには、段ボールベッドですか、相当時間がかかるということを聞いていますので、やはりそのときにすぐ使えるように、日頃の訓練が必要かなと思っております。今後もいろんな物品的なものから支援をよろしくお願いしたいと思います。

能登半島地震でも、トイレ問題では現場の努力によりまして、屋内のトイレの衛生状態を回復し、携帯トイレや簡易トイレなどを積極的に活用する避難所もありましたが、使用方法の周知が徹底できていないということで、過去の震災と同様に、便器から排せつ物があふれるなどの問題が深刻化して、不衛生になってしまった避難所もあったそうです。

震災の発災直後には、状況によって避難所でも携帯トイレの使い方などのイラストや図を描いたりとか、また写真などを用いて掲示できるように、万全の準備をする必要があると思います。

最後になりますが、避難所でのトイレ問題も重要ですが、災害に備えて、御家庭でもいろいろと備蓄されておられる方も多くなっていると思います。在宅での避難で携帯トイレの備蓄については、食料品や水などに比べて、携帯トイレとかを備蓄する率は低いのではないかと考えます。断水などで在宅でのトイレが使えないことを考えて、初めに申しましたような自宅のトイレにビニールのごみ袋をかぶせて、ビニール袋を捨てると。水は使わなくても、一時的に何日分か使えると。そういう

携帯トイレを活用することで、自宅でのトイレが可能となる。そういう様々な携帯トイレなどの備蓄の必要性と使い方についてなど、市民へ周知啓発する取組、また避難所運営マニュアルなどあれば、そこに反映する必要があると思いますが、啓発含めてそれらはどのようにお考えでしょうか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

大規模災害等の備えにつきましての市民の皆さんへの啓発や周知ということでございます。

平成24年の九州北部豪雨で、本市も大きな被害が発生したことを受けまして、平成26年度から、コロナ禍の時期を除きまして毎年、区の役員の方々や、民生委員、消防団幹部、防災士を対象に、大雨に関する情報の収集方法であったり、各家庭での備蓄の必要性について、防災説明会を開催しておりまして、本年度も12地区に分けて開催いたしたところでございます。

また、各行政区や各種団体からの申込みによるまちづくり出前講座へ出向きまして、飲料水や使い捨て携帯トイレなどの現物を見ていただきながら、今後の災害に備え、地域の方々に自助・共助の大切さを呼びかけております。

併せまして、いずれの機会におきましても、いつでもどこでも災害情報を入手することができる、防災行政ナビについても普及促進を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　ありがとうございます。

説明会をしていただいているということで、全部の市民の皆さんではありませんけども、防災士、区長さんをはじめ、消防団の方々、そういうのを聞いた、主に聞かれた方がやっぱり地区でも、自分の地域の皆さんに発信というか、伝えていくことが大事かなと思いますので、私の地区もまだそこまでちょっと行ってないので、また身近なことですので、自分たちが習ったことを教えていきたいというふうに考えております。

また、出前講座も、身近に教えていただいて、非常にいいかと思います。やっぱり分からないこととか、いろんなアイデアを教えていただくことは非常に大切かなと思いますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震、30年以内に発生する確率は70から

80％でしたけども、今回、本年１月に80％程度と引き上げています。発生率が極めて高いということでございます。

日本防災士協会によりますと、この南海トラフ地震や、首都直下地震などの大規模災害では、備蓄品は３日では足りないと言われています。理由としては、被害が広範囲に及ぶとインフラの被害により、支援が届くまで１週間以上かかることもあるからと考えられています。そのために、最低１週間分の備蓄が望ましいとされています。なかなか１週間分というと考えるところもありますが、できたら１週間分を備蓄したいところです。

また、避難者の中には、高齢者、要介護者、またさらに、外国人も含まれることを考慮した対応も必要となります。様々な視点からの備えが必要でありますが、取るべき対策を着実に実施すれば、被害は軽減できると言われています。

今回、トイレ問題を主に取り上げましたが、災害時のトイレの在り方は、市民の命と暮らしや地域に影響を与えると思います。トイレ対策の重要性をみんなが認識し、災害に備えて、ほかの備蓄品なども含めて十分な支援が行き届くように、さらなる環境の整備と確保をよろしくお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、小１の壁について、小学校１年生のということでございます。

この小１の壁、これは１つには、保育所や幼稚園を卒園してから小学校へ入学すると、子どもと親の両方が直面する壁でございます。

子どもが小学校に進学すると、保育園や幼稚園に預けていた朝の時間よりも登校時間が遅くなります。そして、下校の帰宅時間が早くなります。例えば親の勤務時間が８時から17時で、子どもは校門開放に合わせて登校しなければならない場合などです。多くの保育園では、７時ぐらいから早朝保育で預かってもらえる保育所がまあまあ多いかなと思いますが、小学校の登校時間は７時半以降から８時くらいが一般的ではないかと思います。

共働きの家庭では、中には親の出勤時間よりも登校時間が遅い場合、子どもを早く登校させることや、子どもを家に残して先に出勤せざるを得ないケースなども出てきます。30分から１時間ぐらいの時間差が生じます。朝早く登校して、校門で待機していた小学生がいたので、地域で見守りを開始したという他県の記事がありました。

2023年に実施されました放課後ＮＰＯアフタースクールの小１の壁に関するウェブアンケート調査によると、子どもの小学校入学を機に、働き方の見直しを検討した保護者は50.7％と、半数の御家庭が見直しをしているとのことです。

以前、子どもに合わせて勤務形態を変えた家庭や、子どもより先に出勤している

御家族の方を私も知っていますが、生活や仕事など影響はいろんな部分に関わってくると思っています。それぞれの家庭で子どもに不安感を与えないような関わり方が必要となってきます。

核家族で共働き世帯が増える中で、社会の変化に応じた子どもへの対応は、周囲の対応も必要になってくるのではないかと思います。登校は、上級生と登校班があったり、個別での登校だったり、御家族が送っていったりと、地域性や登校距離とか、学校によってそれぞれ違うかなと思います。

また、１年生は下校も早くなりますので、個別の確認は必要かなと思います。放課後児童クラブ、いわゆる学童保育を利用されている御家庭も多いかと思います。

それから２つ目に、子どもたちは保育園や幼稚園から小学校進学となると、学びの環境や生活の変化に対応しなければなりません。学校生活の１日の流れにスムーズに入っていけるように、入学前の年長児の幼児教育というものから小学校教育へ移行する、そのときスムーズに入っていけるように、連携となる架け橋プログラムが検討されておられると伺いました。

そこで、１点目にお聞きしたいと思います。

本市小学校の登校時と下校時の学校側の体制はどのような状況でしょうか。

それから、小学校へ連携となる架け橋プログラムについての状況はどのようになっているのか。

以上、２点をお尋ねします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問に答弁いたします。

最初に、朝、早い時間に登校した児童が、学校が開くまで校門の前で待っている事例等について、各小学校に問い合わせしましたところ、本市ではそのような事例はございませんでした。

次に、本市での登下校の状況についてお答えいたします。

登校時間は、おおむね８時前後、下校時間が、低学年が15時前後、高学年が16時前後となっております。

登下校の方法としましては、徒歩、スクールバスや保護者の送迎がございます。

徒歩で登校する児童に対しては、各学校において、熊本県ＰＴＡ教育振興財団から助成を受けて、地域学校安全指導員を配置し、朝・夕のＰＴＡによる見守り事業を行っております。

また、地域の方が自主的に見守りをされる行政区もございますし、学校付近につきましては、先生方による見守りも行っているところでございます。

下校時におきましては、防災無線により、地域の方へ徒歩で帰宅する児童の見守りをお願いしているところでございます。

また、下校に合わせ、放課後児童クラブへ通っている児童も多くいるところでございます。

次に、保育から教育に変わる、いわゆる「架け橋期」の取組としましては、菊池市幼・保等、小・中連携推進協議会において、０歳から15歳までを対象に地域の子どもは地域で育てることを目標に、地域や関係機関と連携した取組を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　まず、朝は、他県にあるような校門の前で待つということは、本市はないということで、ちょっとそこら辺はよかったかなと思います。

ＰＴＡ、地域学校安全指導員の見守り、また地域の方の自主的な見守りとかあるということで、やはり学校だけではなく、地域の見守りの方々が御尽力いただいているというところも感謝したいと思います。

それから、架け橋プログラムについては、０歳から中学生まで、推進協議会で検討いただいているということで、その中に年長さんから小学１年生まで入っているということで、検討いただいているということで、そこら辺は広く、小さい子どもさんから中学生まで考えておられるということでいいかと思います。

こども家庭庁が2024年５月時点で、学童保育、放課後児童クラブに入れなかった児童数が１万8,462人と発表されております。前年より2,000人強増加しているということで、菊池市内も14か所ほど放課後児童クラブがあると思いますが、共働きも多いことから、放課後児童クラブの希望者はどうなのか、状況、課題とか、そういうものはないのかをお聞きしたいと思います。

それから、小学校への架け橋プログラム、これは取組はどのようなものかを、以上、２点をお聞きしたいと思います。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　改めまして、こんにちは。放課後児童クラブの状況と課題についてお答えいたします。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後や長期休暇中に、安全で適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を目的とした事業を行っている施設です。

本市の放課後児童クラブは14か所あり、令和７年度の利用者数は774人で、32.8％の小学生が利用しております。

本市の児童数は減少しておりますが、保護者の就労等により放課後児童クラブの利用者数は増加しているところでございます。

放課後児童クラブの課題といたしましては、支援員の確保の問題がございます。多くの放課後児童クラブにおいて支援員の確保に苦慮されており、ハローワークを通じての募集や、市の広報紙やホームページに募集記事を掲載するなど、支援員の確保に努めているところでございます。

また、児童数が増えている校区では利用希望者の受皿確保の問題がございます。

現在待機児童はおりませんが、学校施設のタイムシェアや空き教室の利用などを行いながら、利用希望者の受皿を確保し、待機児童が発生しないように受入れ態勢を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、幼・保等、小・中連携推進協議会の取組についてお答えいたします。

本年度は、中学校区ごとの校区協議会において、地域、幼稚園、保育園、小学校、中学校が一緒に取り組む、連携カリキュラムを作成されております。

保育から教育への架け橋期においては、保育時の生活と小学校での生活の環境変化にうまく対応できない状態、いわゆる小１プロブレムがございますが、この協議会の取組を通じて、小１の壁を取り除き、保育と教育のスムーズな接続が図られております。

また、教育委員会としましても、就学前から小・中学生向けに、生活習慣の改善を目標とし、一日60分間の家庭学習・運動、スマホやゲームの使い方などの目標を定めた菊池っ子60運動を学校やＰＴＡと共有し、連携推進協議会の取組と合わせて推進しているところでございます。

さらに、本年度は、文部科学省より早寝早起き朝ごはん推進事業の指定を受け、大学教授等の専門家の講演会を年２回実施し、子どもと保護者への啓発を図るところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　本市は待機児童はいないということで、問題は支援員さんの

確保、やはり支援員さんがいなければ児童クラブも大変なことでありまして、少子化ではありますが、児童クラブを御利用されている御家庭は増えているということでお聞きしました。

また、架け橋プログラムでは、小１のプログラムで生活改善、また60運動など、様々な角度から支援を検討されているということで、今後も継続してよろしくお願いします。

夏休みなどの長期休暇も、共働きの親を悩ませるところでございます。その期間中に子どもの世話が必要となることも、小１の壁が生じる一因です。

育児・介護休業法では、職場では３歳未満の子どもを育てている従業員がいる場合、短時間勤務制度を設けることが義務づけられています。

さらに、小学生になると短時間勤務制度が利用できない企業も少なくありません。

昨年のこども家庭庁の調査で、平日の子どもの居場所確保に向けた取組で、実施している、また、実施に向けて検討中というところは、全体の約３％という結果であったそうで、いろんな自治体、学校で対策がまだまだ進んでいない部分もあるようです。

平日の子どもの居場所確保に向けた取組、親にも様々な対応が必要となるケースもありますが、子どもが安全に、また安心して健やかに教育を受けて成長されるよう、子どもさんの特性、また個性、多様性を尊重しながら、取り巻く状況を把握しながら、こどもまんなか社会の実現に沿って、教育現場、また地域や家庭がこれからも協力して、見守りの支援持続が必要になってくると思いますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

以上です。終わります。

○水上隆光　議長　　これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午後１時46分

再開　午後１時53分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　皆さん、改めまして、こんにちは。議席番号11番、後藤英夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

今回の質問の１点目は、本市におけるカーボン・オフセットについて、それから２点目は、北宮館跡について、３点目は、大琳寺・北宮・深川の道路整備について、最後、４点目は、電線類地中化について行います。順次質問していきます。よろしくお願いいたします。

それでは、１点目の本市におけるカーボン・オフセットについて質問します。

カーボン・オフセットとは、環境省指針において、市民、企業、ＮＰＯ、ＮＧＯ、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれらをできるだけ減らすように努力した上で、それでも削減が困難な部分の排出量を他の場所での削減、吸収活動により埋め合わせする取組と定められています。また、温室効果ガスの排出をなかなか削減できない場合に、削減努力を行った上で、削減活動に投資することで、埋め合わせる考え方です。

具体的には、Ｊ－クレジット制度を活用して省エネ設備の導入や、再生可能エネルギーの利用などによる温室効果ガス排出削減、または適切な森林管理による吸収量をクレジットとして取得し、排出量と相殺する考え方です。

カーボン・オフセットの仕組みとして、まず排出量の把握が必要です。それから削減努力の目標を定め、排出量の削減に向けた様々な取組を行います。また、削減困難量の埋め合わせとして、削減努力が限界の排出量について、カーボンクレジットを購入することで埋め合わせます。

カーボンクレジットとは、温室効果ガスの削減・吸収を定量化して取引できるようにしたもので、植林や省エネルギー対策などで生まれた削減量などがクレジットとして発行されます。

本市は、令和３年５月21日に内閣府よりＳＤＧｓ未来都市に選定されています。ＳＤＧｓの達成に向けて、優れた取組を提案する自治体として高く評価されています。

カーボン・オフセットは、ＳＤＧｓでは13番の気候変動に具体的な対策法で、温室効果ガスの排出を原因とする地球温暖化現象が招く世界各地での気候変動や、その影響を軽減するという目標に当てはまります。

現在、半導体工場や関連企業の進出など、本市を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。環境を改善していく高い意識と、それから森林資源を生かした取組が必要だと思います。そのためには、排出量の見える化など、現状の把握が重要になってくると考えますが、本市の温室効果ガスの排出量の推移と、オフセットに関する考えを教えてください。

続きまして、質問要旨２番目ですが、本市のＪ－クレジットに関しての考えを問いたいと思います。

この質問は、令和６年第２回定例会、ちょうど１年前ですが、菊池市産の木材の活用に向けた取組についてといった質問の項目で、Ｊ－クレジットを活用する考えをしました。そのときは、本市区域では市民生活をはじめ、基幹産業である農林畜産業、そして商工業などの事業活動に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と、本市区域内に存在している森林の吸収量との比較では、排出量が上回ってしまい、市内の森林のみでは賄うことができない試算が出てきているので、現段階では活用は難しいと答弁をされています。

しかしながら、熊本連携中枢都市圏としての取組は、オフセットとは関係なく、Ｊ－クレジットを活用するとの情報を得ましたので、確認のためにも質問することにしました。去年と似たような質問になりますけども、答弁のほどよろしくお願いします。

続けます。

Ｊ－クレジット制度は、信頼性の高いクレジット制度として認知されており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度であります。2030年以降も活用可能な制度として継続性を確保するとともに、今後も国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策、及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、カーボン・オフセットや財・サービスの高付加価値化に活用できるクレジットを認証するＪ－クレジット制度のさらなる活性化を図る必要があると考えます。

Ｊ－クレジット等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進された製品、サービスの社会への普及を図るなど、脱炭素型ライフスタイルへの転換を目指すことはすばらしい考えだと私は思いますが、Ｊ－クレジットに関して、本市の考えを改めて教えてください。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本市内における温室効果ガス排出量につきましては、熊本連携中枢都市圏において共同策定しております地球温暖化対策実行計画において公表しております数値となりますが、連携中枢都市圏全体としての排出量取りまとめなどを含めた各種集計作業の関係もございまして、現時点におきましては、令和２年分（後に発言の申出があり、「令和２年分」を「令和２年度分」へ訂正）の排出量のみの公表となっております。その数値でお答えをいたします。

本市内における令和２年度分の温室効果ガス排出量につきましては、約47万

8,000トンCO_2となっております。

次に、カーボン・オフセット及びＪ－クレジットに関する市の考えについてですが、まず、去る令和２年10月、国におきまして、2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにすることとした、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、併せまして連携中枢都市圏におきましても、国と同様に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言し、その目標達成のための具体化に向けた計画として、令和３年３月に地球温暖化対策実行計画を策定しております。

この計画におきまして、連携中枢都市圏構成自治体ごとの地域特性等を考慮しつつ、行政、住民及び事業者における各種取組として、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による温室効果ガスの排出削減対策のほか、適切な森林管理による温室効果ガスの吸収源対策などの取組に対する国の認証制度であるＪ－クレジットを活用することで、カーボン・オフセットを促進し、温室効果ガス削減目標の達成に向け取り組むこととしております。

本市としましては、行政、住民及び事業者などの各主体において、自らの温室効果ガス排出量を把握、認識し、主体的に削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量につきましては、先ほど申し上げましたとおり、Ｊ－クレジット活用によるカーボン・オフセットの取組を促進することとしておりますが、連携中枢都市圏全体の枠組みの中で、本市における温室効果ガスの排出量及び吸収量の状況を踏まえながら削減目標の達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、温室効果ガスの排出量につきまして、「令和２年度」と申すべきところを「令和２年分」と申し上げました。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　最近多発している異常気象は、地球温暖化が原因と言われており、国は、豪雨災害等の頻発化・激甚化が予想される現状は気候危機であるとの認識を示しています。

また、本市は農業が基幹産業ですが、夏期のこの異常な暑さは、かなり農作物などに悪い影響を与えていると思います。この危機に対応するためにも、地球温暖化などの対策を地方から進めていく必要があると思います。

先ほど熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画についてお話がありましたけども、本市も熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村の１つです。その中での連携した取組もあると思いますが、カーボン・オフセットやＪ－クレジットに関する考え方や取組、具体的にどんなことがあるか、お聞きしたいと思います。お願いしま

す。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　それでは、再質問にお答えします。

本市を含みます連携中枢都市圏の取組につきましては、構成自治体のうち、適切な森林管理に基づくＪ－クレジットを活用している自治体もございますが、本市におきましては、各種事業活動等により発生する温室効果ガスの排出量と、本市区域内に存在する森林による吸収量の状況も踏まえた上で、今後におけるＪ－クレジットの活用について、構成自治体との協議を重ねながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　先ほども申し上げましたが、環境を改善していこうという高い意識と、それから森林資源を生かした取組がこれからもっと必要になってくると思います。本市の林業や中山間地域の活性化のためにも、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

２点目は、北宮館跡について質問します。

北宮館跡は、令和６年２月21日に菊池氏遺跡として国指定となりました。それまでは菊之城跡という名称で認識しており、令和３年第４回定例会でこの史跡の今後と周知方法について質問させていただいております。

また、本日、最初に泉田議員が菊池氏遺跡について質問されています。その中で、保存活用計画ですとか、保存整備計画などについて答弁されています。

私も地元の市民から、ぜひ質問してほしいと言われておりましたので、重複するところもあると思いますが、ぜひ答弁のほうをよろしくお願いします。できれば泉田議員のときよりも詳しく説明をお願いします。

この国指定史跡は、中世武士団、菊池氏の本拠地であり、中世の武士の発生から発展する過程を実証できる貴重な資料です。前回の一般質問でも述べましたが、鎌倉時代、南北朝時代、室町時代の限定された期間での武士の活動状況を明確にできることは、全国的にも希有だと言われています。

私なりに資料を読んで勉強をしましたところ、菊池氏が13世紀後半頃に活動した場所がこの辺りで、菊池川が現在流れているところより、ずっと北側を流れていたと考えられています。舟が利用しやすい場所を選んだ可能性が高いそうです。14世

紀中頃、本拠地が深川・北宮地区から隈府地区に移動したと考えられています。

今回は北宮館跡についての通告質問をしておりますが、国指定史跡である菊池氏遺跡は６か所あり、１つ、小型舟着き場、２番、旧菊池川石組護岸、それがもう１か所、そして３つ目が、旧菊池川の石組護岸、４番目、水がたまる池のようなもの、５番、それが今回質問している菊池氏領主の館である北宮館跡、６番目が菊池氏の宗教施設である北宮阿蘇神社があります。

このことは本市の誇りであり、市民の関心も高いと思われます。また、中世の武士の発生から発展する過程を立証できる貴重な資料であり、全国的に見ても希有な存在であり、多くの歴史ファンがこの史跡に関心があるのではないでしょうか。

国指定史跡菊池氏遺跡の１つでもある北宮館跡の現在と将来の展望についてお示しください。お願いします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、北宮館跡の現在と将来の展望についてお答えいたします。

議員の御説明にもございましたが、菊池氏遺跡は北宮館、舟着き場、北宮阿蘇神社と、河川に面した中世の領主館が存在したことを立証することができる、大変価値のある遺跡でございます。

また中国からの輸入陶磁器が出土し、河川を利用した海外交易が行われてきたことを想定させ、菊池氏の国際的な活動のダイナミックさをうかがうことができます。

指定後の取組としまして、まちかど資料館での企画展、広報紙の連載や啓発用パンフレットの作成・配布や出前講座及び出前授業を通じての周知啓発を進めているところでございます。

また、令和６年度には大学教授や文化庁調査官をお呼びし記念シンポジウムを開催し、市内外から約320人の参加者があったところでございます。

このように、中世菊池氏の活躍には、多くの方に関心を持っていただいていることと考えております。

今後、この菊池氏遺跡の価値をより多くの方々に知っていただくため、保護を進め、保存活用を図るため、その基本の計画となる菊池氏遺跡保存活用計画を策定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　国指定史跡菊池氏遺跡全体の現在と、これまでのことにつ

いて、詳しく説明をありがとうございました。

国指定史跡菊池氏遺跡は、郷土の歴史を解明する上で非常に重要な遺跡です。国指定後の活用や整備については、遺跡の価値を損ねず、市民一体となった歴史を生かしたまちづくりを目指すべきであり、また本市の歴史について、市内外からの関心も高いようです。

本市にも歴史資料館を建設してほしいとの要望がとても多いです。本市には歴史的にも重要な地域にもかかわらず、歴史資料館もありません。将来の展望として、菊池氏遺跡である北宮館跡に歴史公園や歴史資料館を建設する考えや、また可能性などはあるのでしょうか。お願いします。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　皆さん、こんにちは。ただいまの議員から御提案についてお答えいたします。

先ほど教育部長が泉田議員の御質問にお答えしましたとおり、保存活用計画を基にした保存整備計画を策定していく予定でございます。

ただいま議員から御提案いただきました歴史公園や歴史資料館の整備につきましては、この保存活用計画を策定していく中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　それでは、歴史資料館について、ちょっと私が研修に行ってきましたので、その報告も兼ねて、ちょっとここで、質問ではないですけども、述べさせてもらいます。

市民から歴史資料館の建設要望を受け、研修視察を計画していたところ、全国菊池の会の副会長で、福島菊池一族の末裔の紺野健二さんの御協力の下、福島二本松市のにほんまつ城報館を御案内いただきましたので、この機会に報告と紹介をしたいと思います。

視察はちょうど１年前の令和６年１月16日でした。当日は二本松市役所から始まり、二本松市議会本多議長から丁寧な歓迎の御挨拶を賜り、教育委員会本田文化課長や、産業部観光課河原課長を含め７名の方に、にほんまつ城報館について丁寧な説明をしていただきました。

にほんまつ城報館は、二本松城跡総合整備事業に基づき、平成27年から計画され、令和４年４月に開館されたそうです。総事業費は約17億円で、財源は社会資本整備

総合交付金、都市構造再編集中支援事業費補助、合併特例債であり、二本松市からの持ち出しは5,000万円程度で、年間の維持費は1,700万円程度だと伺いました。歴史博物館に対して、国土交通省所管の交付金、補助金が利用されていることが特徴的であり、令和４年度は施設全体で９万人の来場者があったと御説明いただきました。

施設は１階が歴史資料館で、２階が観光案内などでしたが、１階の歴史資料館はデジタル化された展示物がとても多く、とても分かりやすいなと感じました。動線も工夫されており、非常に参考になりました。特に桜のパノラマコーナーはとても美しく、地元の方々の郷土愛を感じました。

当日は大雪であったため、本来ならほかにも二本松市内の福島菊池一族関連史跡を紺野氏に御案内いただくところでありましたが、それはかなわなかったことがとても心残りであります。

現地で待機されていた紺野氏をはじめ、多くの方々に敬意と感謝を改めて申し上げたいと思います。

北宮館跡が市内外の方に広く認知され、多くの人が訪れる場所になることを心より期待いたします。

次の質問に移ります。

３点目は、大琳寺・北宮・深川の道路整備について質問します。

北宮団地から国道387号へつながる里道の市道認定、拡張についてですが、北宮区、深川区、大琳寺区の市民の声を代弁して、過去に４回ほど、市道認定、道路改良の早期着手、着工について、一般質問をしております。

また、菊之池地区区長会長、北宮区長、深川区長、大琳寺区長がおそろいになり、過去に２回、直接市長に要望書を提出する箇所ですので、本市のほうでも十分に把握されていることと思います。

過去に質問させていただいた際の答弁を振り返りますと、平成25年度に測量設計の業者委託を発注し、その後、現場への立入りの同意や、地元説明に不測の期間が要したので、平成26年度に繰り越した。さらに平成26年度に作業等を続けていた中で、同年11月に大型商業施設の出店報道がなされて、計画次第では道路の線形や幅員が設計どおり施工できないという可能性があるため、平成26年度、平成27年度の早い時期に中止していると。

本市の道路計画では、道路整備マスタープランに基づき、整備の優先順位を決めているが、国道325号の４車線化など、地域情勢の変化により、整備の必要性が高くなった場合は、状況に応じて対応を図りたいなど、当時の建設部長から答弁をいただいております。

また、昨年の６月、第２回定例会の答弁では、この地域につきましては、非常に注視していると。そういう場所であり、今後も民間の動向や地域情勢を見据えながら、慎重に調査検討を進めていきたいと考えておりますとの答弁をいただいております。

道路整備の大きな課題としましては、用地の取得や埋蔵文化財の調査等が考えられますが、最後の質問からちょうど１年、現在は国道325号の４車線化も進んでまいりました。また、里道を活用した集合住宅の増加など、地域情勢の変化により、整備の必要性が高くなったと言えるのではないでしょうか。

この里道について、市道認定、道路改良を早期に行ってはどうかと思いますが、今後の見通しと課題など、本市の考えを今年の分をよろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの後藤議員の質問にお答えします。

国道387号から北宮団地をつなぐ里道については、現在、正式な道路整備計画はないため、現状としては市道に認定する考えはございません。

しかしながら、この周辺地域につきましては、近年、地域情勢に変化が見受けられ、まちづくりの観点からも重要な地域であると認識しております。

今後も、民間の動向や地域情勢を見据えながら、関係部署と連携を図り慎重に調査検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　昨年と同じ答弁をありがとうございました。

昨年の答弁と全く一緒に近いから、この昨年の答弁をそのまま言いますと、この地域については、非常に注視している場所でもあり、今後も民間の動向や地域情勢を見据えながら、慎重に調査検討をしたいということでしたけども、あれから１年たって、地域情勢の変化をどのように捉えているか、この里道を通らないと市道に出られない、この里道沿いのアパートは何軒あるか、それから、どれぐらい世帯数があるか、もしそういうのを把握しているのであれば、お答えをお願いします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの後藤議員の質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、この地域は重要と考えておりますが、

民間による大規模な開発などの動きもないため、現状としては道路整備を先行することが難しく、動向をうかがっているところでございます。

先ほど、あと世帯数等のお話がありましたけど、すみません、それについては把握しておりませんで、申し訳ございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　大体分かりました。ありがとうございました。

もっと関心を持って、現地をしっかりと見て、地権者の話など聞いて回ってほしいと思います。区長さんの意見なども聞いてほしいなとは思いました。

大琳寺、北宮、深川を結ぶこの道路ができれば、この地域はもっと発展すると思います。本市も必要だと判断して、平成25年度に測量設計の委託を発注したと思います。地域の方も待ち望んでいます。また、先ほど質問した北宮館跡のアクセス道路としても必要性を感じます。早期の市道認定、道路改良工事を要望します。

次の質問に移ります。

最後、４点目は電線類地中化について。

電線類地中化とは、電柱をなくし、地中に電線類を通すことです。無電柱化には様々なメリットがあることから、政府も無電柱化を推進しています。無電柱化を進める目的として、良好な景観を形成すること、通行空間の安全性と快適性を確保すること、大規模災害時の発生時に倒壊する道路の寸断を防ぐことが挙げられます。

電柱が乱立し、電線が張り巡らせている風景は、美しい景観とは言えません。特に歴史的な街並みを持つエリアや、有名な建造物があるエリアでは、電柱がないほうが空が広く見え、開放感のある美しい景観が形成できます。加えて、景観がよいことは観光資源にもなり、地域の活性化にもつながります。

無電柱化が進んでいるエリアは地価も高い傾向にあります。電柱がないことで、通行の際、有効幅員が広く取れるようになり、より安全で快適に通行できるようになります。ベビーカーや車椅子のほうも、電柱がないほうが円滑な移動が可能になります。

電柱を避けようとして道路側に歩行者がはみ出てしまうと、車と接触するおそれがあり、大変危険です。電柱が地中にあることで、地震や台風などの大規模災害時の倒壊を防ぐことができます。電柱は災害時に１本でも道路上に倒壊してしまうと、交通が遮断され、緊急車両の通行や物資の輸送ができなくなり、救助活動や復旧活動を妨げ、被害もより大きくなってしまいます。

また、断線による停電や、電線が垂れ下がることから発生する感電など、二次災

害の危険も考えられます。また、地中化された電線は、架空線に比べ、大幅に地震で破損をしにくくなるそうです。そのため、災害時の情報通信回線の被害が軽減し、ネットワークの安全性、信頼性が向上すると言われています。

無電柱化が進めば、このような災害時のリスクを減らすことができると思います。電線類地中化は、県内でも30年ぐらい前から既に始まっており、現在では多くの市街地、観光地で見られます。お隣の山鹿市では、10年ぐらい前に電線共同溝方式で無電柱化され、市街地がすっきりして美しい景観が見られます。

本市の温泉街や市街地を歩いてみますと、ところどころ、電柱が民地に納められているところはあり、道路の通行はあまり問題ないように見受けられますが、やはり電柱や電線がなければもっとすっきりし、景観がよくなると考えます。

他の観光地や発展している市街地に行くと、ほとんど無電柱化しているように感じますが、本市は現在まで無電柱化などを計画したり、検討することはなかったのでしょうか。電線類の地中化に対する本市の考えを教えてください。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの後藤議員からの質問がありました電線類の地中化に対する市の考えについてお答えいたします。

本市が管理する道路につきましては、電線類を地中化した実績はございません。

電線類の地中化は、美しい景観形成、歩道の有効幅員の拡大、大規模災害時に電柱倒壊等のおそれがなくなるなどのメリットが挙げられます。

一方、設置及びメンテナンスの費用が非常に高額になること、工事が長期間になることなどのデメリットもあります。

市といたしましては、地中化のメリットは認識しておりますが、費用が高額になるなどデメリットの面を踏まえ、現状としては市道等において電線類を地中化する計画はございません。

しかしながら、今後まちづくりにおいて、景観美化や観光客の誘致などに効果が得られると判断される場合におきましては、総合的な検討が必要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　現在ではないということですけども、もう一度聞きますね。

本市には温泉街といった魅力的な観光資源があります。近年、発展が目覚ましい合志市、菊陽町、大津町など、広域２市２町ですが、その中でも温泉街があるのは

本市のみです。

また、日本で唯一、南北朝から残る町割があります。それから、桜の名所である城山公園があります。歴史的、伝統的な街並みがよみがえることで、地域経済が活性化されると思います。

また、市民広場前の国道387号は、ここは県の管理ではありますが、無電柱化することで景観もよくなり、さらに防災の面でも、安心・安全なまちづくりができることと思います。市道に限らず、国県道に対しても、道路改良工事や拡幅工事の際、地中化を要望する必要性を感じますが、温泉街や御所通りなど観光地や市街地を無電柱化する考えなどはありませんか。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、後藤議員からの質問がありました１つ目の国道及び県道の電線類の地中化について、私のほうからお答えいたします。

国道、県道での電線類の地中化は県が事業主体となりますが、熊本県では無電柱化推進計画を策定しており、本市も国道325号、国道387号の一部区間が対象となっております。

このことを踏まえまして、国県道の道路改良工事等に伴う事前協議に併せて電線類の地中化について、県へ働きかけを行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　改めまして、こんにちは。温泉街の無電柱化についてお答えいたします。

無電柱化は、美しい景観形成や防災性の向上に資する重要な取組であると認識しております。しかしながら、建設部長が答弁しましたとおり、莫大な事業費と長期間を要する大規模な工事となるため、慎重な検討が必要です。

現在、本市では、菊池温泉街の持続的な発展を目指し、菊池温泉街リブランディング事業に取り組んでいます。温泉街全体の魅力を高め、新たな価値を創出することを目的としており、その一環として、今年度から景観ガイドラインの策定に着手する予定です。

景観ガイドラインの策定においては、温泉街の将来像や整備方針を総合的に検討する中で、無電柱化についても、その実現可能性や費用対効果、さらには地域住民や関係者の皆様の御意見を踏まえ、中長期的な視点から検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　ありがとうございました。

無電柱化することで、良好な景観を保てる、安全で快適に通行できる、万が一の災害時にも安全性が高いなどのメリットがたくさんあります。

ただ、設置工事のコスト高や、工事期間の長さといったデメリットが無電柱化を阻む主な原因になっているのも理解できます。とはいえ、非常に魅力的なメリットがあるのが無電柱化だと思います。安全で快適なまちづくりのために、ぜひ創意工夫しながら進めてほしいと思います。

今回、国の第２世代交付金の実施期間が令和９年度までということもあり、この期間中に温泉街の電線類の地中化を実施することは困難であろうかとも考えますが、先般の議会月例会でも説明がありましたまちなかウォーカブルシティ計画もあるようですので、今後、温泉街を含めた電柱の無電柱化についても、ぜひ議論していただきたいと思います。

これで、質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、後藤英夫議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日６月20日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後２時37分

第　4　号

6 月 20 日

令和７年第２回菊池市議会定例会

議事日程　第４号

令和７年６月20日（金曜日）午前10時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	城　　太志郎
２番	本　藤　　潔
３番	安　武　睦　夫
４番	稲　継　智　康
５番	古　田　浩　敏
６番	島　　春　代
７番	大　山　宝　治
８番	田　中　教　之
10番	緒　方　哲　郎
11番	後　藤　英　夫
12番	東　　奈津子
13番	水　上　隆　光
14番	猿　渡　美智子
15番	荒　木　崇　之
16番	工　藤　圭一郎
17番	二ノ文　伸　元
18番	泉　田　栄一朗
19番	木　下　雄　二
20番	山　瀬　義　也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（１名）

９番	福　島　英　徳

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　皆様、おはようございます。田中教之でございます。本日は、子育て支援と消防団について質問したいと思っております。

早速ですが、まず、本市の子育て支援について質問したいと思います。

我が国の令和６年の新生児数は70万人を切りというニュースをお聞きしました。新生児の数が年々減少しております。ただ、九州、沖縄の地域は比較的、全国的に比べて数であったり、合計特殊出生率も全国の上位のほうにございます。熊本県は昨年度は全国７位でございました。

新生児の数を急に増やすことはできませんが、せめて、このような状況、生まれてきていただいた子どもに対して、すくすくと成長する環境を整えるのは、私たち大人の役割だと思っております。

未成年者の自殺や不慮の事故、悲しい事件、事故などで若い命が失われていることをニュース等でお聞きしますと、非常に胸が詰まるやるせない思いになります。私自身、議員になってから子どもが生まれまして、そうしたことがきっかけで、死亡につながるような子どもの事故を減らすために、しっかりと予防策を講じれば、助かる命があるのではないかと思って、子どもの事故予防地方議員連盟で活動しております。

今回は視点を変えて、いわゆる親の世代が虐待やＤＶなどにつながらないように、そこに支援をどのようにすればいいかということについて質問したいと考えました。

貴重な子どもがすくすくと育つためには、親の悩みを解決し、子育ての負担を軽減して、孤立した子育てにならないように、親のニーズに応じた子育て支援の策が菊池市でも必要だと考えております。

それでは、１回目の質問を行います。

菊池市では、こども家庭センターきくぴあを中心に、相談窓口や子育て支援課の多様な支援策が提供されております。これらの支援事業の内容など取組状況をお示しください。また、子育て支援の取組の中で、課題と考える点があればお示しください。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　改めまして、おはようございます。ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

本市では、令和６年４月１日に、こども家庭センターきくぴあを設置し、関係機関と連携し妊娠期から出産・子育て期にかけて切れ目のない支援を行っているところでございます。

育児の孤立化を防ぐ取組といたしましては、保健師等による乳幼児訪問や育児相談、助産師等による産後ケア事業、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭へ養育支援員が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行う養育支援訪問事業、保護者が疾病その他の理由により、家庭における養育が一時的に困難となった場合などに児童福祉施設等において一定期間養育する子育て支援短期利用事業などの支援を実施しております。

また、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや育児相談などを行うことができる場所として、つどいの広場などの地域子育て支援拠点を市内５か所に設置しております。

課題といたしましては、本市として支援が必要と思う御家庭であっても、その御家庭が、育児等に関する支援を必要と感じていなかったり、支援を提案した際に、御家庭への介入を拒否され支援に結びつかない場合があることが課題であると捉えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　ありがとうございました。

私も、保健師さんの訪問をいただいて、いろいろな悩み等々、これからどうしたらいいか、事務的な手続を含めていろいろ教わったことを思い出しました。

また、つどいの広場では、やっぱり保育園になかなか行くまでの途中、０歳、１歳のときは、こちらのほうで何度もうちの妻がお世話になりまして、非常にいい制度だなと思っております。

部長が先ほど課題を申された、届けたい家庭というか、親に届かないところは、確かにこれはもう全国的なことだと思いますが、もともとしっかりやられている親御さんは多分必要ないんでしょうけど、必要な方に対して届かなくて、こちらからお願いすると拒否されるというところは、本当に悩ましい問題でございます。

また、私が伺っているところだと、これも全国的な兆候だと思いますが、どうしても虐待とか、ＤＶとか、実は深刻化になっているところに、職員だったり、いろんなスタッフがそちらのほうに対応して回られて、事前の予防とか、そちらのほうのできるだけ未然に防ぐところのほうのなかなか充実化ができてないというところも、ほかの自治体から聞いております。やはり深刻化する前のところの黄色信号といいますか、グレーゾーンといいますか、恐らく私を含めてほとんど親はそういった可能性というか、潜在的なものがあると思っています。やはり子どもをどなりつけたりしてしまう、どうしても怒りを抑え切れないところもありますし、そういったところで、子育てに悩んでいる御家庭は非常に多いかと思います。

そこで、２回目の質問ですが、子育て支援の存在を知らなかったり、また利用方法が分からないために活用できないケースがあるというところもお聞きしております。子育て環境が厳しい状況の親世代の方が、相談しやすくするためのいろんな方策も考えないといけないと思っています。特に相談窓口だけではなくて、オンラインだったり、対面なのか、数人で集まって講座形式がいいのか、いろいろなその御本人によって違うと思いますが、ある程度選択肢、そういった支援に対するアクセスする選択肢を増やすべきだとは考えております。

そこで、２回目の質問ですけど、子育て支援の事業の周知の状況と利用状況についてお示しください。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　再質問にお答えいたします。

本市では、子育て支援事業の周知方法といたしまして、市のホームページ、広報紙への掲載のほか、母子手帳アプリ「きくちっこ」により、地域の子育て情報をお知らせしております。

また、子育て支援事業に関するパンフレット「菊池市子育て応援ガイドすくすく」を保健師による１か月児訪問指導の際に配布し、周知を行っております。

併せて、妊娠届時や乳幼児健診での面談の機会においても、その御家庭に対して必要であると思われる子育て支援事業を紹介し、妊娠期から子育て期の御家庭への周知に努めているところでございます。

令和６年度の子育て支援事業の利用状況といたしましては、保健師等による乳幼

児訪問につきましては、延べ527人を訪問しております。育児に関する相談につきましては92件となっております。

産後ケア事業におきましては、延べ169件の御利用をいただいております。

養育支援訪問事業におきましては、４世帯に対し延べ108回の訪問による支援を行っております。

また、地域子育て支援拠点事業におきましては、年間１万1,660名（5,396組）の親子が御利用をされており、子育てに関する悩みや育児相談に対しての職員による助言や、保護者同士の育児に関する情報交換等の交流が行われております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　ありがとうございます。

周知の方法で、ホームページとかネットを使った方法はもちろんやられていると思いますが、私がよかったなと思うのは、やっぱり保健師さんが実際に訪問されるときに、いろいろ資料等々御紹介されるのは、やはりこれは非常にいいやり方だなと思っております。

実際に乳幼児の保健師さんの訪問が527名ということで、ほぼほぼこれに関して、一番最初、生まれたときには多分市の事業等々が利用されているのかなと思っております。ただ、その後、やはり何かの理由で、御家庭によってはもうあんまり構ってくれるなといいますか、ちょっとそういった支援を紹介しても、あんまり利用されていないというところがあるのかなと思っております。

やはりつどいの広場の例を挙げますと、あのような場所にいらっしゃるということは、積極的に悩みを相談したりとか、子どもの遊ぶところの場所を探してやられていますので、安心だと思うんですが、やはりそういったところになかなか出てこられないとか、本当に孤立しそうになっているところに、どうやって届けるかというのがこれからの課題かなと思っております。

やはり私もそうですけど、子育てのことをなかなか、親もそうですけど、第三者に相談するというのは、ちょっと恥ずかしいと最初に思ったり、ちょっとあんまりそういったところを相談したくないなとか、子育てがうまくいかないのは自分のせいだなと思ったりする方もいらっしゃると思います。

今、こども家庭庁から委託で、熊本県では親子のための相談ＬＩＮＥというのがございまして、これは市のホームページにも、県のほうで紹介されておりましたが、匿名ＬＩＮＥで相談するというところでございます。育児のストレスや子どもの発達に関する質問など幅広く対応するとされております。受付時間は、これは自治体

によって異なるんですが、熊本県は午後４時から午後10時までというところです。利用方法として、ここは問題と思うんですけど、やはりＱＲコードを読み取って、自分のＬＩＮＥに登録しなきゃいけないというところで、その黄色ゾーンとか、グレーゾーンと言われるところの方は、比較的ここはハードルは低いのかなと思います。やはり地域の人に相談すると、何かちょっと恥ずかしいと思われる方もいらっしゃると思いますので、匿名で相談されるのはいいかなと思います。

そのこども家庭庁は、本年度、子ども・子育て支援交付金を2,138億円、予算化しております。市も一部、その利用をしていると思います。

そこで、３回目の質問をさせていただきます。

これまでの質問を踏まえて、私のほうから３点、そういった深刻化することを未然に防ぐ、及び孤立した子育てを防ぐために、まず今までの子育ての支援の事業、サービスの情報発信というか、どういうふうに届けるか、どういうふうに伝えるかというところを強化していただいて、一番今の若い親御さんには、やっぱりスマートフォンのアプリが必要かなと思っていまして、そこら辺の強化が必要かなと思っております。

あと、これだけ結構多く利用されておりますので、利用者の声をやはり伝えて、声を聞くという場面が必要だと思いますので、深刻化を未然に防ぐための聞いた声を含めて、予防策をよりよくバージョンアップしていくことが必要だと考えております。

あと、３点目、最後ですが、子育て支援全般も言えると思うんですが、特に体制強化をすべきだと思っております。先ほど冒頭、１回目の質問の後に申したとおり、なかなか対応が人手不足だったり、いろんな面で難しいというふうなことを聞いております。支援員や保健師さん等々の増員とか、専門性の向上にもうちょっと、今でも十分やられていると思っていますが、より注力していただきたいと思っています。

以上、この３点について、健康福祉部長の見解を求めたいと思います。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　１点目に御提案いただきました、スマートフォンアプリやＳＮＳを活用した若年層向けの情報提供につきましては、本市では、先ほど紹介いたしました母子手帳アプリ「きくちっこ」を周知活用しているところでございます。

また、県や国の事業ではございますが、「聞きなっせＡＩくまもとの子育て」、「親子のための相談ＬＩＮＥ」など、多くの方が利用されていると思われますＬＩ

ＮＥアプリを活用した情報発信及び相談サービスもございますので、併せて周知しているところでございます。

２点目に御提案いただきました、利用者の声を反映し、深刻化を未然に防ぐための予防策を充実させることにつきましては、先ほどもお答えいたしましたが、毎月関係機関によるミーティングを開催しており、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業を利用されている御家庭における心配な情報等を関係機関で情報共有することで、必要な支援につなぐことができていると考えております。

引き続き、養育支援訪問事業や、地域子育て支援拠点事業、母子保健訪問事業等を御利用されている方から、育児に関する不安な声などが聞かれた場合には、こども家庭センターのみではなく、関係機関で情報共有し、必要な支援やサービスを検討し、保護者へ提案することで、深刻化の未然防止に努めてまいります。

また、さらなる予防策の充実につきましては、他自治体における深刻化の未然防止に有効な施策等、参考にしてまいりたいと考えております。

３点目に御提案いただきました、子育て支援体制の充実につきましては、令和６年度から正規職員の社会福祉士を新たに１名配置し、こども家庭センターにおける職員体制の強化を図っております。

また、正規職員のほか、４名の会計年度任用職員を任用し、子育てに不安のある御家庭からの相談などに対応しており、相談業務に関わる職員については、業務内容の専門性も高いことから、熊本県や民間団体が主催する研修を受講することで専門性の向上に努めているところでございます。

また、日頃から関係機関との連絡を取り合うなど連携し、子育て世帯の支援体制の強化に努めております。

今後の職員の増員につきましては、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　ありがとうございました。

１点目のきくちっこアプリ、確かにいろんなこういった健診がありますよというのをプッシュ形式で通知してくれるんで、非常に便利だと思っています。

２点目の利用者の声と連動するんですけど、こういった施策をやっているとき、何らかの形のやっぱり利用者がこういったことを利用してよかったか、どういったところがもうちょっと足りなかったかというところを集めるところはやっていらっしゃると思うんですけど、関係機関と相談と言われましたが、実はそういった利用

者の方の声を実際にしっかり精査する、レビューする場が絶対に必要だと思いますので、それがないと、実際、届けたい人に、先ほど課題と部長が申されたとおり、届いていない現状がございますので、やはり利用者の声をしっかり聞いていただきたいと思っております。

３点目の増員含めた体制強化ですけど、社会福祉士の方を採用、１名増されたということで、いろいろ予算が制約される中、非常にそういったところにやっていただいて、ありがたいと思っております。

どうしても人手が足りない、足りないと。これはもうどんな業界もそうですけど、引き続き、市もそこら辺の対応をなるべくできるようにお願いしたいと思っています。

最後に、市長にお伺いしたいと思います。

市長は、本議会の施政方針の中で、「子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流や学びの促進を図り、育児不安の解消・育児の孤立化の防止に努めます」と述べられております。

また、「子育てに関する相談窓口であるこども家庭センターきくぴあについては、福祉まるごと相談室をはじめとする関係機関と連携し、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するとともに、増加傾向にある児童虐待の早期発見や未然防止及びＤＶ等に対して迅速かつ適切に対応します」と申されております。

今、菊池に住んでいる子育て世代が安心できるように、親の悩みを聞き、きめ細やかな施策を展開することが大事だと私は考えております。

今後の本市の子育て支援の取組について、市長に御答弁いただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。田中議員の御質問にお答えいたします。

本市では、先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、子育てに対して不安を抱える御家庭に対しましては、保健師などによる乳幼児訪問ですとか、あるいは助産師あるいは養育支援員による育児相談等の直接的な面談を行っております。また、地域子育て支援拠点事業を充実させてきまして、ここでお母さんたちが交流しながら相談ができる体制も取っておるところでございます。こうしたことから上がってくる声を関係機関と連携をして情報共有を図って、早期に個別に対応するということで、例えば児童虐待などの深刻な状況につながらないよう支援をしていきたいというふうに思っております。

特に、子育てに不安をお抱えの御家庭というのは個々に状況が異なりますので、

その御家庭の多様な困り事やニーズを的確に捉えて、多くの関係機関が連携することで、一つ一つのニーズに応えられるというふうに考えております。こうした体制を取りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施できるものというふうに考えております。

これまで本市が取ってまいりました、今申し上げたような様々な支援が御評価をいただいているというふうに考えておりまして、全国で住みたい田舎ランキングの子育て世代の住みたい全国３位という御評価もいただいておるわけであります。

今後も、こうした施策を充実させながら、子育てに関する相談窓口である、こども家庭センターきくぴあが中心となりまして、関係機関との連携を図って、子育て世帯の方々をはじめ皆様が一層安心して子育てができるようなまちとなりますように努めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　市長、ありがとうございました。

私も、菊池市で子育て、実際、今しておりまして、非常にいい点あると思います。大事なのは、先ほど私も言いましたけど、生まれてすぐのところは保健師さんが対面でやると。何か深刻化、実際の状況になったら、もちろんその対応をされると。やはりなかなか見えづらい、本人のニーズもよく見えないところのグレーのところを今後、菊池市もしっかり充実させていければ、住みたいというところも大事ですけど、今、住んでいる方が、住んでよかったという、子育てだというところにつながっていくと思いますので、ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

次の質問は、消防団についてです。

菊池市の消防団は、言うまでもございませんが、もう本当に菊池市の地域の防災・防火活動において重要な役割を果たしております。ただ、全国的な傾向と同じように、担い手不足というのが深刻化しているところでございます。消防団の高齢化や若年層の参加がなかなかできないという地域もございます。そのため、火災や災害対応の持続的な対応が今後どうなるか、懸念されているところでございます。

一方、そんな中、ドローンを使ったこういった対応、災害時の対応は、情報把握や捜索活動で実績を上げているところでございます。これによって、少なくなった消防団の一人一人に対する負担が軽減され、効率化に寄与する可能性が十分にあります。そういったところで、今回、この質問をすることにしました。

ドローンを活用して、新たな消防団の体制を整えて、そういった団員の負担軽減

につながらないか、そういったところを質問していきたいと思います。

消防団の活動状況と課題について、現在どうなのか、まず１点、御質問します。

２点目、ドローンを活用することによって、災害時の上空からの状況を早く把握することは、行方不明者の捜索等といろいろなところで役立つ機会があると思いますが、本市において、今後、ドローンを活用する考えはあるかどうか、見解をお聞きします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。それでは、田中議員の御質問にお答えをいたします。

現在、菊池市の消防団員数は1,445人で、消防団の任務となる火災や風水害、地震の際における消火活動、避難誘導、復旧活動のほか、行方不明者の捜索には、団員自身の仕事の傍ら現場へ出動し、被害の最小限化に向け、御尽力をいただいているところでございます。

また、平時における消防団全体での活動といたしましては、１月に開催する出初め式、２年に１度夏場に開催しております操法大会、12月には年末警戒を実施するほか、方面隊や分団、班単位での各種訓練や機械器具及び水利の点検並びに危険箇所の巡視等を行い、火災や災害の予防に努められているところでございます。

課題といたしましては、消防団員の確保につきまして、現在近隣自治体より高い水準で人員を充足はしておりますが、少子高齢化及び団員の平均年齢の上昇による、今後の団員確保に向けた対応が必要となると考えております。

次に、ドローンの活用についてでございますけれども、風水害や山林火災、行方不明者の捜索等の際は、ドローンを使用することによって、被災箇所や行方不明者の早期発見につながることが期待されるため、ドローンの活用については重要であると考えております。

本市では、昨年度開催をいたしました総合防災訓練におきまして、包括連携協定を締結しております市内の自動車学校２校とドローンによる捜索訓練を実施するとともに、自動車学校２校に対しまして、ドローンの講習を受講後、資格を取得された方で、災害時などに協力をいただける方のリスト化を進めていただいているところでございます。

また、消防団員のドローン操作の有資格者について状況調査を実施し、現状把握を行ったというところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　消防団が現在1,445名というところで、有事、平時と多岐にわたって活動されていることはもう十分分かりました。

特に、予防というところで、危険箇所を見ているところで、非常にいいと思いましたし、自動車教習所がドローンの訓練等々、免許取得ができるというところで、そこと協力体制があるということも、今、確認したところでございます。

私としては、一歩進んで、消防団内にそういった組織を構築して、消防団員が自らドローンを操作して、特に昨年度、他の自治体ですけど、山林火災があったときには、国土交通省のドローンの担当の方が結構広域に活用されたということもお聞きしております。

部長が先ほど、ドローンを活用するメリットというところでいろいろおっしゃいましたが、繰り返しになりますが、やはり人がすぐ駆けつけられない場所に、迅速に駆けつけられるというところがございます。そして、やっぱり状況把握が瞬時にできるというところがございまして、団員が離れた地域に住んでいたとしても、そこに駆けつけ、特に中山間地とか、山のほうとか、特にまた捜索活動、行方不明者の捜索とかは、やはりなかなか無作為に行くよりは、ある程度、目当てをつけて、上空から捜索するというのは非常にいいなと思っております。

そのためには、やはりドローン操作の訓練を消防団員がする必要があると思っています。そして逆に、ドローンを操作できるんだったらというところで、ひょっとしたら、消防団に入りたいという、きっかけづくりにもなるかなというふうに思っております。

そして、菊池市は、もう今、先ほど部長が申したとおり、地域のいろんな事業者さん、ドローンを実際に購入、販売している業者さんだったり、そういった部品を作っているところもあるかもしれません。そういった代理店になっているところもあるかもしれません。そういったところの地域連携を行うところで、非常に地域全体でその防災意識、また有事の対応ができるかというところを考えております。

総務省消防庁の補助金の話は、部長は御存じですかね。消防団設備整備費補助金、これ2022年ですから、３年前にこういうのができまして、ここにドローンも補助対象になっております。内容は、補助率は３分の１ですが、地方負担分３分の２に対し特別交付税措置が、措置率が0.8というふうに適用されるということです。また、これはソフト面といいますか、ハード面だけじゃなくて、講習費用も予算として計上されていますので、団員さんがそういった免許を取るにも、そういった免許の費用も一部出るというところでございます。

こうした予算措置ですし、防災交通課の中でもそういった対応をする係等々をつ

くって、地域住民と連携するというのは非常にいいと思います。

２回目の質問ですが、ドローン導入のために、先ほど申した消防庁の予算を含めて、予算措置や体制整備の計画等々、地域住民との連携等、市としてどういうお考えがあるのか、お聞かせください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、再質問にお答えをいたします。

消防団が活用するドローンの導入につきましては、先ほど申し上げましたように、山林火災や行方不明者等の捜索での活用が期待をされるということで考えております。

今後、導入経費のほかに、維持管理経費、運用体制、また事故等が発生した場合の対応等につきまして、調査研究を行うとともに、消防団との協議をまずは図ってまいりたいと考えているところでございます。その上で、活用等に当たる際には、周知等も必要になってくると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　まずは消防団の協議というところ、いろいろな調査研究した後に、消防団の協議というところで、ぜひ協議まで至って、ぜひ消防団の声を聞いていただきたいと思っております。

最近では、大牟田市が消防団ドローン機動部隊というのを発足したり、奈良市の消防団情報収集部隊というところでドローンを使って、いろいろな捜索に当たっているというふうにお聞きしております。いろんな自治体でも、先ほど申した消防庁の消防団設備整備費補助金というのを利用されて、こういったところに充てているというところでございます。

最後に、市長にお伺いします。

消防団が、今後、担い手不足の課題があると部長が申されました。菊池市の防災力の維持に直結するのはやはり消防団だというふうに考えております。ドローン技術を活用することで、今後の団員の負担を軽減して災害対応の効率を図るには、あと、このドローンを操作できるという１つの切り口というのは、新しい団員確保にもつながるかなと思っておりますので、こういったところを今後進めてもらいたいと思っていますが、市長のこの消防団のドローンの活用についての見解をお願いします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、田中議員のほうより、消防団の増強に向けてのドローンの活用という趣旨での御質問でございました。

まず、消防団員の増強については、様々な多様な手段を使っていく必要があるというふうに考えておりまして、本市のみならず、消防団としても大変工夫、努力をされてきておりまして、本年１月の出初め式におきまして、初めて市民広場に変更されまして、多くの市民の目に触れやすくなりました。放水のみならず、車両展示、またキッチンカーまで手配をされて、非常に御家族連れ、あるいは子どもさんにも大変好評であったというふうに思います。

また、日頃より、活動状況をＳＮＳで発信されるとか、あるいは女性消防団員による幼稚園、保育園への啓発活動を行っておられまして、市民に対する消防団理解の促進に努めてこられてきております。

こうした地道な活動も消防団の魅力向上、ひいては担い手不足解消の一助になるのではないかというふうに考えております。

今日御提案になりました消防団のドローンの活用でありますけども、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、ドローンを使用することによりまして、被災箇所や、あるいは行方不明者の早期発見につながるということが十分に期待されるというふうに思います。併せて、そのことが消防団員活動の省力化につながる部分もあろうというふうに思いますので、活用につきましては、前向きに実現に向けて、消防団と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　市長、ありがとうございました。

ぜひ前向きに協議をしていただいて、実現できるように御尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これで、質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

休憩　午前10時41分

再開　午前10時47分

――――――――――――――――○――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号２番になりました本藤潔でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、２点質問をさせていただきます。

まず最初は、学校給食についてであります。

今は物価高が社会的課題となっており、昨日、緒方議員の話の中にもありましたが、ここ最近は、ほぼ毎日お米の価格高騰で、備蓄米を放出したことによる店頭でのお米の価格変動が報道をされております。

学校給食に使用される食材費も例外ではなく、上昇しており、それに伴い、給食費の値上げもやむを得ない状況となっており、保護者の方々には、子育て中で教育費と並び給食費の負担が増しているという現実があります。

一方で、学校給食は、子どもたちの健康な成長を支える重要な公的サービスであり、単なる食事の提供ということではなく、栄養の保障、生きる源という側面があることは言うまでもありません。

しかし、先日、ＳＮＳで唐揚げ１個の給食とした福岡市内の小学校での写真が波紋を呼んで、福岡市教育委員会は、改善するための検討会を立ち上げるとの報道がありました。拡散された写真の献立は、麦ごはんと春キャベツのみそ汁、牛乳で、主菜は唐揚げ１個だったと。ただ、この献立は620キロカロリーで、市の摂取基準600キロカロリーを満たしており、必要な栄養は取れていたと。確かに見かけはよくなかったと。唐揚げが１食１個だったのは、配膳時間の配慮であること、物価高で10年前と比べて２割増えたが、給食費は据え置いて、その不足分は一般会計から充当しているとのことでありました。

私は、とりわけこの１日だけの献立を取り上げるのはどうかと思いましたが、実は子どもさんが小学校に上がった市民の方から、物価高や米の高騰で、食の確保への不安が広がる中、本市の学校給食はどうなの、大丈夫なのかとの相談を受けたことから、今回、取り上げることにいたしました。保護者の不安、給食現場のもどかしさ、行政の葛藤の対象が学校給食であるとするならば、工程の可視化であったり、より丁寧な説明が必要だと思っております。

学校給食は、特に家庭の経済状況に左右されず、全ての子どもにバランスの取れた食事を、その質やカロリーが担保された給食の提供が維持されるべきだと思っております。

このような状況を踏まえ、次の点について、市の見解を伺います。

まず、本市学校給食の食材費がどれだけ上昇しているのか。米、パン、牛乳など、

ここ数年の価格変動幅を教えてください。

また、物価上昇の影響で、カロリーや栄養バランスにどのような影響があるのか、教えてください。もし影響が出てないというのであれば、出てないで構いません。

併せて、物価高騰による本年度の本市学校給食への対策、または支援策についてお答えください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

過去２年間の食材費の上昇について、令和６年４月までの年間上昇率、令和７年４月までの年間上昇率の順でお答えをいたします。

まず、お米が０％、続いて、約212％で約２倍の上昇となっております。

次に、牛乳が約８％、続いて、約５％の上昇。

次に、パンが約５％、同じく５％の上昇。

次に、その他の食材でございますけども、こちらにつきましては平均値になりますが、約５％（後に発言の申出があり、「約５％」を「約３％」へ訂正）、続いて、約５％の上昇となっております。

次に、カロリーや栄養バランスにつきましては、給食の内容により、カロリーや栄養価に多少の変動はあるものの、カロリーや栄養バランスに影響はございません。

次に、食材費高騰に伴う対策といたしまして、食材の高騰分の給食費の値上げを行い、先ほど申し上げました、カロリーや栄養バランスの確保を行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。

先ほど私が答弁申し上げました、その他の食材、こちらは平均値となりますが、令和６年４月までの年間上昇率は「３％」、そして、令和７年４月までの年間上昇率は「５％」の上昇となっております。以上、おわびして、訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　３年間、この２年間での上昇率をお答えいただきましたが、お米が前年度から本年度にかけて212％、牛乳が５％、その前の年は８％で、２年間で13％ですね。パンが前年度から比べて５％、その前の年も５％ですから、２年間で10％、その他の食材が前年度と比べると５％上がっているということで、その前々年度、２年間で８％上がっているという御答弁だったと思います。

物価上昇でカロリー値には影響がないということでした。対策支援は、値上げをして、栄養のバランスを確保している。つまり、食材はお米は212％ほど値上がりをしているけれども、給食費を値上げしているから、カロリー値や栄養バランスには影響ないということでありました。限られた食材でやりくりするのは本当に大変だと思っております。

先ほどカロリーや栄養バランスは影響していないとの答弁でしたが、影響を及ぼさないための工夫がされていると思いますが、どのような工夫をされているのか、教えていただきたいと思います。

共同調理場でも23人のスタッフが、児童、職員を合わせて約1,900人の給食を作っているとのことで、泗水給食センターでも20人のスタッフが約1,300人分を、七城給食センターでも９人のスタッフが約460人分、旭志単独校の調理場でも９人のスタッフが約350人分を調理して、児童だけでも全体で約3,600人の給食を提供されていると伺っております。

例えば、カロリーを上げるだけならば、揚げ物を増やしたり、牛乳を増やせばいいんでしょうけれども、また食材が足らないのであれば、おにぎりが３個だったのを２個に減らすということもできますが、さすがにそうではないと思っておりますが、この本市の学校給食では、栄養価やカロリー値の基準値を確保するための工夫や改善策はどのようにしているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、工夫や改善策についてお答えいたします。

食材の取引業者とのやり取りにおいて、栄養価やカロリーを確認の上で、食材費が抑えられるよう工夫をして選定等を行いながら、栄養価・カロリーの基準値確保に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　いろんな食材を選定することで、基準値を確保しているとの答弁であったと思いますが、実は今回、いろいろ調べる中で、やはり安い食材に変更するなど、食材を変えたり、献立を工夫したりして、栄養バランスを考えて工面されていることを私は再確認をいたしました。

必死になってこの物価高騰と闘いながら、限られた食材でやりくりして、日々工夫を重ねて提供している現場の調理師や栄養士の方には、心から感謝と敬意を表したいと思っておりますが、ただ、やはりそこで気になるのは、食材費の値上げイコ

ール給食費の値上げであります。もちろん学校給食法の中には、食材費は原則保護者負担とありますが、ただし、自治体等の補助を妨げるものではないともあります。

食材費が上がるにつれて、保護者が負担する給食費も当然上がっていると思いますが、再質問は、給食費がどれぐらい上がっているのか、ここ３か年の推移でお尋ねをします。それぞれの食材費はお答えできないということだったので、４つの調理場の施設の平均でもよろしいので、教えてください。

また、給食費の値上がりに伴って、生活困窮世帯であったり、ひとり親家庭などへの配慮措置がありますならば、併せて教えてください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、給食費の値上がり状況について、給食費の前年度からの増額となった金額を過去３年間、各センター等の１食当たりの平均で、小学校、中学校の順でお答えをいたします。

令和５年度は、小学校７円、中学校８円の増額、令和６年度は、小学校20円、中学校29円の増額、令和７年度は、小学校36円、中学校52円の増額となっております。

次に、経済的な理由で就学が困難な家庭に対しましては、就学援助制度を利用しまして、学校給食費の全額を支給しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　平均値で値上がり値の幅を教えていただきましたが、小学校でも、令和５年度、７円上がって、６年度に20円上がって、本年度が36円上がっていると。中学校でも、５年度は８円ですね。６年度に29円、７年度、52円上がっているという御答弁でありました。

私、年度末に共同調理場だけの１食当たりの単価をお尋ねをした際には、今の平均の上がりだったんですが、あくまでも共同調理場だけでの１食当たりの単価をお尋ねしたところ、小学校では、令和５年度が250円、６年度が266円、７年度は303円、この２年間で250円から303円に上がったと。中学校に至っては、令和５年が290円、６年度が318円、７年度が何と371円まで値上がりしたと話をお聞きをしておりました。

これだけ上がっているということの現状を考えたときに、先ほど配慮措置としては、就学援助制度で免除しているということでありました。これも全体の割合で言えば、約２割程度の方が対象とのことなんですね。

これだけ物価高が継続する中で、現場で食材をやりくりするのは、私はもう限界

があるように感じております。もちろん予算内で提供するわけですから、食材費を下げるか、給食費を上げるか、あるいは公費で一部を補塡するなどの方策が必要ではないかと考えますが、本市では、ここ数年、地方創生臨時交付金を学校給食費に充当して、保護者の負担軽減の施策に進めてこられました。前年度、令和６年度は物価高騰対応重点支援として1,279万4,000円を、令和５年度は2,647万2,000円を、令和４年度は1,508万4,000円を、令和４年度、令和５年度は、これは新型コロナウイルス感染症対策としてですが、これを計上して、学校給食に充てております。

これが本年度は予算措置がなされておりません。なぜでしょうか。本年度は保護者負担だけでやると。その理解を得た上での決定なのかどうか、その理由をまずお聞かせください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

現在、国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付額が示されておりまして、その対象事業の１つとして、小中学校の給食費に対する補助金を交付する方向で調整しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　臨時交付金の追加を待って、今、調整をしているということでありましたが、それは予定であって、本年度の予算、それから補正予算を見ても、なかなかなかったものですから、いろいろ調べたんですけど、例えばこれは中小企業・小規模事業者支援めぐるん券の5,000円ということも考えた上で、予算組みをされたのかということも考えてはいるんですけれども、そういう御理解でよろしいでしょうか。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃいました、5,000円のめぐるん券の事業でございますけども、これとは別の対策としまして、臨時交付金を活用した補助金交付を行うところで調整をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　本年度予算、それから補正予算には、学校給食には充当してなかったんですけれども、追加で臨時交付金を調整しているということでありました。

給食費に一般財源を充てることが厳しいのであれば、せめて交付金を充当するような予算措置が、今、必要ではないかと思うことでありますし、給食、保育料などもそうなんですけれども、ますます地域間格差が生じている現状では、今後も大変厳しい負担になることが予想をされます。保護者負担を減らすための無償化か、質を担保するための値上げなのか、給食費を据え置く場合でも、値上げする場合でも、どのようにその保護者の理解と協力を得て周知をされているのか、教えてください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えします。

保護者への御理解と御協力につきましてでございますが、関係の小中学校長、ＰＴＡ会長、学校教育課長、菊池保健所担当者、栄養教諭などのメンバーで構成します、各学校給食調理場運営協議会において、毎年、給食費の承認を得ております。

その上で、各学校を通じて保護者へ通知を行い、御理解と御協力を得ている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　私は、冒頭のその保護者の方のような不安がある中で、やはり現場の学校給食の見える化、例えば保護者への試食会をしたり、食の大切さを地道に伝えることであるとか、または食育という観点から、食育の特別日を設けて、お金がないのであれば、クラウドファンディングを使って資金を調達することでも、そういう話も運営協議会で検討できるかどうかは分かりませんが、その価値はあるのではないかと思っております。

実際、子どもたちにとって、毎日、当たり前に栄養のある食事が届くということは、大人の責任でもあります。例えば熊本市では、保護者負担は今でもあるんですけれども、令和２年から学校給食費を公会計化をして、市の歳入歳出として正式に計上をしております。また、令和８年度中に給食費を無償化するという方針を出されました。現在、議論されている国の給食費の無償化の制度を見極めながら、物価上昇という社会的課題に対して、給食の質を守りつつ、家庭の負担をできるだけ抑えるための半額補助などの方針を本市としてぜひ前向きに検討いただきたいことを要望して、次の質問に移ります。

次に、包括連携協定の民間活用についてお尋ねをいたします。

この質問は、包括連携している民間企業の方々と意見交換をする中で、様々なその取組や地域の課題解決につながる提案があり、その中の１つに、ドローン（無人航空機）を有効活用することで、防災、観光振興、そして教育の分野も含めて、高い有効性を感じたことから、今回、取り上げることにしました。

包括連携協定とは、自治体と民間企業が地域の課題に対して協力し、解決を目指す協定のことであり、問題解決に協力する契約でもあります。

本市では、民間企業や大学等と包括連携協定を締結して、地域課題の解決や行政サービスの向上に取り組んでおられますが、その具体的な活用状況や、今後の展望について伺いたいと思います。

質問の要旨は、次の３点です。

まず初めに、本市における包括連携協定の現状についてお尋ねをいたします。

防災や観光、人材派遣など、幅広い分野があると思いますが、現在、本市が締結している包括連携協定の件数、相手先の内訳、協定による具体的な取組の事例を教えてください。それが実際にどの程度、具体的な事業や、施策に結びついているのかをお聞かせください。

次に、災害対応におけるドローンの活用についてであります。

これは先ほど田中議員の答弁とも重なるかもしれませんが、包括連携協定の枠組みを活用して、災害発生時にドローンの活用をする体制は整備されているのでしょうか。過去の災害対応において、ドローンを用いた訓練や実績があれば、その内容と成果をお示しください。

３つ目に、観光分野でのドローンの活用状況についてお尋ねをします。

観光ＰＲや、地域資源の魅力発信に、ドローンによる映像や空撮を活用している取組はあるのでしょうか。連携協定を生かして、民間企業と共同でドローン映像の作成や配信を行った事例があれば教えてください。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　改めまして、こんにちは。私のほうから、包括連携協定の現状についてお答えをいたします。

現在本市におきましては、自治体との協定を除いて包括連携協定を含めた３つの種類の連携協定を締結しております。

１つ目が、福祉や農業、環境、まちづくり、教育など、多岐にわたる分野において相互連携して取組を進めていくために結ぶ包括連携協定。２つ目に、特定の分野のために結ぶ連携協定。３つ目に、災害発生時の協力のために結ぶ災害に関する協

定がございます。

種類別に件数を申し上げますと、包括連携協定が18件、連携協定が15件、災害に関する協定が22件の合計55件でございます。

締結先としましては、県内外の企業や大学等と連携協定を締結をしております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、私からは、災害へのドローン活用の現状についてお答えをしたいと思います。

先ほど田中議員に答弁いたしましたように、現状の取組といたしましては、昨年度開催をいたしました総合防災訓練におきまして、包括連携協定を締結している市内の自動車学校２校とドローンによる捜索訓練を実施したところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、改めまして、おはようございます。観光へのドローン活用の現状についてお答えいたします。

観光へのドローン活用につきましては、これまで市の広報や業務委託で撮影した空撮映像のほか、動画コンテスト等で応募された観光スポットの空撮映像を観光ＰＲ動画に使用し、本市の魅力発信に活用してまいりました。

お尋ねの民間企業との連携によるものはございません。

なお、飛行許可の手続につきましては、市の代表的な観光地である菊池渓谷や竜門ダムは、国の所管であることから、ドローンを使用する方が各自で直接許可手続をしていただいております。これは市がドローンで撮影する場合も同様でございます。

また、菊池市ふるさと創生市民広場につきましては、ドクターヘリの離発着場に指定されていることから、ドローン飛行は禁止されております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　３つの種別で、55件の企業と連携を結んでいるということであって、防災に関しましては、先ほどの答弁と重なるということで、災害時に訓練等で行っているということでした。観光に関しては、確かにいろんな規制があるんですけれども、ドローンを使った映像を民間委託をしてやっているという答弁であ

りました。

御答弁の中で感じたのは、やはりドローンの活用については、災害対応であったりとか、観光振興など、いろんな分野で必要性が認識されているのではないかということを理解した次第であります。

災害対応におけるドローン活用についてですけれど、先ほど田中議員からもお話があったんですけれども、近年、やはり地震や豪雨、林野火災といった大規模災害が全国で発生をしております。こうした非常時には一刻も早い状況把握と人命救助が求められます。しかし、被災地はアクセスが困難で、救助活動が遅れることも少なくありません。

上空からの撮影により、被害状況の迅速な把握が可能で、人が入れない危険区域でも情報収集を行うことができて、実際に令和２年熊本豪雨では、河川の氾濫状況や、孤立地域の捜査が行われました。また林野火災では、これ熱感知カメラを搭載したドローンによって、火元の特定であったり、延焼の方向が把握されて、消火活動の戦略立案に大きく貢献をされております。

さらに、行方不明者の捜査にも活用されており、広範囲を短時間で捜査でき、夜間でも赤外線カメラによって人体の熱反応を捉えて、発見につながった事例もあります。これは消防団等の人手に限界がある中で、効果的な人命救助に直結する技術だと私も思っております。

それから、これは鳥獣被害対策としても利用されているという事例もございます。

こうした技術は、大都会だけではなくて、私たちのような地方自治体でも導入訓練を進めていくことが重要だと思っております。地域の消防団や、自主防災組織にドローン活用の知見を広めることで、災害時の初動対応力を高めることにもつながるのではないかと思っております。

再質問ですけれども、先ほどの答弁にも、消防団員のドローン活用という話がありましたが、実は包括連携協定を結んでいる、このＫＤＳさんは、既に職業別ドローン隊を発足させて、防災活動に役立てたいという話も具体化されつつあります。市として、この職業別ドローン隊の活用といいますか、民間のドローン隊と連携した防災の取組については、どう連携していくのか、そのお考えをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、再質問にお答えをいたします。

民間のドローンに関する取組についての活用ということでございます。これにつきましても、先ほど田中議員への答弁と重複をいたしますけれども、現状の取組といたしましては、協定先の自動車学校２校で、ドローンの資格を取得された方につ

いて、災害時に協力いただく方のリスト化を進めていただいているというところが現状の取組でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　ありがとうございます。そうなんです。今、リスト化を進められております。

このドローンというのは、空からの目として人命を守る技術ではありますが、しかしながら、実際にドローンを運用するのは、当然操縦資格の取得や技術の習得が不可欠であり、そのためには練習、訓練の場が必要になるわけであります。

現状では、市内にそうした訓練を行える場所が十分に確保されておらず、民間や地域の関係者が、その技術を磨く機会といいますか、それが制限されているのが実情であります。現在は多目的グラウンドで条件を満たせば使用できるということになっておるようですが、屋内、室内ではありません。

お隣の山鹿市では、例えば多目的体育館グリーンパレス、あんずの丘の横なんですけれども、あそこの体育館では使用許可を出しているという施設もあるんですね。

そこで、再質問ですけれども、前回、令和５年１２月議会の一般質問で取り上げましたが、公共施設の利活用です。市内に点在する老朽化している公共施設のうち、安全面であったり、立地条件を考慮した上で、例えばですが、菊之池体育館または迫間体育館など、日時限定、時間限定で、ドローンの操作練習であったり、技術訓練の場として活用することができないのか、お尋ねをいたします。

地域人材の育成や、防災、観光の現場で即戦力となる人材確保にもつながるものと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、議員の御質問にお答えいたします。

体育館をドローンの練習場所としての考えということで御答弁をさせていただきます。

現在、屋内体育施設につきましては、設備の破損等が懸念されるため、許可は行っていない状況でございますが、今後は他市の状況や、民間施設の活用も含めまして、条件面の整備などを行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　設備の破損等が心配であるのは分からんでもないんですけれども、柔軟に考えていただければと思っております。というのは、ドローンというのは、もう数百グラムしかありませんので、破損する可能性というのはどうなのかなというのが少し疑問に思うところでありますので、目的、それから、使用方法等々も十分に前向きに検討していただければというふうに思っているところであります。

それから、前回質問した際に、ドローンを活用した、今申しましたまちづくりや、観光ＰＲを取り上げて、ドローン操作の練習を目的とした公共施設の利活用を要望したことを先ほどお話をしましたが、その際に、自然災害時においても、ドローン事業者との連携協定を締結することを要望したところ、その直後に、自動車学校さん、ＫＤＳさんと包括連携協定を締結されました。

これはそのときのプレスリリースで報道された文章ですけれども、相互連携を通じた地域活性化を目的として、今後、地域の活性化に向けて、幅広い分野でおのおのが有する知見やノウハウなどを生かした事業に協働で取り組んでいきますと。この協定内容には、防災、災害、それから人材育成、その他地域活性化に関することということで、協定を結ばれた経緯がございます。

民間の力、技術といいますか、地域への思いをより深めていっていただけるようお願いしたいところであります。

実は、先週土曜日に、菊池農業高校でオープンキャンパスがありました。本年４月から、このＫＤＳさんとの協力の下、授業の一環として、ドローンを取り入れた授業を行っているということでありましたので、足を運んでまいりました。地域資源活用という授業名のドローン教育を今年の４月から取り入れているということでした。オープンキャンパスには多くの中学生親子さんが来られていたんですけれども、武道場でシミュレーターが設置されて、実際にドローンサッカーをチーム戦で体験するなど、非常に雨が降っていたんですけど、武道場ですから、大変にぎわっておりました。

私もドローンサッカーをチーム戦で体験することがあったんですけれども、私も多くの中学生親子に混じって、冷や汗をかきながら、体験する機会があったわけでありますが、この教育の現場でも、民間事業者と連携している背景には、ドローンが様々な場で活躍する機会が増えて、今後、就職する際に、また地域活動をする中でも、ドローン有資格者のニーズが増えることを見越してのことだと校長先生はおっしゃっておられました。それはスマート農業や、農薬散布のみならず、空撮、点検、測量、災害、輸送、物流、警備、そして趣味など、幅広く活躍できる有資格者の人材を育てることにつながることだと。

このように、教育の現場での取組は、例えば菊池３高魅力化の中でも、展示、体験することができるでしょうし、より身近で、かつ実用的な取組ということで、先々は菊池農業高校をドローン活用しているモデル校指定になれば、魅力的な高校として、県内外から学生が増えるのではないかというところも思うところであります。

最後に、市長にお尋ねいたします。

防災の面、観光振興、そして教育分野といった、この３本の柱の中に、ドローンを活用して展開していくという意義は私は大きいと思っております。民間事業者との連携や、ドローン拡充に向けた取組について、市長の見解をお伺いいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、本藤議員のドローンの様々な分野での活用についての見解を述べよという趣旨の御質問でございました。

ドローンの活用につきましては、各部長から答弁しましたとおり、防災あるいは観光の面などで大変有効に活用できるのではないかというふうに私は考えております。今後も民間事業者との連携を引き続き図ってまいりたいというふうに考えております。

また、議員から紹介のありました、菊池農業高校の取組も大変すばらしいというふうに感じておりまして、高校の魅力化につながるものと考えますので、市ができることがございましたら協力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　市長の考えはよく分かりました。ぜひ包括連携協定の中での民間活用を最大限生かしてといいますか、広げてといいますか、深めていく取組をお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、本藤潔議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前11時31分

再開　午後１時00分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　皆さん、改めまして、こんにちは。議席番号３番、無所属の安武睦夫です。「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」を政治スローガンに、よりよい菊池市になるよう、皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、江頭市長の４期目の当選おめでとうございます。

先日の令和７年度施政方針における所信表明を拝見させていただき、子どもたちの世代に大きな果実をもたらすことを究極の目標として、着実に実行してまいりますとのお言葉をいただき、頼もしく思ったところであります。

これまで、私も一般質問において様々なことを政策提言してきましたが、そのことも主要施策に取り入れていただき、ありがとうございます。特に過疎地域の子育て支援や、定住支援、里山保全を目的とした、市が森林管理する経営管理権の設定、教育におけるシビックプライドの醸成、ゾーニングに沿った商業施設の誘致及び宅地開発と、これまで政策提言させていただいたことが結実してきたなと感じたところでございます。

また、過疎地域の子育て環境の確保ということで、公園を整備していただき、多くの市民の皆様から喜びの声が届いているところでございます。地域住民を代表して御礼申し上げます。

それでは、本日もしっかりと政策提言をしていきたいと思います。

今回は、大きく２つのことについて質問したいと思います。

１つ目が、地域新電力（自治体新電力）の活用について、２つ目が、菊池市における医療体制の課題についてであります。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、１つ目の地域新電力（自治体新電力）の活用について質問いたします。

今回は３つの観点から質問したいと思います。

１つ目が、本市の公共施設等に地域新電力を活用する考えは。

２つ目が、電気代の高騰に困っている市民に対して、安価に提供できる自治体新電力を活用する考えは。

３つ目が、再生可能エネルギーを推進して、電力の地産地消を進める考えはであります。

皆さんは地域新電力（自治体新電力）という言葉は御存じでしょうか。

電力供給については、平成28年に電力事業法が改正され、一般家庭用や企業などの事業電力など、全ての電力の小売が自由化されたところでございます。改正前の

不安定要素が解消され、電力会社、九州では九州電力株式会社が一般の電気事業者と呼ばれますが、と同様に、電力を全ての需要家、一般家庭や事業所などの全てに対して販売することは可能となりました。販売する電力は、自社保有電力や他社の発電所または日本卸電力取引所（ＪＥＰＸ）から調達をいたします。そのことで、心配されてきた品質、電圧や周波数、停電の頻度、予備送電サービスなどといった品質についてが安定供給できることとなったところでございます。

そのようなことから、先進自治体では電力入札が行われ、公共施設の維持管理コスト削減に取り組んでいるところもございます。先進自治体の久留米市では、施設規模の違いもあると思いますが、数多くの公共施設をグループ化して電力入札を実施し、全ての公共施設を電力入札で落札したということでございます。年間１億円以上の電気調達コストを削減したところでございます。

さらに進んでいる自治体においては、公共施設だけのコスト軽減だけにとどまらずに、一般市民にも提供して、電力コスト軽減や益金の地域還元を目的とした地域新電力や自治体新電力といったことを進めているところでございます。国も地方創生や国土強靭化、地球温暖化の観点から、推奨しているところでございます。このことは令和５年３月議会の一般質問、地球温暖化対策計画についてにおいても紹介させていただいたところでございます。

さて、地域新電力とは、明確な定義があるわけではございませんが、環境省のホームページには、地域新電力事例集が掲載されており、環境省は、自治体の戦略的な参画、関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して、地域の課題解決に取り組む事業者を地域新電力としているところでございます。

さらに、自治体が地元企業や電気事業者と共同出資し、新たな新電力会社を立ち上げて、その益金から教育や福祉の充実や、再生可能エネルギーの活用、雇用、防災、地域課題の解決など、さらなる地域内還元する仕組みを自治体新電力といいます。

それでは、以上のことを踏まえて、１回目の質問をしたいと思います。

１点目、本市の学校施設などの教育施設を含む公共施設等の電力供給契約の状況についてお尋ねします。また、県内他市と近隣自治体の状況も併せてお願いいたします。

２点目、菊池市における地域新電力の活用状況について教えてください。

３点目、先ほど申し上げました地球温暖化対策計画についての質問で、小水力発電の可能性について質問をいたしました。その後、戸豊水地区にて小水力発電が整備されたとの新聞記事の掲載もありましたが、本市における再生可能エネルギーの現在の活用状況についてお尋ねします。

以上、３点について、１回目の質問とします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、安武議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市の学校施設等の教育施設を含めた公共施設の電力使用等の状況につきましては、全庁にまたがりますので、私のほうからまとめて答弁をさせていただきたいと思います。

令和６年度の本市の全ての公共施設の電力供給契約の状況につきましては、九州電力との電力供給契約となっており、電気使用料は総額約３億5,550万円でございます。

なお、令和７年度からは、市内10小学校に限っては、菊池環境工場クリーンの森合志において、ごみを焼却する際の熱を利用したごみ発電電力を使用しており、法改正後の小売電気事業者との電力供給契約となっております。

県内14市と近隣２町の現在の状況につきましては、公共施設全体の電力を九州電力との電力供給契約となっている自治体は、８市と大津町、菊陽町の２町でございます。

本市、合志市及び他の１市につきましては、九州電力及び小売電気事業者との電力供給契約となっております。

その他、九州電力及び地域新電力会社との電力供給契約が１市、小売電気事業者のみとの電力供給契約が２市でございます。

次に、本市におけます地域新電力の活用状況ですが、本市の全ての公共施設におきましては、地域新電力の活用は行っておりません。

また、民間における地域新電力の活用につきましては、市では把握をしてはおりません。

次に、本市の全ての公共施設における再生可能エネルギーの活用状況につきましては、太陽光発電パネルを本庁舎や生涯学習センター、学校等11施設に設置をし、それぞれの施設で活用いたしております。

その他民間での再生可能エネルギーの活用状況につきましては、経済産業省が公表しております再生可能エネルギー事業計画認定情報から本市内の件数をお答えさせていただきたいと思います。

それによりますと、太陽光発電が2,365件、水力発電が６件、バイオマス発電が２件の、合計2,373件となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　ありがとうございます。

菊池市における公共施設では、約３億5,000万円ほどの電気代がかかっているということでございました。

また、地域新電力の活用状況については、本市においてはないし、民間においては分からないというような状況であると。ただ、県内においては、１市においては地域新電力を活用している自治体もあるというような御答弁でございました。

再生可能エネルギーの種別で本市内を見ますと、やっぱりまだまだ太陽光が主流で、小水力発電だとか、バイオマスというものがなかなか増えてこないというのが分かったところでございます。

それでは、２回目の質問をしたいと思います。

１点目、これまで電気代の高騰対策については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金などで、本市でも様々な支援を行ってきたと思いますが、過去３年間の支援内容を教えてください。

２点目、先ほど申し上げました令和５年３月議会、一般質問にて、小中学校などの体育館施設において、水銀灯からＬＥＤ化にする考えを質問したところでございます。その後、小中学校のみならず、社会体育施設においてもＬＥＤ化されており、ＬＥＤ化が進んだことは高く評価します。市民の皆様からも感謝の声が届いているところでございます。

そこで、お尋ねします。

ＬＥＤ化において、消費電力の削減をどの程度見込んでいるのか、お尋ねします。

以上、２点について、２回目の質問とします。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　私のほうから、電気代高騰対策の令和４年度から令和６年度までの支援内容についてお答えをさせていただきます。

まず、電気代高騰への対策としましては、国が令和４年度から段階的かつ継続的に電気料金の値引き支援を実施しまして、物価高騰に伴う家計・企業負担を軽減するため、冬季だけでなく夏季支援も行われたところでございます。

本市の取組としましては、電気代高騰に対する直接的な支援は一部ございますが、電気代も含めたエネルギーや食料品等の物価高騰に対する支援を行っておりますので、これらについて説明させていただきます。

国からの臨時交付金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民や事業者に対しまして、様々な支援を行ってまいりました。

具体的には、市民の皆様に対しましては、主に家計への影響が大きい低所得世帯への給付金支給や農業者への補助金交付による支援などを行ってまいりました。

また、事業者への支援としましては、市内の保育所や中小企業、小規模事業者に対しまして、補助金交付により支援をしてまいりました。

過去３年間の総事業費としましては、令和６年度の見込みを含めまして約９億8,519万円となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、私のほうから、学校施設と社会体育施設のＬＥＤ化の状況と消費電力の削減の見込みについてお答えをいたします。

学校施設のＬＥＤ化につきましては、校舎や体育館の改修時に合わせましてＬＥＤ照明器具へ交換をしており、社会体育施設につきましても、随時、ＬＥＤ照明器具への交換を進めております。

学校施設につきましては、令和６年度に市内４中学校の体育館アリーナ照明を101台交換しております。社会体育施設につきましても、令和６年度に七城屋内スポーツセンター照明を27台交換しております。

一般的に、400ワットから700ワットの水銀灯からＬＥＤ照明器具へ交換することにより、５～６割程度の消費電力削減が見込まれております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　ありがとうございます。

電気代の高騰については、国が値引き支援をやっていると。それを含めた形で、今度は燃油価格とか、いろんな高騰対策としては、農業者とか低所得者を対象に９億8,000万円程度の支援をやってきたということでございます。

また、ＬＥＤ化については、一般質問後、かなり進んでおりまして、市内の４中学校については101台、社会体育施設は27台ということで、かなり進んできたなというふうに考えておりますし、電力の消費が少なく済むというか、軽減できてきているということについては高く評価をしたいというふうに思います。

また、以前も言いましたが、水俣に学ぶ肥後っ子教室という形で、水銀灯をなくしていこうという考えの中から、学校を優先的にＬＥＤ化していただいております

ことに対しましても評価したいというふうに思います。

今回、一般質問をするに当たりましては、今申し上げられました９億8,000万円程度の支援がある中で、電気代というのが国が値引きをしておりますが、それでもまだまだ電気代は高いという市民の声が届いておりまして、それをどうにかして下げられないかということで、今回の質問に至ったところでございますので、質問を進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、３回目の質問を行います。

自治体電力については、先ほど申し上げましたとおり、電力入札により電力コストを下げる方法から、小売電力会社を活用する地域新電力の方法、さらには小売電力会社を自治体が共同出資して会社を設立する自治体新電力など、その手法は様々でございます。

しかしながら、自治体新電力の会社は全国で100社を超えるということでございます。もう既に100社を超える数の自治体が新電力会社を設立しているということでございます。

環境省や経済産業省資源エネルギー庁のホームページにも、地域新電力や自治体新電力の事例集が掲載されているところでございます。

先進事例を少し申し上げますと、福岡県みやま市は、みやまスマートエネルギー株式会社を2015年に設立しており、資本金2,000万円、みやま市が55％出資、残りを地元銀行と民間会社が出資して設立しております。

この会社のホームページには、みやま市役所と地元金融機関がつくった地域の課題解決会社ですと紹介されているところでございます。その言葉のとおり、みやま市の総合戦略においてエネルギー戦略と位置づけし、エネルギーの地産地消による市内の経済循環、経済効果を市内に還元する生活支援サービス、生活サービスでコミュニティを生み出し、市民協働で地域産業の振興といったことをアクションプランとしており、電力コストの削減だけではなく、その益金から「みやま横町」といったタブレットによる電力の見える化に合わせて、市内店舗からタブレットで発注すると、自由に買物ができる配送システムを構築されております。配送料については、この会社が負担するそうでございます。

防災機能強化、観光、物産拠点施設の運営や、市民カフェの運営など、様々なことを実施しているところでございます。さらには、電力消費量に合わせた地域通貨の利用もできる仕組みとなっております。まさに本市が進めているまちづくりを電力の益金から行っているところでございます。

また、宮崎県延岡市では、2021年２月に延岡市地域新電力会社創業事業計画を策定しております。全国で初めての自治体が100％出資する会社を目指しているとい

うことでございます。残念ながら、いまだ設立には至っておりません。しかし、この創業計画の内容は、とても詳細に分析してあり、全国の自治体からも地域新電力の指針的マニュアルと言われるほどであります。ぜひ参考にしていただきたいと思うところでございます。

今回の一般質問をするに、先日、農家の方から電力の高騰で大変困っているとの声を聞いたところでございます。酪農家の方は年間の電気代が720万円、肥育農家の方でも年間600万円の電気代がかかっていて、困っているということでございました。酪農家については、パーラーとか、いろんな設備がありますから、これぐらいの電力はかかるのかなと思いましたが、肥育農家でも年間600万円かかると。これは牛床と言われる、いわゆる肥育施設内にファンを回して、乾燥させるということが牛舎の環境を整えるということでございまして、そのことで電気が必要だということでございます。農家の方からは、１割でも２割でもいいので、安くすることができたら本当に助かるとの声も聞いた上での質問であります。

そこで、質問したいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、環境省や経済産業省など国も推奨しており、以前のような不安定要素も解消されていると思いますが、公共施設等の電力コストの削減や、電力の高騰で困っている市民、特に保育園、介護施設、病院や農業用事業電力などを安価にて提供するように、さらには、利益を地域還元したまちづくりとして、地域新電力や自治体新電力を活用する考えはないか、お尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　地域新電力（自治体新電力）の活用についてお答えをします。

地域新電力や自治体新電力の取組につきましては、他自治体における事例や電気代高騰対策、益金の地域還元といったものも含め、そうした取組があることは承知しておりますが、本市においては、現時点では具体的な考えはございません。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　他の自治体がやっているのは知っているけども、本市においては活用する考えというのは、現在のところないということでございます。

私は、現在のところないじゃなくて、検討すべきじゃないかと。分析して、どれだけのことができるのかというものを考えないと駄目なんじゃないかなと。単によそはやっているけど、うちは知りませんじゃなくて、うちがどれだけのことができ

るのかということを考えないと、市民が困っていることを解決できませんし、例えば保育園とかいろんなところに、今までも電気代の高騰ということで補助金等を出しておりますが、それを根本的な話として電力代が下がれば、その分をほかのことに使える。もっと市民のために使えてくるということを考えてほしいと思いますし、電力入札ということで、施設内の電気代のコストが下がれば、交付税で来ております維持管理費という電気代相当分については、これも交付税というものは、今の電力の高騰で公共事業分というのは増額されています。そのことを、じゃあ、もっと別のことにも使えると。私はもっともっと分析すべきじゃないかというふうに思いますが、ちょっと残念な答弁でございますが、もう少し勉強してほしいなというふうに思います。

それでは、先進自治体では、地域新電力を活用して、再生可能エネルギーを増やすような取組をしている自治体もあります。

私は以前の一般質問でも申し上げましたが、菊池市は再生可能エネルギーに満ちあふれていると思っているところでございます。先ほどの答弁では、再生可能エネルギーの本市の現状は、やはり太陽光が主力であります。私は小水力発電や畜産の堆肥を活用したバイオガス発電を増やしていくべきだと思っているところでございます。

まずは、化石燃料による電力を調達して、そこから再生可能エネルギー発電を増やしていきながら、電力の地産地消を行い、国土強靱化に努めることが、畜産の堆肥処理の問題解決にもなりますし、地下水などの環境問題も解決すると考えるところでございます。堆肥処理を畜産業から取り除くことができれば、畜産業に専念し、規模を拡大することも可能だということでございます。

それでは、最後に市長にお尋ねします。

現在、市長が進められている癒しの里構想に、地域新電力や自治体新電力などの電力の可能性を掛け合わせることが、持続可能な社会へと変わっていくことではないかと考えております。まさに、子どもたちの世代に大きな果実をもたらすことになるのではないかと思うところでございます。

そこで、市長にお尋ねします。

今後、菊池市も地域新電力や自治体新電力の可能性について学び、検討していく必要があると思いますが、部長の答弁では考えていないということでございますが、市長の見解を総括してお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、新しい電力会社についての見解を述べよということでご

ざいます。

ただいま政策企画部長が答弁しましたとおり、地域新電力あるいは自治体新電力の導入については、電気料金の安定化であるとか、あるいは地域還元の観点から、大変注目されているということは私も承知しておりますし、特に自治体新電力については、私も関心を持って調べてきているところでございます。

しかしながら、地域新電力、特に自治体新電力となりますと、まだ事例も少のうございまして、一般的に業歴も浅くて、特に燃料等の原油価格の動向等が非常に今後不透明でありますけども、こうしたものが急激に高騰したとき、あるいは偶発的な要因で会社経営が破綻するといったような想定外の状況が発生したときに、本市にとってどういうリスクがあるのかというのは、今、まだつかみ切れておりません。

先ほど議員のほうから事例に出された、みやまスマートエネルギーでありますけども、過去に２回ほど、やはり債務超過にも陥っておりますし、四、五年前にもそのような事態があったようでございますので、こうしたことがまだ十分な私どもの分析ができておりませんので、私どもが自分たちでやっていこうというまでには、まだ考えがまとまっていないというところでありますので、引き続き研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　ありがとうございます。まだまだ分からない部分があるから、研究を重ねていきたいというような市長の答弁だったかというふうに思います。

心配されている、会社が倒産した場合どうなるのかということについては、これは電力事業法のほうにはっきり書いてありまして、送電が止まるようなことは全くございません。そういうことから、今、こういう新電力というものに対して、各自治体が乗り出しているということでございます。

ここに新電力の事例集がありますが、もう90ページに及ぶ冊数で、様々な業者がいらっしゃいまして、新電力の会社も400社を超えるというふうに聞いております。ぜひぜひ研究を重ねていただいて、カーボンニュートラルの地域を目指していただければというふうに思いますし、今、困っている市民がいらっしゃる。また下げることができる、菊池市の施設の電力を下げないというのもいかがなものかというふうに思いますので、ぜひぜひ研究を続けていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

大きい２つ目、菊池市における医療体制の課題について質問したいと思います。

先日、旭志地域に唯一の医療機関でありました石田病院の石田文章先生が御逝去

されました。私も主治医としてお世話になっており、御逝去された前日まで、私自身、診療を受けたところでございます。まさに生涯現役で地域医療に貢献された先生でございました。心より御冥福をお祈りしますとともに、地域住民を代表して感謝申し上げます。

その後、石田病院から閉院されたとの通知が届いたところでございます。旭志地域は医療機関がない地域となってしまいました。多くの市民の皆様から、在宅医療や予防接種、健康観察、学校医の問題など、今後の地域医療はどうなるかとの不安の声が届いております。

また、別の市民懇談では、妹さんがお産で里帰りしてこられましたが、子どもが病気になり、救急車を呼んだが、受入先が決まらず、30分以上搬送できなかったと。その後、子どもさんは亡くなったということでございます。市民の方からは、小児ＩＣＵや救急小児病棟の充実を訴えられました。

また、令和６年１月には、福祉厚生常任委員会と菊池郡市医師会の意見交換会が行われましたが、菊池市においては、盲腸などの基礎的な手術もできないとのショッキングな発言もあったところでございます。

そのような中、現在、熊本県においては、医療法に基づき、地域医療構想を検討されており、平成29年７月から菊池地域医療構想会議が開催されているところでございます。

以上のことを踏まえて、今回、２つの観点から質問したいと思います。

１点目、菊池地域医療構想会議を踏まえ、本市の医療体制に対する課題認識は。

２点目、医療機関がなくなった旭志地域の医療体制を今後どのようにするのかであります。

それでは、１回目の質問を行います。

医療法並びに厚生労働省医政局地域医療計画課長通達に基づき、県は地域医療構想の達成に向けて協議を進めてきていますが、その目的について教えてください。

以上、１回目の質問とします。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　ただいまの安武議員の御質問にお答えいたします。

地域医療構想は、医療需要に応じた病床の役割分担を進め、限られた医療資源を有効に活用することを目的としております。

地域医療構想調整会議を通じて、各医療機関の機能や役割を明確化し、公立・公的・民間医療機関が連携して、必要な医療を適切な形で提供できる体制の構築を目指すものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　ありがとうございます。医療関係、適正な構築を目指すということでございます。

ここに国からの通達文書がありますが、ここには2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割、2025年に持つべき医療機能などの病床数というものを検討しなさいというふうになっております。

ということで、本来は2025年を見据えた形で進んできておるんですが、会議の内容と資料等も、僕も県のホームページから全て見させていただきました。しかしながら、先生方の御意見、会議録を見ましても、なかなか具体的な話としては進んでいないというふうに感じたところでございます。

それでは、２回目の質問をしたいと思います。

今回、私も質問をするに、医療体制について調べてみました。病院と申しますが、その形態は様々で、大病院から医院、診療所、クリニックと、その呼び方は様々でありますが、大きく分類すると、患者の状態に合わせた病床機能と救急体制にあるようでございます。

病床機能では４つに分類され、高度急性期、急性期、回復期、慢性期と呼ぶそうでございます。また、救急体制では、一次救急、二次救急、三次救急といった３層構造で、救急医療連携が取られているということでございます。

私は５年前に、右の冠動脈が完全閉塞するという重度の急性心筋梗塞で救急搬送されました。あと５分から10分、三次救急と言われる日赤病院に着くのが遅かったら、ここには立っていなかったところでございます。

私のことで申し上げますと、救急車が到着して、三次救急で高度急性期病床機能を持っている熊本赤十字病院に搬送されます。手術後、ＩＣＵの高度急性期病床で治療され、その後、一般病棟の回復期病床でリハビリを含めて、術後観察されます。安定しますが、ダメージを受けた心臓は元に戻らずに、陳旧性心筋梗塞という病名に変わり、慢性期として飲み薬で調整するとし、先ほど言いました石田病院を紹介されて、処方箋等をいただきながら、観察いただいたところでございます。

このように、病院機能というのは、その症状や状態に応じた病院がそれぞれの役割を担っているものであります。

そこで、お尋ねします。

１つ目、４つの病床期の高度急性期、急性期、回復期、慢性期の違いと、本市における病床機能別の病院数と病床数を教えてください。

２点目、旭志地域は医療機関がなくなった状態となっていますが、在宅医療や診療、健康観察など、現在どのように対応しているのか、お尋ねします。

以上、２点について、２回目の質問とします。（発言する者あり）

申し訳ございません。２点の観点について申し上げておりませんでした。

２つの観点で質問を進めます。

菊池地域医療構想会議を踏まえた本市の医療体制に対する課題認識はというもの、それから２つ目が、医療機関がなくなった旭志地域の医療体制を今後どのように対応するのかという、２つの観点から、ただいま申し上げました質問をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　再質問にお答えいたします。

４つの病床機能について御説明いたします。

高度急性期機能は、救命救急病棟やＩＣＵなどで、重症な急性期患者に対し診療密度の高い集中的な治療を提供する機能でございます。

次に、急性期機能につきましては、病気やけがの初期段階にある患者に対し、状態の早期安定化を目的とした治療を行う機能でございます。

回復期機能は、急性期を経過した患者に対し、在宅復帰を目指した医療やリハビリを提供する機能でございます。

慢性期機能は、重度障害者や難病患者など、長期の療養が必要な方を対象とした医療を提供する機能でございます。

本市における病床機能別の病院数と病床数につきましては、厚生労働省による病床機能報告を基に数字をお答えいたします。

なお、この病床数につきましては、各医療機関が主な機能として自主的に報告されている病床数であり、その機能が専属的に使用されていることを示しているものではないことを申し添えます。

高度急性期機能を有する医療機関は、本市にはございません。

急性期機能を有する医療機関数は５施設、病床数は182床でございます。

回復期機能を有する医療機関数は１施設、病床数は40床。

慢性期機能を有する医療機関数は３施設、病床数は119床でございます。

続きまして、現在の旭志地域に対しての市の対応はということでございます。その点につきましてお答えいたします。

まず、石田文章先生におかれましては、長きにわたり住民の健康を守るため、地域医療において献身的に支えていただいたことに対し、深く感謝申し上げますとと

もに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

閉院後の旭志地域の医療体制につきましては、本市が直接的な支援を行っているものはございませんが、市の保健師や看護師、管理栄養士などの専門職が、高血圧や糖尿病などの生活習慣病をお持ちの方で保健指導が必要な方を対象に、家庭訪問を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　御答弁ありがとうございます。

４つの病床機能ということでありまして、高度急性期の病床が菊池市にはないと。また、県北地域についてもほぼほぼないというような形で、大体高度急性期の病床というのは、熊本市を中心としてあるというふうに認識しているところでございます。

また、旭志地域については、先ほどお話がありましたように、保健指導で保健師さん方が回っていただいているということで、少し安心をいたしました。

石田病院からは私のほうにもこういう通知が来まして、閉院されたというような内容と、やっぱり先生がいらっしゃらないものですから、いわゆる紹介状というものが出ないということで、診療録というものを持たされて、それぞれどこかの病院へお世話になってくださいというような状況でございます。つまり、カルテだとか、いろんな病床のいわゆる記録がつながってこないんじゃないかなというふうに思っておりまして、その辺も心配しておりますしということでございます。

そういうことも踏まえて、質問を進めたいと思います。

それでは、３回目の質問をしたいと思います。

１点目、先ほど私の例で申し上げましたとおり、救急医療体制は、県内の一次から三次の救急病院の連携にて対応されていて、地域からの三次救急搬送は30分圏内と言われますが、本市における救急医療体制はどのようになっているのか、お尋ねします。

２点目、本市の医師の年齢も高齢化しているというふうに私は思っております。看護師などの医療スタッフも不足しているなど、先ほどの意見交換会での医師会からの意見もございました。

医療体制や看護体制についてお尋ねしたいと思います。本市の医師の年齢区分ごとの数を教えてください。また、病院等に勤務する看護師と看護助手の割合と、免許保持の状況も併せてお尋ねします。

旭志小中学校の学校医は、石田先生に長い間お世話になっていましたが、現在の

学校医の配置はどうなっているのか、お尋ねします。

以上、３点について、３回目の質問とします。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　ただいまの御質問にお答えいたします。

救急医療体制について御説明いたします。

緊急性が比較的低く、入院や手術の必要がない軽症患者に対応する一次救急としましては、菊池市内の病院や診療所、クリニックにて対応していただいております。また菊池郡市医師会に御協力いただき、在宅当番医制度による日曜、休日の昼間の医療体制の確保を行っております。

次に、入院や手術が必要な中等症から重症の患者を、24時間体制で受け入れる二次救急につきましては、菊池圏域では７医療機関ございまして、菊池市内では４医療機関にて対応いただいております。

また、二次救急では対応できない、生命に関わるような重篤な患者や、複数の診療科にわたる高度な処置が必要な患者に対応する三次救急につきましては、熊本赤十字病院等に搬送し対応いただいております。また、必要に応じてドクターヘリによる搬送も対応いただいているところでございます。

次に、本市における医師等の年齢構成に関しましては、全医療機関についての情報がないため、本市にて把握ができた情報に基づき御説明いたします。

把握した医療機関数は24施設で、この施設には病院も診療所も含まれております。うち、常勤の医師の年齢区分は70歳未満が42人、70歳以上が７人です。非常勤の医師につきましては、70歳未満が51人、70歳以上が４人です。

また看護師の人数は合計326人、看護助手の人数は合計60人でございまして、看護師の割合が84.5％、看護助手が15.5％でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、私のほうから、旭志小中学校の学校医の対応についてお答えいたします。

このたび、御逝去された石田文章先生におかれましては、旭志小、中学校の学校医として、長年にわたり御尽力いただき、深く感謝申し上げるとともに心より御冥福をお祈りいたします。

後任の学校医につきましては、菊池郡市医師会からの推薦により、旭志小学校は、菊池郡市医師会立病院の豊永哲至先生、旭志中学校は、きくち宮本泌尿器科の宮本

健次先生へ委嘱を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　答弁ありがとうございます。

医療体制については、今、御説明があったとおりでございます。ただ、24時間体制という二次医療が菊池圏域では７院で、そのうち４つが菊池市にあるということでございますが、先ほど来言いましたように、意見交換会の中では、盲腸の手術すらできないというような状況下であれば、本当にその機能が果たしているのかというような心配もされるところでございます。

また、看護師については、84％が免許を持った看護師さんであるということでございますので、その辺についても安心しているところではございますが、そういう中でも、やっぱり看護助手が多いなという感じは受けております。実際、入院された方々に聞くと、やっぱりその辺の看護体制の不備がよく耳に入るところでございます。

あと年齢区分については、非常勤の先生方については51名ということで、70歳以上の方が多いけども、それ以外については70歳以下というふうなことでございますので、もう少しはどうかなというふうには考えておりますが、それでも、やっぱり10年、20年後を見据えますと、どうなるのかなというふうに思っております。

小中学校の学校医については、対応できているということでございます。

時間がありませんので、質問を進めたいと思います。

４回目の質問をいたします。

先ほど申し上げました福祉厚生常任委員会と郡市医師会の意見交換会の報告書では、年に１回程度は執行部との意見交換会を行う機会があってもよいではないかという議員間討議がありましたが、執行部は、これまで意見交換を市独自で行ったことはあるのかをお尋ねします。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　ただいまの質問にお答えいたします。

令和７年３月に、市の嘱託医を中心に数名の医師と意見交換会を実施しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　ありがとうございます。その後、意見交換会は実施されたということでございます。できれば、これ定例会的な形で今後も続けていただければというふうに思います。

それでは、５回目の質問をしたいと思います。

私は、菊池地域医療構想調整会議は２市２町の菊池圏域のことではございますが、まずは菊池市の状況、課題把握が大切だと思っております。先ほどの答弁の中では、把握をしていないというような答弁もあったところでございます。

菊池市の将来ビジョンを見据えて、菊池圏域として、また熊本県全域の医療体制がどうあるべきかとの意見を菊池市としてしっかりと言っていかなければいけないと思っております。

そこで、お尋ねします。

１点目、これまでの菊池郡市医師会との意見交換や菊池地域医療構想調整会議での協議結果等を踏まえ、今後、ＴＳＭＣ進出による人口増や外国人雇用者の数などによる多様性への対応、渋滞による二次緊急搬送の困難、小児ＩＣＵ設置や高度急性期等の病棟の対応等々、様々な課題があるというふうに思っておりますが、本市は現在の危機的な状況と、今後求められている医療体制に対してどのような課題認識を持っているのか、お尋ねします。

２点目、旭志地域については、先ほどお話がありましたが、今後の医療体制としてはどのように対応していくのか。

旭志地域の医療体制について、２点お尋ねいたします。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　本市におきます地域医療の課題といたしましては、産婦人科や小児科などの診療科の不足や、後継者不足による医療機関の閉院、さらには医療従事者の人材確保の困難といった問題を強く認識しております。こうした課題は、個々の医療機関の状況にとどまらず、地域全体の医療提供体制の持続可能性にも関わるものであり、中長期的な視点での対応が必要であると考えております。

また、今後の社会情勢の変化に伴い、人口構成やライフスタイルの多様化、地域の交通環境の変化など、医療や福祉に対するニーズも一層多様かつ複雑になってくると想定されます。議員が御指摘されたような状況も含めまして、引き続き、郡市医師会をはじめとする関係機関と、現状や課題の把握に努め、必要な調査研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、旭志地域に対しての在宅医療等を含めた今後の市の対応はというこ

とでお答えいたします。

旭志地区を含め、菊池市内の在宅医療等につきましても、医師会と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、市が開催しております在宅医療・介護連携推進事業連絡協議会におきましても、関係団体と課題を共有し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　御答弁ありがとうございます。

今、おっしゃられたとおりだと思います。小児科をはじめとしたいろんな問題、人材確保の問題、中長期的にやっぱり考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、ぜひぜひ菊池市としての医療の課題というものを浮き彫りにした上で、連携しながら進めていただきたいというふうに思います。

また、旭志地域については、在宅医療等についてもしっかりやっていくということでございますので、いきなり病院を誘致するとかいうのは無理かと思いますが、連携する中で対応していただければというふうに思います。

それでは、最後に市長にお尋ねしたいと思います。

私は今まで、様々な医療関係の問題がある中には、やっぱりグループ病院等の大病院を誘致するというようなことも必要だと思いますし、ＴＳＭＣの進出で、やっぱり消防署の幹部職員の方々と話をしますと、今後、渋滞されて、到達するのはサイレンを鳴らしますが、帰ってくるのにはやっぱり渋滞に巻き込まれるということで、救急車が不足するというような話も聞こえております。

そういう中で、全ての第三次の医療というものが熊本市に集約されているということであれば、この県北地域側にもやっぱり高度医療というものが必要になってくるんじゃないかと。それは本市だけではなくて、もっと広いエリアで考えるべきじゃないかというふうに思っております。

この問題は、議会、執行部、菊池郡市医師会、さらには近隣市町村とも調整をしながら、本市の医療体制の将来ビジョンを策定した上で、菊池圏域の役割を確認していくことが必要だと思いますが、今後の医療体制の課題を含めて、市長の総括的な見解をお尋ねします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、本市が抱える医療体制等についての総括的な意見を伺いたいという趣旨の御質問でございました。

市民の皆様が安心して暮らし続けられる医療体制を維持・確保するということは、本市にとって非常に重要な課題であるというふうに認識しております。

現在の本市の医療体制につきましては、先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおりでありまして、特に産婦人科や小児科といった一部診療科が不足していること、それから医療機関の後継者不在といったふうな、地域に根差した課題を抱えておるわけであります。

本市としましては、まずは、こうした足元の課題にしっかりと向き合って、必要な対応を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

また、高度急性期医療の充実という課題につきましては、一般的には、この域内でどの程度の医療ニーズが見込めるのか、そしてまた、専門医をはじめとする医療従事者の確保が可能かどうか、当然ながら病床数の配分の問題等もございますし、また誘致となりますと、多額の施設整備費あるいは維持管理費などの財政的負担の課題も伴うであろうということ、もろもろ考えますと、本市が単独で検討するにはやはり限界がございまして、やはり熊本県や菊池郡市医師会などの関係機関と緊密に協議・連携を行いながら、現実的かつ効率的な方策を模索していく必要があるというふうに考えております。

こうした現状を踏まえつつ、引き続き、限られた医療資源を有効に活用しながら、住民の安心と利便性の向上を図ることを基本に、多角的、総合的な視点から今後の望ましい医療体制について、関係機関とも議論してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　御答弁ありがとうございました。

おっしゃるように、足元の課題はしっかり見詰めていただいて、関係機関とも協力しながら、現実的な問題として進めていただければというふうに思います。

最後になりますが、今月末で任期満了にて御勇退される芳野副市長におかれましては、長きにわたり菊池市政の発展のため御尽力いただきましたことに対し、敬意を表したいと思います。

また、私は在職時を通して、様々なことを御相談させていただき、御助言、御指導いただきましたこと、本当に感謝しております。ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午後１時58分

再開　午後２時05分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　皆さん、こんにちは。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。

まず最初に、ＰＦＡＳ対策について質問します。

地下水問題、とりわけＰＦＡＳについては、３度目の質問となります。今定例会での市長の所信表明では、ＰＦＡＳについては、水質汚濁防止法に基づく県の地下水質調査へ協力するとともに、国・県の動向を注視しながら、近隣自治体や庁内部署間の緊密な連携・情報共有を図ります、こう述べられています。

所信表明でＰＦＡＳについて触れられていることは評価します。しかし、菊池市は地下水保全総合管理計画の構成自治体の１つであり、地下水の保全に責任を負っている自治体であります。事の深刻さ、重大性に照らせば、この内容の対応では不十分であると指摘せざるを得ません。

３月議会の一般質問では、ＪＡＳＭの工場でＰＦＡＳの使用が明らかとなる中で、ＰＦＢＳ、ＰＦＢＡの２種類は有害性が指摘されており、日本には基準がないが、国際的にはこの２種類のＰＦＡＳが規制されていることを述べ、予防原則の立場に立って、ＪＡＳＭに対してこの２種類の使用中止を求めるべきと質問しました。また、地下水保全条例の改正、水質汚濁防止法の改正で、ＰＦＡＳを規制対象物質に加えることを国・県に求めることを要望しました。

その後、３月26日の県の環境モニタリング委員会の報告で、ＪＡＳＭ稼働後にＰＦＢＳ、ＰＦＢＡの値が急上昇していることが明らかとなりました。

昨年12月には、熊本北部下水道放流口、下流地点でＰＦＢＳが１リットル当たり87ナノグラム、ＰＦＢＡは38ナノグラム検出されています。ＰＦＢＳは稼働前の４月の10倍以上の値であります。有害性が指摘されているＰＦＡＳがＪＡＳＭ稼働後に急上昇したことに、市民の間で不安が広がっています。

ここで、最初の質問です。

ＪＡＳＭ稼働後にＰＦＡＳの値が急上昇したことについて、市としてどのような認識をお持ちでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えします。

本年３月26日に開催されました県環境モニタリング委員会における意見の概要としまして、法令等規制物質については、現時点では基準値を下回るなど、ＪＡＳＭ本格稼働の影響は確認されていないこと。

規制外物質についても、現時点では多くの物質でＪＡＳＭ稼働前後の変化は確認されていないこと。

今回は、令和６年12月のＪＡＳＭ本格稼働の１回のみのモニタリング結果であり、モニタリングの継続が重要であること。

河川の水質において、ＰＦＢＳ及びＰＦＢＡの濃度が増加しているが、諸外国の飲料水規制値等と比較したとしても低い濃度であり、毒性が低く、現時点では問題ないレベルであるが、予防的観点から企業に対して対応を働きかけるべきであること。

今後、異常値や健康リスク等が確認された場合は、臨時で委員会の開催が必要であることなどが報告されております。

このことから、本市の認識としては、県の動向を注視しながら、県や近隣自治体から情報収集・共有等を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　今、答弁では、規制外物質については、多くの物質で稼働前後の変化は確認されていない。ＰＦＢＳ、ＰＦＢＡの濃度は増加しているが、毒性は低く、現時点では問題ないレベルなど、県環境モニタリング委員会の意見の概要を引いて述べられました。

４月に開催された県地下水保全推進本部会議に関する県の公表資料でも、ＰＦＢＳ、ＰＦＢＡは濃度が増加したが、諸外国の飲料水目標値と比較しても低い濃度と述べてます。

私は、この県の認識も、今の部長の答弁の認識も非常に甘い、こう思います。この事実認識には重大な問題があると指摘をせざるを得ません。

ここで、ドイツの目標値について紹介します。

ドイツは、来年度から適用される目標値は、ＰＦＢＳ、ＰＦＢＡ、ＰＦＰｅＳを含む20種類の合算値が１リットル当たり100ナノグラムとなっています。先ほど紹

介しましたが、昨年12月に測定された値は、ＰＦＢＳが87ナノグラム、ＰＦＢＡが38ナノグラム、合算で125ナノグラム、この結果は国際的な基準で最先端であるドイツの基準を大きく上回っています。

県の地下水推進本部は、諸外国の飲料水目標値と比較しても低い、こう述べられていますが、諸外国と比較するのであるならば、私は最も厳しい最新の知見を反映したドイツの基準にこそ照らすべきであると思います。

前回の質問でも指摘してきましたが、ＥＰＡ（アメリカ環境保護庁）は、ＰＦＢＳについて、甲状腺、発達、腎臓への影響を指摘しています。また、ＰＦＢＡについては、経口で一定量を暴露すると、甲状腺、肝臓、発達に影響が出る可能性が高いと指摘しています。

現行で国内で基準のないＰＦＢＳ、ＰＦＢＡの影響を検討するなら、参考にすべきは、知見の最新であるドイツのＰＦＡＳ全体を視野に入れた基準ではないでしょうか。国内に基準がないことや、少し前の海外の基準の目標値を出して、問題のないレベルだというのは、私は無責任だと思います。

熊本県の公式の発表で、根拠のない安全神話を振りまくことは問題であり、市としても、この点は県へしっかりと指摘をしていただきたいと思います。

関連して再質問をいたします。

河川での濃度上昇の県モニタリングの報告を受けて、私たち日本共産党熊本県委員会として申入れを行い、私も参加をしました。その要請の中では、県はＪＡＳＭ稼働後に２つのＰＦＡＳの濃度が上昇しているにもかかわらず、ＪＡＳＭとの因果関係を認めることをかたくなに拒否しました。非常に及び腰な態度に終始をしています。

水俣病の教訓は初期対応と予防原則であります。ＪＡＳＭ稼働後に使用するＰＦＡＳの値が急上昇した。そうであれば、すぐに原因を究明し、対策を講じるべきだと思います。県に調査を速やかに行うことを求めるべきと考えますが、どうでしょうか。

また、市として、ＪＡＳＭに２種類のＰＦＡＳの使用中止を求めるべきではないでしょうか。

以上、２点お聞きします。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　先ほど答弁しました環境モニタリング委員会における対応方針としまして、今後も定期的な環境モニタリングを実施し、周辺環境の変化の把握、検証を継続すること。

今回のモニタリングで明らかになった変化について、より精緻に分析していくため、企業に環境モニタリングの結果を情報共有し、ＰＦＢＳ及びＰＦＢＡの使用状況等を確認すること。

この確認により得られた情報を踏まえ、環境モニタリング委員会の意見を聞き、対応を検討すること。

本年度の環境モニタリング委員会は２回にわたり開催予定であり、異常値等が確認された場合は、臨時で開催することなどが示されております。

このように、県としての対応方針が示されておりますので、本市としましては、県の動向を注視しながら、県や近隣自治体からの情報収集・共有を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　私も、今、部長が答弁をされました、県モニタリングの意見を踏まえての県の令和７年度の対応方針というものをホームページで確認をしました。もちろんモニタリングの結果報道を受けて、様々な方面から懸念の声や、ＪＡＳＭへの対応を求める声が相次ぎ、県としても企業にＰＦＢＳ、ＰＦＢＡの使用状況を確認すると、こう明記はされております。

しかし、問題は、これは確認しますという方針であり、具体化を現在されていないというところであります。３月のモニタリング委員会開催から３か月近くがたちましたが、確認した企業名は公表されておらず、実際に確認したかどうかすら分かりません。

また、対応方針には、企業に使用状況を確認するとしか触れられておらず、明確にその企業がＪＡＳＭであると、ＪＡＳＭに確認をするとは書かれておりません。使用中止を含め、具体的な早期の対応を行うべきであります。

モニタリング調査結果把握後も、ＪＡＳＭは日々稼働を続け、ＰＦＡＳの使用を行っています。いつまでにどういう確認をするのか、そして、結果をきちんと公表する。このことをきちっと自治体として県に指摘をしていただきたい、こう思います。

企業には株主への責任、取引先への責任、地域経済への責任とともに、地域の環境を守る責任があります。仮にも発がん性が指摘される有害物質を環境中に放出するということは到底許されません。しかも、国や県から巨額の補助金を受け取り、事業活動で巨額の収益を得ながら、有害物質による環境汚染を行政が放置することなど、到底許されません。

ＪＡＳＭ自身も、今回の熊本県への進出に当たって、経済産業省に住民や地元自治体に対して様々な懸念に対する説明を行う旨の文書を提出しています。これは私の３月議会の一般質問でもお示しをいたしました。きちんと履行させるべきであります。県とともに地下水保全に責任を負う構成自治体の菊池市が、今こそしっかりと役割を果たすべきであることを指摘しておきます。

次に、質問を進めます。

ＰＦＡＳの問題が懸念される半導体企業工場はＪＡＳＭだけではありません。とりわけＪＡＳＭの進出以降、本市においても半導体企業の新設、増設が予定されています。ＪＡＳＭ進出以降の本市における半導体企業の進出企業の状況をお示しください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、ＪＡＳＭ進出後の菊池市における新設・増設された半導体企業の現状というところでございますけど、ＪＡＳＭ進出決定後の半導体関連企業の新設・増設の件数につきましては、８件となっております。

事業内容につきましては、半導体製造関連製品の開発・設計・製品（後に発言の申出があり、「製品」を「生産」へ訂正）・販売などとなっております。

以上、お答えします。

すみません、ただいまの答弁の中で、半導体製造関連製品の開発・設計・「生産」と答弁するところを「製品」と答弁してしまいましたので、おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　８件とのことでした。

半導体企業は、半導体の製造工程で大量のＰＦＡＳを使用します。半導体の集積回路はどんどん細分化しており、最新の回路は、幅は２ナノメートルと言われています。こうした細微な回路をつくるために、回路以外の部分の部材をＰＦＡＳを含む溶剤で溶かしていくエッチングと呼ばれる工程が必要となります。さらに微細な回路をほこりや不純物から守るために、ＰＦＡＳを含む洗浄剤で洗浄する工程が繰り返し必要となります。ですから、半導体製造工場ではＰＦＡＳが大量に使われている可能性が極めて高く、ＰＦＡＳによる環境汚染の原因者である可能性もあるのです。

ここで、質問をします。

本市における半導体企業、とりわけＴＳＭＣ進出以降の進出企業に対し、ＰＦＡ

Ｓの使用の有無、種類、排出、保管処理の方法について、聞き取り調査を市として行っていくべきではないでしょうか。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　先ほど答弁しましたとおり、今後におきまして、県環境モニタリング委員会において示された対応方針に基づき、県としての対応を図られることとなっておりますので、本市としましては、県の動向を注視しながら、県や近隣自治体からの情報収集・共有に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　県の動向を注視し、情報収集に努めるとの答弁でした。

先ほど来述べていますように、県の認識そのものが甘いと。ドイツの基準など最新の知見を踏まえておりません。この甘い認識を注視していても駄目なのではないでしょうか。

ここで、パネルを御覧ください。

［パネルを示す］

議長の許可を得ておりますので、紹介させていただきます。

これはヨーロッパの地図です。これは国境を越えて、ジャーナリストや専門家が協力して、ＰＦＡＳの汚染マップを作ったものです。イギリスあるいはＥＵ各国でＰＦＡＳ汚染が深刻になっています。赤い点は10ナノグラムパーリットル以上の汚染が測定されたところ、約１万7,000か所です。青い点は消火剤が使用されたなど汚染の可能性が高いところであります。汚染はヨーロッパ全土の約２万3,000か所に及んでいます。イギリス、フランス、ドイツなどは、もう真っ赤になっています。こういうことが分かって、今、欧州化学品庁は１万種類以上あるＰＦＡＳの全面禁止を打ち出しております。

もう１つ、パネルを御覧ください。

［パネルを示す］

ＰＦＡＳは１万種類以上、これだけの種類があります。欧州では、ＰＦＡＳ、この全てを禁止しようとしています。これがヨーロッパの現状であり、国際的な流れです。なぜそうした規制強化をヨーロッパが行うのか、欧州化学品庁の提案文書には次のように書かれてあります。

本規制の対象となす全てのＰＦＡＳは、非常に高い残留性で、ほかのどの化学物質よりも長く環境中に残留する可能性がある。環境にあるＰＦＡＳの蓄積性が増加

する過程は不可逆的、元に戻ることができない、人及び環境への暴露を伴うため、ＰＦＡＳの排出を最小限に抑えることが必要である。このように書かれてあります。

さらに、最終的に何もしないことによる社会的コストは、ＰＦＡＳの使用を禁止することによるコストを常に上回る。ＰＦＡＳの禁止を遅らせることは、健康や環境への影響からコスト負担を将来世代に転嫁することになる。こうはっきり述べています。今、禁止しないと、将来、かなりの負担になると警告をしています。

先ほどのパネルに戻りますが、ＥＵではこの全てのＰＦＡＳを全面禁止しようとしています。対して日本は、上の赤いところ、ＰＦＯＡ、ＰＦＡＳと、あと１種類、この３種類のみの規制です。あまりにも遅れている。こう指摘せざるを得ません。この甘さは国だけではなく、自治体にも問われている問題ではないでしょうか。

最後に、市長にお聞きします。

ＪＡＳＭの稼働後の２種類のＰＦＡＳの値の上昇について、どのような見解をお持ちでしょうか。ＪＡＳＭに対し直ちにＰＦＡＳの使用中止を求めるべきではないでしょうか。

また、本市における半導体企業に対し、市としてもＰＦＡＳの使用の有無や、排水等の処理についての聞き取りなどを行っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、ただいまの３つの御質問、ＰＦＡＳの上昇についての見解、それから県に対する使用中止の要請、市独自の調査、このいずれもＰＦＡＳの使用に関する御質問でございます。また、先ほど来、市民環境部長からもお答えしておりますので、私のほうでは、これを統合する形でお話をさせていただきたいと思います。

また、先ほどの市民環境部長の答弁とかなり似通ってきますので、大変恐縮でございますけども、申し上げます。

県の環境モニタリング委員会における意見や対応方針が示されまして、また、県として、対応を図っていくということでございますので、本市としましては、今後における県の動向を注視しながら、県や近隣自治体からの情報収集・共有等を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　私はＰＦＡＳ対応にこそ、日本の公害の原点である水俣病の教訓を生かす必要がある、こう考えます。

御存じのように、2004年の最高裁判決は、国は規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止し得なかった責任がある、こう断罪しました。国だけではありません。県や地方自治体にもこの教訓、初期対応と予防原則、この教訓が、今、鋭く問われているのではないでしょうか。必要な対策を講じることは急務です。

答弁では、情報共有に努めるという言葉が繰り返されておりますが、共有するのは結構ですが、実行そのものが、今、求められております。

菊池市においても、濃度の測定が行われておりますが、測定地点に継続性がなく、残念ながら、濃度の上昇があっても、汚染源の特定につながっていくような調査とは言えないと思います。

半導体工場が集中する浜松市では、地下水の測定地点が200か所を超えるなど、自治体として汚染源の特定に当たろうと努力している自治体も生まれています。こうした地方からの取組が広がり、継続されるのなら、私は日本全体のＰＦＡＳ規制を次のステップへと前進させる力になると思います。あまりにも緩過ぎる日本の規制を変えていくためにも、地方の取組が重要であります。

半導体産業は国の基幹産業であります。今や半導体なしに私たちの生活も経済も回りません。だからこそ、基幹産業である半導体の健全な発展のためにも、環境問題は重要であります。環境問題で企業が社会的責任を果たしてこそ、真の技術革新も可能となり、そして、住民との共存も可能となるのではないでしょうか。そのことを最後に申し述べ、次の質問に移ります。

次に、学校給食費について質問します。

本藤議員の質問と重なるところもありますが、質問を行ってまいります。

学校給食費の無償化は、私が最初に選挙に出たときからの公約であり、過去４回の一般質問で取り上げてきました。最初に取り上げた当初は、県内でも無償化を実施している自治体はほとんどなく、この問題の壁の厚さを感じながら質問をしていました。

しかし、この間、全国でも無償化の流れが広がり、政府もようやく足を踏み出し始めています。石破首相は国会で、2026年度以降、できるだけ早い時期の制度化を目指したいと言明しました。６月12日付の農業新聞の報道によると、自民、公明、日本維新の会の３党は、2026年度からの学校給食無償化に向け、８月をめどに制度設計をすることで一致、26年の予算概算要求に反映させるとのことです。全国での市民運動や自治体での独自の努力の成果であると確信をしています。

ここで、最初の質問をします。

１点目は、菊池市の学校給食費の保護者負担の現状についてお聞かせください。

２点目は、全国では学校給食費の無償化が進んでいますが、菊池市としても無償化実施へ具体化を進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、２点お聞きします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

令和７年度の各施設の給食費について、小学校と中学校の保護者負担額を年額でお答えいたします。

菊池地区共同調理場、七城学校給食センター、泗水給食センターは、同額でございまして、小学校５万9,085円、中学校１、２年生７万2,345円、中学３年生６万7,522円、旭志小学校給食室は、小学校６万1,400円、中学校７万3,900円となっております。

なお、旭志中学校３年生の給食費につきましては、３月に調整を行うこととしております。

次に、無償化の考えはないかとの御質問でございます。

令和４年第３回定例会の東議員の一般質問でお答えしましたが、学校給食費につきましては、学校給食法第11条の経費の負担において、学校給食の設備や職員の人件費、修繕等は学校の設置者が負担する。それ以外の経費は保護者が負担すると規定されております。

このことから、本市としましては、保護者の方に御負担をいただくことを原則としているところでございます。そういったことから、無償化を行う考えは現在のところございません。

ただし、議員も述べられたとおり、国では、今年２月に小学校給食の無償化について、2026年以降できる限り早期の制度化を目指したい、中学校給食についても、可能な限り速やかに実現したいと言及されておりますので、学校給食の無償化について、今後の推移を見守りたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　各センターごとの費用支出が出されましたが、年間で１人当たり、小学校で６万円前後、中学校で多くが７万円を超えています。兄弟がいれば２倍、３倍です。本当に大きな負担であります。

市としての無償化についての部長答弁では、国の推移を見守りたい。原則として

保護者負担とするとの答弁でした。

過去、国は学校給食の無償化を迫られたとき、食材費は保護者負担でと、今の部長答弁と同じように、消極的な姿勢を崩しませんでした。しかし、全国の自治体は様々な形で無償化の努力を続けてきました。コロナ禍では臨時交付金を活用し、期間限定で無償化する自治体が相次ぎました。交付金の期限が切れても、無償化を続けてほしいとの切実な声を受けて、独自の財源で続ける自治体もあります。東京都は昨年４月から区市町村に経費の半額補助、今年１月から市町村にさらに上乗せすることで、全自治体が無償となりました。

文科省の調査では、1,794自治体の43.1％の自治体で無償化を実施しています。県内でも、近隣では菊陽町が今年から、小学校、中学校、そして保育園の副食費も含めて完全無償化を実施しています。ほかにも完全無償化をしている自治体は、宇城市、玉東町、和水町、南関町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、球磨村、合計で14市町村、加えて、一部無償化が荒尾市で小学校のみ、水俣市で第３子以降が全額補助となっています。

この流れからは、今、教育の現場で学校給食の無償化が求められていることが明らかとなっているのではないでしょうか。そして、自治体の規模にかかわらず、無償化に踏み出す自治体が広がっていることが明らかであります。

無償化をしない理由に、先ほど部長は、学校給食法を引かれましたが、国は2022年４月の内閣委員会の中で、地方自治体が独自で無償化を含む補助を行うことを否定しないと答弁しています。だから、この学校給食法はやらない根拠にはならないと思います。そもそも憲法第26条では、義務教育は無償と定められており、給食は教育の一環であることは間違いないと考えます。

ここで、教育長に質問します。

給食は、教育の一環、この認識は教育委員会としてもあるでしょうか、お聞かせください。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　皆さん、こんにちは。今、教育長の認識を示せということです。

学校給食法第１条の目的にありますとおり、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるというふうにされております。学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導を実施することにより、学校における食育の推進を図る教育活動の一環であるというふうに認識しております。

なお、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の６つの視点から、学校教育における指導だけではなく、家庭教育や社会全体で役立つ学校給食を含めた食に関する指導を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　教育長の答弁でも教育活動の一環である、こう述べられました。そうであるならば、憲法の規定どおり、無償化を速やかに実施すべきであります。

本来であれば、教科書のように、国の責任で行うべきものであると思います。しかし、国も動き出したとはいえ、なかなか実施には至らない。そうであれば、菊陽町などのように、自治体独自で実施をしていくことが求められているのではないでしょうか。

とりわけ、この間の物価高騰の中で、学校給食費を値上げするか、食材の質を落とすか、量を減らして対応するかが迫られる状況になっています。菊池市においては、２年連続で給食費の保護者負担が値上げとなっています。３年前と比較して、どれだけ保護者負担が増えているかを調べてみましたら、小学校では年間１人当たり、菊池地区共同調理場、泗水給食センターは約１万2,000円の値上げ、七城給食センターは約１万5,000円の値上げ、旭志給食室は約１万2,000円の値上げ、中学校は１、２年生で言うと、菊池地区は１万8,000円の値上げ、七城給食センターは約２万2,000円の値上げ、泗水給食センターは約１万6,000円の値上げ、旭志給食室は約２万4,000円の値上げとなっています。兄弟がいれば２倍、３倍の負担です。

ここで、質問します。

今年度保護者負担が値上げとなりましたが、その負担額の金額についてお答えください。

また、昨年は物価高騰の国の交付金で一定の対応がされましたが、今年度は４月時点での交付金の対応はありませんでした。県内の自治体で、今年度国からの交付金の対応を行った自治体があれば、現状をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、給食費の前年度との比較した金額について、年額でお答えをいたします。

菊池地区共同調理場、泗水給食センターは、同額でございまして、小学校7,285円、中学校１、２年生１万345円、中学校３年生9,422円、七城学校給食センターは、

小学校6,285円、中学校１、２年生9,945円、中学校３年生9,022円、旭志小学校給食室は、小学校7,400円、中学校１万300円となっております。

なお、１回目の答弁のとおり、旭志中学校３年生の給食費につきましては、３月に調整を行うところとしております。

次に、交付金を活用した自治体数についてお答えをいたします。

市で把握できた数値になりますが、県内の市町村のうち13市町で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用されております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　小学校で１人年間7,000円前後の負担増、中学生では１人当たり年間１万円前後の負担増、事前にセンターにも聞いて計算をしましたら、１年間で約3,000万円の新たな保護者負担となっています。大きい負担だと思います。全国でも、県内でも、無償化の流れが進む中で、本市においては逆行する事態ではないでしょうか。

一方で、答弁にもありましたように、今年度国の交付金を活用して、給食費の物価高騰対策に充てた自治体は県内で13市町村あるとのことです。

最後に、教育長にお聞きします。

給食は教育の一環です。教材として扱うべき給食の質が、物価高騰の影響で下がったり、量が減ったり、またはそれを避けるために保護者負担を増やしたり、この問題を解決するためにも、国の責任で無償化を進めていくべきです。この意見を強力に上げていくべきと考えますが、どうでしょうか。

２点目は、国に意見を上げると同時に、国待ちにならずに、菊陽町をはじめとする他の自治体のように、地方自治体独自で無償化実施へ具体化を図っていくべきではないでしょうか。

３点目、少なくとも保護者負担を値上げするような状況は避けるべきであると考えます。交付金の活用、一般財源の活用も含め、財政的な措置を取るべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　では、ただいまの東議員の御質問にお答えいたします。

まず、国への無償化の要望につきましては、全国市長会並びに全国教育長会の決議に基づきまして、国に対して要望がなされております。

今後は、実施時期等、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

本市においての学校給食無償化につきましては、交付金活用の検討を行うなど、保護者の負担軽減に努めてまいります。そのため、本市では、今のところ、無償化は考えておりません。

先ほどお話にあった軽減の措置ということですけども、先ほど本藤議員の一般質問で答弁しましたが、現在、国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付額が示されております。その対象事業として、小中学校の給食費に補助金を交付する方向で調整しているところでございます。

また、経済的な理由で就学が困難な家庭に対しましては、毎年、就学援助制度を利用しまして、学校給食の全額を支援しているところでございます。

また、令和５年度からは、菊池産特別栽培米学校給食提供事業による特別栽培米の給食への提供を引き続き行っているところでございます。

そのほか、給食費の直接支援ではございませんが、保護者の負担軽減のため、令和７年第１回定例会で議決いただきました、物価高騰対応支援事業の中小企業・小規模事業者支援めぐるん券事業におきまして、市内の児童手当の受給対象の児童、生徒１人当たり5,000円分の交付を行っております。これは、中小企業・小規模事業者及び保護者の経済的支援に結びつくものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　本年度の保護者負担の軽減については、交付金の活用について、本藤議員の答弁でもありましたように、交付金活用に向けて調整中との答弁でした。ぜひ実施をしていただきたいと思います。

同時に、今後は毎年、交付金頼みとなると不安定です。物価高騰が今後も予想される中で、量も質も担保するためには、一般財源の措置も視野に入れて、安定的な財源確保に努めるべきであると考えます。

また、答弁では、児童手当給付対象者、18歳以下の子どもたちに地域振興券めぐるん券の5,000円の配布を行って、子育て世帯への負担軽減との旨の発言がありました。我が家にも高校生の子どもがおり、先日、めぐるん券が届き、大変助かるなと思った次第です。

しかし、これは市内の中小企業・小規模事業者支援が目的で行われるものであり、この対策でもって、そもそも義務教育の経費の一環として考えられてよい給食費の物価高騰分を保護者負担に負わせてよいという理由にはなりません。

今回は、結果として追加の交付金での対応を検討中とのことですが、そもそも教育の一環である給食費の高騰をそのまま保護者負担にしてよいのかということは、改めて教育委員会としてしっかりと考えていただきたい、こう思います。

文科省の試算では、無償化の費用は全国で年間4,600億円と言われています。今、国の防衛費の予算は５年間で43兆円規模を確保すると言われています。同じこの防衛費の額で学校給食費無償化は、90年近く続けられる予算規模です。学校給食費を無償化するためにも、教育をさらに充実するためにも、国においては、未来の子どもたちのための予算こそ、抜本的に増やすべきです。自治体からもその声を強く上げていただきたいと思います。

菊池市では無償化実施の予算は、事前に給食センターに調べてもらいましたら、約２億3,000万円、大きい金額のように見えますが、標準財政規模で見ますと、全体の予算の約1.5％、できない額ではありません。国の無償化実施を後押しする上でも、菊池市でも市独自で速やかに実施を行うことを改めて要望しまして、質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、東奈津子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、６月23日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後２時50分

第　5　号

6 月 23 日

令和７年第２回菊池市議会定例会

議事日程　第５号

令和７年６月23日（月曜日）午前10時開議

第１　一般質問
第２　議案第62号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）
　　議案第63号　工事請負契約の締結について
　　議案第64号　工事請負契約の変更について
　一括上程・説明・質疑・委員会付託
第３　報告第８号　菊池市土地開発公社経営状況報告について
　　報告第９号　有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
　　報告第10号　有限会社ファームきくち経営状況報告について
　　報告第11号　有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
　　報告第12号　有限会社七城町振興公社経営状況報告について
　　報告第13号　有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
　　報告第14号　有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
　　報告第15号　有限会社有朋の里泗水経営状況報告について
　一括上程・報告
第４　報告第16号　専決処分の報告について（公園管理瑕疵）
　　報告第17号　専決処分の報告について（公園管理瑕疵）
　一括上程・報告・質疑

――――――――――――――――○――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　議案第62号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）
　　議案第63号　工事請負契約の締結について
　　議案第64号　工事請負契約の変更について
　一括上程・説明・質疑・委員会付託
日程第３　報告第８号　菊池市土地開発公社経営状況報告について
　　報告第９号　有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
　　報告第10号　有限会社ファームきくち経営状況報告について
　　報告第11号　有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第12号　有限会社七城町振興公社経営状況報告について
報告第13号　有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
報告第14号　有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
報告第15号　有限会社有朋の里泗水経営状況報告について
一括上程・報告
日程第４　報告第16号　専決処分の報告について（公園管理瑕疵）
報告第17号　専決処分の報告について（公園管理瑕疵）
一括上程・報告・質疑

―――――――――――――――○―――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	城	太志郎
２番	本藤	潔
３番	安武	睦夫
４番	稲継	智康
５番	古田	浩敏
６番	島	春代
７番	大山	宝治
８番	田中	教之
９番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

―――――――――――――――○―――――――――――――――

欠席議員（なし）

―――――――――――――――○―――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　皆さん、おはようございます。本日のトップバッターを務めます、議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。本日は、江頭市長にとっては、嫌なやつばっかりだと思いますが、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

市長、まずは４期目の御当選おめでとうございます。そしてまた、城太志郎議員、市議会補欠選挙１万票を超えての当選、誠におめでとうございます。今後の御活躍を期待しておきます。

江頭市長におかれましては、まずは、今後４年間、さらに市政運営を担われるわけです。これまでの12年間については、昨年12月議会で後藤議員からの一般質問にてお答えになったので、省かせていただきます。

今回の市長選を振り返りますと、江頭市長にとっては、多くの反省や課題があるのではないかと感じます。今回当選はされましたが、得票数から見れば、前回は無投票でしたが、前々回、前々々回の得票から比べると、約半分まで激減していました。今回の相手候補２名の票を合わせれば、江頭市長を大きく上回っており、有権者の厳しい判断があったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

江頭市長のやってこられた政策や施策が、市民への理解を得ることや、望ましい効果だという実感が乏しかったのではないでしょうか。さらには、政策自体が理解を得られてないのではと感じられました。市長はこれをどのように受け止めておられるのでしょうか。

そこで、質問ですが、まず、ここに、そっちに置いていますけども、江頭実後援会から出された資料があります。その中に市長が考えるバージョンアップ菊池市と

銘打って、８項目から成る合計66もの事業が記されておりますが、その中から、実際、本市の施策に上がっている次の８つの事業について質問をいたします。

１つ、旭志商業施設への下水道の導入について。

２つ、稼げる地域観光商社（ＤＭＯ）の設立・支援について。

３つ、まちなかグルメの促進による夜のにぎわい創出について。

４つ、農業継承者対策の強化について。

５つ、郷土教育の推進について。

６つ、市民の安全確保策の充実について。

７つ、婚活仲介機能の促進・強化について。

そして最後、８つ目、ふるさと納税20億円の実現について。

本来であれば、66の事業について、全てお聞きしたいのですが、時間の都合もありますので、以上８点の事業について、進捗状況をお示しください。

なお、私の所管する福祉厚生分野については省いております。

それから、江頭市長、今回の市長選の結果をどのように受け止められているのか、お尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの二ノ文議員の１つ目の質問である、下水道計画の進捗状況につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

旭志商業区、いわゆる商業誘導ゾーンへの下水道整備につきましては、令和６年度に泗水地区の全体計画の見直しを実施し、本年度については、下水道管埋設に向けて、区域の変更を含めた事業計画の策定を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、改めまして、おはようございます。私のほうからは、３点答弁させていただきます。

まず、稼げる地域観光商社（ＤＭＯ）の設立・支援についてでございます。

まず、地域観光商社、いわゆるＤＭＯについて説明いたします。

ＤＭＯとは、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションの略で、観光庁では「観光地経営の視点で、地域の稼ぐ力を引き出す司令塔となる観光地域づくり法人」と定義されております。

主な役割としましては、自然や歴史・文化、食などの観光資源を最大限に活用し、

科学的根拠や専門的知見に基づき、地域と協働して観光客の誘致や満足度向上に取り組むことで、地域経済の活性化を目指すものでございます。

次に、本市がＤＭＯを設立するに至った経緯と進捗状況を説明いたします。

まず、菊池市観光振興ビジョンに基づき、県や商工会、第三セクター連絡協議会などの関係団体で構成する菊池市観光戦略会議において、昨年、菊池観光協会をＤＭＯに発展改組する方針が示されました。

これを踏まえて、菊池観光協会において、本年２月と５月に会員を対象とした説明会が開催され、６月３日の総会でＤＭＯへの発展改組が承認されました。現在、本年度内のＤＭＯ登録に向け準備を進めているところでございます。

次に、まちなかグルメの促進による夜のにぎわい創出についてでございます。

菊池温泉街リブランディング事業において、旅館・ホテルや飲食店と連携して食を通じた温泉街の魅力化に取り組んでおり、令和６年度には実証事業として泊食分離のモニターツアーや温泉街のライトアップ事業を実施しました。

さらに、地域の飲食店と連携し、熊本黒毛和牛「和王」を活用したメニュー開発とプロモーションを行い、新たな食の魅力発信にも取り組んでおります。

また、まちなかの活性化を促進するため、令和６年度において、温泉街一体、御所通り、立町・中央通り、栄町・正観寺通りに面した物件・空き地につきまして、現在の状況、賃貸や売却の意向及び希望する用途などを確認するためアンケート調査を実施し、その回答結果につきまして、データベース化を行っております。

３点目でございます。農業承継者対策の強化につきましてでございます。

農業承継者対策の強化についての現在の状況でございますが、まず、就農直後の経営の安定化を図るために、本市独自の新規農業就業奨励金の交付のほか、国の農業次世代人材投資資金、経営開始資金による支援を行っております。

また、国では親元就農を含む新規就農者を対象とした農業機械の導入等の補助事業も創設され、本市でも既に取り組んでいるところでございます。

さらに、本市では２名の営農指導員を雇用しており、就農して間もない農業者に対して、栽培技術や農業経営の助言・指導を行っております。

このほか、連携協定を締結している日本農業経営大学校との共催により、農業経営力養成セミナーを毎年開催しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから２点御質問にお答えいたします。

まず、５番目の郷土教育の推進状況についてお答えいたします。

本市では、小学生を対象とした社会科副読本「わたしたちの菊池市」を使って菊池市の史跡や文化財等を学んでおります。また、今年度より菊池市の歴史・伝統・文化や地域住民の暮らし、先人たちの知恵、また、貴重な自然といった環境資源を学習資源として、自ら課題を立て探求的に学ぶ小学校の校外学習「菊池サステナ学び旅」を実施しているところでございます。

公民館講座では、菊池の歴史の深掘りとして歴史講座（菊池学）を実施しているほか、ふるさとかるた史跡めぐり、ふるさとかるた大会など青少年育成市民会議事業の中でも郷土を知る取組を進めているところでございます。

また、歴史文化の次世代継承については、伝統芸能の継承を目指し、小中学生を対象とした狂言教室、雅楽クラブを実施し、伝統芸能を学ぶ子どもたちの成果を発表する子ども伝統芸能祭りを昨年度から開催しているところでございます。

さらに、「記憶の記録」として収集した本市の歴史・文化のデータを多くの人に情報発信するデジタルアーカイブ事業を推進するなど、ふるさとを知り、ふるさとに誇りを持つ取組を進めております。

次に、６番目の市民の安全確保策の中の通学路点検についてお答えいたします。

通学路に関する取組についてお答えをいたします。

緒方哲郎議員の御質問でもお答えしておりますが、菊池市通学路防犯・交通安全プログラムに基づき、道路管理者、警察、教育委員会等の関係機関が連携して、通学路の危険箇所の改善に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。それでは、私からは、本市公共施設などの防犯カメラに関して、現状をお答えいたします。

本市におきましては、市役所本庁、支所、生涯学習センター等、不特定多数の出入りがある公共施設に数台ずつ防犯カメラを設置いたしております。

また、小・中学校につきましては、警察や学校と協議をしながら、小学校に１校当たり４台、中学校に１校当たり５台、通学路に各校１台の防犯カメラを設置して、犯罪の防止及び抑止につなげております。

また、行政区への支援としまして、本年度からごみステーション整備補助事業におきまして、ごみステーションを監視する防犯カメラの設置を補助対象としているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　改めまして、おはようございます。私のほうから、婚活とふるさと納税についてお答えをいたします。

まず、婚活についてでございます。

本市では、現在、民間団体等が行う結婚支援事業に対して補助金を交付しております。

事業内容としましては、結婚補助金として、結婚を希望する方を社会全体で応援する環境づくりを推進することを目的に、本市内に主たる事務所もしくは活動拠点を有する団体が実施する、結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出する事業に対しまして、１回につき10万円を上限として予算の範囲内において、補助金を交付するものでございます。

過去３年間の実績につきましては、菊池地域農業協同組合と菊池高等学校育友会の２団体への補助金交付となっており、２団体が開催した合計のイベント実績としまして、令和４年度の参加者数29名、令和５年度の参加者数37名、令和６年度の参加者数34名でございます。

次に、ふるさと納税につきましては、平成20年度より寄附募集を開始しており、令和３年度からは、よりよい返礼品の魅力発信や拡充による寄附額を増加することを目的に、専門的知見を有する代行業者への委託を行っております。

ふるさと納税の寄附金額については、委託を開始する前の令和２年度が１億2,276万4,217円、委託を開始した以降は、令和３年度が２億529万9,000円、令和４年度が２億9,375万6,500円、令和５年度が３億7,416万4,000円、令和６年度５億1,223万2,500円となっております。

また、企業版ふるさと納税の寄附金額につきましては、令和３年度が700万円、令和４年度が3,947万5,000円、令和５年度が1,677万5,000円、令和６年度が2,565万円となっております。

ふるさと納税の寄附額増加に向けたＰＲの取組としまして、市のホームページをはじめ、ふるさと納税ポータルサイトでの広告やレビューキャンペーン、メールマガジンのほか、包括連携企業でのＰＲイベントの開催や、菊池ファンクラブとの連携、東京菊池会会員への周知、道の駅へのパンフレット設置などを行っております。

企業版ふるさと納税のＰＲの取組としましては、ターゲット企業への案内の送付、訪問によるセールス等を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。二ノ文議員より、今回の選挙の結果をどういうふうに受け止めているかという御質問でございました。

今回の選挙におきまして、大変数字としては厳しいもの、結果になったというふうに考えております。また、この数字のみならず、期間中あるいは期間前に様々な市民の皆様の御意見を伺ったところでございまして、一つ一つに耳を傾けさせていただきました。

その上で、３人の候補者がそれぞれの政策を訴えた上で、今回の御信任をいただいたということでございますので、しっかりとそうした貴重な声にこれからも真摯に耳を傾け、また、それを受け止めながら、御期待をいただきました方々にもそれに沿った形で実現ができますよう、全力を尽くして進んでまいりたいというふうに考えている次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　再質問をいたします。

今、進捗状況についてお聞きしましたが、一つ一つにおいて、職員の皆様が施策の推進に向け、大変な御苦労をされていることと推察されました。しかし、市民にとればよりよい事業、施策が一つ一つ達成されることが期待されているのではないでしょうか。

そこで、さらにお尋ねですが、それぞれの事業成就に向けた今後の具体的計画をお示しください。

今、答えられたところもちょっとあったと思いますけども、答えられなかったところもあると思いますので、それに向けた計画と、それに向けた思い、やはりこれを成し遂げるんだというものがございましたら、各部長さん、よろしくお願いしたいと思います。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの二ノ文議員の質問である、下水道計画のほうの今後のスケジュールにつきましてお答えさせていただきます。

今後のスケジュールとしましては、国からの交付金を活用しながら、令和８年度に商業誘導ゾーンへの下水道本管を埋設するための測量設計を行い、順次、工事を進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　私のほうからは、まず、ＤＭＯの今後の計画につきましてお答えさせていただきます。

ＤＭＯの今後の計画につきましては、菊池観光協会から観光庁に対して７月に候補ＤＭＯの申請、来年１月に登録ＤＭＯの申請手続を行い、年度内の登録を目指すところでございます。

また、事業につきましては、菊池観光協会が定める事業計画に基づき、データを活用したマーケティングや国内外の観光プロモーションなどの事業を行っていくところでございます。

続きまして、まちなかグルメの促進による夜のにぎわいの創出につきましては、温泉街リブランディング事業と菊池の食の魅力向上の取組について、引き続き旅館・ホテルや飲食店等と連携し、泊食分離の推進や新たな食の魅力発信に取り組み、まちなかグルメの促進による夜のにぎわい創出につなげていきたいと考えております。

まちなかの空き店舗等の対策につきましては、アンケート結果に基づき、賃貸及び売却の意向が示された権利者に対しヒアリングを行い、菊池市での飲食業等の進出を検討されている事業者とのマッチングを行いたいと考えております。また、まちなかへの出店を加速するため、新たな支援につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、農業承継者対策の強化につきましては、高齢化等に伴う農業従事者が減少傾向にある中、新たな担い手となる農業者が確保され、定着化することは、将来的な農業生産基盤の維持が図られ、本市の基幹産業である農業の発展につながるものと考えます。

このため、先ほど答弁しました本市独自の新規農業就業奨励金の交付のほか、国の農業次世代人材投資資金、経営開始資金の交付、新規就農者を対象とした農業機械導入支援、営農指導員による助言指導、農業経営力養成セミナーの開催などについて、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

今後も引き続き、ＪＡをはじめとする関係団体との連携を強化しながら、農業承継者の確保と育成に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、私のほうから、５番目の郷土教育について、今後の計画についてお答えいたします。

１回目に答弁しました様々な取組は、今後も継続予定でございます。

子どもから大人まで、ふるさと菊池への理解と愛着を深める取組を通して郷土教育を推進し、シビックプライドの醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、通学路点検についてお答えをいたします。

通学路の安全確保に向けて関係機関と連携し、継続して取組を実施していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　私からは、防犯カメラについての今後の考えについてお答えをいたします。

先ほど答弁いたしました、公共施設や小・中学校の防犯カメラに関しましては、不足していると判断される箇所につきましては、今後、必要に応じて設置を検討してまいりたいと考えております。

これに加えまして、地域の様々な事件、事案に対応するため、防犯カメラ設置補助事業を創設し、希望する行政区へ費用の一部を助成し、事件等の解決及び発生の抑止効果による、安全環境の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　私のほうから、婚活についてとふるさと納税につきましてお答えいたします。

まず、婚活仲介機能の促進・強化につきまして、現在先進地となる自治体や団体等への情報収集を実施しております。

先進地となる自治体につきましては、お見合い等の個別のマッチングを行う結婚支援センターの立ち上げ準備や運営方法、経費などについて調査を行っております。

また、ＮＰＯ法人の団体等につきましては、立ち上げ経緯や、運営方法や経費、利用登録者の婚活ニーズなどについて、調査を行っており、今後も複数の自治体等への情報収集を予定しているところでございます。

このような先進地等の調査結果を基に、本市に適した婚活仲介機能の促進・強化の施策を検討してまいります。

次に、ふるさと納税20億円の実現についての取組としまして、本年度より、さら

なる返礼品の魅力発信や拡充による寄附額を増加することを目的に、委託先を実績のある代行業者へ変更しております。

今後の取組としましては、ＪＡ菊池、菊池市商工会と連携し、魅力あふれる旬の農産物や加工品の開発により、柱となる新たな返礼品の拡充に取り組んでまいります。

また、代行事業者による返礼品出品事業者への寄附者を引きつける掲載画像や紹介文などのノウハウの提供や、これまでのＰＲ方法の強化促進を図ることにより、寄附額の増加につなげてまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　大変お疲れさまです。

８つの事業を今お聞きしましたけども、本当に職員方の御努力、感謝を申し上げるところです。

８つの事業でこれだけの職員の方々の御努力があるということが分かったわけですけども、ここに「江頭実３期12年でやってきたこと」、それから、「江頭実が考えるバージョンアップ菊池市」がありますけども、これを私読ませていただきましたけども、本当に66から成るバージョンアップ菊池市、この中からの８つであったことを申し添えます。

まだほかには58ですか、それが残っているわけです。これを成し遂げるにはどうしたらいいのかというのを少しお話をさせていただきます。

再々質問をいたします。

市長にお尋ねいたします。少しお耳の痛い話になりますが、お聞きください。

後援会リーフレットの中にある、66全ての事業達成の予算成立や計画等には、職員のさらなる努力とやる気が不可欠です。施策内容が市民や職員の理解が得られるとともに、市長と職員の連携の下、スピーディーに計画が進められることが重要であるかと考えます。

失礼を承知で、江頭市長の言う事業達成に向かうには、市長との信頼関係の再構築なしに市政運営は厳しいかと考えます。なぜこのようなことを申し上げるのか。実は今回の市長選のさなか、現役の職員や退職をされた方、数名とお話しする機会がありました。ある部長経験者の方、ここにおられる古田議員とは違います。申し添えておきます。部長職まで全うしたことには感謝されつつ、江頭市長から本人や部下へのねぎらいやお褒めの言葉は全くなかったことをかなり残念がっておられました。そういう話はちらほら聞いてはいましたが、ねぎらい、感謝の意がないこと

は、働く者としては残念なことであると考えます。

また、別の職員の方は、市長イコール叱るというイメージがかなり強くあるように感じました。あくまでも私の感想です。叱咤激励の受け止めの問題なのでしょうか。こうした話を聞く上で、現在のままでは市長と職員との信頼関係構築や、さらなる意欲向上が厳しいように思われます。一部の方だけの思いなのか、優秀な職員の働く意欲をどのように高めるのか。叱咤激励は意欲を高めるために叱る。しかし、相手を鼓舞し、やる気を起こさせるニュアンスがあるものの、残念ながら、市長と職員の信頼関係の薄さを感じました。あくまでも私の見解です。

市長、こういう現実をどう受け止められたのか。これは先ほど市長の選挙結果について御見解を述べていただきましたけども、非常に謙虚であるというふうに私は思いました。この選挙戦を通じて、やはり人間的にまたひとつ大きくなれたのかなというふうに思いますが、今、私が言った、これまでと今後への、私の言ったことへの見解をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、二ノ文議員の御質問にお答えいたします。

職員、ＯＢからの意見を踏まえて、どういうふうに考えるかということでございますが、今、お話を伺いました二ノ文議員から、数人のＯＢの方々の声を受けて、二ノ文さんとしての感想を述べられたということで、どの程度の方のお話かはよく存じませんけれども、しっかりと真摯に受け止めて、今後の政策、そしてまた、庁内の運営に生かしていきたいというふうに考えております。大変アドバイスをいただきまして、ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　１つ、残念なことといいますか、ちょっと申し添えてと思っていることがありますので。江頭実後援会リーフレットには、防災かまどベンチはありましたが、ラブベンチについては全く触れておられませんでした。市長自ら提案され、予算をかけられたラブベンチでしたが、私はこの件に３回質問を行い、市長のラブベンチ継続の強い意向を酌み、今後の提案をさせていただいたと記憶しております。今回、全く記載がないことは、やはりラブベンチは不要かという疑念が残ります。知りたいところですが、今回はこのことについては質問を省きます。次にということになります。

さて、では、リーフレットの中の事業を成し得るために、市長と職員の信頼関係なくして実現は厳しいものでしょう。それでは、信頼関係構築には何が必要か。

皆さん、山本五十六を御存じでしょうか。第二次世界大戦では対米開戦に反対の立場ながら、時代に翻弄され、真珠湾奇襲攻撃を指揮統率した人物です。決して私は戦争を容認する立場にはありませんが、この人物の部下の育成については、今も後世に残る名言には共感します。その名言を紹介させていただきます。

「やってみせ　言って聞かせて　させてみせ　誉めてやらねば人は動かじ」、そして、これには続きがあるんですね。「話し合い　耳を傾け　承認し　任せてやらねば人は育たず　やっている姿を感謝で見守って　信頼せねば人は実らず」です。

経験豊富な江頭市長に、私ごときが言うのもおこがましいのですが、人間的にも魅力があり、リーダーシップのある山本五十六氏の言葉をぜひとも職員との信頼関係構築の際に思い出していただければと切に願います。

最後に、副市長、８年間大変御苦労さまでした。市長の補佐を最後まで徹底してなされたことに感銘を受けました。今後、芳野副市長のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、私の質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午前10時38分

再開　午前10時44分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　皆様、改めて、おはようございます。

先ほど二ノ文議員が山本五十六の名言で締めくくられました。「誉めてやらねば人は動かじ　任せてやらねば人は育たず　信頼せねば人は実らず」、大将の心得として、まさにそのとおりだと思います。トップたる者、上に立つ者は、常にその意識を持つことが大変大事なのではないでしょうか。

私は久しぶりに、約20年ぶりですかね、司馬遼太郎の日清・日露戦争を描いた「坂の上の雲」を読み返しまして、偶然と必然というのは表裏だと改めて感じたところです。また、読んでいる最中に、先ほどの太平洋戦争の山本五十六が何度か頭をよぎり、その名言と、今の管理社会に大きな違いがないことこそが名言だと感じたところです。

それでは、私の一般質問を始めます。

申し遅れましたが、議席番号９番、福島英徳です。

私を含めて、これまで多くの議員さんが一般質問をされてきました有害鳥獣の被害対策について、改めて質問いたします。

まず、１つ目の質問ですが、これまでもイノシシやシカの年度別の捕獲頭数を聞かれており、10年前は100頭前後だったイノシシの捕獲数が、７年前は600頭弱と、３年で６倍程度に増えており、５年前は800頭弱の捕獲数だったと記憶しております。

市としても、個体数を減らすために、令和５年と６年度の２年間、イノシシとニホンジカの捕獲重点期間として予算を増やし取り組まれてまいりました。その成果についてお尋ねします。

５年前の令和元年度と昨年の令和６年度の捕獲頭数がどう推移したのかを教えてください。

加えて、捕獲頭数からは単純に導き出せないと十分理解はしておりますが、この５年間で個体数は大幅に増加しているのか、微増程度なのか、大まかで構いませんので、市の担当部門としての見解をお聞かせください。

２つ目は、イノシシ等を捕獲した後の処理方法についてお尋ねします。

銃や箱わな、くくりわな等で捕獲したイノシシ等は、基本、埋める、捕獲者の方がさばいて食用等にする、ジビエ加工場を利用する、この３パターンではないかと思いますが、その他の処理は行われているのか、実態をお聞かせください。

また、何パターンかあると思いますが、その処理方法ごとに割合が分かれば教えてください。

以上、お願いします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、福島議員の質問にお答えいたします。

まず、令和元年度と令和６年度におけるイノシシ及びニホンジカの捕獲頭数についてお答えいたします。

イノシシにつきましては、令和元年度が766頭、令和６年度が1,240頭となっており、約1.6倍の増加となっております。

次に、ニホンジカについては、令和元年度が81頭、令和６年度が245頭と、約３倍の捕獲数となっており、いずれも大きく増加しております。

捕獲数が増加した背景には、令和５年度から２か年にわたりイノシシ及びニホンジカ捕獲強化重点期間と位置づけ捕獲報奨金の単価を見直すとともに、予算を大幅に増額し、捕獲強化に取り組んでまいりました。

あわせて、令和５年度より鳥獣捕獲のＤＸ化を推進するため、長距離無線式の捕

獲パトロールシステムを導入し、わなの稼働状況や捕獲状況をリアルタイムで把握することで捕獲情報の的確な管理が可能となり、捕獲の効率化が図られました。

これらの取組も捕獲数の増加に寄与した要因の１つであると考えております。

それと、イノシシの生息数につきましては、現時点で有効な調査方法は確立されておらず、正確な生息数の把握は困難な状況にあります。

一方、ニホンジカにつきましては、参考程度に申し上げますけど、熊本県が令和元年度に実施した生息状況において、玉名・鹿本・菊池地域での推定生息数は約580頭と報告されております。

市としましては、強化期間が２年間、昨年まで、６年度まで行っておりましたので、今年度の捕獲数を見ないと、その状況が増加したのかとか分からない状況でございますので、そこにつきましては、今年度の７年度の成果を見て、判断したいというところでございます。

次に、捕獲した鳥獣の処理方法についてでございますけど、令和５年度に、菊池市有害鳥獣捕獲隊員52名全員を対象としまして、捕獲鳥獣の処理方法に関するアンケート調査を実施しております。

その調査結果によりますと、処理方法としては、埋設処理が全体の40％、自家消費が60％という結果となっております。

なお、自家消費の際に発生する残渣については、埋設処理されているほか、猟犬の餌として活用されているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　ありがとうございます。

それでは、議長の許可を得ておりますので、分かりやすく、まずは捕獲頭数を減らすための対策について質問いたします。

今、お答えになりました、令和元年度がイノシシ766頭、ニホンジカ81頭、そして、捕獲重点期間の令和６年度がイノシシ1,240頭、ニホンジカ245頭とのことでした。やはり報奨金が増えれば、捕獲数は増えるのだということを理解しました。

個体数につきまして、生息数、これは大変把握するのは難しいということは十分理解しておりますし、見解は分かりました。

そこで、飼料となるトウモロコシをはじめ、農作物の被害が年々倍増しているといった生産者が大変御苦労されている現状はお分かりでしょうか。市に現状を伝えても、写真を撮ったりはするけれども、その後のアクションが見えないといった声も多く耳にします。現在の状況が続き、改善されないのであれば、自分たちの農作

物は畑の周りを柵で囲んで守るしかない。そうなると、イノシシは別の場所に移動して、被害はさらに拡大する可能性はあるが、背に腹は代えられないといった被害に遭われている方々の切実な声は届いているのでしょうか。

市としては、もっと被害状況の確認を頻繁に行うことを勧めますし、イノシシ等の害獣駆除への取組が被害に遭われている方々に届くようにすれば、そこで有効な意見も出てくるのではないかと思います。

捕獲数を増やす、個体数を減らすための方策として、４年前の令和３年第２回定例会の一般質問で、近隣の自治体、例えば阿蘇市、山鹿市、大津町等と広域で、有害鳥獣対策について協議会等を設置して取り組むべきだと提案いたしました。その当時の経済部長からは、近隣自治体との協議会等の設置はしていないが、近隣の市町との情報共有を行っている。また、今後の取組については、近隣市町の駆除に対する取組状況等を把握して、市町村界での駆除については、連携を密にして被害減少に取り組みたいと答弁されております。

しかし、被害に遭われている方々からは、先ほど申したように、被害を減少させるための市のアクション、要するに、取組が見えないとのことですが、この４年間で近隣自治体とはどのような取組を行ったのか、行っていないのか。行ったのであれば、どのような成果が出たのかをお示しください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、福島議員の再質問にお答えいたします。

広域での捕獲につきましては、熊本県で、イノシシ及びニホンジカの効率的な捕獲を図るため、県境に限らず広域的な対応が可能となるように、県内全域を対象とした一斉捕獲期間を年２回設定し、広域的な捕獲活動を実施しています。

昨年度は、令和６年９月15日から９月29日までの期間と、令和７年３月16日から３月23日までの期間において、一斉捕獲が実施されました。

その結果、熊本県全体ではイノシシ1,266頭、ニホンジカ1,248頭を捕獲されております。

このうち、本市ではイノシシが57頭、ニホンジカが17頭捕獲されております。

また、市町界における有害鳥獣の目撃情報につきましては、近隣市町と情報の共有を行っており、併せて菊池市有害鳥獣捕獲協議会にも連絡を行い、必要に応じて見回りや対応を実施していただいている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　市町村界での目撃情報の共有とかというのは、前回の答弁と全然変わってないんですよね。そのほかに、私としては、広域でもっと連携して取り組むべきだということを申し上げているわけなんですけども、先ほど広域でと言われたのは、熊本県が主導で行われたという理解でよろしいでしょうか。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、再々質問にお答えいたします。

先ほど申しました県の一斉捕獲でございますので、県が主導で行われております。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　県の担当者に聞いたところ、県としては、そういった広域での活動は主導しないという、していないというふうに言われたんですよ。ただ、各自治体が独自に広域で取り組まれることに対しては推奨するし、一向に県としてそれを阻害するつもりはないというふうに答えられました。

私は前回も申し上げましたように、本当にこの阿蘇、山鹿、大津町、この辺りの広域ででも、やはり協議会というのを設けて、どういうふうにやっていったら個体数を減らしていくのかというのは、真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それでは、質問を続けます。

被害に遭われている方々からは、自治体もしくは地権者等の縄張があるようで、広域での駆除活動を行うのは難しいと聞いたとも言われております。実際、そのような垣根、縛りはあるのでしょうか。あるのであれば、それこそ広域で話し合い、そのような弊害は取っ払ってでも、有害鳥獣駆除に対して本腰を入れるべきだと申しているわけでございます。

自治体ごと、または地権者等による狩猟の縄張があるのか、あるのであれば、その理由をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　暫時休憩します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前11時00分

再開　午前11時01分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、質問にお答えします。

区域につきましては、制限のほうはございませんが、山鹿の方が菊池で捕獲の申請をされた場合は、それは取れます。許可が出ます。菊池の方が山鹿で捕獲の申請をされた場合は、それは取れるということになっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　分かりました。

令和３年度施政方針の主要施策で、有害鳥獣による農林作物などの被害軽減対策として、個体数の抑制を図り、住宅地へのイノシシなどの出没抑制に努めるとされております。

まずは、個体数を減らすことになると思いますが、移動する生き物ですから、対策が難しいことは分かります。しかし、答弁を聞いている限り、昨年と一昨年度は捕獲重点期間として報奨金を大幅に増やした。いい取組だと思いますし、成果も出たと思います。ただ、並行して行うべき対策や、二の矢、三の矢といったアクションが見えません。

先般の緒方議員の答弁で、農作物を守るために、電気柵やワイヤーメッシュの補助と言われましたが、それは害獣を追い払うだけではありませんか。個体数を減らすために、市としての被害軽減対策に本気で取り組む姿勢が感じられず、お題目的な感が拭えませんので、再度、個体数を減らす被害軽減対策について、どのように取り組む考えなのかを江頭市長にお聞きいたします。

○水上隆光　議長　　暫時間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前11時04分

再開　午前11時06分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、お答えいたします。

特に、事前のすり合わせにはなかった事項でありますけども、お話しをしましたように、令和５年度、６年度、２年間において集中的に捕獲を強化して、個体数を減らしてみようという１つの試みをやったわけであります。

先ほど部長からも答弁しましたとおり、数字の上では、一定の成果が出たという

ふうには思われますけども、もう一度、この全体の生息数の状況等も含めまして、総合的に評価する必要があろうというふうに思いますので、その評価を待って、その必要性を引き続きまた検討していきたいと、こういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　何度も申しますが、被害に遭われている方々の切実な思いというのをしっかり受け止めて、市として、どのようにスピード感を持ったアクションを起こすのか、これをしっかりと期待したいと思います。

次に、捕獲した後の処理方法について再質問いたします。

捕獲後は、おおむね埋めるか、捕獲者の方がさばいて食用等にするか、ジビエ加工場を利用する、大体そういうことだったのかなというふうに理解はしております。

ただ、埋めるのが40％、食用等にするのが60％、加工場の利用はゼロというふうに理解したんですけども、まずはその割合についても調べていただきまして、ありがとうございます。

菊池市では行われていないとは思いますが、ある自治体の方からお聞きしたのは、イノシシを捕獲後、山に放置しているのを見かけたことがあるとのことでした。親イノシシの大きさだと、埋めるための穴を掘るのに重機が必要だと思いますし、大変な労力だと察します。しかし、捕獲後に放置された場合、イノシシにはタヌキなどが食り、その結果、ヒゼンダニが皮膚にすみつく毛が抜けた疥癬症のタヌキが増えるとも聞いております。直接の原因かどうかは分からないですよ。確認ですが、菊池市では捕獲後の害獣を放置していることはないですよね。

これも令和３年第２回定例会での当時経済部長の答弁で、令和２年度より、熊本連携中枢都市圏構想において、ジビエの解体処理施設や、食肉加工施設についても協議しているとのことでした。

また、近隣では日田市に施設があり、捕獲後、連絡をすれば、先方から取りに来てくれる。持っていかなくてもいいんです。そういうふうに聞いておりますが、ジビエ加工場の利用がゼロとのことでしたので、頓挫しているかもしれませんが、協議はしているとのことでしたので、その協議内容について、現在どのような状況なのかをお聞かせください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、福島議員の質問にお答えいたします。

まず、連携中枢都市圏の処理施設のほうでございますけど、こちらは令和２年度

に民間事業者より、ジビエ解体処理施設の建設に関する提案がございましたが、その後、建設を白紙撤回する旨の申出があり、これを受けて、現時点におきましては、熊本連携中枢都市圏における解体処理施設の建設はございません。

続きまして、日田市を含める加工施設の設置についてというところでお答えさせていただきます。

隣接する日田市のジビエ処理施設より、令和５年度に菊池市有害鳥獣捕獲協議会に対し、捕獲個体の搬入手順書や買取価格の提示があったほか、施設までの搬入が困難な場合には引取りも可能であるとの説明があったところでございます。

しかしながら、現時点において、当該施設の利用実績はございません。

また、本市の有害鳥獣捕獲協議会からは、ジビエ加工処理施設の設置についての要望も現在のところ寄せられておりません。

しかしながら、議員が言われたように、捕獲隊員の平均年齢も64歳と高齢化が進んでおり、今後、埋設処理等の処理が困難となることも想定されます。

そのような状況を踏まえ、今後、菊池市有害鳥獣捕獲協議会より施設の設置要望があった場合には、その必要性や実現可能性も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　私は、近隣自治体と広域でジビエの解体処理施設や、食品加工施設を作れば、捕獲後の処理を容易にできるのではないかと考えておりましたが、日田市の施設がほとんど活用されていないとのことでしたので、これについては、なぜ活用されないのかを今後調査されて、適切な処理が捕獲者の大きな負担にならないように対策されることを望みたいと思っております。

それでは、質問を続けますが、捕獲されたイノシシ等を自前で解体された後の肉以外の処理方法は、先ほど埋めるか、犬等の餌にするというふうにお答えになりましたが、それ以外にあるのであれば、教えてください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、質問にお答えいたします。

捕獲された鳥獣につきましては、捕獲者が捕獲現場から個体を持ち出して廃棄する場合は、一般廃棄物として処理されることとなります。

なお、市内の処理施設において当該処理を行う場合には、一般廃棄物処分業の許可を有していることが必要となります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　そうですね、埋める場合は問題ないとは思うんですけども、例えば、焼却炉を保有しているところで焼却すれば、労力も軽減されると思いますが、焼却するニーズはどの程度あるか、把握されているのでしょうか。

また、焼却する場合は、認可が必要だと思います。個人もしくは法人で保有している焼却炉で焼却するには、どのような届出が必要で、認可は容易にされるのでしょうか。認可取得が大変な場合、例えば熊本蛋白ミール公社等へ持ち込んで処理することは可能なのか、お聞かせください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、質問にお答えいたします。

把握につきましては、行っておりません。

それと、処分の処理施設においては、当該処理を行う場合、先ほど申しましたとおり、一般廃棄物としての取扱いになりますので、一般廃棄物処分業の許可を有することが必要となります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　私は焼却するのは手っ取り早いと思いますので、ぜひとも検討していただきたいなというふうには思います。

捕獲後の有害鳥獣処理の労力を軽減できるような取組も必要じゃないかと思います。ジビエ加工施設をほとんど利用されてないとのことですが、こういったものを推奨していけば、国から報奨金が出ますし、新たな産業にもつながる可能性もあることを申し述べて、次の質問に入ります。

次の質問は、竜門ダムの利活用について質問いたします。

菊池市にとって竜門ダムは、菊池渓谷とともに経済面においても大きな資源であると考えます。特に斑蛇口湖ボート場は西日本唯一の公認2,000メートル常設レガッタコースであり、風なし、波なし、流れなしと、競技関係者からは高い人気だとも聞いております。こんなにすばらしいボート場や、観光、そして遊漁場もある竜門ダムを菊池市が有効活用しているのかを疑問に思っているところです。

そこで、お尋ねいたします。

竜門ダムを有効活用するために、これまでどのような取組を行ってきたのかをお

聞かせください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　ただいまの質問にお答えいたします。

竜門ダムの有効活用というところでございますけど、竜門ダムは、菊池川河川事務所が管理しており、観光振興課、土木課、社会体育課が、それぞれ利用目的に応じて占用申請を行っております。

令和６年度からは、竜門ダム広場、龍龍館を含めますけど、指定管理制度を活用し、現在、株式会社ＭＯＦＦが広場の管理運営を行い、竜門ダム周辺の活性化に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　もっと具体的に活用されたことを答弁されるのかと思っておりましたが、分かりました。

江頭市長が就任２年目ですか、世界一そうめん流しプロジェクト、また、不正流用のあったデジタル掛け軸など、地元の方々はボランティアで駆り出され、その地元には何も還元されないどころか、歓迎されないイベントも多いのではないでしょうか。いろいろと取り組まれてきた中で、市にとって、地元の市民にとって、どれだけの効果を生み出したのか疑問です。

そういった状況下、令和４年、これは３年前ですね。菊池市が菊池川漁協との湖面利用に関する協定に基づく事前協議を怠り、斑蛇口湖ボート場の使用ができない事態も起きました。このようなトラブルを起こさないように、市は周知徹底を行うことで、各団体との円滑な利用を促す役目を担っていると考えます。

市民レガッタをはじめ、多くの合宿や大会が行われている斑蛇口湖ボート場や、ワカサギ釣りなどの遊漁、また、キャンプを含めた観光レジャーなど、お互いが使用時のルールを守ることが、さらなる利活用につながるのではないでしょうか。

冒頭にも申しましたが、競技関係者からは高い人気の斑蛇口湖ボート場しかり、竜門ダムをもっと有効に活用することによって、市の活性化と菊池市内の経済効果につなげるべきだと考えます。

平成11年のくまもと未来国体開催時には、ダム湖の左岸は観客席を含め、きれいに整備されておりました。しかし、現在はほとんど使用されていないのが現状ではないでしょうか。くまもと未来国体終了時にダム湖をどのように維持管理し運営していくのか、計画は立てられたのでしょうか。立てたのであれば、その計画を、ま

た、国体後、26年が経過していますが、その間、どうあるべきか、どうするべきかを協議されたのか。協議されてきたのであれば、その内容について、２点お聞かせください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、再質問にお答えさせていただきます。

国体開催後ということでございますけど、平成16年に竜門ダム水源地域ビジョンというのがつくられております。そちらにつきまして、今回、その水源地域ビジョンを見直し、関係部署と連携を図りながら、将来の竜門ダムの周辺地域の取組について、協議を今後進めるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　今の答弁を聞いている限り、ほとんど協議はされていなかったというふうに理解してもよろしいでしょうか。今後どういうふうにしていくかというところに対して、今まで２つあった協議会を一本化して、その協議会で今後決めていくというふうなことも聞いております。

そこで、その協議会は、随時行われるのか、それとも、ある程度定期的に、年に２回とか行われるのか、また、どういったところが主導で、誰が主導で行われるのかを教えてください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

竜門ダムの協議会につきましては、竜門ダム周辺地域活性化推進協議会、それと斑蛇口湖活性化推進協議会の２つがございました。それぞれに業務内容が少し異なっておりましたので、そこを一本化し協議会の統合を今年度行っております。

開催につきましては、必要に応じて随時行うこととされており、斑蛇口湖活性化推進協議会が今まで行っておりました竜門ダムフェスタ等の会議も含めて行うところでございます。それ以外にも、今後、その竜門ダムの周辺地域を含め、湖面も含めた活用についても今後協議していくいうところで、今後、取り組んでまいるところでございます。

主導につきましては、協議会の事務局自体は観光振興課のほうで持っておりますけど、会長等につきましては、全部地元の方で協議をされているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　協議会で、今後、随時進められていくと。

浮き桟橋、もう御存じと思うんですけども、これはボート競技や合宿が行われているときには、今、３つありますが、遊漁者は使えないのが現状です。このボート競技や合宿があっているときにはですね。しかし、既に使用していない浮き桟橋はあるわけですから、市が菊池川漁協や国土交通省菊池川河川事務所と協議すれば、遊漁者のための浮き桟橋は容易に設置できると考えます。浮き桟橋にしてもそうですが、ダム湖が抱えている問題や改善点を洗い出し、早急に改善されることを強く要望いたします。

ここで、江頭市長にお尋ねいたします。

令和５年第４回定例会で、荒木議員の竜門ダムの湖面利用についての一般質問において、江頭市長は、菊池市が菊池川漁協に対して提案した覚書について、覚書の中に遊漁者への配慮とあって、ボート利用者と遊漁者の間でトラブルが発生しないように対策を講ずるものとする。その対策、対案が出ていないとの指摘に対しては、今、桟橋というものが３本出ているわけでありまして、基本的にボートを使うために作っている桟橋であります。また、遊漁者への配慮として、３つあるうちの２つは遊漁者で冬の間は使ってくださいと漁協に提案したが、受けてもらえなかった旨答弁されておりますが、漁協がその提案を受けないのは当然ではありませんか。

なぜなら、菊池市ホームページの斑蛇口湖の湖面等の利用について、ここに書かれている湖面利用についての２項に、桟橋は誰でも利用することができる場所ですと記されております。

江頭市長の答弁が菊池市ホームページの内容と食い違っていることは認められますよね。荒木議員の一般質問時に、なぜ菊池市ホームページの斑蛇口湖の湖面利用についてに記されている内容と異なる答弁をされたのか、理由をお答えください。

○水上隆光　議長　　ここで、暫時間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前11時28分

再開　午前11時37分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　最初に、市のホームページの件を答弁いたします。

こちらに誰でもお使いできますというのは、本市の社会体育のホームページのほうで掲載しております。

令和４年度の答弁のほう、こちらは国の国土交通省、こちらのほうより占用許可が出て、桟橋を作っておりますので、これは御自由にお使いすることができますということで答弁をされたことでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　これ、いつまでも言ってもしようがないんで、なぜこのことを持ち出したかといいますと、斑蛇口湖の湖面は、観光、遊漁、ボート関係者、みんなのものであるはずなんです。みんな平等に使える場所なのです。

浮き桟橋はボート場のために作っていると、ボート競技優先といった江頭市長が認識違いをされているがゆえに、音光寺教育長も含め、菊池川漁協とのベクトルといいますか、方向性が違い、お互いがかみ合わず、解決に長い期間を要しているのではないでしょうか。

私は菊池川漁協の組合員でもありますので、状況は耳にいたします。漁協としては、菊池市やボート協会等と対立する考えはなく、約束を守ってくれさえすればいいだけといったスタンスです。何も難しい課題があるわけではありません。菊池市がややこしくしているだけではないでしょうか。

今年から一本化された協議会においても、菊池川漁協とのそごが生じないように運営されることを願いますが、先ほどから松永経済部長の答弁を聞いておりますと、これまであんまり協議をされていないような、そういった感じを受けます。ただ、今後は一本化した協議会において決めていくというふうな話なんですが、再度お聞きしますけども、これまで２つあった協議会は全く機能していなかったのか。機能していたのであれば、その成果を、機能していなかったのであれば、その原因を教えてください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

この２つの協議会、竜門ダム周辺地域活性化推進協議会は、本来、ダム広場のオープン化に伴います協議会でございましたので、こちらのほうで湖面利活用を今後やっていきたいというような意見がございましたので、そのオープン化の中で、また今後検討していこうという話の協議会でございました。

もう一つの斑蛇口湖活性化推進協議会、こちらにつきましては、竜門ダムフェスタ、ワカサギ釣り大会等を行う協議会でございましたので、そちらについても協議会のほうは機能して、そのような大会を、ワカサギ釣り大会は６年度に、昨年復活して行ったものでございますので、その協議会で協議を行っているところでございます。

今後、その２つの協議会を一本化しまして、その中で、竜門ダム水源地域ビジョンというのがございまして、そちらの見直しを行い、新たな竜門ダム周辺の湖面を含めた活性化に向けて、その中で協議をしていくというところで、今年度予算を計上させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　まだまだ竜門ダムの今後の利活用については、質問を続けていきたいところなんですが、とにかく新しい協議会で決めていきたいと。そういったことで、あまり有効な答弁をいただけないようですので、今後はこの新しい協議会がスピード感を持って、きちんと機能していくのかをチェックして、改めて質問したいと思います。

そこで、既に御存じかもしれませんが、１つ、ダム湖の成功例を紹介しておきます。

四国の高知県に早明浦ダムというのがございます。本山町、土佐町、大川村の３町村で水辺整備事業に取り組んで、ダム湖周辺整備や進入坂路整理などが実施されております。

水辺整備により、釣り、水上バイク、カヌー、ジェットスキーなど、湖面利用は多様化して、やまびこカーニバルをはじめとした様々なイベントが実施されているとのことです。

さめうら荘のリニューアル、アウトドアヴィレッジ本山のオープン、土佐れいほく博の開催など、さめうら湖周辺地域の豊かな自然、資源を生かした活性化に、地域が一体となって取り組まれております。

新しい協議会においても、このようなほかのダム湖の成功例を参考にされることをお薦めいたします。このように新しい協議会も地域と一体となって取り組むことが大変重要ではないでしょうか。

そこで、江頭市長に再度質問いたします。

竜門ダムを維持管理していくには当然費用が生じます。その費用については、これから積算されるでしょうが、国有資産等所在市町村交付金、いわゆるダム交付金

として、平成16年度から毎年１億円以上が国から菊池市に交付され、令和６年度までに累計22億円を超えております。これ最初、平成16年から５年間は、本来、交付すべき額の半額、50％ということです。そして６年目から７年目、ここが４分の３、要するに、本来、平成16年には18億円ぐらい、本当は交付されてもおかしくなかったんですね。それが半額の9,000万円、その後、どんどん減価償却をされておりまして、毎年３％弱となって、平成26年度から満額の１億3,354万6,200円、これが交付されております。これは当初からずっと減価償却していくとこういうふうになってくるんですね。それからずっと令和６年度まで減価償却されておりまして、令和６年度は１億242万8,800円、となると、令和７年度には１億円を若干下回ると思われます。

この交付金、今、ＴＳＭＣの工場稼働によって、竜門ダム湖が使われることにもなりました。そういったのを受けて、国交省に対して交付金の増額を要請されてはいかがでしょうか。これも大きな竜門ダムの利活用だと思いますよ。

そして、何よりもダム交付金ですから、竜門ダム周辺のために使う基金とするのが妥当だと考えますが、基金として積み立てる考えはあるのか、その考えがないのであれば、その理由をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　ここで、暫時休憩します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前11時47分

再開　午前11時47分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、福島議員の御質問にお答えいたします。

いわゆるダムに関する交付金をダムの環境整備に使えないのか、そのための基金に組み入れられないのかと、こういう趣旨の御質問でございました。

これまでにもほかの議員さんからも同種の質問をいただいておりますけども、その際の答弁と同じになりますけども、公有資産等所在交付金というのは、国が、県が所有する固定資産に対しまして地方税法で定める固定資産税の代わりに交付され、市町村の一般財源として受け入れるものであります。簡単に言えば、国・県からは直接の固定資産税というのはないと。それに代わるものとして交付されているわけであります。したがいまして、ほかの固定資産税と同じように、一般財源として受け入れているわけでございます。一般財源という性質上、この交付金の一部を財源

とした基金を創出する考えはないという答弁をこれまでもしておりますし、現在もそれに変わりはございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　それは十分理解はしております。ただし、この従来どおり、一般財源から充当するといった、このダム湖周辺の維持管理にですね。一般財源から充当するといったことではなくて、竜門ダム湖周辺整備や、維持管理費用を積算して、全部とは言いません。ダム交付金の一部を基金として積み立てることは、地元市民にとってもモチベーションが上がり、新しい協議会の活性化にもつながるであることを申し述べまして、私の一般質問はこれで終わります。御清聴ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前11時50分

再開　午後１時00分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　皆さん、こんにちは。雨の中、傍聴いただき、ありがとうございます。議席番号15番、荒木崇之です。

質問に入ります前に、６月30日で退任されます芳野副市長に一言申し上げたいと思います。

市長と副市長の関係は、しばしば野球のバッテリーに例えられることがあります。私にはピッチャーである江頭市長が投げ散らかしたボールを、不満を言うこともなく、芳野副市長が受け止めていた印象があります。市長とは対立軸にある私でも、芳野副市長の誠実で、実直で、温厚な性格は、まるで穏やかで静かに周囲を照らす水面に映る月のような存在だと思っております。

実際に市職員から芳野副市長の悪口を聞いたことがないどころか、「荒木議員、議場において、どんなに厳しい質問をされても結構ですが、芳野副市長だけは責めないでください」と懇願されたくらいであります。

副市長、８年間の御功績に心から感謝を申し上げ、これからの新しい一歩が穏やかで幸せなものでありますように、心中からお祈り申し上げます。

８年間、お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

それでは、水道局の工事設計について質問をいたします。

この質問は、令和７年３月議会において質問しました。私の質問により、菊池市の水道局のあまりにもずさんな工事設計が表面化したことで、日頃、市の悪いことは書かない熊日新聞も、さすがに２月28日の紙面で小さく報道いたしました。しかし、江頭市長がどうも議会での答弁や、工事関係者に対して軽く考えておられるので、再度質問し、厳しく追及したいと思います。

まず、３月議会のおさらいから入ります。

菊池市水道局が令和２年度から令和６年度に発注した水道管の布設工事において、水道管を埋め戻すときに使用する山砂代39件分を積算し忘れていて、その金額は合計約1,900万円にも上り、それを落札業者に負担させるといった便宜を図らせていました。そのことで、請負業者の中には、実際、ほとんど利益がなかったという業者もあったとのことであります。

さらに、令和５年度から市が工事現場の週休２日を推奨するために、自ら定めた菊池市週休２日工事実施要綱を遵守せず、令和５年度が13件中７件、令和６年度が10件中７件の週休２日の工事金額の補正を怠ったことで、合計13件、金額にして800万円もの損害を請負業者に与えていたことも判明しました。

私の２月27日に行った質問に対して、江頭市長は、過去の工事に関して差額分を払うことはできない。現在進行している工事については、契約変更し、差額分を払うと答弁されました。しかし、翌日の熊日新聞には、議会後、熊日の取材に、再度検討してみますと、市長選への影響を考えたのか、過去も払うかのような朝令暮改の発言をされています。それどころか、３月10日の全員協議会の場において、江頭市長は、現在進行している工事についても差額は払わないと、またもや答弁を変節されておられます。

議員の中には、答弁が後日ころころ変わることを問題ないと考える方も中にはおられるようですが、この言論の府である議会の場において、答えたことを新聞社の取材で変えるなら、私たち菊池市議会の存在意義さえ問われることをよく考えていただきたいと思います。

そこで、お尋ねします。

当初の設計ミスにより生じた差額について、現年度は払うから、過年度も払えるように検討したい、やっぱり１円も払わないと、答弁が二転三転しましたが、結局、最終決断はどうなったんですか。今度こそ議会にて正式にお答えをください。

それから、市長の答弁と、議会と議会の外でころころ変わる理由を聞かせてください。市長は議会での答弁の重要性についてどのように考えているのか、江頭市長にお尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、荒木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、この間の経緯でございますけども、令和７年第１回定例会での荒木議員の一般質問におきまして、週休２日工事の補正漏れ及び埋め戻し用山砂代の積算漏れについての答弁内容と、それから、２月28日の熊日新聞記事の内容につきまして、そしてまた、その後の対応に違いが生じたというお話でございますが、そのことにつきまして、３月10日の全員協議会におきまして説明を既にしておりますが、再度、この場で説明を申し上げます。

一般質問でお答えする積算漏れがあったという工事につきましては、当初、令和５年度及び令和６年度のものを対象として一般質問に向けて内部協議を行ってまいりました。

一般質問の答弁では、既に支払いが完了している工事、つまり、過去の工事であります。これにつきましては、水道局長も、そしてまた私も、ともに請負契約に基づいて、受注者からの請求により、工事代金の支払いが完了しているということから、「遡って追加分を支払うのは困難」というふうに答弁をしております。これは各事業者の方で、私どもの仕様書を御点検いただいて、納得をして、かつ工事代金の支払いも受けられたということであります。

また、それ以外のその当時進行中の工事、つまり、まだ支払いが完了に至っていないものにつきましては、一般質問の中で、水道局長からは「契約約款の規定により設計図書の変更内容を受注者に通知し、協議を行う」と答弁いたしまして、私からも、それを受けて「設計図書を変更する形で差額分を支払う」という答弁をしております。

しかしながら、この議員の質問の中で、さらに令和５年、６年度分以外に、令和２年度以降の積算漏れが示されたために、積算漏れの全体像をもう一度整理し、正確な情報の下で内容を検討する必要があると判断して、一般質問後に水道局に対して全体的事実を精査するよう指示をしたところでございます。

そのすぐ後に、熊日新聞の取材に対して、新たな調査範囲が広がったために水道局長が、先ほど私がというふうな趣旨でお話しされておりましたけども、熊日新聞の取材を受けたのは水道局長でありますけども、水道局長が「支払いは難しいと思うが、方法がないか検討してみたい」と答えておりまして、そのことから２月28日

の熊日新聞に、「再度検討してみたい」という旨報道をされております。

また、当時進行中の工事につきましては、つまり、まだ終わってない工事ですね。当時進行中の工事につきましては、一般質問終了後に詳細な検討を進めた結果、週休２日工事の補正漏れ及び埋め戻し用山砂代の積算漏れについては設計図書の変更対象とならないということが判明しましたので、追加の支払いはできないという結論となりました。

このことは３月６日の予算決算常任委員会経済建設分科会におきまして担当係より説明を行い、私のほうからも３月10日の全員協議会の中で説明とおわびを申し上げたところでございます。

以上が、これまでの経緯となります。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　私は、市長がころころ議会の中と外で変わる理由、議会の答弁の重要性について聞いたんですけど、選挙前にはよう謝りなったんですよね。選挙が終わると、それさえも忘れなはるみたいで、水道局長の言葉と言われているけど、これ熊日新聞の記事がありますけど、これには水道局長の言葉なんて書いてないわけですよ。これ誰が読んでも市長の言葉というふうに思うわけですよね。市長の言葉でなくしても、これは公式な見解だと。市が出した公式な言葉だと思うわけですから、そこは、さっきの二ノ文議員の質問じゃないですけど、そういうところですよ。部下をかばう、部下のことを信頼する、そういうところがあってもいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、私の一般質問で内容を精査したと言われるけど、私、これ通告、大分前に出しているんですよ。調べればすぐ分かることでしょう。言われたことしか調べない。なら議会要らないじゃないですか。しっかりその辺はやっぱり想定問答というのをやってほしいなというふうに思います。

私はそもそも執行部の議会答弁に対しては、調査研究しますとか、今回もたくさん使われていますけど、精査しますとか、最近では言葉を変えて、注視してまいりますとか、言葉を変えているだけで、その後、どうなったかを質問した議員に報告しないどころか、議員にさえ、議会にさえ、報告しない傾向にあると考えます。

前福村市政においては、全部とは言いませんが、議員が質問したことに対して、重要なことは、その後、報告をされていたと議会事務局にいた私は記憶しております。

では、ここに、令和７年３月11日付、菊水第579号の水道局から請負業者に出された、水道局発注工事における積算漏れの今後の対応についてと題した謝罪文があ

ります。もちろん提出者は江頭市長であります。

その中で、市が積算ミスにより生じた差額を支払わない理由、一銭も支払わない理由として、入札に参加する事業者は、入札前に設計書の内容を十分に確認し、疑義がある場合は、発注者に質問することが必要となりますが、入札前において、今回の事案についての質問書の提出や問合せはあっておりませんと記載されてあります。

分かりやすく言いますと、発注者側、つまりは水道局が山砂代を積算し忘れていても、業者側から山砂代が抜けていますよという指摘がなかったから、設計書は適正、だから払わない。つまりは、間違っていても、それを業者が言ってこなかったら正しいということであります。

この謝罪文を読んでいますと、請負業者に謝っているのか、けんかを売っているのか、よく分からない文章なんですけども、そういった内容の謝罪文を江頭市長の名前で出しています。

さて、では、菊池市の言い分が正しいのか、１つの文書を提示します。

令和６年度小ヶ原線配水管布設工事の指名競争入札通知のメールであります。この工事につきましては、前回の質問で週休２日の補正と、山砂代を水道局が積算ミスしていた、まさにその工事でありますが、この工事の公告日、公告日というのは、こんな工事がありますから、入札に参加してくださいねとお知らせをした日にちが令和６年７月10日であります。

問題なのは、そこに記載してある設計書に間違いがあったり、疑義があったら、この日までに言ってきてくださいねという入札説明請求期限が、何と翌日の令和６年７月11日になっています。つまりは、4,900万円もの工事の設計書を１日で見て、積算して、間違いを探して、連絡してこいと言っているわけです。

令和６年12月に国土交通省が通達した文書があります。もちろん財政課の方は知っていらっしゃると思いますけど、これ国土交通省が出しているんですよ。発注者、受注者間における建設業法令遵守ガイドラインによりますと、建設業法第20条第４項では、発注者は建設工事の具体的内容を受注予定者に提示し、その後、受注予定者が当該工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けることが義務づけられているとあります。建設業法第20条第４項により、発注者は、以下のとおり、受注予定者が見積りを行うために必要な一定の期間を設けなければならないとされています。ア、工事１件の予定価格が500万円に満たない工事については、１日以上。イ、工事１件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上。ウ、工事１件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上と、建設業法では定めてありますので、令和６年度小ヶ原線配水管布設工事は4,900万

円が予定価格ですから、10日間は見積期間を設けなければなりません。

そこで、お尋ねします。

工事の公告日から、質問期限を１日しか設けなかったこと、もう次の日に質問を上げてこいと、見積もって、といったことは適切な設定だと思いますか。また、建設業法第20条第４項にも違反している新たな事務処理ミスだと考えますが、これも江頭市長にお答えをお願いいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　荒木議員の御質問に、実務的な内容ですので、私のほうからお伝えしたいと思います。

本市では、平成25年度に熊本県が構築しました熊本県市町村電子入札システムを導入して以降、このシステムを介しまして電子入札を行っております。

質疑の受付につきましては、電子入札システムの制約上、できないことから、これまで、書面による受付のみを行ってまいりました。システムの入札説明書説明請求期限につきましては、指名通知日の翌日に設定する取扱いとしてきたところでございます。これはシステム上、説明請求期限を設定した日以降でなければ入札ができないため、入札期間を長く取るために、通知日の翌日を設定してきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、ただいまの部長説明を補足する形で申し上げます。

先ほどの電子入札システムというのは、熊本県が構築したシステムを私どものほうで導入して使わせていただいているわけでございます。システム上の制約で、入札期限を先の日付で入れますと、そこから質問期間が始まって、入札期限はもう決まっておりますから、短い期間しか質問時間が取れないということになりますので、あえて私どものほうでは翌日に期限を設定して、そこから質問が用意ドンでスタートして、入札の前日まで質問ができるということを配慮したことであります。

そしてまた、それぞれの期限につきましては、入札の心得というマニュアルがございまして、その中にしっかりと規定されておるわけでございまして、これはつい最近始めた仕組みではございませんで、既に電子入札という仕組みを導入以来12年間におきまして、水道事業関係だけでも140件の該当がございますけども、同様の取扱いを行ってきている次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　市長と総務部長の説明では、設定すると期限が短くなるとか、そういったことを言われていますけど、大丈夫ですか。私、後でこれ、多分論破しますよ。大丈夫ですね。じゃあ分かりました。

これ、紙で受け付けているから問題ないとかじゃなくて、公告のメールに請求期限は翌日ですよと書いているでしょう。うち、デジタル何とか都市構想かなんかいって、デジタルでやると言ったのに、こっちは紙でやるという、そういうもう逃げ口上はやめてくださいよ。これもうちゃんとやっているところはやっているんですから、これからが本題ですので、江頭市長、しっかり聞いとってください。

この件につきましては、令和７年4月21日の市議会月例会において財政課長から、「本市では、平成25年度に熊本県が構築しました」、これはさっき言われましたね。「熊本県市町村電子入札システムを導入して以降、このシステムを介して電子入札を行っております。質疑につきましては、これまで紙による受付を行っておりましたので、システムの受付をできない設定としていたために、説明請求期限の欄に指名通知書発行の翌日を入力し、これまでこのような運営を行ってまいりました」という説明とかいう言い訳がありましたけども、熊本県や熊本市はこのシステムをきちんと運用していて、単純に本市の職員がシステムを使い切らん、理解不足なだけなんですよね。

さらに、財政課長は説明の中で、私が指摘した令和６年度小ヶ原線配水管布設工事だけが質問の期限を１日だけに設定していたような説明をされていますが、水道局だけでなく、ほかの課においても適正な期間を設けていないことを今から示します。

都市整備課が発注している令和６年度あさひが丘住宅改修設備工事、公告日が令和６年８月７日で、質問期限が翌日の８月８日、次に、水道局が発注した令和６年度国道387号配水管布設工事は、公告日が令和６年12月25日で、期限が26日と１日だけ、同じく令和６年度西小学校前線配水管布設工事も12月25日公告で、26日が期限となっています。

そこで、お尋ねします。

月例会では、財政課長から４月15日に職員の研修会において、統一する対応にするようにしたということでありますので、もちろん全ての工事の質問期限を調べられて、そのような対応を取られているのだと考えますが、では、平成25年度にこのシステムに変えてから、適正な期限を設けずに、１日期限としていたのが何件あるのか、水道局からお答えください。工事関係までいくと教育委員会までありますの

で、土木課、都市整備課と、その３課、お答えをください。

○水上隆光　議長　　田代水道局長。

［登壇］

○田代誠也　水道局長　　皆さん、こんにちは。荒木議員の御質問にお答えいたします。

入札説明書、説明請求期限が翌日に設定してありました水道局の件数的には140件でございます。

以上、報告いたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　水道局以外の部分として、課ごとにその内訳というものは、今日まで調べてはおりません。水道局のものも含めまして、市全体では1,673件ということになります。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　水道局においては、件数をきちんと調べて答弁されていましたが、ほかのところは全部まとめてだということでありますけども、これ、もうほとんどこの運用をしてたから、もう全部これになっていると思うんですよ、電子入札システムのやつは。ただ、私が言いたいのは、私が質問をして、２月にやりましたかね、２月27日にやりまして、３月14日にこのことを言って、ほかの課は、水道局のことを対岸の火事ぐらいに思っていたんじゃないかなと思うんですよ。よかった、うちじゃなくてと。でも、だから、そういう対応をするんじゃないかなというふうに考えるところであります。

私は、先ほど言われた熊本市がちゃんと運用をしているとか、してないとかいう話がありましたんで、ちょっと示したいんですけど、４月11日の財政課の説明では、「熊本県及び熊本市に指名競争入札におけるシステム運用についてを確認をしましたところ、説明請求期限は、日時、日付を入力せず、空欄で運用をされているということでございましたので、今後は本市も同様に運用することとしました」と。要は、請求期限を入れないで、運用をほかのところもしているから、うちもやりますよというのを議会で言われております。と説明をされましたが、あれあれていうんですよね。

ここに、熊本市まで行きました、私。熊本市の公告通知書がありまして、立田山配水池機械取替工事で、公告日が令和７年１月20日、質問期限が１月30日と。5,000万円以下の工事なので、10日間の期間を設けて、記載もされてあります。熊

本市は説明請求期限は、日付を入力せず、空欄で運用されているとのことですが、私が持っている書類では記載されています。本当に調べたんでしょうか。答弁の信憑性さえ疑ってしまいます。

私は、重大な積算ミスを長年してきて請負業者に損害を与えても、ろくに調べもせず、平然と答弁しているのは、市長の考え方が職員に波及しているのではないかと考えています。それを表しているのが、４月６日の菊池市長選の公開討論会の場において、司会者が12年前に市長になっていなかったら、何をしていましたかとの質問に、江頭市長の言葉として、これは差別用語だから言えないですけど、土木作業員を差別する用語を使って、３文字の用語を使って、「土木作業員でん何でんしてましたよ」と。建設業を誰でもできるような言い方をされています。それどころか、もう３つの差別用語を言われて、土木作業員を侮蔑する発言をされています。

市長は６月13日の市議会開会日の施政方針において、あらゆる差別をなくすと言われていましたが、市長自身が職業差別用語を公の場で平然とおっしゃっています。私も15歳から22歳まで、春休み、夏休みは土木作業のアルバイトをしていましたが、市長、土木作業はすぐにできるような言われ方をされますけどね、レベルば据えきっですか。レベルば見きっですか。丁張りかけきっですか。できもしないのに、人さまの仕事を見下すような言い方は言わないでください。市長、受けを狙って言われた言葉かもしれませんが、すべってますよ。江藤前農水大臣の失言より問題だと考えます。

幸運にも江頭市長の悪いことを書かない熊日新聞は安定のスルーでしたので、一部の市民しか市長選前にこの事実を知ることはありませんでした。熊日さん、取材が足りてないよ、これ。これは通告外なので、答弁は要りません。

では、市長が職員の積算ミスで山砂代を計上し忘れていても、業者に払わないでよいと決めた理由が、業者から入札日までに質問がなかったからというのを言われていますが、私が調べたところ、入札後においても、工事中のときにも、質問書をメールにて市の担当に送っていますが、返信が期限内にされていないことが多々あったと聞いております。実際にそのときのメールの写しもありますので、私は業者側の言い分が正しいと思っております。しかし、職員も休みだったり、他の現場が忙しかったりもあるでしょうから、そういった言い訳もあるでしょう。

そこで、県内の親交がある市議会議員の方に調べていただいたところ、工事中に質問書等が上がった場合に、迅速に返信している自治体がありました。熊本市であります。熊本市の上下水道局では、平成26年からワンデーレスポンスという呼び名で、日本語で１日で返信という対応をされています。その導入目的は、「工事現場において発生する様々な問題については、これまでも迅速な対応に努めてきたとこ

ろであり、しかし、公共事業を取り巻く環境はより一層増しており、これまで以上に時間的コスト感覚を意識した対応が、発注者及び受注者の双方へ求められている。そこで、本市公共工事の工事現場における諸問題発生に際し、組織的、システム的に迅速な問題解決を図るため、ワンデーレスポンスの取組を実施するものである。

ワンデーレスポンスとは、工事の受発注者間において、工事現場での問題発生に対する迅速な対応として、受注者から書面による協議があった場合、原則１日以内に回答する取組である。受注者と発注者が協力して安全と品質を確保した上で、適切な工程管理を行うことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始を行うことができる」とのことであります。

熊本市上下水道局の方には、議会中でお忙しい中にもかかわらず、ワンデーレスポンスの手引きと、数問にわたる私の質問事項に１日で返信をいただきました。まさにワンデーレスポンスの対応を実践されております。私の質問に３か月も対応しない本市とは雲泥の差であります。

そこで、お尋ねしますが、本市も水道局にかかわらず、工事を発注する全ての部署においては、メールの共有、これは教育委員会もそうです。農政もそうです。工事を発注するところの請負業者から何かしらメールが来たときには、担当者じゃなくて、１つの共有メールをそこに送ってもらうようにして、そのメールの共有とワンデーレスポンス、誰かが休んでいても、担当が休んでいても、誰かがそのメールを返す。もしくは電話で、すみません、担当者が休んでいますから、何月何日までにお答えをいたしますといった、このワンデーレスポンスの導入を本市もすべきだと考えますが、江頭市長の見解をお聞きします。

○水上隆光　議長　　田代水道局長。

［登壇］

○田代誠也　水道局長　　荒木議員の質問にお答えいたします。

ワンデーレスポンスは、監督員が個々において実施していた現場を待たせない、速やかに回答するという対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し、迅速な対応を実現する取組の１つであり、熊本県や熊本市などで実施されています。

荒木議員からも説明がありましたが、ワンデーレスポンス実施の原則として、工事の受注者から書面による協議等があった場合、１日以内に回答するものとし、発注部署全体で解決に努めるものとされます。運用につきましては、実施要領や手引きなどを策定し、対象工事の特記仕様書などに明記することで、発注者である市と受注者である業者の双方が協力して実施することになります。

実際の運用には、実施要領などの策定や、受注者への周知が必要となりますが、

係内の確実な報告及び情報の共有化、内部検討のさらなる迅速化などに取り組みながら、ワンデーレスポンスの実施について、前向きに検討いたします。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　ただいま水道局長が答弁いたしましたけれども、市全体としての取扱いということで、ワンデーレスポンスの実施につきましては、先ほどありましたように、実施要領、またこれらの策定や受注者への周知等も必要になりますので、体制づくりも含めまして、関係部署と実施に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、私のほうから、ワンデーレスポンスについて申し上げます。

今、水道局長、総務部長から検討していく旨の答弁がございましたけども、ワンデーレスポンス自体は、工事及び業務の現場等において発生する諸問題に対しまして、迅速な対応を実現するために有効な手段であるというふうに考えますので、実施に向けまして、関係部署に対して指示を行いたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　検討するということでしたので、私はされるというふうに思っておりますけども、精査するとか、注視するとかじゃなくて、ちゃんとやっていただきたいなと思います。

ワンデーレスポンスは、もうやるしかないんですよ。これ熊本市は、菊池市よりはるかに多い工事件数と工事費、もう１桁、２桁ぐらい違う工事費じゃないですか。それなのにワンデーレスポンスを導入してやっています。

私が熊本市の職員さんにワンデーレスポンスの最終的な目標は何ですかと聞いたところ、施工業者をはじめ、市内業者との信頼関係を築くこととのことであります。やっぱり市内業者さんには、災害のときとかお世話になったり、いろんなことをお世話になっているから、やっぱりそういうときにレスポンスをしっかりやって、返信をちゃんとやって、常日頃から信頼関係を築いておきたいというのがワンデーレスポンスの狙いということであります。

熊本市にできて、菊池市にできないということはないので、早急に導入して、きちんと議会に報告をしてください。

では、もう一つ、前回の一般質問において、契約約款に基づいてという言葉を江頭市長は多用されていましたが、私は受注者、つまりは業者側の過失ばかりに罰則を与える約款はおかしいので、発注者側の過失があった場合、発注者にも罰則を与える契約約款にしなければならないと、契約約款の見直しを前回提案いたしました。なぜならば、市側が業者に強要する契約約款は、市側に瑕疵や問題がないことが前提で結ばれているからです。今回のように、菊池市がでたらめな契約書を作っておきながら、その間違いを業者の責任として押しつけるのは正しい約款とは言えないからです。

江頭市長は、私の質問に対して、約款につきましては、近隣の市町村、県、専門家の意見を聞きながら、内容を見直すことを進めていきたいとの答弁をされましたが、契約約款の見直しはどこまで進んでいるのか、江頭市長にお尋ねをします。総務部長じゃなくて、江頭市長お願いいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　契約約款の見直し等につきましては、近隣市町等を含めまして、契約約款は公共工事全体に関わるものでありますし、国の１つの標準的な約款を用いて運用しているところでございます。

現状といたしましては、まだその契約約款の見直しに至っているというところではございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　ただいま総務部長が申し上げました内容のある意味では確認ということになりますけども、公共工事全体に関わることでありますので、本市だけということではなく、全体の状況を見極めながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　同じような答弁を２人がされていて、この２分ぐらい無駄だったということなんですけども、市長ね、これ、じゃあ３月の議会のときに、私によく知識もないまま、適当にお答えしたということですよね。

近隣の市町村と何が違うかって、近隣の市町村、こういった山砂の積算漏れなんかやってないんですよ。うちだけだから、見直しなさいと言っているのが、ほかのところにも影響するからって、いや、ほかのところはこういうことはやってないもん、だって。うちだけでしょう、やっているの。だから、私は本市だけはちゃんと見直したがいいよと言っているのに、そのときの逃げ口上だったんですよね。しっかり精査していただいて、こんなんすぐ聞けば分かるじゃないですか、弁護士とかにも。近隣の市町村に聞いとんなら。やっぱりそうやってやると言ったことはちゃんと報告してください。できなかったら、できなかった理由を言って、きちっとその説明をすれば私も納得するから、それを放置しているからこうなるわけなんですよね。

では、そのことをお願いして、次に、図書館の会計年度任用職員の採用について質問をいたします。

まず、一般の方には会計年度任用職員という言葉は聞き慣れないと思いますが、市役所などで年度ごとに任用される職員のことを示します。令和２年度までは嘱託職員とか、臨時職員とかいう名称でした。

私が今回質問をする要因となったのは、先日行われました小中学校の体育祭において、複数の方より、もう５人以上の方より、泗水図書館の職員さんはとってもいい人だったのに、なぜ辞めさせたんですかと聞かれたからであります。

そこで、いろんな方にお聞きをしまして、会計年度任用職員の採用について調べましたところ、幾つかの疑問がありますので、質問いたします。

最初の質問として、市役所の他部署の会計年度任用職員試験については、面接のみでありますが、図書館だけが筆記試験と面接を行っています。なぜ図書館だけが筆記試験を導入されているのか、お尋ねをします。併せて、会計年度任用職員を採用するに当たり、採用の基準というのをお示しください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、荒木議員の筆記試験を導入している理由と、その採用基準についてお答えいたします。

菊池市立図書館の図書司書には、市民からの様々なニーズに応えるため、多岐にわたる知識が司書職員に求められます。また、各学校図書館にも司書の派遣を行っております。職場に必要な資質と高い専門性が求められているところでございます。

そのような状況の中、図書司書業務に従事する会計年度任用職員を採用するに当たっては、面接試験だけではその能力を判断することが難しいため、筆記試験を実施しているところでございます。

採用試験につきましては、筆記試験と面接試験の両方を行っております。特に、面接試験につきましては、現職の職員は１年を通した人事評価が既にありますので、新人受験者（後に発言の申出があり、「新人受験者」を「新規受験者」へ訂正）には面接時間を多く取って判断の材料としております。

それを踏まえた採用基準としましては、筆記試験と面接試験との合計得点により順位を決め、合否の判断基準としております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　それでは、分かりやすく、１つずつ再質問していきます。

筆記試験と面接の部分と分けて質問したいというふうに思っておりますが、筆記試験を設けている理由は理解しました。

私が問題だと思うのは、この筆記試験を作成しているのが市の職員だからであります。問題作成のプロセスを透明にし、関係者のセキュリティーの強化、試験問題の保管やアクセス権限の管理は徹底されているでしょうか。

情報公開請求しまして、ここに３年間の筆記試験問題がありますが、試験問題に一貫性がありません。それを表すように、問題を解く時間が、令和５年120分、令和６年180分、令和７年90分と、所要時間もばらばらなんです。これはそのときそのとき、作っている職員さんの気分かどうかは分かりませんけど、３時間も試験を受けさせる、何というか、この意味というのがあるのかなというふうに思うんですよね。今年は90分ですので、それでも長いんじゃないかなというふうに思いますが、このまた内容も見てみますと、これ、市議会議員が受けてもどうでしょうね。半分も取れんとやないですかね。すごく難しいです。すごく難しい。これどこから持ってきているんだろうというのが、私のその一貫性がないというのはそこなんですよね。全く問題に傾向と対策というか、それがないような感じが見受けられます。

また、セキュリティー面で心配なのが、中央図書館では正規職員と会計年度任用職員が働いていますが、忘年会とか新年会とかあって、飲みに行ったり、ランチに行ったりして、仲よくなることもあるでしょう。また、働いていると、知らないでいい家庭の事情を知ってしまう場合もあるでしょう。例えばお子さんが受験でお金がかかる時期とか、旦那さんが仕事を辞めて、そういう話を聞いたときに、もしかしたら、親切心から問題を教えてしまうかもしれません。だって、人間だもの。

打合せでは、情報の漏えいは一切ないと言われましたが、過去に私が情報公開請求をしたときに、請求した私のことや、その内容が漏えいし、それをネットに書き込んだどこぞの委員もおられました。最近では福島議員が質問されました大型草刈

り機バロネスの予定価格が、情報公開請求では不開示であったのに、予定価格は市長しか知り得ないのに、ある会員制情報誌のブログに予定価格595万円と掲載されるなど、情報漏えいの疑いを懸念しています。実際、このバロネスの予定価格は595万円だったとのことであります。

そこで、提案ですが、会計年度任用職員の筆記試験の問題作成については、第三者機関に作成を依頼するのはいかがでしょうか。独立した機関が作成することで、内部の利害関係から離れた視点で出題が可能になりますし、何より情報漏えいのリスクを軽減できます。職員さんもそっちのほうがいいと思うんですが、公平性と信頼性向上のために、第三者機関への問題作成の有無についてお答えください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　まず、先ほどの１回目の答弁で、「新規受験者」と申すところを「新人受験者」と申しました。おわびして、訂正いたします。

それでは、議員の試験問題の作成を外注してはどうかとの御意見でございます。

本市の図書館で勤務をしている上で、必要な資質や専門性を兼ね備えているかを判断するために実施するものであり、市民からの様々なニーズに応えることができるか、また、本市図書館が必要とする人財かを問うものでございますので、引き続き、担当部署での作成を基本としてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　このまんまで職員さんが作成されるということでありますけども、私が言っているのは、何よりやっぱり利害関係とか、そういうのが出てくるじゃないですか、どうしても。落ちた人から言えばですね。例えば、これ落ちている人も実際にいるわけですよ。四十何人かな。受験者が、応募人数が35人で、採用が28だから、７人ぐらい落ちていますしね。やっぱりそういうことを考えたら、やっぱ落ちた人というのは、何かしら試験が悪かったのか、面接が悪かったのかは分かりませんけど、納得いかないと思うんですよね。ましてや、職員がそれを作っているとなれば、疑いの目も見えますから、私は職員さんの情報漏えいのリスクを軽減できるなら、外部にお願いするのはいいんじゃないかなと。その分、別の仕事をやってもらえればいいんじゃないかなというふうに思っております。

では、質問を続けます。

先ほどの答弁の中で、採用基準については、筆記試験と面接で決めているということであります。新規採用の方であれば、筆記試験と面接を総合的に判断して、ど

っちかというと、面接も結構長めにして、今までの人より長めにして、総合的に判断しているとなりますが、これまで働かれていた会計年度任用職員の方については、筆記試験はもちろんですが、面接の中の判断基準として、これまでの働きぶり、つまりは現年度の勤務評価も加味されているということでありますが、そこで、お尋ねします。

菊池中央図書館で働く会計年度任用職員については、正規職員で勤務評定をし、試験の面接官でもある館長や係長と一緒に働いているので、勤務評価ができていると思いますが、泗水図書館には正規職員はおらず、全員、会計年度任用職員です。お調べしまして、泗水の図書館の方にもお聞きしましたが、正規職員が毎日顔を出すことはなく、ほとんど泗水図書館には行かれていないとのことであります。

そこで、お尋ねします。

泗水図書館の会計年度任用職員の勤務評定については、正規職員がいないのに、どのように行っているのか、お尋ねをします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、議員の質問にお答えいたします。

泗水図書館のほうは、中央図書館と違いまして、常時、確かに職員がいるわけではございませんが、その都度、巡回等をしまして、図書館の状況等を把握したり、職員と会話をしたり、あとは館長会議とかを実施した上での内容であったりとかを総合的に判断して、人事評価をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　定期的に回っていらっしゃるということですけど、毎日じゃないですよね。

私、教育長にお聞きしたいんですが、教育長は学校の先生でしたよね。担任でもない、ほとんど授業で教えたことのない生徒の内申書を書いていました。いないでしょう。やっぱり全然ですよ。顔もあんまり合わせたこともない、ほとんど授業も受け持ったことがないのに、その子の内申書とか書けないですよね。

今、市がしているのって、同じことやっているんじゃないですか。ほとんど見に行ってないでしょう。私、聞き取りもやっていますし、泗水の図書館、ここ数年、職員さんの交代が激しいんですよね。だから、やっぱり市民の方から、あの人はよかったのにというふうに言われる声が多数届いているんじゃないかなと思いますけど、中央図書館と泗水図書館で勤務評価の条件が違うというのは問題だと思います。

会計年度任用職員さんは、もちろん生活がありますからお仕事されています。誰が見ても、公平で透明性のある勤務評価がなされるべきと考えます。

最後に、キクロスでは、過去に女児に体罰を行った方を採用したり、会計年度任用職員の公金横領が発覚しました。そのように、悪人なおもて往生を遂ぐような、不公平かつ透明性の欠如した人事は、市民の不信感を招くどころか、職員の労働意欲の減退につながりかねないということを申し上げて、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午後１時51分

再開　午後１時59分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　皆さん、こんにちは。質問の前に、６月いっぱいで退任されます芳野副市長におかれましては、長きにわたり市政発展のために御尽力いただきましたことに対して、敬意と感謝を申し上げます。

今後は健康にくれぐれも留意されて、引き続き、市民を温かく見守っていただければと思います。本当に今までありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、道路整備、国道387号、市道西迫間寺小野線、立石野間口線の進捗状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

まず、国道387号については、これまで重味地区篠倉集落部分の改良が完了しておりますが、その後も豊間地区戸豊水の交差点から菊池北中学校までの整備の要望を一般質問等で続けてまいりました。これまでに地元県議とともに、県、市も一緒に同行していただいて、危険箇所の確認をしておりますので、市としても整備の必要性は十分認識をしていただいていると思われますが、いずれにしましても、国道ですので、市としては、国、県に対しての要望となります。

私も令和元年５月に、改めてその当時の地元区長、関係者の方々と地元県議への要望活動を行っております。

その後、県議の御尽力によって、令和３年10月に事業説明会が行われましたが、当初の計画は曲線部の是正を目的とした改良でしたので、私としては急カーブの是

正はもちろんですが、歩道の設置を含む改良が必要不可欠でありますので、改めて県北広域本部に歩道の必要性を強く要望させていただきました。

県としても歩道の必要性を十分理解され、令和４年12月に改めて歩道を含めた設計を見直した事業説明会が行われました。

その後、用地交渉等も進み、戸豊水交差点側より工事が実施され、令和６年度の工事は現在完了しております。

今後も継続して県との連携となると思われますが、今後の計画をお示しいただきたいと思います。

また、国道387号の茂藤里地区に植樹されている桜の里プロジェクト事業についてお尋ねをいたしますが、この件につきましては、これまで一般質問等において、管理費を含め指摘をしてまいりましたが、改めて確認をいたしますが、これまでの植樹の本数、費用等、毎年の除草の維持管理を詳しくお示しください。

また、これまで、執行部に県との連携による管理を要望しております同地区のアジサイロードについてお尋ねをいたします。

これまで、長い間、地域の方によるボランティアによって維持管理をされて、国道を通行される方々に癒やしを与えておりますが、地元の方より、今後の管理に対する不安があるので、市に対しての協力の要望がありました。

私としても、県北広域本部に要望しておりますが、市としても、桜の管理とともに、市の癒しの里づくりの観点からも、アジサイの管理の協力体制が必要であると思われます。管理協力については、県との連携が不可欠ですが、現状をお示しください。

次に、西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線については、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性もありながら、特に市野瀬区の集落内においては未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が出ております。

これまでに第１寺小野橋の工事も完了して、部分的には整備が進んでおりますが、その後は整備計画も進んでいない状況です。地域的にも辺地債事業等での対応が必要ですが、今後の計画をお示しください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は植木インターへの主要な道路でありますが、道路幅員が狭く、また用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。

平成26年１月に地元野間口区長より要望書が提出されておりましたので、私からも質問、要望を続けてまいりました。現在、平成29年度より七城方面から整備が継

続事業として進んでおりますが、これまでの整備の状況と今後の計画をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの木下議員の質問にお答えいたします。

まず、１点目の国道387号の豊間地区の道路改良事業につきまして、管理者である県のほうに確認を行っております。進捗状況としましては、「昨年度は、用地取得を進めながら起点である重味側の一部において道路改良を実施し、今年度も、引き続き起点側から工事を進め、残る用地の取得に取り組んでいきます」とのことでございました。

市といたしましても早期完了に向け、引き続き県に要望を行ってまいります。

次に、国道387号の桜の植樹の件ですけども、桜の植樹本数と１本当たりの費用につきましては、平成30年度には18本植樹し、１本当たり約４万8,000円、令和元年度に42本植樹し、１本当たり約４万円、令和６年度に３本の補植を実施し、１本当たり約５万円の費用がかかっております。

それと毎年の維持管理費ということでお尋ねがあったかと思いますけども、毎年の維持管理費につきましては、会計年度任用職員さんのほうで草刈り等を行っておりますので、すみません、ここに限ってというのがちょっと算出が困難ですので、お答えできません。

それとアジサイの件ですね。次に、茂藤里地区の通称アジサイロードの維持管理についてですが、アジサイにつきましては管理の対象外となっておりますが、桜を植樹しているのり面全体の維持管理は県と協定を結び、雑草の繁茂時期に下草刈りを本市の方で１か月半置きに現在も実施しているところでございます。

アジサイのほうのお手伝いが市のほうとしてできないかという御意見がございましたが、現在、県のほうとして、昨年６月に１回、今年も５月にまた要望は行っているところですが、御存じのように、何分該当箇所が国道敷でありまして、市の管理区域外ということもありますので、再度、また県と地元の方と交えて協議をさせていただければと考えております。

続きに、西迫間寺小野線につきましては、令和２年度末までに寺小野地区から第１寺小野橋に接続するまでの道路改良工事と橋りょうの架設工事が完了し、狭窄道路の問題点の解消を図っております。

また、第１寺小野橋から市野瀬区までの区間の改良につきましては、今後、辺地計画の中で対応してまいります。

次に、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工事を行うもので、平成

28年度までに地元協議を終え、施工方法等について同意を得られましたので、平成29年度より工事に着手してまいりました。

全体延長約730メートルに対し、約350メートルが完成しております。今年度工事におきましては、約20メートルではありますが、工事着手を予定しております。

今後につきましても、計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　アジサイロードについては、私は昨年からこのことについては申し上げて、それなりに県との協議もしていただいておると私は認識しておりました。

桜は、ある面じゃ国道ですから、３桁国道は県の所管ですから、それに基づいて、ある面では植えさせてもらったから、市が管理しているという状況ですよね。だから、先ほども言われたように、物すごい経費をかけて植えていらっしゃいますけど、桜は一時期ですよ。あのアジサイは今もきれいに咲いておりますけど、国道を通行される量も含めて、やっぱり価値があると思うんですよね。

ですから、今後は、やはり答弁が全然違う答弁でしたので、私もちょっとびっくりしておりますけど、このことについては、またしっかりと県のほうにも私はお願いして、市との協議を私はもう済んでいると思って、質問をしたつもりでしたので、また次回にこのことについては確認をしたいと思います。

それでは次に、行政区合併についてお尋ねをします。

菊池市も平成17年３月22日に旧菊池市、菊池郡七城町、旭志村及び泗水町が新設合併して、令和７年３月には合併20周年を迎えましたが、皆様も御承知のように、本市においては人口減に歯止めがかからず、高齢化が進み、過疎化に直面しております。

今後は行政区の合併の必要性が考えられますが、これまでの取組の状況を、今後の計画があればお示しをいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、木下議員の御質問にお答えをいたします。

行政区の合併についてでございますけれども、平成17年の市町村合併前からになりますが、平成16年度以降の行政区合併の状況をお答えいたします。

平成16年４月に旧菊池市内の小楠野・白木・陣内・下古閑の４区が合併して小木区となり、平成17年３月には同じく旧菊池市内の岩下と平山が岩平区、原本村と細

永が原細永区、虎口と中片が龍門１区、遊蛇口１から３が遊蛇口区、古川と板井原が古川区としてそれぞれ合併をいたしております。

なお、それ以降は現在までの行政区の合併はあっておりません。

また、今後の行政区合併に対する市の取組ということですけれども、幾つかの行政区で世帯数の減少や少子高齢化等による役員の成り手不足、将来的な地域維持機能の低下などが懸念をされており、市としましても重要な課題と認識をいたしております。

行政区の合併は、課題を解決する手段のひとつと考えられますが、合併はお互いの住民の合意形成を図ることが重要となると考えております。

歴史的な背景や慣習、課題などは行政区ごとに様々であり、それぞれが抱える課題等の解決に向けて協議を重ねることが必要ですので、将来にわたって地域機能を維持していくためには、各区の意見を十分に聞くことから取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　今現在は特別取組はやっていらっしゃらないということでございますが、先般、私たちの地元のほうから、今回質問に至った経緯は、私も地元のほうも非常に中山間地の中で、やっぱり高齢化率も高いし、集落自体がやっぱり非常に厳しい状態ですので、それに基づいて、ぜひとも提案してほしいということもありましたので、一般質問に至ったわけでございますが、先般、６月20日に私どもの地元の里山の家で、県立大の柴田教授に来ていただきまして、意見聴取みたいなことがございました。その中で、それぞれの地域の意見が出ましたけれども、将来、今後、区長さんの成り手がいないと。そういうことで心配をされて、しかしながら、行政等のつながりのためには区長が絶対必須であると。そういうことも踏まえて、今後は行政側として、やはり負担を少なくしてほしいと。区長さんにお願いすることが非常に私も多いと思っておりますので、そういう負担を少なくしてほしいということが地域の方々の御意見でございました。

それと、集落支援員制度とか、そういう取り組めるものであれば、取り組んでいただきたいと。そういうこともいろいろ提案が出ておりました。

それと、若い区長さんがなれば、やはり自分の今現在働いている仕事との兼ね合いが非常に難しいと。そういうこともたくさん出ておりましたので、今後はそれぞれ市のほうも、今後のことを含めて、アンケートとか、そういう検討委員会とか、そういうのを立ち上げていただいて、それぞれの地域、厳しくなるのは分かってお

りますので、今後ともしっかりとこのことについては取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

それでは、ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

午前中、二ノ文議員より、ふるさと納税について質問がありましたので、重なる点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことのできる制度として創設されております。自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等によって、応援したい自治体を選ぶことができます。返礼品も含めて競争が激しくなっており、それぞれが切磋琢磨することで、各自治体の魅力向上につながっていると思われます。

菊池市としても、ふるさと菊池応援寄附金は、癒しの里きくちの実現に向けて、菊池市総合計画に基づく施策へ有効に活用されております。市も返礼品の工夫等も含め努力はされておりますが、熊本県下14市の中ではまだまだのようであります。

そこで、確認も含めお尋ねをいたしますが、市のふるさと納税のこれまでの推移と今後の取組をお示しください。

また、先日の熊日新聞に掲載されておりましたが、熊本市はふるさと納税は10億円を超えていますが、寄附は伸びているが、市民による市外への寄附額も伸びており、収支は赤字が続いているとのことであります。本市の収支についてもお示しください。

次に、企業版ふるさと納税についてのお尋ねですが、全国の地方創生の取組をさらに加速させるため、地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対して、積極的な寄附を行っていただけるよう、平成28年度税制改正で創設された制度ですが、本市の状況と今後の取組をお示しください。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　それでは、ふるさと納税についてお答えいたします。

総務省が公表しているふるさと納税現況調査によりますと、ふるさと納税の寄附金額及び14市の順位につきましては、令和２年度が１億2,276万4,217円で14位、令和３年度が２億529万9,000円で12位、令和４年度が２億9,375万6,500円で10位、令和５年度が３億7,416万4,000円で11位、令和６年度が５億1,223万2,500円でございます。なお、令和６年度の順位につきましては、現在、総務省で集計中でございます。

次に、ふるさと納税の寄附金額から返礼品等に係る経費及び市民税寄附控除額を差し引いた金額につきましては、令和２年度が約5,100万円、令和３年度が約１億200万円、令和４年度が約１億2,500万円、令和５年度が約１億4,100万円、令和６年度が約２億4,500万円でございます。

なお、算定対象期間はふるさと納税寄附金額、経費につきましては、４月１日から３月31日まで、市民税寄附控除額につきましては前年の１月１日から12月31日までとなっております。

また、企業版ふるさと納税につきましては、令和３年７月から寄附募集を開始しております。寄附金額及び件数につきましては、令和３年度が３件で700万円、令和４年度が９件で3,947万5,000円、令和５年度が15件で1,677万5,000円、令和６年度が23件で2,565万円でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　ありがとうございました。

私としては、今回は企業版のふるさと納税について、ある面では市長にお願いをしたいと思うんですが、今、竜門ダムの未利用水を半導体関連のＴＳＭＣも含めて、今後は利用されるということでございますので、それに基づいて、ぜひとも江頭市長にはトップセールスとして、やっぱりそういう企業版のふるさと納税の推進をお願いしたいと。

企業版のふるさと納税というのは、非常に何か企業側にも物すごくメリットがあるんですよね。ですから、今現在菊池市はダイレクトメールとか、そういうのだけでやっていらっしゃいますので、ぜひとも企業訪問等をされて、やはりこの竜門ダムも含めて、チャンスを逃さないようにやっていただきたいと思います。

私が江頭市長には、１期目のときに公用車の活用についてということで質問をしたときに、前は走行距離が短い電気自動車でしたから、トップセールスをするために公用車を購入されたということで答弁をされておりました。今こそそのトップセールスで、やっぱり公用車を活用して走り回っていただきたいと思いますが、その点も含めて答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　ふるさと納税、とりわけ企業版ふるさと納税のトップセールスの考え方をということでございました。

これまで既にいろんな会社を訪問させていただきまして、大口の寄附であったり

ということに結びついているものがございますので、引き続き、積極的に出張しながら、お願いをしていきたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　午前中、二ノ文議員からも、市長は目標は20億円ということでございますので、それに向かって、ぜひともトップセールスをお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と、アンケート等の結果についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和２年７月21日に議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。その後は見直しを含め、一貫して各支館の地域移管廃止への問題、廃止となっている重味グラウンドについては、ドクターヘリポートに指定されていることも踏まえ、市民の命を守るために、指摘、要望を続けてまいりました。

熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことをしっかり考慮して検討を進めなければなりませんが、現在の菊池市の説明の状況は、市民に選択権を与えない計画を一方的に押しつけているように思われます。

私は迫間地区に住む者として、特に迫間支館、重味グラウンドについては、市民の命を守る施設として、従来どおり、市で管理するべきであると考えます。

これまでの一般質問で何度も申し上げましたが、区長会として協議を重ねて、全会一致で迫間支館、重味グラウンドについては、行政で管理運営していただくように要望をしておられます。

その後は、水迫地区を加えて、市議会に公共施設として存続を求める陳情書が提出されましたが、令和６年第２回定例会で賛成７、反対11、棄権１で、不採択となりました。傍聴しておられた区長の方々も賛成討論が４名に対して、反対討論は１名だけなのに、結果は不採択となったことに大変憤慨をされておられました。

重味グラウンドについては、議会では不採択となりましたが、ドクターヘリポート、緊急避難場所として存続することができました。令和２年７月に示された菊池市公共施設等総合管理計画に、重味グラウンドの廃止が示されたこと自体が間違っていたと私は思います。

迫間支館についても、迫間地区区長会で指定緊急避難所として、これまで同様、市の管理運営による体制を維持していただき、さらに設備の拡充を全会一致で要望されておりますので、あえて税金を使って、全戸にアンケートを取る必要はないと

一般質問等で指摘、要望しておりましたが、令和７年２月にアンケートが実施されました。その後、市長選を意識されたのか、いまだに結果が報告されておりません。

私は市民の命を守る施設として、指定避難所となっている各支館については、一貫して行政で管理するべきでありますので、考えは変わりませんが、今回、アンケートを取られた水源支館を除く、戸崎・花房・龍門・迫間支館のアンケートの結果の状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、支館に関するアンケート結果について、その状況についてお答えいたします。

支館の管理運営に関するアンケートは、議員がおっしゃいましたとおり、龍門・迫間・花房・戸崎の４支館が存在する地域の全世帯に配布し、４支館の平均回答率は46.7％でございました。御協力をいただきました住民の皆様には感謝申し上げます。

アンケートにつきましては、集計もおおむね完了しておりますので、今定例会中の審議会等で議会へ報告させていただくよう現在進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　回答率が46.7％ということでございました。

なかなかこの回答するにも、私、そのアンケートを今持ってきておりますが、物すごく分かりにくいんですね、このアンケートは。市の方針というのをもうちゃんと決定したように書いてありまして、教育施設としての支館は既に役割を終えた施設として廃止することが妥当と判断されますということで、市の方針といって打ち出して。その後は、公共施設のまま用途変更といいますが、結局、今現在避難所になっていることとか、投票所として利用されているとか、そういうことについては全然書いてないわけですね。ですから、今、教育施設としての生涯学習とかそういうのであれば、なかなか支館に行くことというのはないわけですよ。ですから、利用していますか、利用されていませんかといえば、利用してないほうに丸をつけてしまうとか、そういうふうな状況だと思います。

私にもこのアンケートについては、なかなか回答が難しいということで問合せもたくさんございました。そのことも含めて、やはり市民目線というか、本当に私は何度も申し上げますが、やっぱり市民の命を守ることが一番だと思いますので、やっぱり避難所としてきちんとした、まだ公表されていませんので、どういう結果に

なるかは分かりませんけど、私としては、今後ともやはり市民の命を守る施設として存続をお願いしていきたいと思います。

それでは次に、九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区から提出された環境整備基金活用の進捗状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまでの経緯も含め、何度も指摘、要望を一般質問等で続け、また、これまでの水迫地区区長会の方々と協議を重ね、私としては、長い間、九州産廃問題で御迷惑、御苦労をおかけした地域にぜひとも活用していただきたく、説明を続けてまいりました。

その後、令和５年度の水迫地区区長会長によって、各地区の要望を取りまとめていただき、水迫地区としての陳情書が令和５年12月11日付で提出をされました。

その後、令和６年度の水迫地区区長会に対して、改めて７月11日にその当時の市民環境部長参加による地元説明会が開催され、これまでの要望と基金積立金額に差異が生じていることを踏まえ、優先順位等の検討をお願いされました。

その後は、各区長が地区の戸数割、地域性、優先順位等を協議され、私も参加させていただきましたが、水迫地区区長会としての協議会を何度も開催されて、取りまとめていただきました。令和６年８月26日に市に対して、私も同行させていただきましたが、水迫地区区長会長が代表して取りまとめた要望書を提出されました。

私としては、これまで一般質問等で申し上げてまいりましたが、環境整備基金は使途目的が決まっており、九州産廃問題で御迷惑、御苦労をおかけした地域に一日も早く活用していただくものでありますので、とにかくスピード感を持ってやっていただくようにお願いしておりましたが、令和６年第４回定例会で上程されたのは一部の地区の要望のみでありました。基金として予算はありますし、現在の物価高騰を考えた場合、全地区の予算案計上ができなかったことは大変残念であります。

その後、ようやく令和７年度当初予算に上程され、現在、それぞれの地区で環境整備基金を活用した事業が行われていると思いますが、進捗状況をお示しいただきたいと思います。

また、地区に依頼した事業、また市が発注する事業があると思いますが、入札残等があればお示しをいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

水迫地区から提出されました陳情書に係る市の対応状況についてお答えいたします。

環境整備基金の活用による各種要望事項の実施状況につきましては、令和６年度

において２行政区４項目及び水迫区長会からの要望事項２項目の合計６項目となっており、具体的な事業内容として、ごみステーション改修補助、防犯灯ＬＥＤ化工事等の各施設整備が完了しております。

令和７年度におきましては、残る７行政区13項目の要望事項に関しまして、現在、水道施設改修、農業用水路の改修など７項目にわたり補助金申請がなされており、市道拡幅工事に係る測量設計の業務委託及び舗装改修工事の発注がそれぞれ１路線ずつ完了しているところでございます。

今後におきましては、残りの要望事項を含め本年度中の事業完了を目指し、関係部署との連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

入札残につきましては、まだ設計入札と発注ができておりませんので、残については、まだ分からない状況です。（発言する者あり）

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　市道古川線舗装改修工事で40万円程度の入札残が今のところあります。

○水上隆光　議長　　暫時休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午後２時36分

再開　午後２時37分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　昨年度分の補助金の関係で残が40万円程度あります。今年度は、先ほど言いました古川線の舗装工事、先ほど言いました40万円程度と、あと残り２本の舗装工事と道路側溝工事については、まだ発注が終わっていませんので、分かりません。それと永山２号線については、設計のみの発注ということになっております。

以上です。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　入札残は、市道古川線の市の発注については47万1,100円ぐらい入札残がありますし、それと里山の家に設置した洗濯機及び乾燥機の入札残については、私が確認したところでは41万9,870円あるということでございます。

これを改めてこういった形でお聞きするのは、これまでの経緯を先ほども水迫地区のことを申し上げましたが、それぞれの地域が非常に一生懸命検討して、要望事項を決められたわけですよね。それで、基本的には入札残が出たということは、その地域に使えるお金として、やっぱり確保していただきたいということがあるから、あえてこの入札残についてという質問をしているわけですよ。

ですから、この１億1,900万円の環境整備基金というのは、ある面ではこれまで御迷惑をかけた水迫地区に限定した使途目的を決めた基金であるということを忘れないようにしてください。でないと、やはり地域の方が要望したことに対して、行政がいろいろ言う権利はある面ではないんですね。だから、そのことも含めて、今後、市が発注する市道なんかについては、また入札残がそれなりに出ると思います。ですから、そのことについては、またその地域の地区長さんも含め、また協議をしていただいた上で、やはりもう１円たりとも、ほかのことに流用しないように、水迫地区で完璧に使っていただくような考えを持っていただきたいと思います。このことも踏まえて、市長のほうに答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、水迫地区の環境整備基金についての御質問にお答えいたします。

環境整備基金活用による各種要望事項に対する事業の実施に関しましては、担当部署とそれぞれの区長さんなどと非常に具体的な打合せをこれまでさせていただきまして、先ほど来、市民環境部長が答弁しましたとおり、令和６年度から本年度にかけまして計画的な各施設の整備などの対応を図っているところでございます。

今年度中に、残った事業については全て実施をして、本年度中に各種施設の予定どおりの完了を目指して事業を進めておるところでございます。

入札残につきましては、全体の事業を１回締めた上で、別途検討をしていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　入札残というのは、基本的にその地域がそれぞれで要望した分での入札残でございますので、いずれにしても、改めて水迫地区の区長さん方と、別途にというか、新たにその入札残を含めて、その金額についてはしっかりと協議をしていただきたいと思います。

それでは次に、国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業について、今回は市の指

定避難所の迫間支館の隣接地に新規に設置されていることに対して、菊池市環境基本条例に基づく地域住民への説明責任についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、菊池市環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民への説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地域区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。

市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安解消には至っていない状況であります。

令和５年２月17日、市役所において、開発業者としては、工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で説明会が行われ、開発業者側の提案と地域住民からの排水の問題、また、これまで業者が示した６基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。その後、結果的には物別れになったとはいえ、開発業者による迫間支館の隣接地に追尾型太陽光発電設備が新たに設置されております。

地域住民の方々は、開発業者の誠意ない対応に大変憤慨されておられます。地元としても、令和５年11月に、さらに令和７年５月８日付で迫間地区長が交代されましたので、改めて施設内の里道に関すること、施設内の排水に関すること、施設開発に伴う隣接地の補償に関すること、居住地に隣接する太陽光発電機器の撤去に関することについて、協議書を市を経由して提出されましたが、開発業者の返事は今回も協議には応じることはできないとのことであります。

迫間地区の追尾型太陽光発電事業は、何度も申し上げますが、菊池市環境基本条例違反から開発がスタートしております。市としても責任を重く捉えていただき、一日も早く地域住民の不安の解消に努めるべきであります。

菊池市のような太陽光発電設備のトラブルが全国の自治体の41％で発生していることが総務省行政評価局から公表されております。市としても、トラブルとして認識しておられると思いますが、先ほど申し上げた迫間支館隣接地に新規に設置された太陽光発電機器の状況と今後の対応について、また、令和４年２月22日に、迫間、豊間地区の追尾型太陽光パネルが１基倒壊しましたが、いまだに原因究明はできておりません。しかしながら、開発業者は高野瀬区、戸豊水区との協定を結んでいるにもかかわらず、それぞれの区長に連絡することなく、修理、そして設置を現在完了しております。この件についても、市としての対応をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

迫間地区追尾型太陽光発電事業計画に係る、太陽光発電設備の新規設置に対する本市の対応状況についてお答えをいたします。

まず、事業計画地外からの目視による現地確認を継続して行っており、事業計画地北側において追尾型太陽光発電設備設置工事が行われたことを確認したところでございます。

併せまして、開発事業者に対しまして、発電設備設置工事実施の有無について、開発事業者代理人弁護士を通じて書面により確認をしたところ、当該工事を実施しているとの回答がなされたところでございます。

このことを受け、九州管内の太陽光発電事業全般を所管する九州経済産業局に対しまして、現状報告を行うなど直接的な情報共有を図っているところでございます。

また、迫間地区からの依頼に基づき、迫間地区長及び関係区長の連名によります本事業計画に関する協議依頼書面を、本年５月上旬に開発事業者代理人弁護士を通じて開発事業者へ送付しております。

その後、５月下旬に、開発事業者代理人弁護士から市に対しまして、迫間地区に対する回答書面の送付依頼がなされたことから、関係区長へ書面を送付しております。

本件に関しましては、本市環境基本条例に基づき継続した対応を図っており、今後におきましても、双方における協議が整いますよう、市としてできる限り全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、豊間地区追尾型太陽光発電事業に係る本市の対応状況についてお答えをいたします。

豊間地区追尾型太陽光発電事業につきましては、本市環境基本条例に基づく事前協議が終了した案件であり、当該発電事業開始後の、去る令和４年２月22日におきまして、追尾型太陽光発電パネル部分１基の倒壊が発生しております。

発電パネル部分１基の倒壊後におきまして、倒壊した箇所と同じ箇所へ発電パネルの再設置工事が行われていたため、開発事業者に対しまして、その状況を開発事業者代理人弁護士を通じて、現在、確認を取っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　全ての物事が代理人弁護士を通じてという形になっているわけですね。基本的にもう直接開発業者と話ができないような状態になっております。特に迫間の豊間地区の倒壊については、結局、まだ原因究明ができていないの

に、もうある意味じゃ、勝手に設置をしているわけですよ。高野瀬区と戸豊水区は協定をわざわざ結んでいるのに、地元区長なんかには何の連絡もなしに、勝手に設置工事をやっているわけですね。だから、こういうことについては、やっぱりもっと市のほうも、ある面では、ペナルティーというか、ちゃんときちんとした連絡をしていただきたいと思います。全てが弁護士経由でないと何の報告もない。

そして、私も、何か準備をしていましたので、見に行ったときにすぐ環境課のほうにも連絡して、それからも物すごく時間がたっています。今の答弁では、まだ連絡して、その回答を待っているような状況で、地域住民はたまりませんよ、そのようなことじゃ。何のための協定を結んでいるか分かりません。ですから、もっと市民の目線に立って対応していただきたいと思いますよ。

市長も先般の選挙の遊説のときには、地元住民のほうから、遊説時にいろんな太陽光のことについても指摘をされたと思います。また、そういう指摘をしたという報告が私のほうにも来ておりました。改めて市長となって、またこの太陽光の問題のことについては、やっぱり引き続き対応していただきたいと思いますが、もう協定を結んでいることに対しての違反については、もっと厳しくやっていただきたいと思います。

それと、開発業者は、地元の請負企業ですよ。請負企業として仕事は何のペナルティーもなく、ずっと仕事は取っとります。ですから、そういうことも含めて、やっぱり市民は物すごく怒り心頭ですよ。そのことも含めて、市長の答弁もいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、太陽光の発電事業に関しての御質問にお答えいたします。

これまでの協議等を通じまして、とりわけ迫間地区の皆様におかれましては、地域住民の方々が大変大きな不安感を抱えていらっしゃるということは承知しているところでございます。

また、本件につきましては、実は一部の関係者間において係争が発生しているということが判明しておりまして、この係争中はなかなか私どもとしましても動きが難しいということになりまして、その状況、推移等を注視していかざるを得ないというふうに考えております。

具体的に何ができるかというのは、今、分かりませんけども、係争中であっても、もし何かできることがあるのかどうか、全力で調査をして、もしあれば取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　市長が申された係争中の部分と、豊間地区の協定の問題はもう別問題と思いますよ。私が言っているのは、戸豊水と高野瀬区が結んだ協定に基づく対応についてのお願いをしているわけでございますので、そのことについては、別物として考えていただきたいと思います。でないと、何のための協定か分かりません。そのことを理解していただいて、今後もしっかりとやっぱり市民の命に関わること、また生活の不安に対する解消に努めていただきたいと思います。よろしくお願いしときます。

これで、一般質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

ここで、10分間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後２時55分

再開　午後３時02分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　議案第62号から議案第64号一括上程・説明・質疑・委員会付託

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、議案第62号から議案第64号までの３案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第62号は令和７年度一般会計補正予算（第２号）です。

保育園等の副食費及び学校給食等への支援を行うための物価高騰対応重点支援事業でございます。

次に、議案第63号及び議案第64号は、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による工事請負契約の締結並びに工事請負契約の変更でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞ

よろしくお願いをいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、提案をいたします議案第62号から議案第64号までにつきまして御説明をさせていただきます。

画面のほうは表示されておりますでしょうか。

追加議案書の３ページでございます。

議案第62号、令和７年度一般会計補正予算（第２号）でございます。

４ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に2,062万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ303億8,550万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、国の予備費により新たに交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する、保育園等の副食費及び学校給食費への支援を行う物価高騰対応重点支援事業による増額でございます。

令和７年５月27日に、国の予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加交付されることとなったことから、臨時交付金を活用した支援内容につきまして検討を行い、今回、追加議案として提出をするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

８ページをお願いします。

１枠目の目２総務費国庫補助金1,443万3,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増で、物価高騰対応重点支援事業の財源でございます。

２枠目の目１財政調整基金繰入金619万2,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

９ページをお願いします。

１枠目の目５児童福祉施設費261万2,000円の増額は、保育所等に対する物価高騰により増額された副食費への補助でございます。

２枠目の目１学校給食費1,801万3,000円の増額は、学校給食の食材費高騰に対する給食費の補塡事業補助金でございます。

次に、11ページをお願いします。

議案第63号、工事請負契約の締結については、令和７年度菊池市総合体育館屋根外壁改修工事につきまして、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、６月６日に条件付一般競争入札を実施し、建設工事共同企業体である２事業者から応札があり、その後の事務手続を経て、６月12日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、令和７年度菊池市総合体育館屋根外壁改修工事。工事場所は、菊池市亘地内。契約の方法は、条件付一般競争入札。契約の金額は、２億4,255万円。契約の相手方は、三牧・美麗建設工事共同企業体でございます。

なお、落札率は99.8％でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第64号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和６年度玉祥寺橋架替下部工工事１工区につきましては、令和６年第３回定例会において、契約締結の議決をいただいたところでございますが、今回、現地の地盤状況による土留矢板の打設工法の変更、及び、仮設盛土の増加などに伴い、契約変更を行う必要が生じましたことから、議会の議決をお願いするものでございます。

また、この変更内容につきましては、６月13日、受注者と合意し、変更仮契約を締結いたしております。

契約の目的は、令和６年度玉祥寺橋架替下部工工事１工区。工事場所は、菊池市玉祥寺他地内。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、3,629万1,297円増額の１億9,634万1,297円。契約の相手方は、株式会社緒方建設工業でございます。

以上、説明に代えさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　お疲れのところ、すみません。議案第63号と議案第64号についてお尋ねをいたします。

議案第63号の体育館の屋根改修については、これはもう前回から二ノ文議員の質問のときでしたかね、この話が出ていまして、そのときに、執行部は分離発注を、これは議員はもう分離発注しなさいと議会全体で言ってたわけですから、分離発注を検討しますと言ってたんですよね。担当の社会体育課長もそう言っていました。

今回、塗装の部分というのは分離発注されているのか、してないなら、何でしてないのかという理由をお尋ねします。

それから、議案第64号の玉祥寺橋、これが落札率が、たしか98.9％ぐらいだったと思うんですよ。やがて99％だったんですけど、それが今回の金額になると、その

落札率120.6％になるんですよね。さっき言われたように、矢板がどうのと言われましたけども、それは設計のときに分からなかったんでしょうか。最初の設計が甘かったとしか言えないと思うんですけども、じゃあ、設計した人に瑕疵はないのか。その２点をお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、荒木議員の議案第63号の質疑についてお答えいたします。

議員がおっしゃったように、分離発注についても検討はいたしました。議員は塗装工事についてはできないのかということで、今、おっしゃいましたが、全体関係しますので、御説明をさせていただきます。

まず、大きく３点の観点から、分離発注がちょっとできなかったというものでございます。

まず、１点目でございます。複数の工種で構成され、建築一式工事にまず該当するということでございます。これにつきましては、本工事は屋根工事、防水工事、塗装工事など、複数の工事を行うことで、足場などの付加分の工事も含んでおり、建築一式工事にまず該当するということでございます。

２点目でございます。各種工事の施工範囲や工事に係るコストが明確ではないということでございます。こちらにつきましては、分離発注には工事の責任範囲や、工事に係るコストの明確化が図られるなど、合理的な理由が必要となることでございます。本工事は複数の工事を同時期に施工するものであり、工事範囲が重複するため、それぞれの専門工事として分離発注した場合は、施工範囲と責任範囲が明確にならない、施工中の品質管理のみならず、足場上など危険箇所の安全管理において責任が分散することになるということでございます。

３点目でございます。コスト削減が困難になるということでございます。こちらにつきましては、分離発注とした場合は、それぞれの契約規模に応じた経費を見込むことになり、一式工事とした場合と比較すると、経費が増大するというところでございます。また、専門工事のみとした場合は、事業全体の調整を要するため、発注者側の人件費等のコストも増大するということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、荒木議員の質疑にお答えいたします。

当初から分かっていたんじゃないかと。設計した人に設計の瑕疵はないかという

お尋ねでしたけども、設計の段階の前に、橋台、橋脚、ピンポイントでボーリング調査を行っております。ちょうどボーリング調査を行いましたが、正確に６センチ５ミリぐらいの多分直径だと思うんですけども、そのときの判断では、通常のバイブロハンマーという振動をかけながら矢板を差し込むやつでいけるだろうという判断で設計は作られてます。

ただ、現場に入りましたところ、現地がこのぐらいの玉石が結構多く実際はありまして、現状とちょっと差異があって、どうしても抜からないということでしたので、変更をさせていただいたところでございます。設計した人に瑕疵はないと考えます。

以上です。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　議案第64号の件につきましては、地中のことですから、確かにそういうのがあったということで理解しました。

では、議案第63号については、責任の所在が分からなくなるとか言われていますけど、じゃあ、このＪＶの２社は、これ、外注せんということですね、塗装屋には。そういうことになるでしょう。塗装屋に外注したら、言われていることと整合性が合わなくなるから、自分のところで自社で塗装もやるということでいいですね。

ここ２社、塗装の免許は持っているかもしれないけど、塗装の用具は持ってないと思いますよ。だから、外注に出すと思うんですよ。さっきの言い方でいけば、下請は認めないというふうにしなきゃいけないと思うんですけど、下請はやらないということですね。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　質疑にお答えいたします。

まだ今、仮契約で、本契約がまだできている状態ではございませんので、あくまでも市との契約としては、この共同企業体でございますので、全て責任の所在は共同企業体でございます。

下請等のことについては、私からは答弁は控えさせていただきます。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　私が言っているのは、塗装部分だけを下請というか、分離発注してくださいと議会側は言っているわけですよね、分かりますか。この前の質問でも私言いましたけど、その部分を自社でやったほうが、足場とかを使ったとき

にとおっしゃったけど、それを下請にさせるなら、別の業者にさせるなら、それは結局、責任の所在は分からないじゃないですか。分離発注すれば、別に下請と変わらんわけですから、分離発注すればいいのに、この部分をＪＶにやって、それを下請にやって、それが市外がするなら、よそにこの菊池市の税金が流れるというふうな考えにはならないんですかとお尋ねしているんですけど、多分通用しないと思うんで、もうこれで質疑は終わります。あとはもうこれは総務文教常任委員会のほうでしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　議案第62号について、２点質疑を行います。

物価高騰対応重点支援事業で、国の補助金約1,800万円を使って、小中学校の給食費の補助が行われております。

１点目は、軽減補助の方法についてお聞きします。

この金額は年度末に保護者に現金としてバックされるのか、それとも、もう既に値上げされた金額は据え置いて、食材の高騰費などに充てられるのか、その方法が現段階で分かればお示しください。

２点目は、1,800万円が計上されておりますが、私の一般質問の調査では、値上げ幅は今年度約3,000万円と私は確認しておりましたが、1,800万円では全額の負担軽減にはならないと考えますが、それはそのように理解してよいのか、お答えください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

まず、１点目でございます。こちら、各給食共同調理場等に、各学校に運営委員会がございますので、そちらのほうで補助をするというような形になります。

２点目でございます。議員の計算では3,000万円になるということでございますけども、今回は令和６年度に運営委員会のほうで御決定いただきました金額と、今年度、令和７年度運営委員会で決定いただいた金額の増額分に対して補助を行うものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　すみません、もう１点確認ですけども、１点目の運営協議会のほうにというお話でしたけども、各運営協議会のほうで、どのような負担軽減の方法にするかは決めるという内容でよろしいんでしょうか。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質疑にお答えいたします。

一般質問でもお答えしたとおり、各給食センター等で若干なりと単価等はもちろん違うんですけれども、そちらに児童生徒１人当たりの補助を行いまして、最終的には、最終月、翌年の３月に精算という形で、給食費等を徴収しないというような形で精算をするというような形になるということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第62号は予算決算常任委員会に、議案第63号は総務文教常任委員会に、議案第64号は経済建設常任委員会に、それぞれ付託します。

付託されました常任委員会は、各案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第３　報告第８号から報告第15号まで一括上程・報告

○水上隆光　議長　　次に、日程第３、報告第８号から報告第15号までの８件を一括議題とします。

ここで、執行部から説明の補足のため、資料配付の要請がありました。

会議規則第157条の規定によって、資料を配付することを許可しております。

資料はお手元に配付のとおりです。

提出者の報告を求めます。

宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　それでは、菊池市議会定例会議案（追加）の15ページをお願いいたします。

報告第８号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定により御報告いたします。

18ページをお願いいたします。

初めに、１の事業概要については、記載のとおりでございます。

３の欄の土地取得売却事業の欄につきましては、（２）の土地売却等につきまして、記載の用地につきまして、売却等による処分が完了しておるということでございます。

19ページをお願いします。

令和６年度決算報告書でございます。

（１）収益的収入の収入済額が2,718万5,158円、次に、収益的支出の支出済額が2,428万8,546円でございます。

21ページをお願いいたします。

令和７年３月31日時点の貸借対照表でございます。

まず、資産の部です。流動資産合計が8,895万1,425円。次に２の固定資産合計が100万円。よって、資産の部の合計が8,995万1,425円でございます。

次に、資本の部です。１の資本金は、市からの出資金で資本金合計が100万円。２の準備金合計が8,895万1,425円。よって、資本合計が8,995万1,425円でございます。

負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計が8,995万1,425円でございます。

22ページをお願いします。

損益計算書でございます。１の事業収益、２の事業原価ともに2,311万円でございます。

３の一般管理費が117万8,546円。同額が事業損失となります。

４の事業外収益が407万5,158円。よって、事業外収益に事業損失を差し引きました289万6,612円が経常利益となります。

７の特別損失が810万2,538円。よって、当期純損失が520万5,926円となります。

23ページ以降のキャッシュ・フロー計算書、財産目録、監査報告書を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上が、令和６年度における経営状況でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

令和７年度の事業計画でございます。土地の取得、売却等の計画はございません。

28ページをお願いします。

令和７年度の当初予算でございます。収益的支出は、一般管理費で30万6,000円を計上しております。

30ページをお願いします。

最後に、資金計画でございます。受入資金と支払資金の差引きで、8,964万3,000円を計画しております。

以上、報告第８号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、第三セクターの経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、御報告申し上げます。

追加議案31ページの報告第９号、有限会社きくち観光物産館から、167ページの報告第15号、有限会社有朋の里泗水までの７件につきまして、各第三セクターの経営状況報告書を記載しておりますので、御覧ください。

報告につきましては、議案書を御覧いただくとともに、本市議会会議規則第157条の規定により、事前に議長の許可を得て、配付させていただいておりますＡ３判の補足説明資料、令和６年度第三セクター経営状況概要書を使用して報告させていただきます。この概要書は、各第三セクターの経営状況報告書の文言等を抜粋して作成しております。

また、概要書の金額は、決算書を四捨五入により記載しておりますので、合計が一致しない箇所もございます。

また、売上総額の欄は、出荷者協議会からの委託販売を含めた売上総額を記載しておりますので、委託販売手数料収入のみを計上している損益計算書の金額との相違がある場合もございますので、御了承をお願いいたします。

それでは、補足説明資料、令和６年度第三セクター経営状況概要書を御覧ください。

最初に、報告第９号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、出資の状況、令和６年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が5,992万9,000円、売上総額が１億8,413万5,000円、当期純利益が265万円となっております。

下段の表を御覧ください。

令和７年度の事業計画は、記載のとおりです。売上総額としましては１億8,700万円とし、経常利益115万5,000円を見込まれています。

次に、報告第10号、有限会社ファームきくちの経営状況について、御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和６年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が8,602万3,000円、売上総額が5,615万4,000円、当期純利益が236万4,000円となっております。

下段の表を御覧ください。

令和７年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては6,012万円とし、経常利益217万2,000円を見込まれています。

次に、報告第11号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について、御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和６年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が３億2,512万4,000円、売上総額が12億7,685万5,000円、当期純利益が119万1,000円（後に発言の申出があり、「119万1,000円」を「199万1,000円」へ訂正）となっております。

下段の表を御覧ください。

令和７年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては13億2,767万円とし、経常利益1,208万5,000円と見込まれています。

次に、報告第12号、有限会社七城町振興公社の経営状況について、御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和６年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が１億913万8,000円、売上総額が３億7,311万3,000円、当期純利益が174万3,000円となっております。

下段の表を御覧ください。

令和７年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては３億9,555万3,000円とし、経常利益538万8,000円を見込まれています。

次に、裏面の概要書２ページをお願いいたします。

報告第13号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について、御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和６年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が１億2,508万3,000円、売上総額が3,859万8,000円、当期純利益がマイナス７万8,000円となっております。

下段の表を御覧ください。

令和７年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては3,648万5,000円とし、経常利益80万8,000円を見込まれて

います。

次に、報告第14号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について、御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和６年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が１億4,312万5,000円、売上総額が５億66万8,000円、当期純利益がマイナス487万5,000円となっております。

下段の表を御覧ください。

令和７年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては５億70万円とし、経常利益333万円を見込まれています。

最後に、報告第15号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について、御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和６年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が１億1,516万7,000円、売上総額が３億9,339万8,000円、当期純利益が24万4,000円となっております。

下段の表を御覧ください。

令和７年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては３億9,900万円とし、経常利益317万5,000円を見込まれています。

以上で、報告第９号、有限会社きくち観光物産館から、報告第15号、有限会社有朋の里泗水まで、７件の第三セクターの経営状況について報告させていただきます。

すみません、先ほどの報告の説明の中で、報告第11号、有限会社七城町特産品センターの当期純利益が「119万1,000円」と申しましたが、正しくは「199万1,000円」でした。おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で、報告を終わります。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第４　報告第16号及び報告第17号一括上程・報告

○水上隆光　議長　　次に、日程第４、報告第16号及び報告第17号の２件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、報告第16号及び第17号につきまして御説明をさせ

ていただきます。

追加議案書は195ページをお願いいたします。

画面表示されておりますでしょうか。

報告第16号及び197ページの報告第17号の専決処分の報告については、議会において指定されている事項について、専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、報告第16号については、196ページが専決第７号専決処分書で、公園の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和７年６月16日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和７年５月３日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、鴨川河畔公園駐車場から相手方車両が出る際に、入り口の側溝の蓋がずれて隙間ができていたため、車両が脱輪し、ホイールを破損する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、３万96円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、197ページをお願いします。

報告第17号については、198ページが専決第８号専決処分書で、同じく、公園の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和７年６月16日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和７年５月６日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、報告第16号と同様に、鴨川河畔公園駐車場に相手方車両が進入する際に、入り口の側溝の蓋がずれて隙間ができていたため、車両が脱輪し、タイヤ及びホイールを破損する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、７万2,770円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、追加報告についての説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で、報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　議席番号３番、安武睦夫です。報告第16号並びに報告第17号について質疑をしたいと思います。

事故発生から、事故概要を見ますと、同一文章でございますが、まずはこの事故については、同一箇所なのか、お尋ねしたいと思います。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの安武議員の質疑にお答えいたします。

事故の発生場所は、同一箇所でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　専決報告を見ますと、事故発生が５月３日、５月６日、そして同一箇所ということでございますが、市に対する通報、事故の発生の通報はいつあったのか、お尋ねします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの安武議員の質疑にお答えいたします。

報告第16号、最初に５月３日に事故があった分ですけども、通報が、事故の連絡がありましたのは、その５日後の５月８日午前10時30分頃になっております。

それと、その後の５月６日に事故があった分ですが、５月６日の分は、事故が午後０時45分頃ありまして、その事故の連絡は翌日の５月７日午前８時50分頃に連絡があっております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　ありがとうございます。

もう１点お尋ねします。一般的に民地であろうが、公道であろうが、保険金の請求や損害賠償の手続のためには、警察の事故証明を取られると思いますが、今回の事故については、事故証明というものの確認はできていますでしょうか、お尋ねします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

警察による事故証明については、確認は取っていない状態でございます。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、７月４日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後３時43分

第　６　号

７月４日

令和７年第２回菊池市議会定例会

議事日程　第６号

令和７年７月４日（金曜日）午前10時開議

第１　各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
第２　議案第65号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第３号）
　上程・説明・質疑・討論・採決
第３　議員提出議案第４号　菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
　　議員提出議案第５号　菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
　一括上程・説明・質疑・討論・採決
第４　議員提出議案第６号　菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
第５　決議案第１号　菊池市議会本藤潔議員に対する辞職勧告決議
　上程・説明・質疑・討論・採決
第６　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

――――――――――――――――○――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
日程第２　議案第65号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第３号）
　上程・説明・質疑・討論・採決
日程第３　議員提出議案第４号　菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
　　議員提出議案第５号　菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
　一括上程・説明・質疑・討論・採決
日程第４　議員提出議案第６号　菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
日程第５　決議案第１号　菊池市議会本藤潔議員に対する辞職勧告決議
　上程・説明・質疑・討論・採決

日程第６　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	城　　太志郎
２番	本　藤　　潔
３番	安　武　睦　夫
４番	稲　継　智　康
５番	古　田　浩　敏
６番	島　　春　代
７番	大　山　宝　治
８番	田　中　教　之
９番	福　島　英　徳
10番	緒　方　哲　郎
11番	後　藤　英　夫
12番	東　　奈津子
13番	水　上　隆　光
14番	猿　渡　美智子
15番	荒　木　崇　之
16番	工　藤　圭一郎
17番	二ノ文　伸　元
18番	泉　田　栄一朗
19番	木　下　雄　二
20番	山　瀬　義　也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	江　頭　　実
副　市　長	藤　井　一　惠
政策企画部長	宇野木　浩　二
総　務　部　長	開　田　智　浩
市民環境部長	髙　島　英　輔
健康福祉部長	古　吉　京　子

経　済　部　長	松　永　哲　也
建　設　部　長	久　川　知　己
七　城　支　所　長	田　代　誠　士
旭　志　支　所　長	佐野木　成　俊
泗　水　支　所　長	中　原　親　弘
財　政　課　長	上　野　重　智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古　庄　和　彦
市　長　公　室　長	稲　葉　一　郎
教　育　長	音光寺　以　章
教　育　部　長	前　川　幸　輝
農業委員会事務局長	古　田　十　咲
水　道　局　長	田　代　誠　也
監査委員事務局長	髙　木　智　生

事務局職員出席者

事　務　局　長	松　原　憲　一
事　務　局　課　長	髙　山　賢　一
議　会　係　長	西　住　　剛
議　会　係	右　田　一　樹
議　会　係	河　田　真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第１　各常任委員長報告（報告書は、巻末311～326頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　日程第１、去る６月18日及び23日の会議において、各常任委員会に審査を付託いたしました議案第39号から議案第47号まで、議案第58号から議案第64号まで、及び陳情第１号の17案件について、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、緒方哲郎議員。

［登壇］

○緒方哲郎　総務文教常任委員長　　改めまして、おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案２件、その他の議決案件３件の５案件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第39号については、執行部より、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第40号については、執行部より、犯罪被害者等基本法第５条の規定により、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することで市民が安心安全に暮らすことができる地域社会を実現するため、条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、他の自治体でも同時進行で制定されているのか。また、窓口はどこになるのかとの質疑に対し、執行部より、県内では、熊本市、八代市、荒尾市、長洲

町及び芦北町の５市町と熊本県が条例を制定済みである。また、本市の窓口については、関係各課は支援の窓口を既に設けているので、防災交通課が総合窓口となり、関係各課と連携していく体制を取ることになるとの答弁がありました。

次に、議案第58号については、執行部より、老朽化により更新する小型動力ポンプ積載車５台について、指名競争入札により取得金額及び契約の相手方が決定したため、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、積載車の配備先はどこか。また、落札の状況はとの質疑に対し、執行部より、積載車の配備先は、桜ヶ水班、平班、小川班、楠原区と九の峰区の合同班及び岩本班となる。また、落札の状況については、市内業者１者を含む８者から入札があり、落札率は95.9％であるとの答弁がありました。

また、委員から、昨年の委員会の質疑の中で、不要になった積載車を売却してはどうかとの提案があったが、今回はどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、委員からの提案時に情報提供のあったオークションに出している消防本部に問い合わせたところ、消防積載車とは異なるクレーン付きダンプなどの特殊車両のみで買手がついていたこと。消防車両に書かれた文字を消す費用が別途必要であること。売れ残った場合は、積載車５台の保管場所等の問題もあることから、今回は、落札業者が車両を処分する際の売却益を差し引く形で入札し、契約を締結している。ただし、別途更新する消防用小型動力ポンプについては、試行的にオークションに出したいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第59号については、執行部より、熊本県共同調達プロポーザル方式による随意契約により、菊池市立小中学校１人１台タブレット4,164台の取得金額及び契約の相手方が決定したため、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今回の県の共同調達には、幾つの自治体が参加したのか。また、補助金があるとのことだが、その補助率はとの質疑に対し、執行部より、今回の県の共同調達会議には、45自治体が参加した。また、補助率は３分の２であるが、１台当たりの補助対象経費の上限が５万5,000円となるため、補助金の額は１億5,260万円の見込みであるとの答弁がありました。

また、委員から、タブレットの保守契約はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、今回の契約に含まれるＭＤＭ（モバイルデバイス管理）による保守があるが、タブレットの修繕は別対応となるとの答弁がありました。

次に、議案第63号については、執行部より、条件付き一般競争入札により、令和７年度菊池市総合体育館屋根外壁改修工事の契約金額及び契約の相手方が決定したため、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、本会議の質疑において、塗装工事を分離発注しなかった理由が答弁されたが、再度、分離発注できなかった理由を問うとの質疑に対し、執行部より、関係各課と協議した結果、分離発注が困難である３つの理由が判明した。まず、屋根、防水、塗装等の複数の工事を行うので、建築一式工事に該当すること。次に、複数の工事を同時期に施工するので、工事範囲が重複するため、分離発注した場合は施工範囲と責任範囲が明確にならず、品質管理と安全管理の責任が分散してしまうこと。最後に、分離発注の場合は、建築一式工事と比べて、それぞれの契約規模に応じた経費を見込むことになり、経費が増大するとともに、発注者側の人件費等のコストも増大すること。これらの理由により本工事については、分離発注は困難であると判断し、建築一式工事に決定したところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、そうなると分離発注を行うということのハードルが相当高くなるが、非常に困っている業者もいると思うので、今後どうしたら分離発注ができるかを考えてもらいたいとの意見がありました。

また、委員から、契約の相手方は共同企業体であるが、各企業の出資比率は。また、落札率はとの質疑に対し、執行部より、共同企業体の出資比率は、三牧建設工業が53％で、美麗建設工業が47％となっており、落札率は99.8％であるとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第39号、議案第40号、議案第58号、議案第59号及び議案第63号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光　議長　　次に、福祉厚生常任委員長、猿渡美智子議員。

［登壇］

○猿渡美智子　福祉厚生常任委員長　　おはようございます。本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案２件及び陳情１件の３案件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第42号については、執行部より、本条例の提案理由は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためである。現在のところ、本市には該当事業所はないが、国の基準に基づき、条例で設備及び運営の基準を定めている。改正の主な内容は、連携施設の確保の基準緩和と経過措置の延長であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、保育の質を確保するための連携施設の確保であるのに、緩和が繰り返されている。執行部は、基準緩和が保育の質の確保という点で後退するのではないかという認識を持っているかとの質疑に対し、執行部より、質の確保に疑問を感じられることを否定するものではないが、本市には該当事業所がないため、国の基準に準じて条例を改正するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第41号については、執行部より、本条例の改正の主な内容は、議案第42号と同じく、連携施設の確保の基準緩和と経過措置期間の延長であるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、陳情第１号については、新型コロナワクチン接種台帳の保存期間延長を求める陳情であり、執行部に状況確認を行いました。執行部より、予防接種に関する接種記録について、予防接種法施行規則第３条で、５年間保存しなければならないと定められているため、本市でも５年保存としている。ただし、現状としては、健康管理システムにより接種記録を管理しているため、５年を過ぎても管理が継続している。昨年３月、国の厚生科学審議会において保存期間延長の協議がなされ、その会議の中で保存期間の延長がおおむね了承されたと聞いており、具体的な延長期間について、今後審議がされるということなので、国の決定事項に従っていきたいとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、システムが稼働している間はずっと記録として残るということかとの質疑に対し、執行部より、電子データで記録されているため、廃棄、削除しない限り記録は残る。ペーパーは管理しておらず、電子データのみを保存しているとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、議案第41号については、委員から、本条例改正は、家庭的保育事業の連携施設の要件緩和であり、本市には該当施設はないとのことだが、保育の質の低下を招くものであり、認めるべきではないといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第41号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号については、委員から、子ども・子育て支援法が創設された際、

家庭的保育事業における連携施設の確保は原則必須とされたが、なし崩し的に要件緩和が繰り返されている。子どもの命を守り健やかな成長を支える施設にこのような規制緩和が持ち込まれる条例改正は認めるべきではないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第42号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第１号については、委員から、陳情の趣旨には賛同するが、今後の国の動きを見ながらの判断でもよいと思われるので、継続審査にしてはどうかという動議が出されました。

採決の結果、陳情第１号については、賛成少数により継続審査とすることが否決となり、引き続き討論を行いました。

討論では、委員から、新型コロナワクチン予防接種台帳について、本市ではデータでの保存が５年以上できている状況であり、国においても延長の検討がされているので、今回本市において陳情の採択は必要ないと考えるとの反対討論がありました。

また、委員から、適切な医療につながること、感染症対策の強化に寄与することなどの陳情の趣旨に賛同する。趣旨に賛同できるならば採択すべきであるとの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第１号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長の報告とします。

○水上隆光　議長　　次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

［登壇］

○田中教之　経済建設常任委員長　　皆さん、おはようございます。本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案２件及びその他の議決案件３件の５案件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第43号について、執行部より、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第44号について、執行部より、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであると

の説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第60号について、執行部より、道路改良工事及び橋りょう撤去に伴う路線の見直しにより、市道路線を廃止するに当たり、道路法第10条第３項の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第61号について、執行部より、道路改良工事及び橋りょう撤去に伴う路線の見直しにより、市道路線を認定するに当たり、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、古川伊倉線の道路改良工事は完成しているのかとの質疑に対し、執行部より、本年の３月に完成しているとの答弁がありました。

また、委員から、間所菰入線及び前川板井線については、起終点の設定が河川の堤防となっているが、基幹道路等につなげるようにはできなかったのかとの質疑に対し、執行部より、間所菰入線については、既に河川管理道を市道認定しており、終点は市道と接続している。また、前川板井線については、河川管理道を市道認定しておらず、起点は市道等と接続していないが、市道路線の認定は妥当であると判断したとの答弁がありました。

さらに、委員から、前川板井線は、河川の堤防を起点に県道までの路線を市道認定するものであるが、本来は、集落間または基幹道路等につなげるように起終点を設定すべきであると考えるとの意見がありました。

次に、議案第64号については、執行部より、令和６年度玉祥寺橋架替下部工工事（１工区）について、左岸側橋台と橋脚設置に係る土留矢板の打設において、設置箇所に多くの玉石があり、バイブロハンマーによる打設では矢板が入らなかったため、硬質地盤クリア工法に変更したこと及び工法変更に伴い仮設盛土が増加したことにより、3,629万1,297円を増額した変更契約を締結するもので、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、硬質地盤クリア工法とはどのような工法かとの質疑に対し、執行部より、オーガ掘削と圧入を連動させる芯抜き理論による施工方法で、最大Ｎ値50以上の硬質地盤へ圧入施工を行う工法であるとの答弁がありました。

また、委員から、契約の相手方は、過去の売上げに対する契約金額の制約の条件を満たしているのかとの質疑に対し、執行部より、今回は指名競争入札を行っているため、制約等の条件は設けていない。なお、条件付き一般競争入札を行う場合は、制約等の条件を設けることがあるとの答弁がありました。

また、委員から、変更契約額は１億9,634万1,297円とのことであるが、変更設計

額は幾らかとの質疑に対し、執行部より、１億9,856万6,500円であるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第61号について、今回、前川板井線において、橋りょうの撤去に伴い、河川の堤防を起点に県道までの路線を市道認定するものであるが、本来は、集落間または基幹道路等につなげるように起終点を設定すべきであると考える。よって、今後、市道認定する際は、市道の効果を考えた認定基準を検討していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第64号について、今回の工事請負契約の変更内容及び変更後の契約額については、適正であると認識しているとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第43号、議案第44号、議案第60号、議案第61号及び議案第64号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光　議長　　次に、予算決算常任委員長、工藤圭一郎議員。

［登壇］

○工藤圭一郎　予算決算常任委員長　　皆さん、おはようございます。本定例会で予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第45号から議案第47号まで、及び議案第62号の４議案です。

６月18日、６月23日及び７月１日に予算決算常任委員会を、６月25日及び６月26日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長から経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第45号中、その主なものを申し上げます。

まず、目、企画費の菊池前進塾事業について、執行部より、事業費715万6,000円の増額については、市内３高校の魅力化を推進するとともに国公立大学等への進学を支援するため、公営塾、菊池前進塾を運営するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、昨年、前進塾を見学させてもらったが生徒が１人だけであった。昨年度の利用者数と本年度の利用者数の目標は何人かとの質疑に対し、執行部より、昨年度の１年間の平均利用者数は、１日当たり２人から３人であった。また、本年度

の利用者数の目標については、菊池高校の進学を目指す未来探究コースのクラス全員に利用してもらいたいところではある。今後、３高校と協議しながら明確な目標値を定めていきたいとの答弁がありました。

次に、目、児童福祉総務費の放課後児童クラブ整備事業については、執行部より、泗水地域の放課後児童クラブにおいて、従来の施設と借用の施設の２か所に分けて運営をされていたものを、従来の施設付近の場所に、１施設として運営できるよう新たな施設を整備するための補助金であり、当初予算において計上していたものの、資材、人件費等の高騰に伴い、823万1,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、放課後児童クラブの待機児童はいるのか、ニーズに対して施設は足りているのかとの質疑に対し、執行部より、現在、放課後児童クラブの待機児童は発生していないが、児童数が増えている学校もある。そういった学校で待機児童が発生しないように、例えば、長期休暇期間中のみ、空き教室を借りて運営するなどの工夫をしていきたいとの答弁がありました。

次に、目、観光費の観光プロモーション事業については、執行部より、菊池温泉街リブランディング基本構想及び実行計画に基づき、旅館等の経営基盤強化や食を通じた温泉街魅力化、景観まちづくりに取り組み、温泉街の活性化を図るため、また、菊池市観光振興ビジョンに基づき、新たな観光推進体制としてＤＭＯを設立し、まち全体で稼ぐ体制を整備するため、9,384万3,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、ＤＭＯについて、稼ぐ力を引き出すとあるが、何を根拠にしているのか。また、何年程度で負担金を廃止する考えかとの質疑に対し、執行部より、ＤＭＯに期待することは、会員の稼ぐ力をつけることである。ＤＭＯが市場調査等の分析データに基づいて効果的な観光戦略を実行し、日々積み重ねて会員と共有し戦略につなげていくことを重要視している。また、今後の負担金の支出については、市は単なる資金提供ではなく、成果に対する責任を負う立場であると考えることから、徐々に減少することはできても、廃止することは難しいと考えていると答弁がありました。

さらに、委員から、菊池観光協会の総会において、ＤＭＯ化に向けて承認されたとのことだが、予算審議の中で議会の承認が得られない場合はどのようになるのかとの質疑に対して、執行部より、菊池観光協会が自分たちだけでＤＭＯ化を進められるのか等の議論を促していくとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第45号について、菊池前進塾については、進学合格率の目標値は掲げてあったが、利用生徒数を増やさなくては結果に結びつかないと思うの

で、利用生徒数の目標値も掲げるべきである。執行部から実施方法の見直しは提案されたが、現状を見ると根本的に変える必要があると思うので、本年度の１年間をかけて検討してほしい。これまでの反省点を踏まえて、今回は政策的に取り組んでいることを評価しており、県立高校の厳しい現状を踏まえると、努力はされていると評価している。菊池高校の生徒へのアンケートで、菊池前進塾があるから菊池高校を選んだ生徒がいるという結果も出ているようなので、前向きに長く支援ができるような体制を構築してもらいたいという意見がありました。

また、まちなかデザイン会議事業については、今回は、最終目標を持って取り組んでほしい。事業の費用対効果などの検証を行い、その結果に基づき将来の事業計画を立ててほしいとの意見がありました。

次に、菊池観光プロモーション事業について、ＤＭＯ設立に当たり、観光を通じて地域の稼ぐ力を引き出すとあるが、質疑を通してどのようにして稼いでいくのか見えづらかったため、きちんと根拠を示していただきたい。また、ＤＭＯの効果について、様々な角度から数値化し毎年報告をしてほしい。ＤＭＯについて、数年後の目標とその計画を基に事業を進めることが重要であると考える。今後、債務負担行為の設定をし、複数年度の安定した運営の中で事業効果を達成し、ぜひＤＭＯを成功させていただきたい。また、予算計上前に菊池観光協会にＤＭＯ化の承認をいただいていることについては、行政手続上やむを得なかったと考えるとの意見がありました。

次に、観光施設整備事業について、設備等の故障により明らかに市民サービスに支障を来す場合は、早急に予備費を充用し対応していただきたい。設備の修繕において、予算要求時の見積りにより設計をしている場合は、物価高騰等の影響を勘案し適正積算に努めてほしい。わいふ一番館の基本設計について、今後、用途を変更し展示物等を移設させる場合は、どこに移設させるのか説明してほしい。竜門ダムのテニスコートの整備については、スケートボード場として改修する等の検討を行ってほしい。また、付近にバスケットコートもあり、そこもロンロン館と一体的に考えて整備の計画をしてほしいとの意見がありました。

次に、民間宅地開発支援事業について、市道の改良に当たっては、道路法に基づき検討する必要がある。よって、本来は開発された後に市道の認定、拡幅工事へ進めていくべきと考える。また、開発に先行し市道の拡幅工事をすることにより、路盤が損傷等することがないよう、事業者と十分協議を行い適正な施工をお願いしたいとの意見がありました。

次に、議案第62号について、学校給食費の補助については、給食費の値上げ分の一部を補助するとのことであったが、今、学校給食費は無償化の方向に進んでいる

ことから、給食費の値上げ分の全額を補助してもよいと思っているとの意見がありました。

また、経済建設分科会の議員間討議の中で委員から、リバーサイドパーク多目的ホールの空調設備の修繕料の補正予算が計上されているが、本件のように設備等の故障により明らかに市民サービスに支障を来す場合は、早急に予備費を充用し対応しなければならないとの意見を総括提言として執行部に対し通告を行いました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、経済建設分科会において総括提言がありましたので、執行部より、経年劣化や自然災害等により、施設及び設備が破損または故障した場合、危険性や緊急性の高いものについては、予算流用、予備費の充用等にて予算を確保し、対応しているところである。御指摘の市民サービスに支障を来すような故障の場合は、緊急度を高く位置づけた上で、その都度、庁内で協議の上、適切な予算措置方法を選択し、早急に対応したいという答弁がありました。

次に、各分科会長報告に対する質疑を行いました。

委員から、観光費の観光プロモーション事業の中に新たなる観光推進体制として、ＤＭＯを設立し、まち全体で稼ぐ体制整備のため、観光協会に4,633万4,000円の金額を増額するとある。相当な額の市民の血税であるが、この事業の責任の所在はどこにあるのか。また、この事業に対する責任の所在についての質疑はあったのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、この事業に対する責任の所在について、委員より明確にするようにとの質疑はあったが、執行部から明確な答弁はなかった。なお、ＤＭＯ設立に関連した質疑の際に、市は単なる資金提供者ではなく、成果に対してＤＭＯとともに責任を負う立場であるといった答弁はあったとの答弁がありました。

さらに、委員から、責任の所在は、観光協会にあるのか、市当局にあるのかは、曖昧なままに終わったということでよいかとの質疑があり、経済建設分科会長より、明確にどちらであるということではなく、ＤＭＯとともに責任を負う立場であるという答弁があっただけであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、それでは責任の取り方に対する議論は、全くなかったということでいいのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、責任の取り方に対する議論、質疑、答弁等はなかったとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第45号については、討論において２人の委員から反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号、議案第47号及び議案第62号については、討論もなく、採決の

結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、予算決算常任委員長の報告とします。

○水上隆光　議長　　以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、委員長報告が不採択であります、陳情第１号、新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書を除き、討論を行います。

議案第39号から議案第47号まで、及び議案第58号から議案第64号までの16案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第39号、議案第41号から43号、議案第45号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第39号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

反対の理由は、本議案の内容が、介護保険や児童手当、障害者福祉など、自治体の住民に身近な二重業務の情報システムを国の仕様に統一する、自治体情報システム標準化が行われるためのものであるという点であります。

自治体情報システム標準化には大きな問題があります。

まず１つは、経費の問題です。

そもそも自治体が個別につくった基幹20業務のシステムを2025年度末までに、国が示す仕様にする標準化を義務づけしたのは政府です。移行経費はもちろん、運用経費についても、国がその財源を保証する責任があります。しかし、少なくない自治体で、標準化システムへの移行前と比べて、運用経費が増えている実態があり、全国知事会、全国市長会、町村会など、地方三団体などを通じて、全国の自治体が政府に補助を訴えています。地方の乱と言えるほど、一致団結して声を上げており、それだけ問題は深刻です。

そして、指摘しておかなければならないのは、情報システム標準化によって、国は自治体の様々な福祉制度や住民サービスの提供状況などを詳細に把握することができるようになり、国の施策を迅速に執行させることができるようになります。政策面での中央集権化が進み、地方自治が侵害されます。自治体の自主性と自律性を掘り崩すものに変貌するツールになる危険性があると思います。

以上の理由から、議案第39号には反対であります。

次に、議案第41号、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

本条例改正では、議案第42号で改正が行われている、家庭的保育事業等の連携施設において要件の緩和が行われる内容であります。

委員会審査の中で、本市においては該当する施設はないとのことでありましたが、本条例の改正は、保育の質の低下を招くものであり、認めるべきではないと考えます。

以上の理由から、議案第41号には反対であります。

次に、議案第42号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

０歳から２歳までが対象の小規模保育施設や、家庭的保育事業所において、３歳児以降の連携施設を確保しなければならないとする規定に対し、経過期間をさらに５年延ばす内容です。さらに、市長の認める条件を満たせば、保育士の欠員などの場合の代替保育の連携も不要とする規制緩和です。

2015年に子ども・子育て支援制度が創設された際、導入された小規模保育所、家庭的保育所ですが、３歳の卒園時にまた待機児童になるという指摘を受けて、卒園児の受入先として連携園が必須とされました。また、数人しかいない保育士の急な欠員や、保育支援にも対応できるよう、横の連携員や代替保育者の義務づけが行われました。導入10年目でありますが、なし崩しに要件の緩和が繰り返されるなど、制度の破綻ではないかと考えます。

本市においては、該当する施設はないとのことでありましたが、子どもの命を預かり、健やかな成長を支える施設に、このような規制緩和が持ち込まれる条例改正は認めるべきではないと考えます。

以上の理由から、議案第42号に反対であります。

次に、議案第43号、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

本条例は、国の改定企業立地促進法により制定された条例で、地域牽引事業に税制優遇や優良農地転用を認めるものであります。実際に支援の対象となるのは、圧

倒的多数の地域の中小企業、小規模事業者ではなく、ごく一握りの力のある中核企業ということになります。本市においても、条例制定後、６社で約１億4,000万円を超える課税免除が行われております。

今回の条例改正では、限られた企業に対してのこのような優遇措置が３年間、さらに延長される内容です。所得に応じて、あるいは所有資産に応じて税を納めるのが税制の原則です。一部の企業のみを税で優遇する条例のさらなる期間延長は賛成できません。

以上の理由から、議案第43号には反対であります。

議案第45号、令和７年度菊池市一般会計補正予算（第１号）について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本補正予算案の中に、障害者福祉一般経費と児童福祉総務費の事業で、従来、資格確認書で確認していたものを、マイナンバーを活用して対応できるものとするために、システム改修を行う経費が含まれている点であります。

執行部からは利便性が図られるなどの説明がありましたが、私はそのメリット以上に、マイナカード、マイナ保険証の問題点を以前指摘したときにも述べましたが、福祉や子育て支援など、自治体が保有する情報がマイナンバーにひもづけされ、自治体独自の個人情報の保護の点でも、大きな課題を抱えていると言わざるを得ません。

以上の理由から、本議案には反対であります。

○水上隆光　議長　　ただいま、議案第39号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第39号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号に対する討論を行います。

議案第39号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号について、賛成者の発言を許します。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　なければ、議案第39号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号について、ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　議案第45号、令和７年度菊池市一般会計補正予算について、反対討論を行います。

理由は、款７土木費の事業番号345、桜の里プロジェクト事業が計上されているからです。市民の方で230万円もの税金を使い、桜を植えることを喜んでいるという声を聞いたことはありません。桜を植えたいのなら、私を含め議員が５人しか入

っていないさくらサポーターで寄附を募り、市長が好きな市民力とやらで植えればいいだけです。桜を植える予算があるのなら、毎議会で上がってくる道路陥没の修繕や、消えかかった市道の白線を引くほうが、市民生活に必要であると考えます。

以上のことから、議案第45号に反対いたします。

○水上隆光　議長　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　これで、議案第39号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　これで、討論を終わります。

これより、議案第39号から議案第47号まで、及び議案第58号から議案第64号までの16案件について、採決します。

ただいま討論がありました、議案第39号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第40号、議案第44号、議案第46号、議案第47号及び議案第58号から議案第64号までの11案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　異議なしと認めます。よって、以上の11案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第39号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号は、起立により採決します。

最初にお諮りします。

議案第39号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　起立多数です。よって、議案第39号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第41号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　起立多数です。よって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第42号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第43号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第45号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります、陳情第１号、新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。陳情第１号、新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書について、賛成の立場から討論を行います。

本陳情の趣旨は、新型コロナワクチン接種台帳の保存期間を現行の５年から30年に延長することを求めるものであります。保存期間の期間延長は、陳情でも述べられていますように、長期的な健康管理の面、感染症対策の強化、法的、行政的な要請の面などにおいて、必要性の認められる措置であります。

国においても、延長の方向で実施検討が行われ、既に幾つかの自治体では、既に10年間、さらには30年間延長している自治体もあります。

陳情の趣旨は、十分に賛同できる内容であり、委員会審査においても、趣旨に反対の意見は出ませんでした。そうであるならば、議会において採択すべきものであると考えます。

以上の理由から、陳情第１号には賛成であります。

○水上隆光　議長　　次に、原案に反対者の発言を許します。

古田浩敏議員。

［登壇］

○５番　古田浩敏　議員　　改めまして、皆さん、おはようございます。議席番号５番、古田浩敏です。陳情第１号、新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書について、反対の立場で討論いたします。

陳情の趣旨である保存期間の延長につきましては賛同いたしますが、本市においては、現在、データで５年以上の保存を行っており、国においても保存期間の延長を検討されておりますので、今回、本市独自での採択はせずに、国の動向に従っても、市民の健康と安全を守ることに支障はないというふうに考えます。

以上の理由から、陳情第１号に対する反対討論とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで、討論を終わります。

これより、陳情第１号について採決します。

採決は起立によって行います。

陳情第１号、新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。

陳情第１号については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立少数です。よって、陳情第１号は、不採択とすることに決定しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第２　議案第65号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、議案第65号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま上程されました追加議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第65号、令和７年度一般会計補正予算（第３号）は、物価高騰の影響を受けた生活者の支援として、ＬＰガス使用世帯への支援事業による増額でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。それでは、提案をいたします議案第65号につきまして、説明をさせていただきます。

追加議案書その２の３ページをお願いいたします。

画面のほうの表示もできておりますでしょうか。

議案第65号、令和７年度一般会計補正予算（第３号）でございます。

４ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に3,161万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ304億1,711万7,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、物価高騰の影響を受けている生活者への支援として、ＬＰガス使用世帯への助成を行うＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業補助金による増額で、６月25日の県の補正予算成立を受け、追加議案として今回の補正をお願いするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

８ページをお願いいたします。

１枠目の目２総務費国庫補助金1,106万1,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増で、ＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業補助金の財源でございます。

２枠目の目２総務費県補助金1,580万6,000円の増額は、物価高騰対応生活者支援交付金でございまして、ＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業に対する県補助金で、補助率は２分の１でございます。

３枠目の目１財政調整基金繰入金474万5,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

９ページをお願いします。

目１一般管理費3,161万2,000円の増額は、ＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業補助金で、熊本県ＬＰガス協会が行うＬＰガス使用世帯への第４弾の価格高騰支援に対する補助金でございます。

今回の支援対象は、令和７年７月から９月までの３か月分で、価格高騰支援として、今回、１世帯当たり2,000円を支給するものでございます。

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前11時07分

開議　午前11時21分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第65号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第65号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議案第65号については、原案のとおり可決することに決定しました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第３　議員提出議案第４号及び議員提出議案第５号一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第３、議員提出議案第４号及び議員提出議案第５号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

後藤英夫議員。

［登壇］

○11番　後藤英夫　議員　　それでは、議員提出議案第４号、菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、申し述べます。

議員提出議案第４号を、別紙のとおり地方自治法第112条第１項及び菊池市議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

提案理由としましては、委員会へのオンラインによる出席に関する文言の整理を行うに当たり、条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

条例案については、お手元に配付のとおりです。

続きまして、議員提出議案第５号、菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、申し述べます。

議員提出議案第５号を、別紙のとおり地方自治法第112条第１項及び菊池市議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

提案理由としましては、地方自治法の一部改正に伴う議会に係る手続のオンライン化への対応、社会情勢の変化及び文言の整理を行うに当たり、規則の一部を改正する必要がある。

これが、本案を提出する理由です。

規則案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本２議案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由とします。

○水上隆光　議長　　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議員提出議案第４号及び議員提出議案第５号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議員提出議案第４号及び議員提出議案第５号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議員提出議案第４号及び議員提出議案第５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第４　議員提出議案第６号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第４、議員提出議案第６号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

古田浩敏議員。

［登壇］

○５番　古田浩敏　議員　　議席番号５番、古田浩敏です。議員提出議案第６号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第１項の規定により提出いたします。

提案理由といたしましては、議会改革検討特別委員会の一番のメインの審査項目であった議員定数について、参考のために市民アンケートを取り、議員定数削減が61％で、現状維持は26.1％という結果となりました。

これを参考に審査を重ねましたが、削減が多かったものの、特別委員会としての定数削減の提案には至っておりません。

市民の声を聞く立場の議会が、６割を超える市民の声を無視して現状維持を選択することは、菊池市議会の信頼を失墜させてしまうと思い、３月の第１回定例会で提案させていただきましたが、否決となりました。

続けて出すのはどうなのかという意見もございました。今回、19人への削減案が出るならというふうに思っておりましたが、何の動きもございませんでしたので、３月第１回定例会閉会後、市職員の皆様から可決されると思いましたとの声や、市民の皆さんからは、何で削減案が通らないんだというお叱りも受けました。また、通るまで頑張れとの励ましの言葉もいただきましたので、再度提出させていただきました。

人口が令和７年５月現在６万5,300人で、増え続けている隣の合志市の議員に定数を20に戻してはいかがですかという話をしましたら、18にすることはあっても、20にすることはないと言われました。

県内の他市町村議会でも、議員定数削減の議決が相次いでおり、本市において、定数20名の当初５万163人だった人口が、令和７年５月末では４万6,427人、うち外

国人1,469人と人口が減少している現在、議員定数削減は避けては通れないと考えます。

これが、本案を提出する理由です。

条例案につきましては、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、市民の立場に立って考えていただき、あしたから市民の皆様に胸を張って答えられる選択をされることを願って、提案理由といたします。

○水上隆光　議長　　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　それでは、議席番号３番、安武睦夫です。議員提出議案第６号について質疑を行いたいと思います。

今回の提出議案と、令和７年第１回定例会にて否決された議員提出議案第３号とはどこが違うのか、お尋ねします。

○水上隆光　議長　　古田浩敏議員。

［登壇］

○５番　古田浩敏　議員　　それでは、お答えいたします。

内容については、前回とは変わっておりませんが、加えて、否決後の皆さんの声を反映したところで出しております。

以上です。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　それでは、再度質疑をしたいと思います。

これまでの地方自治法の改正により、議員定数を規定する自治法第91条は、2011年の改正により、人口による上限数が撤廃され、議員の定数は人口に関係なく、条例で定めることとなっておりますが、２名削減について、先ほど説明がありました人口論以外の理由があれば教えてください。

○水上隆光　議長　　古田浩敏議員。

［登壇］

○５番　古田浩敏　議員　　それでは、お答えいたします。

人口が一番ではありますが、お隣の合志市の財政力指数と本市の財政力指数を比較して、大きな差がございます。そのところで、本市の財政力指数を考慮したとこ

ろで出させていただいております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議員提出議案第６号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　議席番号３番、安武睦夫です。議員提出議案第６号について、反対の立場から討論を行います。

令和７年第１回定例会、議員提出議案第３号でも反対討論をしましたので、詳細は申し上げませんが、１名の議員削減は可能でありますので、議員削減そのものは賛成でありますが、２名削減は、議会活動の基本である常任委員会の１つが５名になることは、議会機能の低下を招くおそれがあるので、本議案には反対であります。

また、今回の議案は、令和７年第１回定例会に上程されたものであり、内容も提案理由もほぼ同じであります。この議案は一度否決されている議案であります。会期が違うので、一事不再議にはなりませんが、議決結果は尊重しなければなりません。議決は民主的な手続を経て行われるものであり、その結果を尊重することが議会制民主主義の根幹をなす重要な原則であります。議決結果を尊重しない今回の上程は、まさに議会軽視であり、その行為は許される行為ではありません。

このようなことを認めると、今後、議員提案のみならず、執行部提案においても、否決された議案を修正せずに、次の会期には上程できるということになります。そのようなことから、今回の議員提出議案の上程そのものにも反対であります。

議員各位におかれましては、常識的な判断の下、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、反対討論とします。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　議員提出議案第６号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この条例の制定につきましては、４年前から提出しておりますが、ことごとく否決されてまいりました。議員定数４減から譲歩して、２減で提出しても賛同されません。これまでも様々な議員さんから賛成討論もされておりますので、同じような内容を繰り返すつもりはありませんが、先ほども反対討論がありました令和７年第１回定例会の反対討論では、これまでの反対討論にはなかった、２名削減には反対だが、１名削減が妥当だといったことを２名の議員が示されました。アンケート結果しかり、市民の方々からは、議員定数削減は早急にするべきといった声が少なくはありません。

市民に対して、２減には反対だが、１減だったら可能と言われるのであれば、きちんとした意思表示として、定数20人を19人にする１減案を提出するべきではないでしょうか。

議員定数削減については、市民が大変注目しているということを申し述べまして、賛成討論といたします。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議員提出議案第６号について、反対の立場から討論を行います。

今年の３月議会でも討論を行っておりますので、今回は簡潔に行いたいと思います。

二元代表制の下、地方議員は市民と市政をつなぐ住民自治の重要な担い手であり、議会と行政に住民の声を届けるとともに、行政、首長、行政運営を住民の立場からチェックする重要な役割を担っています。

議員の定数を削減することは、議会と議員の果たす役割を自ら狭めるものであり、市民の声を市政へ届ける重要なパイプを削る行為そのものであり、結果として、自治体を住民から遠ざけることにつながるのではないでしょうか。

市民が議会に求めていることは、市民の声をしっかりと市政に反映させることであり、市政に対するしっかりとした監視、チェック機能を果たすことであり、定数削減はこの願いと逆行すると考えます。

以上の理由から、議員の定数削減には反対であります。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　議席番号４番、稲継智康です。菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

古田議員、福島議員の言われましたことに重複するかもしれませんけども、私も前回、議員定数を18人にする条例案を出しましたが、否決されました。市民の皆さんから、なぜこれが否決されたのか分からないという声をたくさんお聞きしました。

また、特別委員会、市民のアンケートでも、間違いなく、議員定数削減に関しては賛成多数です。それなのに議員定数に関しての議論が行われていかない。こういう事実もあります。

また、今、議員全員で現状維持か、定数削減かの選択を提示した場合、採択した場合、恐らく定数削減の意見が多数を占めると考えられます。

加えて、議員定数を19人とする案に賛成の立場である議員が、その案を正式に提出しない点についても疑問が残ります。

また、現状維持を支持する議員さんもいらっしゃいますが、明確な根拠はありません。市民の意見を聞かなければいけないということしかありません。

では、実際、令和５年度の全国815市の市議会議員の定数の現状を見てください。５万人未満の市は、１市当たり平均16.8人です。５万人から10万人未満の市は20.4人です。菊池市が４万8,000人です。こういうことを想定すると、やはり18人が最適じゃないでしょうか。やはり経済とかありますけれども、一番考えられるは人口だと思います。

特に熊本県に関しては、皆さん、議員数は御存じだと思います。福岡県に関しても、朝倉市、いろいろなところに関しても、５万人ちょっとのところも18人、17人の議会が多いです。

やはり皆さん、議会改革を唱える議員さんが多いと思います。まず議会の定数を削減することが議会改革の第一歩だろうと認識していただきたいと考えております。

以上をもって、賛成討論に代えさせていただきます。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　皆さん、おはようございます。議員定数議案第６号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私はこれまで、議員定数削減につきましては、一貫して４名削減を申し上げてま

いりましたが、前回の改選前の令和３年第４回定例会では、譲歩して２名削減に賛成をいたしましたが、結果的には削減に至らず、無投票となってしまいました。削減できていれば、市民の審判を受けることができたのであります。無投票では、市民の代表としての資格がないと私は考えており、市民も認めていないと思います。

現在の菊池市の公共施設等総合管理計画の各支館の廃止、水道検針の改正等は、今後ますます厳しくなる財政状況によるものであり、議員の皆様は十分理解されていると思います。私としては、市民の痛みの前に、私たち議会が身を切る改革を行い、市民に理解を求めなければならないと思います。

前回、令和７年第１回定例会で提出された削減案は、賛成７、反対11で否決となりましたので、市民の方々より、なぜ削減できないのかと厳しい意見が多数届いております。

議会として行った市民アンケートで、６割以上が削減を求めています。今回は市民の声を無視することのないように判断をしていただきたいと思います。

私たち議会も、改選まで１年を切りました。市民の方々からも、来年の市議会選挙の話題が聞こえてきておりますが、定数削減をすることが、市民の声を届けることになるのではないでしょうか。

議員各位におかれましては、自分の保身ではなく、身を切る改革をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　議案に賛成の立場で討論をいたします。

私はもともと、これには賛成討論は控えておこうと思いました。しかし、反対討論の中で、とても許せない発言があった。それは何度も出すことが議会軽視に当たると。私は過去に、平成24年に議員の税金滞納を調べる100条委員会を４回出しているんです。そのとき、１回目は、ここにいる中で賛成したのは工藤議員と私だけだ。その後、４回して、どうなったと思いますか。全員賛成ですよ。全会一致ですよ。そういう過去を知らないで、軽々しく議会軽視とか言ってほしくない。私はこれを申し上げたい。

そして、市議会議員の一番の仕事は、市民の暮らしを守ることです。なのに、傍聴の皆さん、今の本市の市議会議員の過半数は、自分の身分と暮らしを守ることに必死になっています。私は、慢心、惰性、特権意識がはびこる議会を市民は誰一人信用しないことを申し上げ、賛成討論といたします。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで、討論を終わります。

（城太志郎議員　退場）

○水上隆光　議長　　これより採決します。

討論がありました議員提出議案第６号は、起立により採決します。

お諮りします。

議員提出議案第６号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立少数です。よって、議員提出議案第６号は、否決されました。

（城太志郎議員　入場）

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第５　決議案第１号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第５、決議案第１号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定により、本藤潔議員の退席を求めます。

（本藤潔議員　退場）

○水上隆光　議長　　提出者の提案理由の説明を求めます。

木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　それでは、決議案第１号、本藤潔議員に対する辞職勧告決議案の提案理由を説明させていただきます。

今回、２回目の辞職勧告決議案となりますが、前回の本藤潔議員の弁明を聞いて、私もびっくりしましたが、栗の窃盗については、故意ではないとか、栗畑の所有者がいないと思っていたとか、常識を疑うような恥ずかしい言い訳にあきれました。何年も常習的に他人の畑から栗を持ち去って、その栗を近くの買取所に何度も売りに行って金品に換えていることは、本人が一番分かっていると思います。全く反省の色もなく、まるで辞職勧告決議案を提案した者が悪いような弁明でありました。

前回の辞職勧告決議案では、２名の議員が反対の討論をされましたが、反対理由としては、まだ司法による真相究明がされていないので、時期尚早である等の意見があり、結果は賛成６、反対11、棄権１で、否決となりました。

改めて、これまでの経緯を申し上げますと、菊池警察署が栗の窃盗疑いの告発を令和６年７月11日付で受理し、その後、菊池地方検察庁山鹿支部に令和６年11月11日付で書類送検され、令和６年12月２日付で不起訴処分となりましたが、犯罪の成

立を認めながらも、情状などを考慮して起訴を見送る起訴猶予という判決が出ました。

起訴猶予は、犯罪を犯したことは明らかであるので、会社や学校の場合は評価を落とす行為を行ったとして、会社、学校から解雇、退学などの懲戒処分を受ける可能性があります。

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観を持って、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければなりません。

しかし、本藤潔議員は、先ほども申し上げましたが、令和元年９月頃から令和４年９月頃までの間、複数回にわたり、常習的に菊池市豊間地区内の栗畑から栗の実を盗んだ上、栗の買取業者に何回も売りに行っています。同じ行政区民の所有物を盗み、地域の平穏を害しているとともに、令和４年５月の市議会議員選挙で無投票当選とはいえ、市民の代表になった後も、そして、高額の補助金で運営し、また菊池市の土地を借用している保育園の理事長として、現在も子どもたちに人間としての規範意識を育む立場でありながら、いやしくも同様の犯行を続けていた行為は悪質であり、教育者としても資格がありません。

また、本藤潔議員は、自身の議会通信の編集後記に、私個人にも思わぬ人災が降りかかりました。いわれなき誹謗中傷は悪意を持った目的犯の常套手段と記載し、まるで栗を盗られた被害者、真実を話された方々のほうが悪いと市民に対して虚偽の説明をしています。自分が犯した犯罪の反省はせずに、他人をおとしめるような言動、行動に、地域の方々も大変憤慨しておられます。

本藤潔議員は、令和７年第１回定例会の議員定数削減の反対討論の中で、住民の声を行政に反映させる役割や、行政を監視する機能を弱体化させるとか言われておられますが、住民の声とか、行政の監視の前に、自分を監視する必要があります。

早急に罪を認め、議員辞職することが、市民が一番望んでいることであると考えます。このように、社会正義に反する行為と、度重なる虚偽を繰り返したことは、菊池市の印象を著しく低下させ、市民の皆様に多大なる迷惑をかけているのであります。

よって、本議会は、本藤潔議員に対して速やかに自らの責任と意志により議員の職を辞することをここに勧告いたします。

議員各位におかれましては、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げ、決議案第１号の提案理由といたします。

○水上隆光　議長　　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　決議案第１号について質疑を行います。

２点あります。

虚偽の説明ということがありましたが、これは被害者の方にも同じ意見でしょうか。

２つ目、検察の不起訴処分が出て日がたっていますが、検察審査会等に不服を申し立てたことがありますか。

２点お伺いします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　虚偽の説明ということでございますけれども、市民の方々に対する、自分の市の広報に対する虚偽の説明ということで理解していただきたいと思います。

それと、もう１点の不服申立てについては、行っております。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　虚偽の説明ということは、市民ということで、じゃあ特に被害者の方に対して、何か確認、これは虚偽ですよねという確認はしたのかということをもう一回聞きます。

もう１点、検察審査会に不服申立てしたということは、その結果は出たのでしょうか、お教えください。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　被害者の方には、私も地元ですので、その確認はちゃんとやっております。

それと、一応不服申立てについては、結果が出ております。

○水上隆光　議長　　田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　じゃあ、虚偽に対するということは本人に確認されたということです。

じゃあ最後、検察審査会の結果をお教えください。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　結果は不起訴でございます。しかしながら、その前に出た起訴猶予が出ていることを重んじて、議会として判断をしていただきたく、決議案を出したところでございます。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

決議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

田中教之議員。

［登壇］

○８番　田中教之　議員　　議決案第１号について、反対の立場から討論させていただきます。

今回は、その司法判断が出た後、起訴猶予ということで、構成要件を構成しているから、本人が虚偽の説明をしたということでありますが、そもそもこの事件は被害者が被害届を出していない。議員が告発をしたという事案でございます。

やはり市民の、その被害者の声が一番必要じゃないかと思いまして、先ほど質疑を行いましたが、御本人が進んでそういう虚偽の発言があったというふうには私は捉えられませんでした。

また、検察審査会が不起訴相当という判断をしている以上、これについては、もう本人が反省しているとか、示談が済んでいるとか、いろんなところを考慮して、不起訴処分が出たということですので、これ以上、辞職勧告に値するということはないと思います。

以上をもって、決議案第１号の反対討論とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　決議案第１号、菊池市議会本藤潔議員に対する辞職勧告決議案について、賛成討論いたします。

この決議案については、令和６年12月議会の開会日に提案しました。そのときはまだ検察庁の処分が出ていませんでしたが、起訴猶予という、窃盗の犯罪自体は成立しているという処分が出ました。

前回の本藤議員の弁明では、何を根拠にしてか、窃盗罪は成立しないと言われていましたが、起訴が猶予されただけで、いつでも捕まえられるということです。犯罪行為は成立しています。

また、栗泥棒をしたことに悪意はないとおっしゃっていましたが、万引きして悪意がなかった、選挙で学歴詐称をして悪意がなかったで、世の中済むでしょうか。本藤議員は悪意がなかったと言いながら、最低でも４年間にわたり、常習的に人様の畑に侵入し、栗を盗み、売りに行って金品に換えています。これで悪意がなかったが通用しないのは子どもでも分かります。

子どもといえば、本藤議員は保育園の園長先生もされています。盗みを働いたことに対して謝りもせず、うその言い訳ばかりしている方が、園児に悪いことをしたらごめんなさいと言いなさいと教えられますか。

本藤議員の弁明では、議員が互いに互いをおとしめるのは私で最後にしていただきたいと、悲劇のヒーローのようにおっしゃっていますが、間違わないでください。あなたが栗泥棒をしたから、議員辞職勧告を出しているのです。仮に、あなたをおとしめたからといって、私たちの選挙にも、市議会議員活動にも、何ら影響はありません。

最後に、本藤議員は、議員定数削減については、１名減なら賛成すると市民に言われていますが、本藤議員が即辞職すれば、１名減が達成されます。この先、ずっと栗泥棒議員と言われ続けるのか、名前のとおり、潔く議員辞職し、再起を図られるのか、私は後者であってほしいとお伝えし、賛成討論といたします。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元ですが、この決議案は是非を問うまでのことはなく、本藤潔議員は自分のやったことに鑑み、名前のとおり、潔く菊池市議会議員の職を自ら辞するべきものであると考えます。

よって、決議案に賛成をいたします。

以上。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで、討論を終わります。

（東奈津子議員　退場）

○水上隆光　議長　　これより採決します。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

決議案第１号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立少数です。よって、決議案第１号は、否決することに決定しました。

本藤潔議員の退席を解きます。

（本藤潔議員　入場）（東奈津子議員　入場）

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第６　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光　議長　　次に、日程第６、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会
１　議会運営等に関する諸問題の調査について
総務文教常任委員会
１　一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について
福祉厚生常任委員会
１　福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について
経済建設常任委員会
１　農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
２　土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について
予算決算常任委員会
１　予算及び決算に関すること
議会広報特別委員会
１　議会広報に関すること
政治倫理条例検討特別委員会
１　政治倫理条例に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの所管事務調査事項につ

いて、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出があっております。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和７年第２回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

閉会　午後０時07分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長　水　上　隆　光

菊池市議会議員　稲　継　智　康

菊池市議会議員　古　田　浩　敏

各常任委員長報告書

・総務文教常任委員長報告書

・福祉厚生常任委員長報告書

・経済建設常任委員長報告書

・予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会　委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案２件、その他の議決案件３件の５案件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 39 号**については、執行部より「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴い、条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 40 号**については、執行部より「犯罪被害者等基本法第５条の規定により、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することで市民が安心安全に暮らすことができる地域社会を実現するため、条例を制定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「他の自治体でも同時進行で制定されているのか。また、窓口はどこになるのか」との質疑に対し、執行部より「県内では、熊本市、八代市、荒尾市、長洲町及び芦北町の５市町と熊本県が条例を制定済みである。また、本市の窓口については、関係各課は支援の窓口を既に設けているので、防災交通課が総合窓口となり、関係各課と連携していく体制をとることになる」との答弁がありました。

次に、**議案第 58 号**については、執行部より「老朽化により更新する小型動力ポンプ積載車５台について、指名競争入札により取得金額及び契約の相手方が決定したため、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「積載車の配備先はどこか。また、落札の状況は」との質疑に対し、執行部より「積載車の配備先は、桜ヶ水班、平班、小川班、楠原区と九の峰区の合同班及び岩本班となる。また、落札の状況については、市内業者１者を含む８者から入札があり、落札率は、95.9％である」との答弁がありました。

また、委員から「昨年の委員会の質疑の中で、不要になった積載車を売却してはどうかとの提案があったが、今回はどうなるのか」との質疑に対し、執行部より「委員からの提案時に情報提供のあったオークションに出している消防本部に問い合わせたところ、消防積載車とは異なるクレーン付きダンプなどの特殊車両のみで買い手が付いていたこと。消防車両に書かれた文字を消す費用が別途必要であること。売れ残った場合は、積載車５台の保管場所等の問題もあることから、今回は、落札業者が車両を処分する際の売却益を差し引く形で入札し、契約を締結している。ただし、別途更新する消防用小型動力ポンプについては、試行的にオークションに出したいと考えている」との答弁がありました。

次に、**議案第 59 号**については、執行部より「熊本県共同調達プロポーザル方式による随意契約により、菊池市立小中学校１人１台タブレット 4,164 台の取得金額及び契約の相手方が決定したため、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回の県の共同調達には、いくつの自治体が参加したのか。また、補助金があるとのことだが、その補助率は」との質疑に対し、執行部より「今回の県の共同調達会議には、45自治体が参加した。また、補助率は、３分の２であるが、１台当たりの補助対象経費の上限が５万5,000円となるため、補助金の額は、１億5,260万円の見込みである」との答弁がありました。

また、委員から「タブレットの保守契約は、どうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「今回の契約に含まれるＭＤＭ（モバイルデバイス管理）による保守があるが、タブレットの修繕は別対応となる」との答弁がありました。

次に、**議案第63号**については、執行部より「条件付き一般競争入札により、令和７年度菊池市総合体育館屋根外壁改修工事の契約金額及び契約の相手方が決定したため、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「本会議の質疑において、塗装工事を分離発注しなかった理由が答弁されたが、再度、分離発注できなかった理由を問う」との質疑に対し、執行部より「関係各課と協議した結果、分離発注が困難である３つの理由が判明した。まず、屋根、防水、塗装等の複数の工事を行うので建築一式工事に該当すること。次に、複数の工事を同時期に施工するので工事範囲が重複するため、分離発注した場合は施工範囲と責任範囲が明確にならず、品質管理と安全管理の責任が分散してしまうこと。最後に、分離発注の場合は、建築一式工事と比べて、それぞれの契約規模に応じた経費を見込むことになり、経費が増大するとともに、発注者側の人件費等のコストも増大すること。これらの理由により本工事については、分離発注は困難であると判断し、建築一式工事に決定したところである」との答弁がありました。

さらに、委員から「そうなると分離発注を行うということのハードルが相当高くなるが、非常に困っている業者もいると思うので、今後どうしたら分離発注ができるかを考えてもらいたい」との意見がありました。

また、委員から「契約の相手方は、共同企業体であるが、各企業の出資比率は。また、落札率は」との質疑に対し、執行部より「共同企業体の出資比率は、三牧建設工業が53％で、美麗建設工業が47％となっており、落札率は、99.8％である」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第39号、議案第40号、議案第58号、議案第59号**及び**議案第63号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会　議長　　水上　隆光　様

令和７年７月４日
総務文教常任委員会　委員長　緒方　哲郎

福祉厚生常任委員会　委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案２件及び陳情１件の３案件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 42 号**については、執行部より「本条例の提案理由は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためである。現在のところ、本市には該当事業所はないが、国の基準に基づき、条例で設備及び運営の基準を定めている。改正の主な内容は、連携施設の確保の基準緩和と経過措置の延長である。家庭的保育事業所は、利用児童に対する保育が確実かつ継続的に提供されるよう、保育所・幼稚園・認定こども園などの連携施設を確保することとなっているが、全国の状況をみると連携施設の確保が進んでいないことから、連携施設の確保の基準の緩和が図られ、経過措置期間を 15 年に延長するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「保育の質を確保するための連携施設の確保であるのに、緩和が繰り返されている。執行部は、基準緩和が保育の質の確保という点で後退するのではないかという認識を持っているか」との質疑に対し、執行部より「質の確保に疑問を感じられることを否定するものではないが、本市には該当事業所がないため、国の基準に準じて条例を改正するものである」との答弁がありました。

また、委員から「今回の改正に関して、その背景や理由はどのようなものか」との質疑に対し、執行部より「本市には該当施設がないため、それらを確認等はしていないが、国の基準改正に関する文書等によると、家庭的保育事業は待機児童を発生させないための事業であり、連携施設の確保がこの事業の前提ではあるが、現状ではその確保が難しい状況にあると考えられる」との答弁がありました。

次に、**議案第 41 号**については、執行部より「本条例の提案理由は、国の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためである。特定教育保育施設とは、保育所、認定こども園及び幼稚園のことであり、特定地域型保育事業とは、議案第 42 号でいう家庭的保育事業を示す。本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、議案第 42 号の条例は児童福祉法に基づいているため、名称は異なるが同じ事業であり、改正の主な内容は、議案第 42 号と同じく、連携施設の確保の基準緩和と経過措置期間の延長である」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**陳情第１号**については、新型コロナワクチン接種台帳の保存期間延長を求める陳情であり、執行部に状況確認を行いました。執行部より「予防接種に関する接種記録について、予防接種法施行規則第３条で、５年間保存しなければならないと定められているため、本市でも５年保存としている。ただし、現状としては、健康管理システムにより接種記録を管理しているため、５年を過ぎても管理が継続している。昨年３月、国の厚生科学審議会において保存期間延長の協議がなされ、その会議の中で保存期間の延長が概ね了承されたと聞いており、具体的な延長期間について、今後審議がされるということなので、国の決定事項に従っていきたい」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「システムが稼働している間はずっと記録として残るということか」との質疑に対し、執行部より「電子データで記録されているため、廃棄、削除しない限り記録は残る。

ペーパーは管理しておらず、電子データのみを保存している」との答弁がありました。
　また、委員から「国の決定を待つということだが、いつぐらいになると認識しているか」との質疑に対し、執行部より「昨年３月の厚生科学審議会の会議資料を確認したので、そう遠くない時期に判断がなされるものと考えている」との答弁がありました。

　議員間討議では、**陳情第１号**について「ワクチン接種記録のデータでの保存は継続していることと、国が保存期間の延長を検討しているということで、今回の陳情の趣旨には賛同するものの、国の動向を見てからの判断でよろしいと思われるため、不採択でよいと思う」「現在、結果として５年以上保存されており、国も延長の方向で議論を進めているものの、議会は趣旨に賛同できるのであれば賛同すべきである。今回の補正予算にも副反応での補償という実例もあがっている。陳情にもあるように適切な医療を保証するということに委員会として賛同すべきだと思う」との意見がありました。

　以上、慎重に審査しました結果、**議案第 41 号**については、委員から「本条例改正は、家庭的保育事業の連携施設の要件緩和であり、本市には該当施設はないとのことだが、保育の質の低下を招くものであり認めるべきではない」といった反対討論がありました。
　採決の結果、**議案第 41 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

　次に、**議案第 42 号**については、委員から「子ども・子育て支援法が創設された際、家庭的保育事業における連携施設の確保は原則必須とされたが、なし崩し的に要件緩和が繰り返されている。子どもの命を守り健やかな成長を支える施設にこのような規制緩和が持ち込まれる条例改正は認めるべきではない」との反対討論がありました。
　採決の結果、**議案第 42 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

　次に、**陳情第１号**については、委員から「陳情の趣旨には賛同するが、今後の国の動きを見ながらの判断でもよいと思われるので、継続審査にしてはどうか」という動議が出されました。
　採決の結果、**陳情第１号**については、賛成少数により継続審査とすることが否決となり、引き続き討論を行いました。
　討論では、委員から「新型コロナワクチン予防接種台帳について、本市ではデータでの保存が５年以上できている状況であり、国においても延長の検討がされているので、今回本市において陳情の採択は必要ないと考える」との反対討論がありました。
　また、委員から「適切な医療につながること、感染症対策の強化に寄与することなどの陳情の趣旨に賛同する。趣旨に賛同できるならば採択すべきである」との賛成討論がありました。
　採決の結果、**陳情第１号**については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

　議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告とします。

　菊池市議会　議長　水上　隆光　様

令和７年７月４日
福祉厚生常任委員会　委員長　猿渡　美智子

経済建設常任委員会　委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案２件及びその他の議決案件３件の５案件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 43 号**について、執行部より「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 44 号**について、執行部より「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 60 号**について、執行部より「道路改良工事及び橋梁撤去に伴う路線の見直しにより、市道路線を廃止するに当たり、道路法第 10 条第３項の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 61 号**について、執行部より「道路改良工事及び橋梁撤去に伴う路線の見直しにより、市道路線を認定するに当たり、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「古川伊倉線の道路改良工事は、完成しているのか」との質疑に対し、執行部より「本年の３月に完成している」との答弁がありました。

また、委員から「間所菰入線及び前川板井線については、起終点の設定が河川の堤防となっているが、基幹道路等につなげるようにはできなかったのか」との質疑に対し、執行部より「間所菰入線については、すでに河川管理道を市道認定しており、終点は市道と接続している。また、前川板井線については、河川管理道を市道認定しておらず、起点は市道等と接続していないが、市道路線の認定は妥当であると判断した」との答弁がありました。

さらに、委員から「前川板井線は、河川の堤防を起点に県道までの路線を市道認定するものであるが、本来は、集落間又は基幹道路等につなげるように起終点を設定すべきであると考える」との意見がありました。

次に、**議案第 64 号**については、執行部より「令和６年度玉祥寺橋架替下部工工事（１工区）について、左岸側橋台と橋脚設置に係る土留矢板の打設において、設置箇所に多くの玉石があり、バイブロハンマーによる打設では矢板が入らなかったため、硬質地盤クリア工法に変更したこと及び工法変更に伴い仮設盛土が増加したことにより、3,629 万 1,297 円を増額した変更契約を締結するもので、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、質

疑を行いました。
委員から「硬質地盤クリア工法とはどのような工法か」との質疑に対し、執行部より「オーガ掘削と圧入を連動させる芯抜き理論による施工方法で、最大N値 50 以上の硬質地盤へ圧入施工を行う工法である」との答弁がありました。
また、委員から「契約の相手方は、過去の売上に対する契約金額の制約の条件を満たしているのか」との質疑に対し、執行部より「今回は指名競争入札を行っているため、制約等の条件は設けていない。なお、条件付き一般競争入札を行う場合は、制約等の条件を設けることがある」との答弁がありました。
また、委員から「変更契約額は１億 9,634 万 1,297 円とのことであるが、変更設計額はいくらか」との質疑に対し、執行部より「１億 9,856 万 6,500 円である」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 61 号**について「今回、前川板井線において、橋梁の撤去に伴い、河川の堤防を起点に県道までの路線を市道認定するものであるが、本来は、集落間又は基幹道路等につなげるように起終点を設定すべきであると考える。よって、今後、市道認定する際は、市道の効果を考えた認定基準を検討していただきたい」との意見がありました。

次に、**議案第 64 号**について、「今回の工事請負契約の変更内容及び変更後の契約額については、適正であると認識している」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 43 号**、**議案第 44 号**、**議案第 60 号**、**議案第 61 号**及び**議案第 64 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会　議長　　水上　隆光　様

令和７年７月４日
経済建設常任委員会　委員長　田中　教之

予算決算常任委員会　委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 45 号**から**議案第 47 号**まで及び**議案第 62 号**の４議案です。

６月 18 日、６月 23 日及び７月１日に予算決算常任委員会を、６月 25 日及び６月 26 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長から経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

はじめに、**議案第 45 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、目、企画費のまちなかデザイン会議事業について、執行部より「委託料 758 万 5,000 円の増額については、本業務委託は、令和５年度、６年度の２年間を熊本大学に委託してきたが、より具体的にまちなかの活性化を実現していくには、大学の研究範囲内では困難になったことから、より専門性の高い業者に会議等の運営及び計画策定等の支援業務を委託するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「専門性の高い業者とはどういう業者なのか。また、菊池温泉街リブランディング事業と、まちなかデザイン会議事業の２つの事業に分けた理由は何か」との質疑に対し、執行部より「専門性の高い業者とは、まちなかデザイン業務の受託の経験があるコンサルタントのことである。また、事業を２つに分けている一番大きな理由は、両事業とも国の地方創生推進交付金を財源に充てる予定であるが、両方の事業を観光事業で持っていくと国の審査に通らないことから、両事業の交付金を受けるため観光事業と、まちづくり事業の２つに分けたものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「菊池温泉街リブランディング事業と、まちなかデザイン会議事業のメンバーは同じか。また、今後のメンバーは、継続するのか、新たに募集するのか」との質疑に対し、執行部より「現在のメンバーは、同じ方もいるが、別の方もいる。また、今後のメンバーについては、必要な部分を見直しながら進めていきたい」との答弁がありました。

次に、目、地域振興費の移住定住推進事業について、執行部より「事業費 5,166 万 6,000 円の増額については、移住を推進するとともに転出を抑制するための経費となり、まず、本市の魅力を発信する事業については、移住フェアへの出展参加、菊池暮らし体験ツアーの開催、移住ＰＲ動画の作成やパンフレットの作成などの費用を計上するものである。また、移住定住の支援制度については、継続となる各種補助金及び奨励金に加えて、新たに子育て世帯定住支援事業補助金を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「移住支援事業補助金は、東京圏以外からの移住では対象外になるのか。また、移住定住業務が増えているが地域振興課の人員数で大丈夫なのか。さらに、本市で空き家を探しているのに空き家が見つからないという話をよく耳にするが、今後、空き家バンクをどのようにして増やしていくのか」との質疑に対し、執行部より「まず、移住支援事業補助金は、県の補助事業のため、補助対象が東京圏からの移住に限られることになる。その代わりに本市の子育て世帯移住支援事業補助金でカバーしている。次に、本課の集落・定住支援室

の人員配置については、昨年度と比較して１人増になっており、かつ課長及び課長補佐が兼務職である。次に、空き家バンクについては、色々と取り組んでいるが、なかなか増えない状況であるため、引き続き増えるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、目、安全対策費の防犯対策事業について、執行部より「負担金補助及び交付金 140 万円の増額については、補助率２分の１で、１基当たり５万円を上限として行政区等に交付する防犯カメラ設置補助金 100 万円と、議案第 40 号『菊池市犯罪被害者等支援条例の制定について』の条例第７条で規定する犯罪被害者等見舞金 40 万円を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「防犯カメラの性能は、どの程度を見込んでいるのか。また、ダミーの防犯カメラは、補助対象となるのか」との質疑に対し、執行部より「防犯カメラが備えるべき性能については、24 時間連続録画できるもの。最低７日間以上の画像データ保存が可能であるもの。画像保存用メモリーカード等が内蔵され、カードの取外しが可能であるもの。屋外設置が可能であるものとしている。また、ダミーの防犯カメラについては、補助の対象外となる」との答弁がありました。

また、委員から「防犯カメラは、１行政区当たり１台までの補助になるのか。また、犯罪被害者等見舞金について、精神的被害の場合は見舞金の対象にならないのか」との質疑に対し、執行部より「防犯カメラは、１行政区から複数台を申請することは可能である。また、犯罪被害者等見舞金は、精神的被害の場合について医師の診断書があれば、見舞金の対象にする予定である」との答弁がありました。

次に、目、企画費の菊池前進塾事業について、執行部より「事業費 715 万 6,000 円の増額については、市内３高校の魅力化を推進するとともに国公立大学等への進学を支援するため、公営塾、菊池前進塾を運営するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「昨年に前進塾を見学させてもらったが生徒が１人だけであった。昨年度の利用者数と本年度の利用者数の目標は何人か」との質疑に対し、執行部より「昨年度の１年間の平均の利用者数は、１日当たり２～３人であった。また、本年度の利用者数の目標については、菊池高校の進学を目指す未来探究コースのクラス全員に利用してもらいたいところではある。今後、３高校と協議しながら明確な目標値を定めていきたい」との答弁がありました。

さらに、委員から「本事業のように補正予算を要求するのであれば、事業の効果も含めて、事前に目標値を持っておくことが必要である」との意見がありました。

また、委員から「高校魅力化ディレクターのやり方次第では、受講者も増えると思うが、そのディレクターの人選はどうしているのか」との質疑に対し、執行部より「令和４年度から昨年度までは会計年度任用職員の同じ方を採用していたが、昨年度末に退職されたため、現在、公募中であり、３人の応募があっている」との答弁がありました。

次に、目、文化施設費の市民会館費について、執行部より「事業費 14 万 7,000 円の増額については、市民会館あり方検討員会の検討結果を市民会館運営審議会で審議するための経

費と、市民会館のあり方の意見を聴取するための市民ワークショップ５回分の有識者コーディネーターへの謝金を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「市民から今後の文化会館のことについての問い合わせが多いので、市民会館のあり方のスケジュールを問う」との質疑に対し、執行部より「本年９月までに市民ワークショップを終え、その結果をあり方検討委員会と市民会館運営審議会で議論・審議していただきながら、最終的には、あり方検討委員会から答申していただく予定である」との答弁がありました。
さらに、委員から「文化会館の今後については、市民の関心が高いので、執行部はスピード感を持って早目に判断してほしい。また、結果についても市民に公表してほしい」との意見がありました。

次に、目、清掃総務費の清掃総務一般経費については、執行部より「市民への適正な分別方法の周知啓発を行うため、家庭ごみの分け方・出し方に関する冊子の印刷製本費 50 万 9,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「外国人向けのごみ分別の周知はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「ごみ分別アプリにより、英語・中国語(簡体語)・韓国語・ベトナム語など、いくつかの言語に対応したＰＤＦファイルをアプリに登載して閲覧していただく取組を行っている。加えて、外国人の方が勤める企業が主催する分別説明会に出向き、通訳の方を介しながら周知徹底を図っている」との答弁がありました。

次に、同目の一般廃棄物処分場監視経費については、執行部より「小木地内の一般廃棄物最終処分場の浸出水の運搬及び処理経費並びに運搬に係る仮設道路整備に要する経費として、1,420 万 8,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「最終的な処分場建屋の解体撤去はいつごろになるか」との質疑に対し、執行部より「本年度中に浸出水の処理を完了させ、廃棄物の処理を来年度当初予算に計上する予定であるが、廃棄物の処理には約２年程度かかるものと想定している。建屋の解体撤去については、小木地区の住民の皆さまとの意見交換を図りながら検討することとしており、時期は未定である」との答弁がありました。

次に、目、障がい者福祉費の障がい者福祉一般経費については、執行部より「医療費助成事業における資格情報を、医療費助成の対象者や医療機関等がマイナンバーカードを活用してオンラインで確認できるようにするためのシステム改修費として、221 万 6,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「条例改正の議案にあったように、システムの全国標準化に伴う、福祉分野のシステム改修の予算か」との質疑に対し、執行部より「システムの標準化とは別に、利便性の向上、負担軽減及び事務効率化のために、国が令和９年度までに全国展開を予定しているものである」との答弁がありました。

次に、目、生活保護総務費の生活保護総務費については、執行部より「国が定める生活保護基準の検証結果に基づき、当面２年間の臨時的・特例的な対応として、生活保護基準の見直しに伴うシステムの改修費として、22 万円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「どのような内容の見直しが行われたのか」との質疑に対し、執行部より「国の審議会で見直しが行われ、物価高騰などの現在の経済状況に応じて、世帯員１人当たり月額 1,500 円を加算する見直しである」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉総務費の放課後児童クラブ整備事業については、執行部より「泗水地域の放課後児童クラブにおいて、従来の施設と借用の施設の２か所に分けて運営をされていたものを、従来の施設付近の場所に、１施設として運営できるよう新たな施設を整備するための補助金であり、当初予算において計上していたものの、資材、人件費等の高騰に伴い、823 万 1,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「放課後児童クラブの待機児童はいるのか、ニーズに対して施設は足りているのか」との質疑に対し、執行部より「現在、放課後児童クラブの待機児童は発生していないが、児童数が増えている学校もある。そういった学校で待機児童が発生しないように、例えば、長期休暇期間中のみ、空き教室を借りて運営するなどの工夫をしていきたい」との答弁がありました。

次に、目、高齢者福祉費の生活支援体制整備事業については、執行部より「生活支援コーディネーターとして、社会福祉協議会より週２回、社会福祉士１人を派遣してもらうための派遣職員負担金として 240 万 2,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「このサービスを受けることができるのは、要介護認定又は要支援認定を受けた方が前提か、加えて、コーディネーターは依頼を受けてから派遣されるのか、それともコーディネーター自ら出向いて困りごとを把握していくのか」との質疑に対し、執行部より「介護認定及び要支援認定のある無しにかかわらず、高齢者全般、どなたからの相談にも対応する。また、依頼を受けてから派遣することもあれば、自ら出向いていくこともあるので、引き続き、シニア向け生活支援サービスガイドという冊子等を活用して広く制度の周知を図るとともに、地域の見守り活動のフォローアップにも力を入れていきたい」との答弁がありました。

次に、目、予防費の予防一般事業については、執行部より「健診後の保健指導、訪問指導等に使用する公用車１台の廃車に伴う経費として、142 万 5,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「公用車の購入は、備品管理計画に基づき計画的に購入するものか、それとも予期せぬ故障によるものか」との質疑に対し、執行部より「廃車した公用車は、備品購入計画によるものではなく約 20 年間使用しており、老朽化により故障したものと考えている」と

の答弁がありました。

次に、目、畜産業費の畜産競争力強化対策緊急整備事業については、執行部より「地域の畜産の収益力向上を目的に、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な役割を担う畜産経営体の施設整備等を支援する事業で、当初計画していた経営体が事業延期を申し入れたため 7,200 万円を減額し、また、新規で事業の要望があったため 6,164 万 6,000 円を増額した。よって、差額の 1,035 万 4,000 円を減額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「延期した事業の今後の計画は」との質疑に対し、執行部より「来年度以降に実施を検討したいとのことであった」との答弁がありました。

次に、目、農地費の農業競争力強化基盤整備事業については、執行部より「県営によるほ場整備事業の事業費変更に伴い、3,421 万 8,000 円を減額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「事業費変更の理由は」との質疑に対し、執行部より「国費等の減額に併せ、県営事業の計画変更により、市の負担金が減額されたものである」との答弁がありました。

次に、目、商工総務費のグルメ推進事業については、執行部より「グルメ推進事業を周知するため、のぼり旗及びステッカーの購入費用として 13 万 7,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「グルメ認定店の加盟状況は」との質疑に対し、執行部より「令和４年度末が４店舗、令和５年度末が 10 店舗、令和６年度末が 17 店舗であり、徐々に増加している状況である」との答弁がありました。

次に、目、観光費の観光プロモーション事業については、執行部より「菊池温泉街リブランディング基本構想及び実行計画に基づき、旅館等の経営基盤強化や食を通じた温泉街魅力化、景観まちづくりに取り組み、温泉街の活性化を図るため、また、菊池市観光振興ビジョンに基づき、新たな観光推進体制としてＤＭＯを設立し、まち全体で稼ぐ体制を整備するため、9,384 万 3,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「ＤＭＯについて、稼ぐ力を引き出すとあるが、何を根拠にしているのか。また、何年程度で負担金を廃止する考えか」との質疑に対し、執行部より「ＤＭＯに期待することは、会員の稼ぐ力をつけることである。ＤＭＯが市場調査等の分析データに基づいて効果的な観光戦略を実行し、日々積み重ねて会員と共有し戦略につなげていくことを重要視している。また、今後の負担金の支出について、市は単なる資金提供者ではなく、成果に対し共に責任を負う立場であると考えていることから、徐々に減少することはできても、廃止することは難しいと考えている」との答弁がありました。

さらに、委員から「菊池観光協会の総会において、ＤＭＯ化に向けて承認されたとのことだが、予算審議の中で議会の承認が得られない場合はどのようになるのか」との質疑に対し、

執行部より「菊池観光協会が自分達だけでＤＭＯ化を進められるのか等の議論を促していく」との答弁がありました。
さらに、委員から「債務負担行為を設定し複数年度の事業計画を審議するべき案件であると考える。今後の見通しをどのように考えているのか」との質疑に対し、執行部より「来年度以降の計画等を今年度検討したいと考えていることから、単年度の補正予算を計上した。今後、事業計画や交付金の状況等を踏まえ、債務負担行為の設定が必要であるか検討し進めていきたい」との答弁がありました。
また、委員から「観光のターゲット客はどこに絞っているのか」との質疑に対し、執行部より「ターゲットは、福岡と熊本の都市圏及び台湾の夫婦・パートナーや家族・親族である」との答弁がありました。

次に、目、観光費の観光施設整備事業については、執行部より「わいふ一番館の再整備を目的とした基本設計、竜門ダム周辺の整備、有朋の里泗水孔子公園の施設整備工事の基本設計及び七城温泉ドーム・リバーサイドパークの設備修繕のため、3,980 万 6,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「リバーサイドパークの設備故障の原因は落雷によるものとのことであるが、保険はかけていたのか」との質疑に対し、執行部より「市が保険に加入している。保険料の保証金額は空調施設が設置から 28 年経過しているため、設備の減価償却により工事費の 20%程度である」との答弁がありました。
また、委員から「修繕に当たり予備費を充用しなかった理由は」との質疑に対し、執行部より「緊急性等を勘案し、補正予算を計上した」との答弁がありました。
さらに、委員から「設備等の故障により明らかに市民サービスに支障を来す場合は、早急に予備費を充用して対応すべきである」との意見がありました。

次に、目、道路橋りょう総務費の桜の里プロジェクト事業については、執行部より「平成 25 年度から平成 30 年度までの期間に植樹した桜の管理委託料及び令和７年度に予定している桜の苗木代等として 229 万 3,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「植樹の要望はあっているのか」との質疑に対し、執行部より「令和６年度は４つの行政区と１つの団体から植樹の要望があり、33 本を植えたところである」との答弁がありました。
さらに、委員から「桜は植えた後も管理費がかかってくる。桜を植樹することより、道路の白線や停止線の補修に対する要望への対応が重要と考えるため、今後予算を見直していただきたい」との意見がありました。

次に、目、公園費の公園施設整備事業については、執行部より「主にかわまちづくりで整備した迫間川つなぎ石公園の駐車場を整備するため、駐車場の用地取得に係る経費及び測量設計委託料等として 1,095 万 7,000 円を増額するものである」との説明があり、特に質疑は

ありませんでした。

次に、目、都市計画総務費の民間宅地開発支援事業については、執行部より「ゾーニングにおける田島地区宅地開発に伴う周辺市道２路線を整備するため、3,003 万 4,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「歩道は設置されるのか」との質疑に対し、執行部より「2.3 メートルの歩道を設置する予定である」との答弁がありました。
また、委員から「民間宅地開発が見込まれる場所については、道路拡幅していくのか」との質疑に対し、執行部より「令和５年度に宅地開発可能性調査を行った結果、対象となった区域の開発については、インフラ整備の支援をしていく」との答弁がありました。
さらに、委員から「対象となった区域は、何か所程度あるのか」との質疑に対し、執行部より「田島地区以外に４、５か所ある」との答弁がありました。
また、委員から「民間宅地開発の支援として地域開発推進室で予算が計上されているが、本来市道の拡幅は道路計画に基づき土木課の所管で実施すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、執行部より「工事の施工管理については、土木課の協力を得ながら事業を進めていきたい。また、今後同様の案件に対応する際の所管は、庁内で再度協議してまいりたい」との答弁がありました。

次に、**議案第 46 号**については、目、特定健康診査等事務費の特定健康診査等について、執行部より「特定保健指導を行う管理栄養士を会計年度任用職員として雇用予定であったが、応募がなかったため、目、保健衛生普及費の会計年度任用職員に要する経費を減額し、外部委託を行うための委託料に組み替えるもので、157 万 3,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「外部委託先はどのようなところか」との質疑に対し、執行部より「保健指導を行うことができる事業者が数件あるので、そういったところを想定している」との答弁がありました。
さらに、委員から「今年度は外部委託で対応するとのことだが、今後の見通しは」との質疑に対し、執行部より「特定健診後、個別の保健指導により適切な治療を受けるなどの重症化予防を行い、被保険者の健康の保持増進、医療費の抑制につなげるためには、何度も訪問することで信頼関係を作り、成果に結びつける必要があるため、できるだけ会計年度任用職員を雇用する方向で考えていきたい」との答弁がありました。

次に、**議案第 47 号**については、目、介護給付費準備基金積立金の介護給付費準備基金積立金について、執行部より「一般会計の生活支援体制整備事業における社会福祉士の職員派遣負担金の増額補正の財源として、目、他会計操出金の一般会計操出金を 73 万 8,000 円増額するに当たり、介護給付費準備基金積立金を同額分減額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「操出金を支出した後の基金残高はいくらになるのか」との質疑に対し、執行部

より「今回の補正は、介護給付費準備基金積立金の予算額を減額するものであり、基金そのものを取り崩すものではない」との答弁がありました。

次に、**議案第 62 号**については、目、学校給食費の物価高騰対応重点支援事業について、執行部より「事業費 1,801 万 3,000 円の増額については、食材費の高騰による給食費の値上げに対し保護者の負担を軽減するため、1 食当たり小学校で 22 円、中学校で 31 円を補助するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「小学校では給食費の値上がり 36 円のうち 22 円を補助し、中学校では給食費の値上がり 52 円のうち 31 円を補助するとのことであるが、なぜ一部補助なのか。現況から考えると保護者の負担増の全額を補助してもよかったのでは」との質疑に対し、執行部より「今回、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付に当たり、一般財源等を調整する中で、給食費の値上げ分の全額ではなく、一部を補助することにしたものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「学校給食費の無償化が叫ばれる中、県内でも無償化に踏み切った自治体がいくつかある状況であるが、給食費の値上げ分を全額補助するという議論はなかったのか」との質疑に対し、執行部より「総合的に検討した結果である」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉施設費の物価高騰対応重点支援事業について、執行部より「保育所等における副食費の公定価格が、食材費の物価高騰に伴い、令和４年度と比較して１人当たり月額 400 円増額の月額 4,900 円となっており、副食費徴収対象者にこの増額分の補助を行うもので、261 万 2,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「補正予算が認められれば、本年４月に遡っての補助になるのか」との質疑に対し、執行部より「本年４月に遡っての補助として考えている」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 45 号**について、菊池前進塾については、「進学合格率の目標値は掲げてあったが、利用生徒数を増やさなくては結果に結びつかないと思うので、利用生徒数の目標値も掲げるべきである」「執行部から実施方法の見直しは提案されたが、現状を見ると根本的に変える必要があると思うので、本年度の１年間をかけて検討してほしい」「これまでの反省点を踏まえて、今回は政策的に取り組んでいることを評価しており、県立高校の厳しい現状を踏まえると、努力はされていると評価している」「菊池高校の生徒へのアンケートで、菊池前進塾があるから菊池高校を選んだ生徒がいるという結果も出ているようなので、前向きに長く支援ができるような体制を構築してもらいたい」という意見がありました。

また、まちなかデザイン会議事業については、「今回は、最終目標を持って取り組んでほしい」「事業の費用対効果などの検証を行い、その結果に基づき将来の事業計画を立ててほしい」との意見がありました。

次に、菊池観光プロモーション事業について、「ＤＭＯ設立に当たり、観光を通じて地域の稼ぐ力を引き出すとあるが、質疑を通してどのようにして稼いでいくのか見えづらかった

ため、きちんと根拠を示していただきたい。また、ＤＭＯの効果について、様々な角度から数値化し毎年報告をしてほしい」「ＤＭＯについて、数年後の目標とその計画を基に事業を進めることが重要であると考える。今後、債務負担行為の設定をし、複数年度の安定した運営の中で事業効果を達成し、ぜひＤＭＯを成功させていただきたい。また、予算計上前に菊池観光協会にＤＭＯ化の承認をいただいていることについては、行政手続上やむを得なかったと考える」との意見がありました。

次に、観光施設整備事業について、「設備等の故障により明らかに市民サービスに支障を来す場合は、早急に予備費を充用して対応していただきたい」「設備の修繕において、予算要求時の見積りにより設計をしている場合は、物価高騰等の影響を勘案し適正積算に努めてほしい」「わいふ一番館の基本設計について、今後、用途を変更し展示物等を移設させる場合は、どこに移設させるか説明をしてほしい」「竜門ダムのテニスコートの整備については、スケートボード場として改修する等の検討を行ってほしい。また、付近にバスケットコートもあり、そこもロンロン館と一体的に考えて整備の計画をしてほしい」との意見がありました。

次に、民間宅地開発支援事業について、「市道の改良に当たっては、道路法に基づき検討する必要がある。よって、本来は開発された後に市道の認定、拡幅工事へ進めていくべきと考える。また、開発に先行し市道の拡幅工事をすることにより、路盤が損傷等することがないよう、事業者と十分協議を行い適正な施工をお願いしたい」との意見がありました。

次に、**議案第 62 号**について、「学校給食費の補助については、給食費の値上げ分の一部を補助するとのことであったが、今、学校給食費は、無償化の方向に進んでいることから、給食費の値上げ分の全額を補助してもよいと思っている」との意見がありました。

また、経済建設分科会の議員間討議の中で委員から「リバーサイドパーク多目的ホールの空調設備の修繕料の補正予算が計上されているが、本件のように設備等の故障により明らかに市民サービスに支障を来す場合は、早急に予備費を充用して対応しなければならない」との意見を総括提言として執行部に対し通告を行いました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、経済建設分科会において総括提言がありましたので、執行部より「経年劣化や自然災害等により、施設及び設備が破損又は故障した場合、危険性や緊急性の高いものについては、予算流用、予備費の充用等にて予算を確保し、対応しているところである。御指摘の市民サービスに支障を来すような故障の場合は、緊急度を高く位置付けた上で、その都度、庁内で協議の上、適切な予算措置方法を選択して、早急に対応したい」という答弁がありました。

次に、各分科会長報告に対する質疑を行いました。

委員から「観光費の観光プロモーション事業の中に新たなる観光推進体制として、ＤＭＯを設立し街全体で稼ぐ体制整備のため、観光協会に 4,633 万 4,000 円の金額を増額するとある。相当な額の市民の血税であるが、この事業の責任の所在はどこにあるのか。また、この事業に対する責任の所在についての質疑はあったのか」との質疑があり、経済建設分科会長より「この事業に対する責任の所在について、委員より明確にするようにとの質疑はあったが、執行部から明確な答弁はなかった。なお、ＤＭＯ設立に関連した質疑の際に、市は単なる資金提供者ではなく、成果に対してＤＭＯとともに責任を負う立場であるといった答弁はあった」との答弁がありました。

さらに、委員から「責任の所在は、観光協会にあるのか、市当局にあるのかは、曖昧なままに終わったということでよいか」との質疑があり、経済建設分科会長より「明確にどちらであるということではなく、ＤＭＯとともに責任を負う立場であるという答弁があっただけである」との答弁がありました。

さらに、委員から「それでは責任のとり方に対する議論は、全くなかったということでよいか」との質疑があり、経済建設分科会長より「責任のとり方に対する議論、質疑、答弁等はなかった」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 45 号**については、討論において２人の委員から反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 46 号**、**議案第 47 号**及び**議案第 62 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会　議長　水上　隆光　様

令和７年７月４日
予算決算常任委員会　委員長　工藤　圭一郎

付　　録

令和７年第２回定例会付議事件一覧及び審議結果表

（６月13日・６月23日・７月４日議決）

議案番号	件名	審議結果
議案第35号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第36号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第37号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和６年度菊池市一般会計補正予算　第13号）	原案承認
議案第38号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第６号）	原案承認
議案第39号	菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第40号	菊池市犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決
議案第41号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第42号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第43号	菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第44号	菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第45号	令和７年度菊池市一般会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第46号	令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第47号	令和７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第48号	副市長の選任につき同意を求めることについて	原案同意

議 案 番 号	件　　名	審議結果
議案第49号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第50号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第51号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第52号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第53号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第54号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第55号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第56号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第57号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第58号	財産の取得について	原案可決
議案第59号	財産の取得について	原案可決
議案第60号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第61号	市道路線の認定について	原案可決
議案第62号	令和７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第63号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第64号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第65号	令和７年度菊池市一般会計補正予算（第３号）	原案可決

議案番号	件　　名	審議結果
議員提出議案		
議員提出議案第　４号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出議案第　５号	菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
議員提出議案第　６号	菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
陳　　情		
陳情第　１　号	新型コロナワクチン予防接種台帳の保存期間延長に関する陳情書	不 採 択
議　　事		
議事第　３　号	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	８人選挙
決 議 案		
決議案第　１号	菊池市議会　本藤　潔議員に対する辞職勧告決議	原案否決
報　　告		
報告第３号	継続費繰越計算書について	原案報告
報告第４号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第５号	継続費繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）	原案報告
報告第６号	繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）	原案報告
報告第７号	専決処分の報告について（公用車車両事故）	原案報告
報告第８号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告

議 案 番 号	件　　名	審議結果
報告第９号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第10号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第11号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第12号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第13号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第14号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第15号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告
報告第16号	専決処分の報告について（公園管理瑕疵）	原案報告
報告第17号	専決処分の報告について（公園管理瑕疵）	原案報告